

ル る
ビ び
振 ふ
り
國 こく
恩 おん
記 き

ル^る
ビ^び
振^ふ
り
國^{こく}
恩^{おん}
記^き

目^も
次^{くじ}

國恩記	年考	凡例	國恩記自序	吉驛國恩記序	解題	初めに
こくおんき	ねんこう	はんれい	こくおんきじじよ	よしえきこくおんきじよ	かいだい	はじ
卷之一	まきのいち					
29	23	19	17	15	7	1

初めに

すがわらまさじろう
菅原政治郎

一 概要

本「國恩記」は、江戸時代の、仙台藩黒川郡吉岡町（現宮城県黒川郡大和町吉岡）の篤志家、菅原屋篤平治と穀田屋十三郎が、傳馬使役で疲弊した吉岡の町を何とか再生したいと願ひ、二人の茶飲み話から話が展開し、藩に千両の金を納付し、その利子にて町民を救済した実話です。時は明和三年（1766）から安永二年（1773）までの七年間（実際に町民が利金配分の文書に最終署名したのは安永拾年（1781）で、この間、千両の金を工面する際に篤志家を如何にして増やし最終的に九人にしたかや、その過程での篤志家達の苦勞を、龍泉院榮洲瑞芝和尚が後世にその美挙を残すべく記したものです。それが大正時代に、仙台叢書第十一巻の一部に「國恩記」として取込まれ、活字出版されました（仙台叢書刊行

かい たいしょうじゅうごねん
 会、大正十五年（1926）出版）。

こくおんき ないよう すで いそだみちふみし ちよ む し にほんじん ぶんげいしゅんじゅう
 「國恩記」の内容は、既に磯田道史氏の著「無私の日本人」（文芸春秋、
 ねんじゅうがつしよはん なか こくた やじゅうざぶろう だいめい しゅつばん
 2011年十月初版）の中の「穀田屋十三郎」と云う題名で出版されておられ
 ますので、ご覧になられた方も多数おられることと思ひます。

ほん こくおんき げんぶん ほんる びふ しりよう えいしゅうざい し おしろう
 本「國恩記」は、その原文です。本ルビ振り資料は、榮洲瑞芝和尚が
 のぞ しょうがっこうがくねん じどう ないよう し
 望んでいたように、小学校高学年の児童でも読め、内容を知り、子々
 そんそん つた でき たいわちようきようどし か よしだせいこうさま
 孫々まで伝えることが出来るように大和町郷土史家の吉田清孝様の
 ごえんじよ え ぶ ちよ あ おも
 御援助を得たものです。まだ不備なところも有ると思われまますので建
 せつてき こ め ん と ごしてき いただ さいわ
 設的なコメント、御指摘を頂ければ幸いです。

二 注意点

ちゅういてん

る び ふ さぎよう
 ルビ振り作業においては、以下の点に注意しました。

(1) 写筆に当たっては、仙台叢書第十一卷「國恩記」の使用文字をほぼ忠実に再現しました。従って誤字と思われる字でもそのまま使用してあります。但し、大正時代の活字組に当たって用いられた句点「。」のうち、その殆んどは読点「、」とすべきと考えられ、このため、筆者(菅原政治郎)の判断にて変更しました。

(2) 原文にての欠字は、■に記載しました。又、欠字の前後の漢字のルビについては省略しています。

(3) 月の読み方については、和名月(睦月、如月、弥生等)と漢数字月の両方が有りますが、本資料のルビでは漢数字月の読み方に統一しました。

(4) 主人公の一人である「菅原屋篤平治」の名前には、仙台叢書第十巻の文中には「篤平治」と「篤平次」の二通りの記載が有ります。國恩記覚(吉田勝吉編著、平成十三年七月一日発行、非売品)及び

本資料のルビ振り作業においてご指導を頂きました吉田清孝様との書簡により、墓碑銘に「篤平治」と記載があることにより、「篤平治」と統一して記載しました。

(5) 卷之四以降の原文では、「連數」と言う言葉が使用されており、文章の前後から判断して、「連中」の誤りと考えられ、吉田様にご相談したところ、「連中」が正しいとのこと、変更しました。尚、変更した部分が分かる様に、「連中*」としていきます。

(6) 全体に「土貢」と言う言葉が使用されております。広辞苑の辞書には「土貢(とこう/どこう)」の意味として土産のみつぎもの。田租のことと説明があります。文章の前後から判断して、「田租」の意味は無く、副詞の「どうこう」の当字と考えられ、「土貢」とルビ振りしました。

(7) 全体に「成共」と言う言葉が使用されております。読みについて

は副詞の「なりとも」又は「なるとも」という場合と、否定の意味を持つ「なれども」が考えられますが、文脈から判断して「なりとも」と統一してルビを振っています。

(8) 文中に名主、大名主を意味する漢字に対し、「肝煎」、「大肝煎」又は「肝入」、「大肝入」の二種類が使用されています。同じ意味ですので、特に統一はしておりません。

(9) ルビ振りに当たり、漢字一字に対して該当ルビを振る様にしましたが、返り点のある漢文については、必ずしもルビが漢字に対応していないこと、及びそのために行末も不揃になつていくことにご注意ください。

國恩記の巻は五までで、題國恩記後から國恩再興記までは付属資料の位置付けですが、「解題」の文章に記載ある様に、『之に関係する起請文、

また 國恩再興記等を合せ、統篇一卷となし、正篇六卷とはなしたるものなり』とのことで、本資料では國恩記卷之六として纏めています。

上記の様に、「國恩記」は原文で144ページ約8万語に及ぶもので、読了に時間が掛かります。このため、全体を俯瞰出来る様な簡易説明書を巻末に添付していますので、ご利用ください。

解題

國恩記六卷は、黒川郡吉岡下・中・上三町の民戸救助の爲め、有志者
 九人合議し、義捐金一千両を醸出し、之を藩府に納付し、其利金を乞
 ひ受け、各戸に毎年配分して、其目的を達成したる顛末を、同町なる
 寶珠山龍泉院住持、栄洲瑞芝といへる沙門の、編集したる正篇五卷へ、
 之に關係する起請文、又は國恩再興記等を合せ、続篇一卷となし、正篇
 六卷とはなしたるものなり。抑此美挙の起りは、龍泉院瑞芝の卷首に
 もいへるが如く、菅原屋篤平治・穀田屋十三郎二人の篤志者が、茶話
 の序に、町民共生計困難に陥り、家内相續なり難きが爲め、禿れ家な
 どありて、驛役なる傳馬・歩夫を勤むる者も、減少する有様なれば、
 何とかして之を救ひ得させたし。如何思はる、やとの相談の末、大肝
 入千坂仲内方に至り、此事を相談したるに、之を賛成したるのみなら
 ず、進で之に加入し、肝入幾右衛門も亦之に加入したり。是よりして、

周右衛門・壽内・十兵衛・善八・新四郎等、之に加はりたれば、連中
 九人となりし故、愈其九人醸出高、代六千貫文を相納むべきに付、右
 の年利下付の願書を、藩府に差出したるに、如何なる故にや、右出願
 の儀は、吟味相成難くとの事にて、願書却下になり、一頓挫を来した
 れども、連中金鐵の精神は、之が為めに屈撓すべくもあらず、重て再度
 の出願に及びたるが、此度は、願意は採納になりたれども、代にては
 取扱上都合なれば、金にて千両の高に、納付すべしとの下知ありし
 に由り、願意は達成したれども、六千貫文の代錢に、尚四百貫文を補足
 せざれば、千両の金とならざるを以て、其補足錢の醸出の途に窮し、
 再び頓挫の悲境に陥りたれば、連中は又々非常の遣り繰り算段をなし
 つつ日を経る間に、錢相場下落の憂目に、遇ひ、泣面に蜂の悲運到来
 したれども、聊も挫折せず他借して之を補填し、金千両を取り纏め、
 之を上納しここに至つて、始て安堵の思をなし、胸撫で卸し、年来の

宿志成就したるを悦び合へり。斯くして、年々利子金九十六兩、下げ渡
 さる、こととなり、直に三町へそれぞれ配分したれば、皆九人の辛勞
 を感謝すると共に國恩の有り難きを感戴したり。又九人の者は、奇特
 の行為なりとて、遠藤周右衛門は、特に金三兩三步、他の八人は、各
 金二兩二歩づ、の賞賜ありたるが、九人は之を私せず、少分づ、なれ
 ども、町内へ配分せしは、美德の上の美德にして、錦上に花を飾るも
 のといふべし。斯くして其利金下付の恩恵に浴するもの三十餘年、享
 和年代に至り、藩財用方の吏員更迭し、従来の下付法を改め、利金を
 廢し、元金済し崩しの法と變じ、利金下付額だけを、元金より下げ渡
 さる、こととなり、文化十一年に至り、元金拂渡し済みとなりし故、
 吉岡三町暗夜に燈を失へる思をなせり。左あれば九人の志士仁人が、
 明和・安永以来、苦辛設立の良法も、享和に小頓挫をなし、文化に大
 頓挫をなし、最早挽回す可らざるの勢とはなれるなり。然るに吉岡邑

主、地頭という但木山城弘行、深く此良法の廢絶することを憂ひ、家
 老・町役等に申付、良法再興の方法を審議せしめたる末、但木氏より
 二百五十両を下げ渡し、之が基金となし、町内より二百五十両を加へ、
 金五百兩となし、明和の先例に準じ、再び藩に出願せしめたり。此時
 先願九人の者前後凋落したりと見え、再度の願に與かりしは、只新四
 郎早坂氏一人なるが如し。蓋吉岡町の為めに、天は一老を遺したる乎。
 此再願に一遺老早坂新四郎あり。如何ばかりの力となりしやは、想像
 に難からざるなり。既にして藩廷は、其願を受領するのみならず、右
 納付の金五百兩の基金へ、藩にて五倍を以て、金五百兩を附加して千
 兩となし、五年目よりは、明和・安永の舊に復し、年々金百兩づ、下付
 すべしとの恩命に接し、愁雲一時に開け天日を仰ぐの慶運を迎ひたり。
 是天與の福音を記したるものは、國恩再興記にして、末卷に収めたる
 もの即ち是なり。嗚呼一進一退一喜一憂、人事の常なき此の如しと。

信しんなるかな言げんや。此この良法りやうほうは自治じちの意義いぎに適かなひたるものにして、今日こんにちに
 於おいて學まなぶべき所ところあるを信しんずるを以もつて、之これを後世こうせいに書かき遺のこされたる龍泉瑞りゅうせんずい
 芝しの功こう亦また多たとすべし。抑そも此この人ひとは何人なんびとぞや。只ただ其その寺名じめいを知るしのみにして、
 其他そのほかを知るし可べからず。これこれを遺憾いかんとす。前まえには彼かの篤志とくしの九人くにんありて、
 其その良法りやうほうを立て、後あとには此この篤志とくしの人ひとありて、其その顛末てんまつを記しるす。吉岡何よしおかなんぞ善人ぜんにん
 多おほきや。只ただ原本げんほん不明ふめいの文字も少すくなからず。不本意ふほんいながら、空白くうはくを存ぞんするの
 み。是これ亦また遺憾いかんとする所ところなりとす。讀者どくしゃ諸彦しよげん冀いねがわくは之これを諒りやうせられんこ
 とを。因ちなみに曰いわく、先願連中せんがんれんちゆうにて、第一だいいちの篤志者とくししや、菅原篤平治すがわらとくへいじは、其名そのな
 の如ごとく篤行とくぎやうある人ひとにて、製茶せいちや五種ごしゆを九條卿くじようきやうへ献けんじたるに、卿深きやうふかく其その
 志こころざしと其茶味そのちやみとを嘉よみせられ、左さの國風こくふうを詠えいじて、之これに答謝とうしゃせらる。
 其詞書そのことば並ならびに國風こくふうに曰いわく、
 みちのくに仙臺せんだいなる、吉岡町よしおかまちといふ處ところにすむ、茶師菅原何某ちやしすがわらなにがしより、
 雲花五種うんかごしゆをくりしを、賞翫しょうがんのあまりに、

春風はるかぜの かほりもこゝにこ 千世ちよかけて

花はなの浪なみこす 末すえの松山まつやま

そのほう かせい のちや けんじようもうしせうろうどころ くじようどのごしやうがんのあまり ごえいかおんふでそめられ
被下候。且被為之歌中詞銘五種之名、春風、かほり、千世、花の浪、
末の松山。永久可傳家者也。

明和三年戊十一月

榎田左近将監

宇郷主殿

信濃路丹波守

朝山内蔵権頭

菅原屋篤平治殿

右は叢書第三卷、封内土産考に載する所。今摘録して以て参考に供すといふ。

解題 終

よしえきこくおんきじよ
吉驛國恩記序

それせじんぜんをなせばすなわちともにこれをよるこぶは
夫世人作善則共歡之者、善人之常也。有于茲洞上耆宿榮洲芝禪師者。
いんりようにかんきよすることすでにじゅうねん
而閑居於隱寮已十年。禪坐經行以為平常。間亦出現鬧市裡、
うえんだんとをけどすることじやつかん。なかんづくほうがいどうゆうぜんのぜんなるものりようさんはいあり。せきぜんのおもいはつし
化度有縁檀徒若干。就于中方外道友善之善者有兩三輩。發積善之思、
ゆうざいのほうゆうにかたつていはく。こうらわれのためにきんをさすけえさしめよこれをこくそうにおさめいれ。もつてそのしぜんをはいじゆして
語于有財朋友曰、公等為我得授於金納入於是于國倉、而以拜授其子錢、
せんをえきりのここにぶんぷして。こうせいのじゆんしよくとなさんとほつすと。ほうゆうこれをきき。すなわちせんきんをおします
而分附於錢于馭裡之戸戸、欲為後世潤色。而朋友聞之、則不恪千金
これにじゆよす。ここににおいてどうしらかんきし。せんりようのおうごんをこくふにささげて。とんしゆしていはく。ねがわくは
授與之。於于斯同志等歡喜、而捧於千兩之黄金于國府、頓首曰、願者
びしようのきんをこくふのたいそうにおさめいれ。もつてかんりのいこうにより。しせんをうむをえば
納入微小之金國府之大倉、而以依于官吏之威光、得於生子錢者、
これをげぐらにけいしせん。げぐらこれをはいじゆしもつてしがんをみたさん。こくふのれいいんこれをきき。すなわち
惠賜是于下愚等。下愚等拜受之以滿於志願。國府之令尹聞之、則
そのしせいにかんじ。じようぶんにつつし。こつくんのめいをうけ。きんをこくそうにおさめいれ
感於其之至誠、達于上聞、而承於國君之命、而納入於金于國倉、
れいめいをえいせいにつたえしむ。そのじようじゆするや。しがんあるものといえども。しざいなくばこれをなさず
而傳於令命于永世。其之成就哉、雖有志願者、無資財者不成之。
しがんあるものといえどもしざいはむたい。かんりしせんのことわりをとくものは。これをなさず。えきしやさんゆうをもつて
雖有志願者資財者無對。官吏說於子錢之理者、不成之。益者三友以

成就これをじようじゆす。嗟咨ああそのちゆうかんをはかるにみをいたわりおもいをこがすこと其中間勞身いくせんしんばんくなりしや焦思このしよをみるもの、幾千辛萬苦なりしや哉。見於此書者このしよをみるもの誰不感涙之也たれかこれにかんるいせざらんや。而世間之事者せけんのこととは、釋氏雖不預之しゃくしこれにあずからずといえども、歡善者かんぜんはしそどういつなり緇素同一也。芝禪師動於老婆心筆記之者しぜんじろうばしんをうごかしこれをひつきするは、亦歡善之意也またかんぜんのいなり。亦是沙門大悲願行也またこれしやもんだいひのがんぎようなり。予亦よまた禪師之道友者也ぜんじのどうゆうのものなり。見聞之豈不隨喜哉これをけんぶんしあにすいきせざらんや。不堪于感劇之至かんげきのいたりにたえず、不顧鄙語ひごをかえりみず應于高平某之需たかひらぼうのもとめにおうじ、書於數字于書首すうじをしよしゆにかき、以讚揚禪師之大悲心矣もつてぜんじのだいひしんをさんようす。于時安永二ときにあんえい癸巳歲みずのとみのとし。夷則解制後三日いそくかいせいごみつか、現天皇要玉簡書之野水軒げんてんのうようぎよくかんこれをやすいけんにするす。

吉驛國恩記序

終

よしえきこくおんきじよ

おわり

こくおんきじじよ
國恩記自序

湯王は、身を積薪の焰に投じて、早魃に雨を祈り、大王は、居を岐山
の下に移して、窮民を康に恵む。共に其身をわすれて、人を思ふの仁
心、古今の美談上下のよみんずる所也。茲に東奥黒川郡吉岡の同朋等、
志を合せ金子そくばくを國府に捧げ、その利潤を頂領し、驛中の窮
民に分配して、渴を潤さん事を量り、其金調達の辛苦や擧て謂べから
ず。あるひは飲食を斷ち、佛神に祈誓し、或は家財衣類を賣拂ひ、妻子
を人の奴となし、所持の田畠にも離れんとまで、おもひはかり種々の
艱難、漸功滿て巖命新に下る。驛民これに潤ふ謂つべし。祈て雨を得
移して民を安すんずと。然るに千歳の後、何人の功にしてか、此國恩
に濡ふといふ事をしらず。辨ざるも無下に、もの憂おぼし侍れば、前
後八年の春秋、金子上達の有増、見および聞およぶ所の言の葉と、或

は又篤平治・十三郎の二子に、邂逅して願書及び加代證狀などの艸稿、
 數通をかりもとめ、そこはかたなく書集ければ、終に冊成るもの五卷。
 自題して吉驛國恩記となん。予は弊語を恥ず。筆を執の微意は、後の
 君子此冊を繙かん者、九員の同志等が辛苦を思ひ量り、志を是に繼
 重て、上金調達し、又後の君子に、此素懷を残し示さば、又其後の君子、
 是に志を繼、上金稍數會に及んで、漸くして國恩憐驛に等しからん
 か。予が欲する處茲に有り。時に安永癸巳春三月日。前龍泉院榮洲瑞
 芝筆を一譽軒中に塗抹す。

國恩記自序 終

凡例 はんれい

一卷中ひとつかんちゆうや、もすれば、加代等くわえだいつうの數言すうごんあり。當國とうこくの謂いならわしにて、錢ぜに

を呼よんで代だいといひ来きたれり。暫しばらく郷語ごうごに随したがて記きすのみ。

一金ひとつきんは諸國しよこく一統いつとう四朱しよを一歩いちぶといふ。是これも又國民またくにたみ一切いひときりと謂い来きたれり。同おなじく

郷語ごうごにもとづく。

一貴賤ひとつきせん・尊卑そんぴ・敬輕けいけい殿様でんよう紛亂ふんらん成事せいじは、民間みんかんの風俗ふうぞくにして、士客しきやくとは稍やや

異いなり。況いわんや又釋氏またしやくしの撰述せんじゆつする所有ところあり。是これを審つまびらかにしゑんや。見人みるひと

其眸そのひとみをゆるせよ。

一民家ひとつみんか苗字みょうじ・重判名乗等かさねはんなのりなどは、國法こくほうとして是これを制せいし来きたれり。しかれ共どもあ

さなばかりにては、年月ねんげつを経て見者迷みるものまよひ多おほからん。此記このきは連中家庫れんちゆうかこ

の秘物ひぶつにして、上達じやうたつの品しなにもあらざる故ゆえ、少すこしく國法こくほうを犯おかすに似にたれ

共間々どもま苗字みょうじを加くわうるのみ。

一東奥古来より、里數六丁を以て一里とす。他邦の一里は當國の六里
 なり。此も又風土のならばしに任せ、六丁を以て一里に記す。
 一往還驛より驛へ傳送の馬を、傳馬といふ事都鄙相同じ。然共當國は、
 古来より國府辨用の馬のみ、傳馬と謂來れり。暫く國風に隨ふ。
 一相場下り同く下直など、書中間々多し。他邦にて金の高値と謂ふ
 事なり。
 一當領代官屋といふは、他邦にて陣屋と云ふの、小なるものにして、
 一郡毎に是をおき、部落に稅斂し、其代官なる者出村勤仕の官所也。
 一士風として、役位の上なる者は、苗字を除き、或は一字を略するも
 の類有り。然共千載の後見者、苗字なくしては、其人を求るに難か
 らん事を思ひ、其闕略の者は、傍に朱を以て之を補ひ、見ものをし
 て安からしむ。
 一身賣と云ふ事は、他邦年限奉公に出る事にして、一生人の奴婢に、

身を賣果すといふ事にはあらず。

一當國古来より、田畠に錢數を呼で、一貫文・貳貫文と謂来り。

上・中・下・五段の異有れ共、大概一貫文は、八反歩程の地面なり。

小數は押して知るべし。

一肝入・大肝入は、分國におゐて其役名同じからず。然あれ共世人多

く謂ひ馴れ聞およぶ處は、庄屋大庄屋に有り。此記の肝入は庄屋と

一般なり。

凡例 終

ねんこう
年考

明和 三丙戌年。
めいわさんひのえいぬどし

ひとつさんがついつか
一 三月五日の夜、十三郎・篤平治寄合願心之發端。

ひとつはちがつ
一 八月、關東川々御普請御手傳。

どうよんひのといとし
同 四丁亥年。

ひとつこのとしじゅうざぶろう
一 此年十三郎・篤平治、數度寄合心願存立。吟味之外無他事。委曲

あわてずひつきほんき
不遑筆記本記に略す。

どうごつちのえねどし
同 五戊子年。

ひとつごがつ
一 五月、十三郎・篤平治・幾右衛門宅に寄合。心願存立請合。此節

はじめ
始めて幾右衛門連中に入る。

ひとつしちがつ
一 七月、三浦屋惣右衛門、鑄錢御用被仰付。

ひとつじゅうにがつ
一 十二月、音右衛門方より、十三郎・篤平治方へ、金子用事申来。

りょうにんもつしあわせそうらうねがいこころのれんちゆう
兩人申合候願心之連中え取合、千八百切才覺遣す。

どうろくつちのとうしどし
同六己丑年。

ひとつしやうがつ　とくへいじ　じゅうざぶろういしのまき　まかりこし
一正月、篤平治・十三郎石巻へ罷越、惣右衛門と舌戦。

ひとつさんがつ　またとくへいじ　じゅうざぶろういしのまき　くだ
一三月、又篤平治・十三郎石巻え下り、惣右衛門に對談。加金之望

あいひかえ　すえずえたいきんしやくようもうしたきだんもうしあわ
相扣、末々大金借用申度段申合す。

ひとつしがつ　じゅうざぶろうせんだい　のぼ　そううえもん　たいめん　きんすにせんぎりしやくようのうけあい
一四月、十三郎仙臺へ登り、惣右衛門に對面。金子二千切借用之請合

しようじようもんとする
證狀文取。

ひとつどうげつ　じゅうざぶろう　とくへいじえんどうじんない　はじめ　ねがいごころ　ぎ　はなしだ　そくじ
一同月、十三郎・篤平治遠藤甚内へ始て、願心の儀咄出し、即時に

ご　ひやくかんもの　のくわえだいしようじようあいだし　よくじつ　またとくへいじまかりこしそうだんのうえ　くわえだいご
五百貫文之加代證狀相出、翌日、又篤平治罷越相談之上、加代五

ひやくかんもんあいまし　つごうせんかんものしようじようあらため　うけとる
百貫文相増、都合千貫文之證狀改て受取。

どうしちかのえとらどし
同七庚寅年。

ひとつじゅうがつ　こくたやぜんはち　にひやくかんもの　のくわえだい　れんちゆう　あいはい
一十月、穀田屋善八、貳百貫文之加代、連中に相入る。

ひとつどうげつ　はやさかやしんしろう　さんびやつかんもの　のくわえだいいれんちゆう　あいはい
一同月、早坂屋新四郎、三百貫文之加代連中に相入る。

ひとつどうげつ　とみやまち　こくたやはちろうべいへたのみいり　せんだいいおもてないききくばり　しよじよのようすどうにん
一同月、富谷町、穀田屋八郎平頼入、仙臺表内々承配、所々様子同人

方かたより、十一月朔日、篤平治じゅういちがついたちえ書狀とくへいじにて申来しよじようる。もうしきた

ひとつどうげつ、三町惣御百姓連中へ、證狀しょうじよう相出あいいだすす。

ひとつじゅういちがつ、遠藤甚内重えんどうじんないかさねて五百貫文ごひやくかんもんくわえだいまし加代相増せんごひやくかんもん、千五百貫文なに成なる。

ひとつどうげつまつ、初度願書御代官屋へ差出しよどねがいしよおだいかんやす。さしだ

どうはちかのとうどし
同八辛卯年。

ひとつしようがつ、初度之願上より相返しよどのねがいおかみる。あいかえ

ひとつじゅういちがつ、二度目願書差出にどめのねがいしよさしだす。

ひとつどうげつ、甚内方より相場下足目じんないかたに、五百貫文加増そうばさげたしめ。此日驛中ごひやくかんもんかぞうに代このひえきなて、かわり

困苦こんくを身みに受うくるの誠言せいげん有あり。

どうくみずのえたつどし
同九壬辰年。

ひとつしようがつ、二度目願上より相返にどめのねがいおかみる。あいかえ

ひとつどうげつ、三度目願差出さんどめのねがいさしだす。

ひとつどうげつにじゅうににち、三度目之願上より相返さんどめのねがいおかみる。あいかえ

ひとつにがつ、おだいかんはしもとごんう えもんかた 一二月、御代官橋本權右衛門方より、れんちゅうのう ちいちにんあいのぼらせそうろうようもうしきたる 連中之内壹人為相登候様申来。

仍て幾右衛門・十三郎・篤平治、どうにんやしき まかりのぼ 同人屋敷へ罷登る。

ひとつどうげつよんどめのねがいさしだ
一同月四度目願差出す。

ひとつろくがつにじゅうくにち
一六月二十九日、わけご げちもうしきた の譯御下知申来る。【原文欠字】

ひとつしちがつみつか、ちゅうない とくへいじよりあい 一七月三日、仲内・篤平治寄合、そうう えもんかた 惣右衛門方へ借用金受取にまいりそうろう 参候

こころがかりせんがんのようすしだい ひつしのぎんみ 心懸先願之容子次第、必死之吟味におよぶ。

ひとつどうげつようか、いくう えもん じゅうざぶろう とくへいじいしのまき まかりこし 一同月八日、幾右衛門・十三郎・篤平治石卷え罷越、惣右衛門にたいだん 對談。

きんすしやくようもうしいれ どうにんとくしんせんだい うけとりそうろうはず もうしあわ 金子借用申入、同人得心仙臺にて受取候筈に申合す。

ひとつじゅうがつじゅうはちにち、そうう えもんかた れんちゅうぼううれいのため いしのまき まかりこ 一十月十八日、惣右衛門方へ連中為報禮、石卷へ罷越す。

ひとつどうげつにじゅうよつか、ちゅうせんざふきかたあいとめられそうろうこと 一同月二十四日、鑄錢座吹方被相留候事。

ひとつじゅういちがつついたち、れんちゅうならびにしよやくにんちゅうないたく よりあい おごうりきはいぶん やしきわり 一十一月朔日、連中并諸役人仲内宅へ寄合、御合力配分、屋敷割

えいせいふえきのもうしあわせいたしそうろうこと 永世不易之申合致候事。

ひとつどうげつあんえいにあらたまる
一同月改安永。

安永二癸巳年。

- ひとつにがっ きよねんぶん 去年分御利足之窺差出す。
- ひとつさんがっ おかみ 一三月、上より御問合申来る。
- ひとつうるうさんがっ おといあわせもうしきた 一閏三月、去年分御利足被渡下段申上。
- ひとつどうげっ おきんつかいしゅつぶ 一同月、御利足可被渡下由御下知。
- ひとつどうげっ おきんつかいしゅつぶ 一同月、御代官へ、御蔵元え指出紙面受取に、御金使出府。
- ひとつしがっ おきんつかいしゅつぶ 一四月九日、去年分御利足始て御合力被下。
- ひとつごがっ おきんつかいしゅつぶ 一五月四日、連中九人へ、御指紙到来。同日、何茂出萱場本宅にて御賞し之上、御金頂戴。同日御奉行衆へ御禮に罷出る。
- ひとつどうげっ おきんつかいしゅつぶ 一同月十五日、被下候御金町内へ配分。
- ひとつどうげっ おきんつかいしゅつぶ 一同月二十八日、結冊終る。

年考 終

國恩記 卷之一

釋 瑞芝榮洲編

明和三戌年三月五日之夜、菅原屋篤平治宅へ、穀田屋十三郎夜咄に來り。家主手製のかのきせんとやらを、かう入れて茶呑咄の序に、世上浮沈世の盛衰こもごも咄合、十三郎申けるは、近年世上一統の困窮とは謂ながら、吉岡三町で不如意の様に、年増に空屋敷も多く、其上勝手をして家屋敷譲り度と、相談致し候へても、望人も無く地代金出す事は勿論、添金致候ても相手無容子に成り行く。是は又何としたる事に候哉。此分にては末々無心元世之中に候。此濫觴は、貴朋何と思はれ候やと語りければ、篤平治成程、此儀は私淺慮にも少々存當候得共、逆も仰出さるからは、貴公の存付候承度候。十三郎申候は、當所古來より御百姓人馬不都合に田地不足の所にて、人頭一人前

の持高、貳拾人三拾文、扱貳百間に壹貫文餘の田地、所持の御百姓は
もちだか にじゅうにんさんじゅうもん さてに ひやくけん いっかんもんあまり でんち しよじ おひやくしよ
 稀に。是は又は一向屋敷斗にて、田地なしの御百姓も間々多く候。そ
まれ これ また いっこうやしきばかり でんち おひやくしよ まま おお そうろう
 れゆへ商賣勝に渡世致候處、近年いつとなく不商賣に成り行き、月六
しよばいまさ とせいたししろうところ きんねん なり ゆ つきろく
 度の市も、殊の外淋敷、餘郡の市場とは各別の様にて、個様の方より
ど いち こと ほかさびしく ほかのぐん いちば かくべつ さま かよう ほう
 連連困窮に及ぶやと存候。外にも些少の思付候得共、又貴朋の了簡も
れんれんこんきゆう およ ぞんじそうろう ほか さしよ おもいつきそうらえども またきほう りようけん
 可承候。篤平治成程貴殿の御心中尤之儀、私迎も大體御存慮之通に
うけたまわるべくそうろう とくへいじなるほどきでん ごしんちゆうもつものぎ わたくしとても だいたい ごぞんりよ のとお
 候。しかしながら當所は御百姓屋敷邊を量不申儀。情相考るに御咄
そうろう とうしよ おひやくしよやしきあたり はかりもうさずのぎ つらつらあいかんがえ おはなし
 之通、田地は不足にて渡世に相満てず、其上餘驛とは違ひ御上様より、
のとおりでんち ふそく とせい あいみ そのうえよそのえき ちが おんうえさま
 御傳馬御合力も、古来より下されず。別して近年御近郡山林も不足に
おてんま おごうりき こらい くだ べつ きんねんごきんぐんさんりん ふそく
 成り、御郡奥筋より御傳馬駄送繁く、昔より見馴ざる御用物多く御の
な おこおりおくすじ おてんまだそうしげ むかし みなれ ごようもつおお お
 ぼせ、殊に當宿は、中新田・三本木兩口一所に成候故、御傳馬數も相
こと とうしゆく なかにいださんほんぎりようくちいつしよ なりそうろうゆえ おてんますう あい
 立、田地は不足商賣は手増相減候方より、困窮におよび、驛並御用に
たち でんち ふそくしよばい てまあいへりそうろうがた こんきゆう および えきなみごよう
 苦しみ、兎角屋敷望人無之かと存候。これに付ては、私心中に身分
くる とにかくやしきのぞみにんこれなき ぞんじそうろう つかい わたくししんちゆう みぶん

不相應ふそうおうの大願たいがん御座候ござそうらへ共ども、何を申候もうしそらいても金錢きんせんは先立候儀さきだそうろうぎ、力ちからに及びおよが
 たく、心中しんちゆう黙止居候もくしおりそうろう。哀れ金子あわ きんすの千四五百兩せんしごひやくりようもほしく候そうろう。何分人なにぶんひとを恵めぐ
 まん為ための大願たいがんなれば迎とて、伐取強盜きりとりごうとうは、殊更ことさらなすべき事ことにあらず。無間むげん
 の鐘かねの所作しよさも、不調法ぶちようほうの我々われわれ及びおよべき事ことにあらねば、何かなにに付つけて金かねほし
 さにと申もうしければ、十三郎じゆうざぶろう承うけたまわり、只今ただいまの御咄おはなしに、人ひとの為ための大願たいがんと仰おほせ
 らる儀ぎは、定さだめて當宿中とうしゆくちゆう之儀ぎに可有これあるべきか之哉そのかね。其金えいねんにて永年うねんの潤うるおひに、被成なされる
 の御手段ごしゆだん思召おぼしめしつけは、如何様いかようの御存慮ごぞんりよなるや。私迎わたくしとても少々しょうしょう志願しがんも御座候ござそうろう
 間あいだ、無御心おこころ置御咄おはなしし候そうらへかし。品しなにより御同志ごどうし仕度つかまつり候そうろう。篤平治とくへい承うけたまわり
 されば、手段しゆだんとてべつぎ、右みぎの金子きんすを、御上様おんうえさまえ差上さしあげ、思召おぼしめし之
 御利足おりにそく被下置度なされたきねが願もうし申上あげ候そうらは、御取上おとりあげも可有これあるべき之儀ぎ、殊ことに先年せんねんより餘驛ほかのえき
 のへは、御傳馬おてんま御合力おごうりきく被下候御例だされそうろうおんれいも有事あることなれば、右みぎは御利足おりにそく之外のほか、少
 少御加恩しょうごかおんも可被下儀くださるべき、左候さそうらへば右御利足みぎおりにそくに取合とりあわせ、町内御傳馬ちやうないおてんま勤仕ごんしの屋
 敷しき、並ならびに配分はいぶん致候いたしそつらは、永年宿場御用えいねんしゆくばごようも無滞相務とどこおりにくあいつとめ可申もうす哉べきや。左様さようの儀ぎも

無之候ては、此末何様にも相續御用相勤兼候者も、數多出可申。此
これなくそうらい このすえいかよう あいつづくこ ようあいつとめかねそうろうもの あまたいでもうすべし この
 儀何共無心元事に候。此願心は一朝一夕の事には無之、多年の念頭に
ぎ なんともしころもとなきことにそうろう このねがいころ いつちよういつせき こと これなく たねん ねんとう
 候へ共、御咄致候通、金子の先立候事故、及びがたく徒に年月を
そうら ども おはなしいたしそうろうとおり きんす さきだつそうろうことゆえ およ いたすらに ねんげつ
 送申候。しかし念力岩をとをすと申先言も候へば、生涯に成兼候は
おくりもうしそうろう ねんりきいわ もうすせんげん そうら しょうがい なりかねそうら
ば せい か そうらい このねがいころ じようじゆつかまつりたく ぞんじそうろう じゆうざぶろううけたまわりあつばれけつこうなる
おんねがいころおどろきいり べ しんちゆう そうろう わたくしとて じつぶじんない とうしよ おてんま おごうりきねがいの
 御願心驚入たる御心中に候。私迎も實父甚内、當所御傳馬御合力願之
しがん おりおりはなしうけたまわりそうらえ しんちゆう ねがいころあいくわだておりそうらえども おはなしのとおりきんせん
 志願、折々咄承候得て、心中は願心相企居候得共、御咄之通金錢之
ぎ ちから およ いうねん しんがん ねがいのとらしおりそうろう しから あなた わたくしりょうにん ねがいの
 儀、力に及ばず數年、心願ばかりにて暮居候。然ば貴方と私兩人の願
ころいちどう そうろううえ たがい しんちゆうはげましあわ てつせき ごと このねがいころすえなが
 心一同いたし候上は、互に心中勵合せ鐵石の如くにし、此願心末永
あいすて ころ おまわ ぶつしんさんぼう きせいいた じせつ あいまちそうら
 く相捨ず、なをなを心を合せ佛神三寶へも祈誓致し、時節を相待候は
ば てんどう おめぐ つい じようじゆ こと そうろう まこと ひとつぶ はな
 ら、天道の御恵みにて、終には成就いたすべき事に候。寔に一粒の花
たね ちちゆう くち つい せんりん こすえ のぼ こと そうら しょうらにん
 の種は、地中に朽ず。終に千林の梢に登ると謂ふ事も候へば、兩人の
しんちゆうまたけんこ し がんいたしそうら ば い じようじゆもうすべくそうろう あな ひと はなし わら
 心中亦堅固に志願致候は、何時か成就可申候。穴かし二人に咄て笑

われ給ふな迪、互に打笑ひ其夜は別れしとなん。

ひとつどうねんはちがつ おんうえさま
 一同年八月、御上様にて、關東川々御普請御手傳被為蒙仰、御百姓末迄
 御貸上被仰付候處、御時節杯宜砌と兩人折々寄合、了簡致候得共、大
 金之儀難及手段、責ての事に神佛へ祈候外、思付も無く兼て入り馴候
 洗湯へは入らず、朝暮行水致候間には、飲食をたち祈誓立願の外、他事
 なく時節を待居候。

ひとつ
 一ある夜、大肝煎千坂仲内宅へ、篤平治罷越兩人之志願密々咄候得ば、
 扨々結構なる思ひ立、此御時節世上の儀をき、およびに、大金を上へ
 差上、御知行御扶持方頂戴、或は身分御取立之儀を願申上、其身勝手
 の筋斗相聞得候處、其元方の願心は、それとは雲泥萬里、永年町内の
 鰥寡孤獨をあわれみ候深き存心、是に過たる善事、餘にあるべきや。

自分もじぶん今夕こんゆうより存立ぞんじたちの人数にんずうにくわわ加り申度もうしたきとて逆さか、すなはち三人同志さんにんどうしの申合もうしあわせ致いたし候事そうろうこと。

一子ひとつねの五月ごがつ、十三郎事じゆうざぶろうこと養家やしな督音かどくおと右衛門同道えもんどうどうにて、穀田屋こくたや十兵衛宅じゆうべえたくへ罷まかり越こし、右願心みぎねが密々いごころみつみつに咄候はなしそうらへば、適御大願あつばれおんたいが及びおよがたき事ことには候得共そうらえども、なせなるば成なるものと申傳もうしつたひ、殊ことに善事ぜんじへは、佛神ぶつしんの加護かごも有これあること之事ことと奉存ぞんじたてまつり候間あいだ、御心おこころ永ながく時節じせつを御待可被成おまちなさるべく、拙者せつしやとて逆さかも志願しがんを添上そいあげ思召立おぼしめしたち候そうろう。御傳馬おてんま可申上もうしあぐべきと奉存ぞんじたてまつり候そうろう。その席せきにて十三郎じゆうざぶろう悴せがれ、音右衛門おとに申渡もうしわたし候は我等われら五十いそに近ちかき齡よわいに候そうらへば、生涯しょうがに大願成就たいがんにじようじゆの事難斗ことばかりがたく候そうろう。若此儘相果もしこのままあいはて候はそうらば、其身我等そのみわれらにかわり何も様いずれへ心合こころあわせ、大願たいがんを相計可申候あいはかりもうすべく。縦此身相果たとえこのみあいはつとも魂魄こんぱく其身そのみの影身かげみにそひ、願心ねがをたすけ可申と、呉々くれぐれ申渡候もうすべくへば、音右衛門おと御願心えもんおんねが始めて承りうけたまわ、御氣苦勞おきぐらう之段の、難有思召入ありがたきおぼしめしいりに候そうろう。被仰付おおせつけられ候そうろう趣逐一承知仕候そつろうおもむきちくいちしょうちつかまつり。御没後ごぼつごは勿論もちろん御存生中共ごぜんせいちゅうともに、聊いささか疎意そいに仕つかまつり候。

あぐま じき じゅうじゅうあいうけそうろうこと
 上間敷と重々相請候事。

ひとつあるよ じゅうざぶろう とくへいじ きもいりいく えもん
 一或夜十三郎・篤平治・肝煎幾右衛門、三人連立、浅野屋周右衛門方
 ふれまわり まい もど いくう えもんたく いずれ たちより ごようのま ひきこも
 に振廻に参り、戻りに幾右衛門宅へ何も立寄、御用之間へ引籠り、篤
 へいじ はつげん みぎねがいごころ いくう えもん はなしそうらい
 平治發言に、右願心ひそかに幾右衛門に咄候得ば、さして希有の大願
 しん さそうら ば し かさい いるい あいはらい そのう えふう ふみ うり あいいでそうらい
 心、左候はゞ、私家財衣類相拂、其上夫婦身賣に相出候ても、御願心
 くわわ もうしたきよし もうしききそうろう とくへいじ あいさつ まず おはなし いたしそうらいども
 に加り申度由くれぐれ申聞候。篤平治挨拶に、先は御咄は致候得共、
 たいがんの ぎ ようい くわだて こと えんこう つき
 大願之儀容易に企がたき事、猿猴が月をとらんとおもふに似る心願
 なりとして さんにないちどう わろ かえ
 成共、三人一同にどつと笑ふて歸りけるとなん。

ひとつどうねんしちがつまつ ごじょう かやなぎまち みうら やそうう えもん ちゆうせんごよう おおせつけられ えど
 一同年七月末、御城下柳町三浦屋惣右衛門、鑄錢御用被仰付江戸より
 まかりくだる こくた やじゅうべえ どうしじゅうざぶろうかた もうしこしそうろう このたびちゆうせんごよう おおせつけられ
 罷下。穀田屋十兵衛、同氏十三郎方へ申越候は、此度鑄錢御用被仰付、
 みぎ つきしよやくにんなど あまた あいりそうろうところ それ ほか ひとがらごぎんみ じゅうしごにん
 右に付諸役人等數多相入候處、其は他より人柄御吟味、十四五人も

つかわしくだされそうろうようもうしこしそうろう
 被遣下候様申越候に付、兩人寄合吟味之上、先以四五人遣申候。又惣
 う えもんかた
 右衛門方より、十三郎方へ別て申越候は、近頃わりなき無心申兼候得
 ども きさまごかとくおとえもんだの ざかたしま おねがいもうしたくぞんじそうろう みぎしま
 共、貴様御家督音右衛門殿、座方締りのために御願申度存候。右締り
 じんびん
 は人品に相入候儀、餘方存當無之音右衛門、兼ての御人柄殊に間柄之
 ぎ ゆえ ばんじこころおきなく もうしたくむしんもうしあげそうろう このせつの ぎ おんみつぎくだされたきだん おりいつて
 儀故、萬事無心置御 ■申度無心申上候。此節之儀御見次被下度段、折入
 もうしきたりそうろうにつき ひならず おとう えもんつかわしそうろうこと
 申来候付、不日に音右衛門遣候事。

ひとつどうねんじゅうにがつついたち いしのまきちゆうせんざ
 一同年十二月朔日、石巻鑄錢座より、早飛脚を以て音右衛門書狀遣候。
 そのぶん あらまし いわく
 其文の略に曰、

そうほうぶ じそくさいあいみてり さてせつしやぎ きよげつみつか ちゆうせんお ばしよ まかりこし ながや
 双方無事息才相満。扱拙者儀、去月三日に鑄錢御場所へ罷越、長屋
 よ いっ ぁいたて そのほかばんじのしよようちゆうや せ わいたしそうろうところ せつちゆうことさらなんぎつかまつりそうろう
 四つ五つ相建、其外萬事之諸用晝夜世話致候處、雪中殊更難儀仕候。
 このうえとうねんちゆう よこさんげんたてじゆうはつけん ながや ぁいたてそのほかしほうかまえがきなどつかまつりそうろうにつき
 此上當中、横参間堅拾八間の長屋、相建其外四方構垣等仕候付、
 きんす かぶん ぁいりり もはやいきづま そうろうしあわせ いかよう くりあわせできかね なんぎ
 金子過分に相入、最早行詰り候仕合、如何様にも繰合出来兼、難儀

のばしよ まかりなりそうろう ざもとそうう えもんならびにえどがた しゅう こまりおりそうろう どうしよ
 之場所に罷成候。座本惣右衛門並江戸方の衆も送り居候。當所は勿
 ろん ごじようか むきむき もつ もうしつかわ いまいままで ぎんみしきん すしやくようもうしれそうらえ
 論、御城下へも向々を以て申遣し、在々迄も吟味金子借用申入候得
 ども しよほうととのえかねさてさてしんちゆうめいわくつかまつりそうろう どうげつあいわたしそうろうしよしよくにんきゆうぶんざいもくなど
 共、諸方調兼扱々心中迷惑仕候。當月相渡候諸職人給分材木等、諸
 しきはらいかた きんだかごひやくりようあまり ふそく あいみえもうしそうろう そのうえとうねんちゆうふきはじめおせつけられ
 式拂方に金高五百兩餘、不足に相見得申候。其上當年中吹初被仰付
 そうろうよう あいみ え そうろうあいだ きたるしようがつじゅういちにちまで みぎおふきはじめおのべくだされたきだんあいたつし
 候様に相見得候間、来正月十一日迄、右御吹初御延被下度段相達
 おきそうらえども おかみのぎべつだんのござんみ ぜ ひ どうねんちゆう ふきはじめそうろうようおおせつけられ
 置候得共、上之儀別段之御吟味にて、是非當年中に吹初候様被仰付
 そうらえ このうえまたにひやくりよう ふそく ござそうろう このせつのぎごりようにんさまごそうだん
 候得ば、此上又貳百兩も不足に御座候。此節之儀御兩人様御相談
 なしくだされ きんごひやくりよう ごさいかくなしくだされたくぞんじそうろう わけ とくへいじどの このせつそう
 被成下、金五百兩も、御才覺被成下度存候。別て篤平治殿、此節惣
 う えもん たい おほねおりくだされずそうらい かなわぬばしよ あいみえそうろうあいだ なにとぞ
 右衛門に對し、御骨折不被下候ては、不叶場所も相見得候間、何卒
 ごりようにんごそうだんおおせあわされ きゆう ごさいかくたのみあげもうしそうろう りそくのぎ なにぶんこうり
 御兩人被仰合御相談、急に御才覺頼上申候。利足之儀は何分高利に
 ても不苦候。又は御望に候はゞ、加金之首尾合共に差支不申候。
 ざもとならびにえどあわせしきんしゅみようだいとも いずれ くれぐれもおたのみもうしあげそうろう よろしくごりようけんご
 座元並江戸合師金主名代共に、何も呉々御頼申上候。宜御了簡御挨
 さつまたてまつりそうらいじよう
 搦奉待候以上。

じゅうにがつついたち
十二月朔日

たかひらおとうえもん
高平音右工門

じゅうざぶろうさま
十三郎様

とくへいじさま
篤平治様

あげつら いわく おとう えもん しめめん
評に曰、音右衛門紙面に、此節篤平治惣右衛門に對し、別て骨折
いたさずそうら かなわぬばしよ もうしこしそうらうこと
不致候へば、不叶場所と申越候事は、先年篤平治、九條様御詠歌
ならびにせんちやごめいちようだいのせつ そうら えもん ないないころつかわし きようとおもてのしゆびよろしくあいとどのえ
並煎茶御銘頂戴之節、惣右衛門内々心遣、京都表之首尾宜相調
そうらうゆえ おとう えもん このぎ あわせもうしこしそうらうか
候故、音右衛門此儀を合申越候哉。

みぎしよじようもうしきたりそうらうにつき りようになよりあいわれわれないがんじようじゆのね このせつ そうらう かね
右書狀申来候付、兩人寄合我々大願成就之根ざし、比節に候と兼て
みつみつはなしおきそうらう ちさかちゆうない いくら えもん じゆうべえ じゆないよにん もうすとおり わたくしども
密々咄置候。千坂仲内・幾右衛門・十兵衛・壽内四人え申通、私共
ねがいごころのてはじめにこのたびきつ そうらうもうしきたるしな かよう そうらう おとう えもん かね
願心之手始此度吉左右申来品は、個様に候とて、音右衛門方よりの書
じよう いずれ ひけんいた なにとぞきんすのさいかくこのせつのなんぎあひすく そうら ば すえざえよろ
狀、何もへ披見致させ何卒金子才覺此節之難儀相救ひ候はゞ、末末宜
しくぎんみ あいでもうすべく こと くわえきんのしゆび もうしきたりそうらうあいだ いかよう
敷吟味も相出可申、殊に加金之首尾も申来候間、何様にもいたし相加

へ置候はおきそうらば、宜敷方よろしきほうに可有これあるべくとうぶんちゅうせんのとなえ之當分鑄錢之唱ま、勝よさる様ようには聞得候きこえそうらへ共ども、
 又一方またいっぽうには随分宜敷ずいぶんよろしくと申もうすも有これあり之。まぢまぢの唱となえなれ共ども、何之道個様いずれのみちかようの之
ぎ儀申来候方もうしきたりそうろうかた、天てんの與あたへと申もうすにも可有これあるべきか之哉か。天てんの與あたえをとらざれば、却かえつて
わざわ禍わざわひを得うると、古こじん人の申傳もうしつたえも候得そうらえば、随分ずいぶん此節各思このせつおのおのおもひおもひに、御才ごさい
かくなさるべきよし覺可被成由とくへいじ、篤平治じゅうざぶろう・十三郎にこういちぜつ・二口一舌もうしそうらに申候おのおのもつともへば、各いちどう尤いと一同い
 たし、何いずれも不顧ふんこつさいしんをかえりみずほうぼうとび粉骨碎身たんべいきゆうを方々くじくいきお翔たあるき、短兵急たんべいきゆうに挫勢くじくいきおひにて晝夜ちゆうやを
わか分わかたず、或あるいは家財衣類かざいいるい・家屋敷等迄いえやしきなごまで、書入かきいれいたし、別べつして篤平治とくへいじは、
くじようさまよりちようだい従九條様頂戴の之御銘歌ごめいか、家業かぎようの秘書ひしょまでも印府いんぶにて、質物しちものに相入あいいれ兔とや
かくいたし角致かくいたし、都合つごう金子千八百切借出きんすせんはっぴやくきりかりだし、其品石卷そのしなしいのまきへ早速さつそく申遣候得もうしつかわしそうらえば、場所大ばしよおお
めつけやく目付役めつけやく、鈴木傳兵衛すずきでんべえと申者遣もうすものつかわし、金子御才きんすごさい覚可被下段かくくださるべきだん、近頃ちかごろ忝かたじけなきしだい次第だいに
ぞんじそうろうおもむき存候趣ぞんじそうろうおもむき、音右衛門申遣おとう えもんもうしつかわし、扱始末之儀さてしまつのぎは如何致候いかがいたしそうらいて宜敷候哉よろしきそうろうや、御相談仕ごそうだんつかまつり
しまつのうえ始末之上しまつのうえ、金子受取様きんすうけとるよう、座元江戶方音右衛門ざもとえどかたおとう えもんいずれ何もうしつけやりそうろうじようも申付遣候條ごそうだん、御相談ごそうだん
くだされたくそうろう被下度候りようになもうしそうろう。兩人申候このせつちゆうせんのみようばんは、此節鑄錢之評判あいすぐれずも不相勝こと、殊じせつに時節柄がらと申もうせ、

大金たいきんの儀ぎ存ぞん之じのようように才さい覺かく出来でき兼かね候そう得らえ共ども、色いろ々いろ心こころ遣つか此こ間ない申もう遣し候や通そう相ろ調あ候いとのえそうらう
 段だん、前ぜん書しよ之の通とお面めん々めん辛しん苦くの譯わけ共どもに、逐ちく一いち咄はな合し加か金え之の御お始しま末つ被な成され、金きん子す御お
 請う取け可とり被な成さらるべく候そうらう。乍さり去ながら大たい金きん之の儀ぎ故ゆえ、一いち同どうに出で合あ成い兼な候り間あ、段だん々だん四し五ご度ど
 に外う御とん渡じ申もう兼しか候ねと、傳でん兵べ衛え之の申もう聞き候せ。同どう人にん委い細さい承しょう知ち仕つか候まつ。併しか加く金わ金え
 と申もう儀ぎ座ざ方ほう至いたて指さ支し申ま儀ぎ、高こう利り之の儀ぎ者は何いか程ほどにても差さ支し不ふ申ま段だん、一いち倍ばい之の
 利り足そくにても不く苦く候ら。右み類ぎる例い御ご城じょう下か互たに共いに數あ多また在これ之ある儀ぎ、此この首しゅ尾び合あに致いた
 候そうては如いか何が御ご座ざ候そう哉や。先さ々き金き主きん方しゅ御が支た配し被は下い度く存だ候さ由れ申もう聞き候き付き、又また
 何いも翔かけ廻ま金ま主きん中ちゅうへ相そう談だん申もう候し處ところ、加く金わ外え之の首しゅ尾び合あは、一い向っ承こう知しょう不ち申ま故う、
 右み之の品し傳な兵でん衛べへ申もう通とお、無い異ぎ儀ぎ候こうは、加く金わ之の御お始しま末つ被な成され、金きん子す御お受う取け
 可な被さ成さらるべく候そうらう。傳でん兵べ衛え暫しばく工く夫ふういたし、此この儀ぎ私わ自たく分しに不ま罷かり成なら事ことに候そう得らえ共ども、
 此この節せつ之の儀ぎ月げつ迫ぱくにも有これ之あり、遠えん方ほう行ゆく戻もどり間ま遠とおにも候そう間あ、私わ大たく目し付お役め柄つを
 以もつて、自じ分ぶん始しま末つ仕つか金ま子きん請う取け可とり申もう候すべく候そうらう。依これ之の同どう人にん加か金わ請う取け證じょう狀じょうえ、来きた正た月げつ座ざ本もと
 直ね手て形がに引ひ替か可え申もう趣すを書か加くへ、始しま末つ請う取け金ま子きん相あ渡わ候し事こと。

ひとつし しょうがつ、とうしよきんしゆがたよりあいぎんみのうえ、きゆうとうすずきでんべ えかりしようもん、このせつ
 一丑の正月、當所金主方寄合吟味之上、舊冬鈴木傳兵衛假證文、此節
ざもと ねししょうじよう ひきかえもうすべきよし どうげつげじゆんとくへいじ じゆうざぶろういしのまき まかりくだり ざもと
 座本直證狀に引替可申由、同月下旬篤平治・十三郎石卷に罷下、座本
ならびにえ どおかむらしんべえ きんしゆみようだいなかじまくろうじ ざがたたいやくのめんめん そうれつざ
 並江戸岡村新兵衛、金主名代中島九郎次、座方大役之面々、惣列座之
せき まかりこし すずきでんべ えたいだん きよねんそのもと もうしあわせそうろうとおり このたびのくわえきんのしまつ
 席へ罷越、鈴木傳兵衛對談。去年其許へ申合候通、此度加金之始末、
ざもと としゆうの ねてがた ひきかえもうすべきよしもうすだんそうらえ みぎでんべ えざもと ならびにれつざのしゆうちゆう
 座本衆之直手形え引替可申由申談候得ば、右傳兵衛座本並列座之衆中
たい きよねんよしおか しやくようつかまつりそうろうきんせんはつびやくきり せつしやかりしまつ じさんつかまつり
 に對し、去年吉岡より借用仕候金千八百切、拙者假始末にて持參仕、
お ぼしよさしかか そうろうきゆうごよう あいたちそうろうところ このたびよしおか ごりようにんおこし くわえきんの
 御場所指懸り候急御用に相立候處、此度吉岡より御兩人御越、加金之
しまつざもと ねししょうじよう ひきかえもうすべきよし そうろうあいだ さつそくおしまつ おひきかえくださるべきだんもうし
 始末座本直證狀に、引替可申由に候間、早速御始末御引替可被下段申
いでそうらえ ざもと いはずれ れつざいちどう でんべ えそのほういかよう あいこころえ かりしようもん
 出候得ば、座本何も列座一同に、傳兵衛其方何様に相心得、假證文な
がらも くわえきんのしまつ いたしそうろうや ざがた い くわえきん もうすぎ いたつ さしつかえ
 がらも、加金之始末に致候哉。座方におゐて加金と申儀は、至て指支
そうろう ぎぎん みあいきめおきそうろうところ はなはだ ふつごう いたしかたとぞんじおもいのほどもうしきかすべきよし でんべ
 候儀吟味相決置候處、甚不都合之致方存慮之程可申開由、傳兵衛に
あいたずねそうろう ごふしんごもつとも ぞんじたてまつりそうらえども そのごじ せつしやくようきんちたいにおよびそうらい
 相尋候。御不審御尤に奉存候得共、其御時節借用金及遲滯候ては、

御場所諸普請至て指支候儀、加金之儀は御座方、御指支之吟味に相決
 置候儀、心得居候得共、指懸り候儀、何等借用相調候方專一に存、
 吉岡之金主かた加金外之始末にては、一向承知無之不及是非、右始末
 仕罷歸候。座方相定り候掟を背申候段、可申分様無之、不調法至
 極奉存候。右舌戰篤平治・十三郎承、偕々存之外成義に御座候。
 然れば去年音右衛門殿よりの書狀に、加金之始末不苦と仰越候儀は、
 いかゞ被思召候哉。其上傳兵衛殿、右始末を以被致持參候金子、只今
 之御口上之通に候はゞ、御受用不被成可被相返處、去年指懸り候御時
 節には、不及御吟味右金御用ひ、只今に罷成傳兵衛殿と、同士軍之仕掛
 私共に為御見被成候儀、御人柄に甚引合不申候。座方御法度抔と申
 儀、私共一向相心得不申事に候條、何が何様に罷成候共、加金之始末
 座本衆、直證文受取不申候得ば、吉岡之金主中え、拙者兩人可申分様
 無之候。貴様方傳兵衛殿と、御受合之儀、何分私共之存候事に無之

候條、加金之始末早速可被相出由、巖敷申談先以私共は、旅宿へ罷歸
もうしそろうあいだ ごこく おしま つつかわさるべくそろう な おまた おひきの ばし におよび そら ば また もつて すい ざん もう す べき じ よう
申候間、後刻御始末可被遣候。尚又及御延引候はゞ、又以推参可申條、
ご ち たい ごり よう けん くだ さる べき だん もう し お き り よし ゆ く か え り そ ろ う こ と
御遅滞なく御了簡可被下段申置、旅宿へ歸候事。

一同日、三浦屋要人・高平音右衛門、兩人之旅宿へ罷越、扨御二方の
ひと つ ど う じ つ み う ら や よ う は ち た か ひ ら お と う え も ん り よ う に ん の り よ し ゆ く ま か り こ し さ て お ふ た か た
御立腹、御尤至極に候得共、是非此節思召之通に、始末被成候ては、
ご り つ ぶ く ご も つ と も し ご く そ う ら え ど も ぜ ひ こ の せ つ お ぼ し め し の と お り
音右衛門・傳兵衛兩人之身分に懸り候儀、其上惣右衛門事も江戸方へ
お と う え も ん で ん べ え り よ う に ん の み ぶ ん か か そ う ろ う ぎ そ の う え そ う う え も ん こ と え ど が た
對し、申分なき品々在之、旁以無據仕合に存候。此所折入被思召分け、
た い も う し わ け し な じ な こ れ あ り か た が た も つ て よ ん ど こ ろ な き し あ わ せ ぞ ん じ そ ろ う こ の と こ ろ お り い り お ぼ し め し わ け ら れ
先以此度は御登被下度奉存候。追て何分致了簡双方首尾然方に
ま ず も つ て こ の た び お の ぼ り く だ さ れ た く ぞ ん じ た て ま つ り そ ろ う お つ な に ぶ ん り よ う けん い た し そ う ほ う の し ゆ び し か る ほ う
可仕候。右口上篤平治承り、重々腹立いたし、私共身之上家財・衣
つ か ま つ る べ く そ ろ う み ぎ こ う じ よ う と く へ い じ う け た ま わ じ ゆう じ ゆう は ら だ ち わ た く し ど も み の う え か ざ い い
類・家業之秘物迄も、書入れ辛苦いたし金子才覚申候儀は、委細傳兵
る い か ぎ よ う の ひ ぶ つ ま で か き い し ん く き ん す さい か く も う し そ ろ う ぎ い さい い で ん べ
衛御存之前に候。殊に私事は、惣右衛門殿より、前々御厚恩申請候
え ご ぞ ん じ の さ き そ ろ う こ と わ た く し こ そ う え も ん ど の ま え ま え ご こ う お ん も う し う け そ ろ う 候
品も有之候儀、妻子其身迄も書入調達致候金子、御互之義理合斗にて
し な こ れ あ り そ ろ う ぎ さい し そ の み ま で か き い れ ち よ う た つ い た し そ ろ う き ん す お た が い の ぎ り あ わ せ ば か り

も、個か様よう之の御ご違い變へんは有これあるまじき之間せん敷じと存ぞんじ候そうろう。其その上うえ音おと右え衛もん門どの殿の、御ご生せい家か近きん年ねん少しょう
 少しょう御お不ふ練くり合あ之の上うえ、疎そ忽こつ之の了り簡ようにては、鑄ちゆう錢せん座ざ方がよりあざむかれ候そうろう杯などと、
 世せ上じようの唱となひも有これあり之そうらい候はいては貴き様さま方が迄たままで御ご本ほん意いに無これなき之よう様に存ぞんじ候そうろう。私わたくし共ども此この儘まま
 罷ま歸かり、吉よし岡おか之の金きん主しゆ中ちゆうえ、何なんと可たい致めん對いた面す哉き。此この所ところ疾やまいと御ご感かん得とく、折おり入い御ご了り簡よう、
 早さ速つ加く金わえ御お始しま末つ被つ遣か度た候そうろう。是ぜ非ひ御お差さ支しにおゐては、私わたくし共ども別べつ段だん存ぞん慮り御よ
 座ざ候そうろうと、面めん色しよくを替かへ申もう懸しかり候そう得らえば、音おと右う衛え門もん・要よう八はち御ご尤もつ之もの儀ぎ、土ど貢こう
 可もう申し分わ様くわえ無き之の候ご得ぎ共な、加な金ぶ之ん儀さは何な分ぶん指さ支し候つ間かえ、幾いく度どながら倍ばい々ばいに相あい
 重かさね候そうらいても、利り足そく之の儀ぎ差さ支し不つかえ申もう候そう條じよう、此この段だん金きん主しゆ方がた、御お執とり成な被だ下され度たく御お頼たのみ
 仕つか候まつり。篤とく平へい治じ・十じゆう三ざぶ郎ろう兎う角かく其その許もと方がへ、對たい談だんにて、相あい濟す可もう申す事べきに無これ之なく
 候そう條じよう、惣そう右う衛え門もん殿のに可ぎ得よ御を意うと、兩り人やうえ不あ相い構か、惣そう右う衛え門もん方かえ罷ま越かり、
 篤とく平へい治じ・十じゆう三ざぶ郎ろう、直じき々ぎ懸お御め目にかかり申もう候さ得らえば、不かな叶わ儀ぬ御ご座ざ候そうて致さん參じよう上いた候し段らう段だん
 申もう入い候そう得らえば、甚はな心は遣だ之ころつかわしの容よう體たい、對たい面めん遠えん慮りに相あい見み得え候そうへ共ども、是ぜ非ひ々ぜ々ひ得ぎ御よ意を
 度た段きだん、再さい三さん申もう入い候そうに付つき、無よ餘ぎ儀なく對たい面めん兩り人やう共にと、加く金わえ始しま末つ受う取け可もう申す段べき、

たゝみ懸面色をかへ申懸候得ば、惣右衛門御尤至極之儀、不及是非
た かけめんしよく もうしかかりそうらえ そううえもん ごもつともしごくの ぎ ぜひにおよばぬ
 事に御座候間、成程加金證文相出可申候。乍去此節御用多旁にて、急
こと ご そうろうあいだ なるほどくわえきんしょうもんあいだしもうすべくそうろう さりながらこのせつごようたぼう きゅう
 には相出し兼候間、追て始末此方より遣可申候條、先此度は御登
あいいだ かねそうろうあいだ おつ しまつこなた やりもうすべくそうろうじよう まずこのたび おのぼり
 被下度奉存候。兩人然らば先以罷登申候間、此上御違變なく、御始
くだされたくぞんじたてまつりそうろう りようにんしか まずもつてまかりのぼりもうしそうろうあいだ このうえごいへん おし
 末被遣可被下候。又以私共此地へ罷越候様にては、双方無據次第に
まつつかわされくださるべくそうろう またもつてわたくしどもこのち まかりこしそうろうよう そうほうよんどころなきしだい
 御座候間、無御相違様頼入申候。篤平治重て、全體此一巻は、私共
ご そうろうあいだ ご そういなきようたのみいりもうしそうろう とくへいじかさね ぜんたいこのいっかん わたくしども
 に御任候へば、吉岡金主方の存分に斗も不致儀、十三郎儀は、御間柄
おまかせそうら よしおかきんしゆがた ぞんぶん ばかり いたさぬぎ じゅうざぶろうぎ おあいだがら
 わたくし またべつだんぎりあいこれあるぎ いささかそりやく ぞんぜすそうらえども あま おりいりいしに
 私 は又別段義理合有之儀、聊疎略にも不存候得共、餘り折入石に
ねつぎなされそうろうごりようけん なん いささか そいへんのよう ばかり ごこうじょうおとしいれそうろう みぎせいとく
 根次被成候御了簡、何となく御違變之様に斗、御口上落入候。右生得
たんりよ わたくしども ことばあら もうしつの おこころさわり さぞ よんどころなきしあわせとぞんじそうろう きさま
 短慮之私共、言葉荒く申募り、御心障も嘸と無據仕合存候。貴様御
いちぶんの ごりようけん おさめおかれ すえずえの ぎ わたくしども おまかせそうら あま ござがたいいたみ
 一分之御了簡に被治置、末々之儀は私共に御任候はば、餘り御座方痛
そうろうよう つかまつるま じくそうろうあいだ おこころおきなくきんじつしまつつかわされくださるべくそうろう わたくしどもみようちよう
 候様には 仕間敷候間、無御心置近日始末被遣可被下候。私共明朝は
そうてん しゆつたつまかりかえりそうろうあいだ もはやきいをえもうすまじくそうろう しか こないだ なごりとて いろ
 早天に出立罷歸候間、最早得貴意申間敷候。然れば此間の名残込、色

いろのち そうあけがたまできようおうこれあり。直々支度罷登候事。

ひとつよしおか まかりかえりれんちゅうろくにんよりあい、石巻之様子逐一申聞候へば またそう

一吉岡へ罷歸連中六人寄合、右衛門、至てひきやうの致様、此末何共無心元事に候。篤平治・十三

郎承り えもん 私共如何様に骨折候ても加金證文受取各方へ御渡し可申

候條此儀は御安慮可給候。併鑄錢繁昌致候得ば利金も有之儀、萬一

不繁昌に候得ば何もへ御笑止之儀、就之は私共別段了簡御座候。あわ

れ愚慮に御同志被下候得ば、満足仕事に候。外の事にも無之、前々

御咄申置候、當所三町御傳馬御合力願の存立、此上鑄錢繁昌に候はゞ、

此度之加金望は一尙差扣相定候利付にて、元利手前受取、其上にて

惣右衛門へ、高金借用之無心申入候はゞ、舊冬難儀の節加金の約諾に

て千八百切遣候處、右望相扣常の利足にて、請取候義理合も有之

候間、大金にても難澁なく用立候様可被致かと存候。左候はゞ右金

おかみ 御上へ差上被下候御利足にて、年々惣右工門へ無利足に相返候はゞ、
 さ さま 先き様も痛不申、又連中之志願も相調可申儀、此吟味は如何思召候哉。
 おのおのさまの ぐりようけんもうしうけたくそうろう 何も承り成程宜形思ひ付、無異儀事に候と
 あいさついちどう 挨拶一同に致候處、兩人欽ひ大願成就之思ひをなし、天を拜し何もへ
 あいわか 相別れ、私宅々々へ罷歸候事。

ひとつどうねんはる 一同年春に至り、鑄錢日増に繁昌、よの常ならず相聞得候處、十三郎・
 とくへいじしんちゆうゆう 篤平治心中勇をなし、石巻へ罷下惣右衛門へ對面。先頃加金證文之儀、
 しなご そうだんうけたまわ 品御相談承り、吉岡の金主中へ申聞候處、只今に成候ては、了簡別
 だん まかりなり 段に罷成、加金之望は一向相扣、兼て私共連中五六人にて、念願致居候、
 よしおかさんまちおてんまおごうりきのぎ 吉岡三町御傳馬御合力之儀、上え差上金致し、相應之御利足金被下置
 たきだんもうしあげ 度段申上、被下候御利足、三町へ配分致候志願致居候處、上へ申上
 そうろうせつ 候節は、大金之様吉岡斗にては、調兼候事に相見得候間貴様より金

子借用いたし、返済は年々上より被下金を以て、相返皆済之後町中へ
すしやくよう へんさい ねんねんおかみ くだされきん もつ あいかえしかいさいののちまちなか
 配分致度念願に候。最早加金之望は無之候間、舊冬御用立候金子は、
はいぶんいたしたきねんがん そうろう もはやくわえきんのぞみ これなくそうろうあいだ きゅうとうごようだてそうろうきんす
 御繰合次第世上並方之利足にて被相返其上貴様より大金無心申度
おくりあわせしだいせじょうなみかたのりそく あいかえしなされそのうえきさま たいきんむしんもうしたく
 奉存候。夫共に鑄錢彌増繁昌に候はゞ、無心可申候。又思召様に繁昌
ぞんじたてまつりそうろう それとともに ちゅうせんいやましはんじよう そうら ば むしんもうすべくそうろう またおぼしめすよう はんじよう
 も不仕候はゞ、相扣候様可仕候。尤私共兩人、貴様より致借用候金、
つかまつらずそうら ば あいひかえそうろうようつかまつるべくそうろう もつともたくしどもりようにん きさま しゃくよういたしそうろうきん
 全以身分之徳用に不仕譯、熊野三社申おろし如斯、神文仕候と披見
すべてもつてみぶんのとくよう つかまつらぬわけ くまのさんじゃへもうし かくのごとく しんもんつかまつりそうろう ひけん
 に相入候へば、座本並江戸方衆感心致し、別て惣右衛門御相談之程、
あいれそうら ざもとならびにえどがたしゅうかんしんいた わけ そううえもんごそうだんのほど
 委細致承知候。其期にのぞみ無相違金子御用可承候間、随分折入御
いさいしやうちいたしそうろう そのじ そういなくきんすごよううけたまわるべくそうろうあいだ ずいぶんおりいってお
 願之筋斗、御吟味可被成候、又此度も色々響應相受罷登候事。
ねがいのすじばかり ごぎんみなさるべくそうろうとて またこのたび いろいろきようおうあいうけまかりのぼりそうろうこと

ひとつどうねんしがつ じゅうざぶろうごじようかやなぎまちそううえもんかた さいぜんおはなしもうしそうろう よしおかまち
 一同年四月、十三郎御城下柳町惣右衛門方え、最前御咄申候、吉岡町
おてんま おごうりきねがい ちかぢかさしあげそうろうぎん み まかりなり いよいよもつて おもうしあわせつかまつりそうろうとおり きさま
 御傳馬御合力願、近々指上候吟味に罷成、彌以御申合仕候通、貴様
おんでんま おごうりきねがい ちかぢかさしあげそうろうぎん み まかりなり いよいよもつて おもうしあわせつかまつりそうろうとおり きさま
 より金子借用申度候。上へ申上候儀末々不都合無之様、慥成御請合
きんすしやくようもうしたくそうろう おかみ もうしあげそうろうぎすえずえふつごうこれなきよう たしかになしおうけあい

のしまつもうしうけたきだん、れんちゆういずれ、ねがいもうしそうろう、そううえもんうけたまわ、ごもつとものぎ、よしみそうろう、之始末申請度段、連中何も願申候。惣右衛門承り、御尤之儀に好候。よしおかのぎ、ぼうふしゆつしようのところ、きさまごほんけ、わたくしのいえもとどうぜんのぎ、なにと吉岡之儀は亡父出生之所にて、貴様御本家は、私家元同前之儀、何ぞいっしん、ようよう、あいたてもうしたく、かねてぞんじおりそうろうぎ、このたびのおぼしめしたちのぎ、わたくしのぞんりよ一身の要用に相立申度、兼て存居候儀、此度思召立之儀は、私存慮を、あいたてまんぞくつかまつりそうろう、よつ、きんにせんきりのうけあいしようじようあいだしそうろう、そのじよう、いわく相立満足仕候。仍て金貳千切之受合證狀相出候。其狀に曰、

申合狀之事

このたびちゆうせんおふきがた、ごようおおせつけられあいつとめもうしそうろう、にゆうりようきんちようたつおたのみいたしこれまでじようじゆ比度鑄錢御吹方、御用被仰付相勸申候。入料金調達致御頼是迄成就たいけい、がんりきんかいさいそうろう、かつおのおおはじめきんしゆしゆう、よしおかまちそうおひやくしようちゆううるおいのため、大慶。元利金皆済候。且各御始金主衆、吉岡町惣御百姓中為潤之、おもしろい、しがんござそうろうよし、しなじなむしんおおせきかざるおもむき、さ、重き志願御座候由にて、品々無心被仰聞趣、左に、ひとつきんいちぶはんにせんにひやくごじゆうきり、一、金壹歩判貳千貳百五拾切。

ただしとうろうし、とし、むこうさんかねんめ、うどしにがつちゆうじゆんおかりいれ、またうどし、但當丑の年より、向三ヶ年目、卯年二月中旬御借入、又卯年より、むこうよんかねんめ、うまひつじりようねんむりそく、ほんきんごへんさいなさらるべきよし、みぎきんその、向四ヶ年目、午未兩年無利足にて、本金御返済可被成由。右金其、せつだいそうば、もつ、せん、せんだい、あいわたしもうすべくそうろう、節代相場を以て、錢にて仙臺にて相渡可申候。

みぎのとおりいきよくおおせきかされ、こうきん、うちうちさしつかえ、そうらえども、かくべつのおのぞみ、そうら、右之通委曲被仰聞、高金にて内々指支も候得共、格別之御望に候へ

ば、為御報禮致承知、其節無異議御用立可申候。御上表宜御出精
 おねがいさしあげらるべくせうろう。尤前文之通、前々無御違亂急度返済可被成、
 御願可被指上候。ごじつのためよつ くだんのごとし
 為後日之仍て如件。

明和六年丑四月

鑄錢座元

三浦屋惣右衛門

穀田屋十兵衛殿

穀田屋十三郎殿

菅原屋篤平治殿

右申合状、最初石巻え用立金之趣意に相準し候はば、六人宛名に
 これあるべきところ、ぜんたいしよはつじゅうざぶろうとくへいじりようにんのでがが
 可有之處、全體初發十三郎・篤平治兩人之手懸りへ、惣右衛門間柄之
 十兵衛を加へ、三人宛書にて申來候。仍て末々惣右衛門方より借用
 金、萬一及難澁候はば、何分拙者共三人え引受、各様御辛苦に相懸

もうしあげず、かねのさわりに、まかりならぬよう、まつつかまつるべくそうろう。仍て請合末書如斯御座候。以上。

どうねんどうじつ
同年同日

すがわらやとくへいじ
菅原屋篤平治

こくたやじゆうざぶろう
穀田屋十三郎
こくたやじゆうべえ
穀田屋十兵衛

おおきもいり
大肝煎

ちさかちゆうないどの
千坂仲内殿

きもいり
肝煎

いくうえもんだの
幾右衛門殿

じゆないどの
壽内殿

わたくし、いわく、さいしよじゆうざぶろう、とくへいじ、そううえもん、もうしあわせそうろう、にせんきり、そうろうところ、私に曰、最初十三郎・篤平治、惣右衛門に申合候は、貳千切に候處、

あげきんだいのう、ところきんのう、おおせつけられ、こと、だいそうば、ひび、あいくだ、しよほうころがけそうろう、上金代納之所金納に被仰付、殊に代相場日々、に相下り、諸方心懸候

きんせん、さ、はなはだふ、そく、よつ、そううえもん、おし、にひやくごじゆうきりむしん、金錢差太不足いたし、仍て惣右衛門へ押て、貳百五十切無心いたし、

初發受取候同人紙面、此節調直候事。

右證狀十三郎吉岡へ持参、連中へ為見候得ば、自是段々上へ願書之儀
 及吟味候。猶更舊冬連中六人才覺にて、鑄錢座方え金子千百切用立候
 處、此節利足相定り候通り、差添惣右衛門方より相返し、十三郎持参
 向々え、元利勘定返済致候事。

一同月、鑄錢座元目付役、鈴木傳兵衛を以て、最初惣右衛門へ遣置候
 兩人之神文、此方へ相返申候口上にて御心中之程 忝 存候。品々折入
 江戸金主共に、宜御禮之由申来候。

私に曰、此節江戸方金主等より、十三郎・篤平治願心深切に候段、
 稱し候事は各格改て、忝 趣禮之申所不相見得、強て了簡致候
 はゞ、最初加金之量相扣、借用金に致し候にも可有之哉。

一ひとつ小三郎・篤平治寄合、此この度之願心始終不都合ごう為無之。これなしとなす兩人りょうにんにて再ふたび
 神文致候。しんもんいたしそろう右誓紙みぎせいしは篤平治方とくへいじかたに受取買候。うけとりかいそろう茲ここに略りやくす。

國恩記 卷之一 終
こくおんき まきのいち おわり

こくおんき
國恩記 卷之二
まきのに

しゃく
釋 ずいし
瑞芝榮洲編
えいしゅうへん

めい わろくねんしが つじゅうさんにち じゅうざぶろう とくへいじ
明和六年四月十三日、十三郎・篤平治、淺野屋周右衛門父甚内方え罷
こしはなしそうろう このたびせつしやか ようさままのたいがんでんじたち ないないぎん みつかまつりそうろうだんもうしはなし
越咄候には此度拙者個様々々之大願存立、内々吟味仕候段申談、惣
う えもんかた
右衛門方より貳千切受合之證狀披見に入、貴様にも相應之加代被成下
たきだんもうしれそうらえ じんないことのほかよろこ
度段申入候得ば、甚内殊之外欽び、偕々結構なる大儀思召立候事に
そうろう このぎ ぼうふじんない ちゅうねん ころ しんちゅう ぞんじたち おりおりわたくし
候。此儀は亡父甚内も、中年の頃より心中に存立、折々私にも為申聞
ころがけ したきとて ねんねんえりぜに このぜに みぎねがいころのほか たよう つかいもうすま じきよし
心懸支度迎、年々撰錢いたし、此錢は右願心之外、他用に遣申間敷由、
かた もうしわたしおきそうらえ ども そのみぎり おんうえさま おくりあわせ ただいまごろ かくべつした
堅く申渡置候得共、其砌は御上様に御繰合も、只今頃とは格別下より、
り つきの きんせんなどめしあげられそうろう ごと もよう これなく ほか ぞんじつき おやこよりあい し
利付之金錢等被召上候、御模様は無之、外に存付もなく父子寄合、志
がんばんし
願咄のみにて多年打過候内、亡父も老年に及び、其上不順の症に罷成、
だんだんさしかさな さ ふゆのすえ いやますびようき しかりなく もはやりんじゅう まじか なりそうろうせつ わたくし
段々指重り去る末冬、彌増病氣も無然、最早臨終に間近く成候節、私

を枕元に呼最早我等臨終も遠からぬ様覺候。兼々申付候通、家業相續
まくらもと よびもはやわれらりんじゅう とお ようおぼえそうろう かねがねもうしつけそうろうとおり かぎようそうぞく
 大切に致し、及ばん程は貧家孤獨を恵み別して一人の老母に孝心可盡
たいせつ いた およ ほど ひんかこどく めぐ べつ ひとり ろうぼ こうしんつくすべく
 候。此期に至り思ひ残す事は無之候得共、年来心懸置候、當所御傳
そうろう このご いた おも のこすこと これなくそうらえども ねんらいころがけおきそうろう どうしよおてん
 馬御合力願之儀、一生に不相果近頃残念候。時の至ると壽數の限りと
ま おごうりきねがいのぎ いっしょう あいはてずちかごろさんねんそうろう とき いた ねんすう かぎ
 は、力に及ばざる事候。必年来撰溜置候錢は、外用に用ひず、其身
ちから およ ことにそうろう かならずねんらいえらびためおきそうろうぜに ほかよう もち そのしん
 代にも時節至らず、願心不相果候はゞ、嫡子周右衛門に品々申置、何時
だい じせつ いた ねがいころあいはてずそうら ば ちやくししゅうう えもん しなじなもうしおき なんだき
 とても我等素懷を相捨間敷由、さも残り多げに咄申候。私答候には、
われらそかい あいすてまじきよし のこ おお はなしもうしそうろう わたくしこたえそうろう
 御末期御遺言慥に承知仕候。別て御合力願之儀、拙者逆も朝暮心懸、
ごまつご ごゆいごんたしか しょうちつかまつりそうろう わけ おごうりきねがいのぎ せつしやとて あさくれころがけ
 今以年年撰錢貯置、時節を相待ち候上、重き御遺言、何卒拙者一生に
いまもってねんねんえりぜにたくわえおき じせつ あいま そうろううえ おも ごゆいごん なにとぞせつしやいっしょう
 存立可申候。猶更時節至らず、成就致兼候得ば、被仰置候通委細愚息
ぞんじたてもうすべくそうろう なおさらにじせつ いた じようじゆいたしかねそうらえ おおせおきなされそうろうとおりいさいぐそく
 周右衛門に、可申付置候條、此上御安心に御臨終奉願候と申候へ
しゅうう えもん もうしつけおくべくそうろうじよう このうえごあんしん ごりんじゅうねがいたてまつりそうろう もうしそうら
 ば、只黙頭候斗にて微笑を催し、程なく致落命候。其後私儀も此願
ただうなづきそうろうばかり びしょう もよお ほど らくめいたしそうろう そのごわたくしぎ このねがい
 心朝暮心に挟み罷在候へ共、御上之御様子逆も、何を手懸りと申儀も
こころあさくれこころ はさ まかりありそうら ども おかみのご じようすとて なに てがか もうすぎ

これなく、とうねんまでしがん
無之、當年迄志願のみにて居候處、此度貴朋方存立の御咄承り、亡父

遺言も相立可申と大悦至極、此節亡父臨終も存出、思はず落涙そうる

う懸御目候。何分其許方の御了簡に相任可申候。別て今日は亡父銘日

候處、此一大事を承り候儀、偏に亡父存念、冥途より相通候哉と存

候。貴朋方之思召と、私存慮と逐一亡父牌前へも為申聞、其上一人之

老母にも為承度候間、少々間御待可被下由にて、老母え對面品々相

咄候へば、扱々結構成事に候。今日亡父忌日と申、我身個様に悦申候

上は、何方へ吟味にも不及儀、早く御兩人え加代狀とやら可相出由申

されければ、甚内則亡父牌前へ、筆硯持参代筆仕候心持にて、加代

五百貫文、受合證狀相調へ、兩人え相渡候事。

一翌十四日、篤平治、甚内所へ罷成申聞候は、連中寄合吟味致候處、

石卷より借用金貳千切、貴様より五百貫文斗にては、御上へ申上候に

も不足ふそくに御座候間、此上乍御苦勞ごせうろう加代御増被下度と為申聞候へば、成なる程尤之由にて五百貫文相増都合千貫文之證狀に、調直相出候事。

ひとつよくじゆうごにち とくへいじじんないかた まかりこし せつしやかぎようそうぞく ねんねんきさま
 一翌十五日、篤平治甚内方え罷越、拙者家業相續のため、年々貴様よ
 り過分之借用金仕候身體に御座候條、此願心不存立以前に、心中御
 咄御指圖次第に存立可申候處、連中大概にも吟味不調内は、他言相扣
 居候儀御咄不申、一昨日に至り改めて御咄申上候儀、近頃不調法至極、
 御心中御呵も可被成御座候得共、何分御用捨被下度奉存候。拙者拜借
 金之儀は、又此度之願心とは、格別之儀一命に相懸け、御損金に不罷成
 様日々心懸居申候。甚内承り御遠慮之程、御尤に候も、此儀は必以
 御心遣、不被成御繰合次第、御返済可被成候。此上にも又御差繰之用
 事等は、隨身之儀承可申と、懇々挨拶篤平治承り、近頃辱奉存
 候。自是拙者儀も肩廣く連中にも相加り可申、諸事貴公の御影故と厚

く申謝ししんしゃ罷歸まかりかえり、連中れんちゆうえも為申聞候事もうしきかせそうろうこと。

ひとつれんちゆうろくにんなまえ 一連中六人名前にて、三浦屋惣右衛門方みうらやそうう えもんかたえ書狀遣候其趣、當所御傳

馬御合力願指上金、貴殿より貳千切借用仕筈にて、先頃十三郎罷登、

御請合證狀申請候處、彌増鑄錢御繁昌に候はゞ、御申合之通無心可申

候。若又思召の様にもうすま じくそうろうあいだも繁昌不仕候はゞ、御受合被下候末にても借用

申間數候間、此段御心遣被下間敷、仍同志連判を以如斯候。

右巳の四月、三浦屋惣右衛門宛名にて、連中名判遣候事。

ひとつどうねんごがつかのなか、浅野屋周右衛門裏座敷え、連中寄合吟味仕候は、最初

何も世話いずれもせわを以て、金子千八百切加金之首尾、鈴木傳兵衛へ相渡遣候處、

翌年彌増鑄錢繁昌致候へば、惣右衛門右加金之首尾違變仕候末、此度

之借用金上より、御差圖之節無相違遣候得ば宜候得共、萬一加金申合

のしやくようきんおかみ、おさしずのせつそういなくつかわしそうらえ、よろしくそうらえども、まんいちくわえきんもうしあわせ

ひとつどうねんごがつかのなか、浅野のやしゆうう えもんうらざしき、れんちゆうよりあいぎんみつかまつりそうろう

いずれもせわ、もつ、きんすせんはつびやくきりくわえきんのしゆび、すずきでんべえ、あいわたしやりそうろうと

よくねんいやますちゆうせんはんじよういたしそうら、そうう えもんみぎくわえきんのしゆびいへんつかまつりそうろうすえ、このたび

どうよう 同様に、惣右衛門違變およびそうらに及候つねへば、常ことならざる事に候そうろう。此所折入吟味このところおりいりぎんみ、
 おなじくは金子手前きんすてまえへ手取候てどりそうろうのち後、御上おかみへ願書指上方ねがいしよさしあげがた、石いしに金具かなぐと申物もうすものに
 御座候ごさそうろう。無左候さなくそうらいては、無心元事こころもとなきことと、何も同慮いずれ おなじおもいに申談候もうしはなしそうろう。十三郎成程じゅうざぶろうなるほど
 御尤之儀ごもつものぎに御座候得共いよいよそう、愈惣右衛門一通違變致候えもんひととおりのへんいたしそうらはば、私親族わたくししんぞくとして
 可申分様無之候もうしわくべきようこれなくそうろう。此段は私篤平治幾重このだん わたくしとくへいじいくえにも御請合仕候おうけあいつかまつりそうらいて、右借用みぎしやくよう
 金は御手入可申候きん おていれもうすべくそうろう。萬一御申合より不足仕候まんいちおもうしあわせへば、兩人十兵衛三人ふそくつかまつりそうら、
 家財は不及申面々身賣かざい もうすにおよばずめんめんみうりに相立候あいたちそうらいても、上金御指揮之御時節あげきんごしきのごじせつは、無相違そういなく
 金子調達致候様きんすちようたつたしそうろうよう、何分拙者共三人引受なにぶんせつしやどもさんになひきうけ、世話可仕候間せ わつかまつるべくそうろうあいだ、御上向御手段おかみむけごしゆだん
 可被成候なされるべくそうろう。私共乍不調法個様に申合相調置わたくしどもぶちようほうながらかようとて、去月中十三郎・篤平治もうしあわせあいとのえおく
 兩人りようになにて、申誓候神文相出もうしちかいそうろうしんもんあいだし、連中れんちゆうえ為見候得ば、尤之儀我々もつものぎ われわれとて逆も覺悟かくご
 相極居候條あいきめおりそうろうじよう、如何様いかように骨折候ほねおりそうらいても、其元方兩人そのもとがたりようになと一致いっちし、少しもひき
 やうよの働仕間敷候段申合はたらきつかまつるま じくそうろうだんもうしあわせ、何も安堵仕先々御上向いずれ あんどつかまつりさきざきおかみむけ、御内々承ごないないにうけたまわり
 可申由もうすべきよし、致相談引別候事そうだんいたしひきわかれそうろうこと。

ひとつとうしよかちゆうおおもぐんじ もうすひとにたのみいれ おかみおやくにんてまえ ごないないにうけくばりそうろうところ

一當所家中大友軍次と申仁頼入、御上御役人手前、御内々承配候處、

しよじよおやくしよのうち ここんむそうのねがい おおよそお よちゆう かよう ほんげ こころあいそえぞんじ

所々御役所之内、古今無双之願、凡御代中に夕様に、凡下に心相揃存

つけそうらねがいもうしいでそうら おきろくみききいたさぬぎ おもてだちそうらい ねがいしよさしあげそうら おとりあげ

付候願申出候、御記録見聞不致儀、表立候て願書差上候はゞ、御取上

これあるべき もうされそうら おやくしよ これありまた みぎねがいあま よきこと おかみ おんいき

可有之と被申候、御役所も有之又は右願餘り宜事にて、御上にも御行

あたり よう これあるべきや かぶん よきねがい かえつ こころもとなきかた もうされそうらところ これあり

當の様にも可有之哉。過分に宜願、却て無心元方と被申候所も有之。

あるいは このねがいえいねん おかみ ごふえき あいなりそうらうぎ おとりあげ これあるまじき もうされそうら お

或者此願永年、御上の御不益に相成候儀、御取上有之間敷と被申候御

やくしよ これあり またいつぼう おごうりき ずいぶんぶそく もうしあげそうら ば しなじな

役所も有之。又一方にては、御合力随分不足に申上候はゞ、品々より

ねがいぬしども このころざし まれなることゆえ ごさ た およばせらるべくそうらうあいだ ずいぶんおごうりきぶそく

願主共之志、希成事故御沙汰にも可被為及候間、随分御合力不足に

もうしあげしかるべし もうさるおかたもこれあり しよほうまちまちにしかり あいしりもうさぬこと

申上可然と、被申御方も有之。諸方区々然と相知不申事。

ひとつとらじゆうがつようか とみやまちこくた やはちろうべい あさのやしゆうう えもん ないよう まかりこし

一寅拾月八日、富谷町穀田屋八郎平、浅野屋周右衛門え内用にて罷越

そうらうせき とくへいじまいりあい そのもとおんこと ごじようか おもて しよじよおやくにんさまがた

候席へ、篤平治参合、其元御事は御城下表、所々御役人様方えも、御

お

出で入い被な成さ候れ處そ、最さい前ぜんも御お咄は申な候し通う、當とう宿し三くヶ町さん御お合ご力う之り願き、御ご内ない々に
 御お出で入い之の御お屋やし敷き方かえ、御お聞き配ぱ被ば下くだ度た候らう。八は郎ち平ろう承べい、御ご連れん中ちゆう之の思おぼ召し段だん
 々だん承う候け處つ、結け構つ成なる御お願ね心が、私わ何た分くに翔は廻ね承ま配わり、御ご模も樣よう追お々い書い狀しよに
 て、其その元もと迄ま可も申う遣し候つ。篤と平く治へい何なん分ぶん宜よろ頼しく上た候み段あ、申もう談し罷は歸ま候かり事か。
えりそうろうとこ おききくばりくだされたくそうろう はちろうべいうけたまわり これんちゆうのおぼしめしだん けつこうなるおねがいこころ わたくしなにぶん はねまわりうけくばり もようおいおいしよじよう とくへいじなんぶんよろしくたのみあげそうろうだん もうしはなしまかりかえりそうろうこと

一ひと同と年ねん十じゆう一いち月がつ朔つ日にち付つを以もつて、富と谷み町や穀こ田た屋や八は郎ち平ろう方べいより書しよ狀じよう到と来う左さ之の通と、
 幸こう便べん御ご座ざ候こう間ま啓けい上じよう候らう。然しか者る去き月よ八げ日つ、貴き樣さま御お頼た被な成さ候れ御ご願ね心が之の儀ぎ、
 向む々き樣さまえ御ご相さう談だん仕つか候まつ得らば、一いち段だん宜よろ事ことに候らう條じよう、早さつ速そく願ね書が相あ調いと、指さ上しあげ
 候こう樣やう可か致せと被お仰お候せ。右み願ね書が之の通と趣し旨し、大だい體たい々か樣やう之の筋すぢにても可しか然る哉や。
 代だい六ろく千せん貫かん文もん差さ上し可か申まう、内うち四よん千せん貫かん文もんは御お指さ圖し則すく差さ上し可か申まう候らう。残のこり貳に千せん
 貫かん文もんは、為み冥よう加が来らい春しゅん御ご參さん勤きん前まえ、差さ上し可か申まうとの御ご手しゆ段だんに可か被あ相い願ね候らう。
 左さ候こう得と者ば、御おん上う樣え表ま甚は宜よろ敷しく相あ見み得え候らう。尤も此つ儀ぎ印いん符ぷにて御ご相さう談だん、早さつ速そく
 可か被あ相い願ね候らう。委い細さい近きん日じつ罷は出し御お咄は可か仕ま候らう。取とり込こ中ちゆうに付つき如かく此ごと候らう以い上じよう。
おおせられそうろう みぎねがいしよのとおり だいいたいかやうのすぢ しかるべきや みぎねが うちよんせんかんもん おさし そくさしあげまうすべくそうろう のこ にせん みようがためらいしゅんごさんきんまえ さしあげまうすべき ごしゆだん あいねがわるべくそうろう さそうらえ おんうえさまおもてはなはだよろしくあいみえ そうろう もつともこのぎいんぷ ごそうだん さつそく あいねがわるべくそうろう いさいきんじつまかりいでおはなしかまつるべくそうろう とりこみちゆう つきかくのごとくそうらういじよう

じゅういちがつついたち
十一月朔日

すがわらやとくへいじさま
菅原屋篤平治様

こくたや はちろうべい
穀田屋八郎平

ひとつちさかちゅうないたく れんちゅうよりあいそうだんいたしそうろう
 一千坂仲内宅へ、連中寄合致相談候には、彌以願書も近々相調差上
ひとつちさかちゅうないたく
 可申處、如願相濟被下置候代、則町中え割渡候へば申分も無之事に候
もうすべきところ ねがいのごとくあいすみくだしおかれそうろうだい そくまちなか わりわたしそうら もうしわけ これなきこと そうら
 得共、左候へては三浦屋惣右衛門方え、返濟不罷成且町内え配分不致
えども さそうら みうら や そうら えもんかた へんさいまかりならずかつちようない はいぶんいたさず
 候ては、右返金申合之品始より不存者、御合力金一錢も拙者共へは、
そうらい みぎへんきんもうしあわせのしなはじめ ぞんぜずば おごうりききんいっせん せつしやども
 相届不申杯其通御咄申上候得ば、蟻の穴から堤の崩れ、大切成事に御
あいとだけもうさずなどそのとおりはなしもうしあげそうらえ あり あな つつみ くず たいせつなること ご
 座候。此儀如何様吟味致候て可然哉。何も御了簡可被成儀に御座候。
ざ そうらう このぎ い か よう に ぎん み いたし そうらい しかるべきや いずれ ごりようけんなざるべきぎ ござ そうらう
 仲内始何も了簡に込り入候處に、臺所に居懸候中町傳五郎・下町平八、
ちゅうないはじめいずれ りようけん こも いり そうらう ところ だいどころ おりかけ そうらう な か まち でん ごらう しも まち へい はち
 末席え伺出、委細御臺所にて承居候。餘り御念深成る御相談之様に
まつせき うかがいで いさい い お だい い どころ うけた まわり おり そうらう あま ご ねん しん な ご そう だん の よう
 奉存候。町内之儀は何分拙者共了簡可仕候間、何も様御心を
ぞんじ たて まつり そうらう ち よう ない の ぎ な に ぶん せつ し や ども り よう けん つか まつ る べく そうらう あい だ い ず れ も さ ま お こ ころ
 不被為痛、御相談可被成候。近日惣御百姓中より、連判之證狀受取、
いた ませ られ ず ご そう だん な さ る べく そうらう きん じつ そう お ひ やく し よう ちゅう れん ばん の し よう じ よう う け とり

御披見おひろめに相入あいいれ可申候もうすべくせうろうとて、則下宿致そくげしゆくいたし、翌早天よくせうてんに傳五郎・平八・上町利兵衛でんごろう へいはち かんまちりへえ、
 右三人篤平治所みぎさんにんとくへいじのところへ罷越まかりこし、今日私共中間吉祥院きょうわたくしどもなまきつしょういんえ寄会よりあいまうしせうろうあいだ申候間きさま、
 乍御太儀ごたいぎながら、御出可給候おいでたまうべくせうろうと咄居候所はなしおりせうろうところへ、上町忠右衛門かんまちちゆううえもん罷越及承候こしうけおよびせうらへば、
 御合力願おごうりきねがい之儀のぎに付つき、町内ちやうないえ御心遣おこころつかい之品有之段のしなこれあるだん、御尤成御事ごもつともなるおんことに候得共せうらえども、
 上町中かんまちぢゆうは私請合往来わたくしうけあいうらいの御役人様方おやくにんさまがたえ、御咄申上候儀おはなしもうしあげせうろうぎは勿論もちろん、假初かりそめにも
 疎忽そこつの取沙汰とりざ為致間敷候いたさすまじくせうろう。仍よつて同人どうにんも吉祥院きつしょういんえ連立つれだち、外ほかに中町喜右衛門なかまちきうえもん・利助りすけ・幸右衛門こううえもん、下町卯兵衛しもまちうへえ相加吟味仕候おいおいあいくわえぎんみつかまつりせうろうには、
 御合力高勘定おごうりきだかかんじよう、一軒前いっけんまえの配分何程はいぶんいかほどと申儀承りもうすぎつけたまわ、右代町中連判みぎだいまちなかれんぱんにて受取うけとり
 證狀年々相出しょうじようねんねんあいだし、惣右衛門殿そううえもんのへ返濟終候後へんさいおわりせうろうのち、御合力配分頂戴おごうりきはいぶんちやうだいつかまつるべくせうろう可仕候おごうりきはいぶんちやうだいつかまつるべくせうろう。
 其段そのだん為無相違そいういなきため、只今町中ただいままちなかより始末可指出被申儀しまつさしだすべきともうされるぎ、當席寄合之人數受合とうせきよりあいのにんずううけあい
 申候段もうしせうろうだん、宜御連中よろしくおれんちゆうえ御執成頼入候おとりなしたのみいれせうろうと、篤平治とくへいじに申聞候事もうしきかせせうろうこと。

一 浅野屋周右衛門方ひとつあさのやしゆううえもんかたえ、篤平治とくへいじ罷越まかりこし、親甚内致對面咄候おやじんないにたいめんいたしはなしせうろうには、昨日下さくじつしも

町平八・卯兵衛、中町喜右衛門・傳五郎・幸右衛門・利助、上町利兵衛・

忠右衛門右八人、私共に吉祥院之寄合、町内御百姓中へ心遣致相談候

處、何分右八人受合為無相違、始末も町中連判にて受取候筈に罷成候。

仍て段々致吟味上への願書も相調可申處、最前兩度に御受合被下候、

千貫文之加代證狀、其時々早卒に御調被指出候處、後生へも相殘申度

候間、此砌御調直被下度段相談申候へば致承知候迎暫被致工夫、亡

父年来致志願候儀に候間、外に五百貫文相増、都合千五百貫文之證狀

に相出し可申候。篤平治承、御親切の思召入、土貢可申上様無之候

へ共、分外に餘慶之儀、御進退へ悼も相出候へては、町中は勿論、御郡

中之差支にも成候儀は、必御扣可被下候。甚内申候は、成程御尤の

御了簡には候へ共、元來亡父存心は、手前一慮に申上度志願候得共、

前々御咄申候通、上之御時節當年頃とは相違ひ、御取上も有之間敷

奉存相扣居候處、此度其元方、御存立幸の儀、亡父願心も相立て申

たくせうろうあいだ せ ひ せ ひ わたくしぞんりよ とおり なされたくせうろう とくへいじことば つく あいひかえせうら
 度候間、是非々々私存慮の通に被成度候。篤平治言葉を盡し相扣候へ
 ども かつ うけひきこれなくせうろうあいだ ちさかちゆうないかた ちよつとまかりこしなされ どうにん みぎしなもうしかたりせうら
 共、曾て承引無之候間、千坂仲内方え一寸被罷越、同人へ右品申談候
 へば、然らば我等も同道にて、何分相扣可申込、兩人浅野屋へ罷越再三
 ひかえせうら ども いっこうしょうちいたさずしばら そうほうむごん そうろううち じんないろうばもうしせうろう おのおのがた
 扣候へ共、一向不致承知暫く双方無言に候内、甚内老母申候は、各方
 しんたい いたみ あいかんがえおしえのぎ ごもつとものおんこと ご せうろう しか わたくし はじめむすめまごなど
 進退の悼を教相考義、御尤之御事に御座候。然らば私を始娘孫等、
 いずれ とうぶんちやくよう ほか いるいうりはらいそのほかとうようよけい しょうどうぐまで うりはらいせうら ば
 何も當分着用の外、衣類賣拂其外當用餘慶の諸道具迄も賣拂候はゞ、
 たつし しんたいいたみせうろうまで これあるまじく ただいままでとうらいせうろうとおひ おこおりむら つうよう
 達て進退痛候迄にも有之間敷、只今迄到来候通、御郡村えも通用も
 まかりなるべきことにぞんじせうろう このだんごえんりよなくじんないぞんりよのとおり しょうじよう おうけとりくださるべくせうろう
 可罷成事存候。此段無御遠慮甚内存慮之通、證狀御受取可被下候。
 りょうにんうけたまわりじつ ごかないちゆう おこころそろ そうろう ごしんせつのおぼしめし おも
 兩人承實に御家内中、御心揃はせられ候。御親切之思召いり思はず
 らくるいつかまつりせうろう よつ せんごひやくかんもの しょうじよう とくへいじかた うけとりせうろうこと
 落涙仕候。仍て千五百貫文之證狀、篤平治方え請取候事。
 ひとつこくたやせんばち どうせいじゅうざぶろうかた まかりこし このたびいずれ さまおおせあわせられたいがんのおぼしめしたち
 一穀田屋善八、同姓十三郎方え罷越、此度何も様被仰合大願思召立、
 きんじつちゆうおかみ おねがい あいいでられ もうすぎ ごさたしろうちせうろう せつしやぎ なにとぞみぎおにん
 近日中上え御願も被相出と申儀、御沙汰承知候。拙者儀も何卒右御人

ずう 數に相あ加くり申ま度、先頃さきごろより存立ぞんじ罷ま在り候まへ共、御存知ごぞんじ被ま成り候ま通と私身しんの上うえ、

ふ 不相ふ續ぞくと申ま程ほどにも無な之の候ま得ま共、全體ぜんたい小家しょうか内うち々むつ六むつヶ敷かき繰くり合あ共有あ之の。

よけい 餘慶よけいの儀ぎは成兼なりかね可ま申ま候ま得ま共、貳千貫文にせんかんもん加代くわえだ申ま候ま間ま、御連中おれんちゆうえも御執成おとりなし、

おにんずう 御人數おにんずうに御加おくわへ被く下さ度た奉ま存ま候ま。十三郎じゅうざぶろう承うり成程なるほど宜存付よくぞんじにつ、尤もつとも之の儀ぎに

は 候得共そうらえども、此度このたびの儀者連中はれんちゆう何いも、進退衣類家財しんたいいにかざい迄まで、引散ひきちらし候存念そうろうぞんねんに

おも 思おもひ詰居候儀つめおりそうろうぎ、其身進退そのみしんたいにて貳百貫文位にひゃつかんもんくら、相出可申あいいでもうすべとは、一向目いっこうめも明あか

ざる事ことに候そうろう。我等同胞われらどうほうの身みとして、是分これぶんの之儀ぎを何なんと連中れんちゆうへ、申可出哉もうしいずべきや。

うけあいとり 請合取次申事うけあいとりつぎもうすこと差さ支し候段つかえそうらうだん、巖敷きびしくもうし申放候得はなしそうらえば、善八再三相願ぜんぱちさいさんあ何卒いねがいなにとぞ御了簡ごりようけんを

もつ 以もつて、御人數おにんずうに御入被下度おいれくだされたく御頼申上候おたのみもうしあげそうろう。十三郎じゅうざぶろう申候もうしそうろうは、其身進退そのみしんたい之痛いた

みに成候程之儀なりそうらうほどのに候そうらはば、たとへ百貫文ひゃつかんもんにても、相加あいくわへ候事そうらうことも可有これあるべき之

ところ 處ところ、四五百貫文迄しごひやくかんもんまでは見當けんとうも有これある之儀ぎ、其上他人そのうえたにんに候そうらはば、何分連中なにぶんれんちゆうへ取

もち 持見可申處もちみもうすべきところ、親類しんるいの儀故ぎゆえ、其身進退そのみしんたい相應そうおう之了簡致候りようけんいたしそうらうと申候もうしそうらへば、然しから

ば 私存慮御連中わたくしぞんりよでへ、御咄斗おはなしばかりも被成下度奉存候なしくだされたくぞんじたまつりそうらう。進退しんたいにいたみの儀ぎは、

にひやくかんもん はなはだいた もうしそろう よくよくおかんがえ れんちゆう お はなしばかり おたのみもうしあげ そろう 貳百貫文にて甚悼み申候。能々御考御連中へ御咄斗は、御頼申上候
おもいいれねがい そろう つき じゆうざぶろう とくへい し しなじなはなし そらえ ごしんせつ おんことわか
と 思入願候に付、十三郎・篤平治に品々咄候得ば、御親切の御事若き
おひと めずらしく ごしんちゆう ごもつものねがい そろう
御人には、珍敷御心中御尤之願に候とて、兎や角連中へ相談、貳百貫
もんくわえだい にんずう あいくわ そろう こと
文加代にて、人數に相加へ候事。

ひとつしもまちへいはち どうまちはやさかやしん しろう かた まかりこしはなし そろう おききおよび
一下町平八、同町早坂屋新四郎方え罷越咄候には、定て及御聞も
これありそら このたびかんまち はちにんれんちゆう
有之候はん。此度上町にて八人連中にて、御上へ差上金致し、御利足
さん が まち えい えいく だ され た き だん ねがい もうし あげ そ ろ う ご そ う だ ん し な じ な だ ん だ ん う け た ま わ り そ ろ う と こ ろ れ ん ち ゆう
三ヶ町へ永々被下度段、願申上候御相談の品々、段々承候處、連中
おぼしめしたちまこと こ こ ん ま れ な り あ つ ご し ん ち ゆう ご ざ そ ろ う わ あ さ の や ご か な い の
の思召立誠に古今稀成、厚き御心中に御座候。分けて浅野屋御家内之
よう す な ど う け た ま わ り そ ら ご な い し よう が た と も お こ こ ろ ぞ ろ え ご そ う だ ん の ぎ な み だ そ ろ う こ と
様子杯承候へば、御内證方共に御心揃、御相談之儀涙のこぼれ候事
ご ざ そ ろ う か ん ま ち こ く た や ぜ ん ば ち ど の れ ん ち ゆう く わ わ た き だ ん お り い つ て お ね が い に ひ や つ か ん も ん
に御座候。上町穀田屋善八殿も、連中え加り度段、折入御願貳百貫文
くわえだいたされそろう さ く ゆう そ う だ ん あ い す み そ ろ う う け た ま わ り そ ろ う さ て ま た か よ う の ぎ ひ と り み おも
の加代被致候儀、昨夕相談相済候と承候。偕亦ケ様之儀、獨身に思
たちそろう な か な か お よ ぶ べ き こ ま た れ ん ち ゆう く わ わ た く ぞ ん じ そ う ら い わ た く し て い
ひ立候事は中々可及事にあらず。又連中に加り度存候ても、私體の

身分みぶんにては、何様いかようにも繰合くりあ可申あ様無な之儀ぎ、貴様きさま御事おんことは私わたくしなど、は格別かくべつ、

當分とうぶん御繰合おくりあも被な為さ成儀せらるぎに候間そうろうあいだ、右人数みぎにんずうに御加おり被な成候せらるう、思召おぼしめしは無御座ごぎなく

候哉そうろうや。御心障おこころさわりも如何いかに候そうらへ共ども、後々のちのち末代まつだいまで只今ただいま之御繰合おくりあに、可有これある之

と定さだまり候儀そうろうぎも無これなく之、末世すえのよに御名おんなの残りのこ候事そうろうこと、何卒なにとぞ御了簡ごりようけん可然しかるべく候そうろう。新四郎しんしろう

承うけたまわり、儲儲さて何も様難さまあり有思召入がたきおぼしめし、殊ことに貴朋きほう御親切ごしんせつ之御勸發ごかんはつ、かへすゝ

も辱かたじけなくぞんじ存候そうろう。此加代このくわえだいは何程いかほど相出あいだし候て、御人数おにんずうには加くわり可申もうすべ哉きと咄候はなし

へば、大體だいたい貴様きさま之御身分ごみぶんにては、五六百貫文ごろつびやくかんもん被相出あいだし候はゞ、連中れんちゆう聞濟ききすみ

可被申もうさるかと存候ぞんじ。其内そのうちにては中々なかなか御聞濟おききすみも有これある之間敷まじく候そうろう。品々しなじな此間こゝ十

三郎殿ざぶろうどの・善八殿ぜんぱちどのへ、御咄おはなしの御口上ごこうじように付つては、連中れんちゆう何も家財衣類かざい妻子等迄いさいし

も、書入かきいれに致いたされ、其上そのうえ浅野屋あさのやの御袋おふくろの申候もうしには、家内かない當分とうぶん着用外ちやくようほかの

衣類いるい、并餘慶ならびによけいの諸道具しよどうぐ賣拂うりはらい加金かきん致いたし候はゞ、達たつして進退しんたい痛候迄いたみにも及および申

間敷由まじきよし、吟味ぎんみ千五百貫文せんごひやくかんもん加金かきんに相濟あひすみ申候もうし。仍よつて善八殿ぜんぱちどのより申出もうし候通とおに

ては、十三郎殿じゅうさぶろうどの連中れんちゆうへ御取次おとりつき被為な成兼候せらるう由よしにて、一旦いつたん吟味ぎんみ相止あ候所ところ、

とくへいじ 篤平治にて被聞及善八殿心中を感じ入、押て連中へ申分け、漸く願主
 にんずう 人數に相入候と承候。右相考候得ば、御進退の少々悼候程之事に
 これなくそうらい 無之候ては、ケ様の大願永々町の潤ひに成候。御願主の人數には成申
 まじくそうろう 間敷候。乍御太儀先刻申入候通に被相出候はゞ、連中も感心致され、
 せじようとり 世上取沙汰も御身分、御相應の御骨折と可存候。最早指懸候儀、早速
 のごりようけん 之御了簡に可被成候。新四郎承り、入御念候御添心 忝存候得共、
 わたくししんたい 私進退にて中々難及事に御座候。御厚志之段相背、千萬氣之毒に存
 そうろう 候。金錢之儀不及力に残念の儀、御推察可被下候。平八承り扱々本意
 おぼしめし なき思召に候。能々可被成御考候。先刻も御咄申候通、永代富榮ひ候
 もうすさだま と申定りも無之、倩古の儀見聞に及び候處、相考候に當町にても、
 そうぎ えもんどの 惣左衛門殿・六左衛門、何も酒商賣にて、由々敷御暮候由承候へ共、
 いま 今はいづくへか家趾と申儀も、相知れ兼候様子になり、又は當所先御
 かちゆう 家中に、佐藤平十郎殿・濱名利兵衛殿、何も宜敷御暮に承候へ共、

これ たいま やしきあと ぞんじそうろうもの まれ そうろう なかまちたかやごろうしちどの ふくだや
 是も 只今は屋敷跡を存知候者は稀に候。中町高屋五郎七殿・福田屋
 またさくどの たいま ひきつづきそうぞく いたされそうらえども むかし ひやくぶんのいち およびもうさず もろびと
 又作殿、只今に引續相續は被致候得共、古の百分一にも及不申と、諸人
 もうしとなえそうろう みぎごりようけ しょじ いんがた ごいせい うち かね ぶつぞうなどあいおさめられたいま
 申唱候。右御兩家は、諸寺院方は御威勢の内、鐘・佛像等被相納只今
 あいつたわ もろびとむかし あいかんがえもうしそうろうぎ そうろう してから ひと ひんぶとき したが
 に相傳り、諸人古の有徳を相考申候儀に候。然ば人の貧富時に随ひ
 うつ ゆくそうろうごと しせい どうぜん こと そうろう くりあわせなりそうろううちにいたしおきそうろうぎ
 移り行候事、死生も同前の事に候。繰合成候内致置候儀は、今鐘・
 ぶつぞうのよう まつだい せしゆ なあいのこ そうろうこと ごきそうろう さよう ぎ
 佛像之様に、末代に施主の名相残り候事に御座候。左様の儀もなき人
 びと すえ いえあと しらぬようすよくよくおかんがえ たいまおくりあわせなさせられそうろううち
 々の末、家跡も不知様子能々御考、只今御繰合被為成候内に、末世に
 おな あいのこすぎ おぼしめしたちそうろうぎ これなくそうろうや こないだ ろうじん おはなし
 御名を相残儀、思召立候儀は無之候哉。此間もさる老人の御咄に、明
 ち ひゆうがのかみ しゆくんおだのぶなが ほんのうじ ころ てんか しょうあく ことつき
 智日向守は、主君織田信長を本能寺に弑し、天下を掌握する事月を越
 へずして、羽柴筑前が為に滅び、皆積悪の報ずる所にして、世に主弑
 みつかでんか ふう ども わずかなちせい なか みやこじゆう ちせんしよやく
 の三日天下と諷しうたわれしか共、僅治世の中に、京中に地錢諸役を
 めん あるい ぜんりんみょうしんじ せよくりよう きんすたししよう おさ いま いたつ てらじゆう そう
 免じ、或は禪林妙心寺へ施浴料の金子多少を納め、今に至て寺中の僧
 りよ にゆうよく じふうきよう しょうこう ひゆうがのかみ ついぜん またらくちゆうにころ
 侶、入浴の時風經・焼香、日向守の追善をなすとなん。又洛中心ある

男女なんによは持佛堂ちぶつどうに、明智あけちの位牌いはいを安置あんちすといへり。然しからば主弒あるじごろしの悪名あくみょうあるも、又また一方いっぽうにはケ様かようの善根ぜんこんも千載せんざいの後のち、今日こんにちの美談びだんに傳つたわり、虎とらは死しして皮かわを止とどめ、人ひとは死しして名なを止とどむとは、ケ様かようの事ことにも可有これあるべきかな之あなた哉や。貴方あなたも此度このたび御大願ごだいがん御人數おにんずうに御入被成候おいれなられそうらへば、永御仁譽ながくごじんのほまれが残り候儀のこそうろうぎ、此所疾このところさつと御工夫ごくふう、何卒私なにとぞわたくしのすめ勸おしたが御随おたひ被下候くだされそうらはゞ、御子孫ごしそんに至いたり候そうらいても、又またのちのよため後世ごせの為ためにも、わるひ事ことなされたやうには有之間敷存候これあるまじくぞんじそうろうと、見及び聞みおよき及び候事およそうらの種たねを盡つくし諫め候いさそうらへば、新四郎しんしろう一向無言いっこうむごんにて、目めをふさぎ工く夫ふうをこらし居候おりそうらう。平八重へいはちかさねて扱さててくちおしきおぼしめし、今一應御了簡被成間敷哉いまいちおうごりようけんなざるまじきやと、思入致諫言候おもいいれいたしかんげんそうらへば、新四郎しんしろうつくづく相考あいかんがえ、貴方進あなため一ひとつとして、無理むりとは不存申候ぞんじもうさずそうらへ共ども、貳百貫文にひゃつかんもん三百貫文さんびゃつかんもん之儀のぎに候そうらはゞ、何分なにぶんにも一致骨いっちほね折候得共おりそうらえども、五六百貫文ごろつびやくかんもんと申儀もうすぎ、進退しんたいに餘あまり候儀そうろうぎ、了簡りようけんに及兼申候およびかねもうしそうらう。御咄おはなしうけたまわりそうらうやいなや、承うけたまわり候そうら否御人數おにんずうに相入度事あいはいりたきことは、心中飛立斗しんちゅうとびたつばかりに候そうらへ共ども、右申談候通みぎはなしもうしそうらうとおりに御座候ごさそうらへば、無是非次第残念むひなきしだいざんねんには存候得共ぞんじそうらえども、背御念候外無之候ごねんにそむきそうらうほかこれなくそうらう。併しかし

貴様きさまは一分斗いちぶばかりの御了簡ごりようけんも、何なんとなく残りのこり多く候間おほ、一應御連中いちおうごれんちゆうへ御
 咄斗被成候儀はなしばかりなされそうろうぎは、如何可有之哉いかにこれあるべきや。最初さいしょより御咄申候通おはなしもうしそうろうとおり、三百貫文さんびやくかんもんよ
 り外ほかは、少分しょうぶんの儀ぎにても加増かぞうは成兼候間なりかねそうろうあいだ、右之通先以念晴みぎのとおりまずもっておもいはらしに、御連中ごれんちゆう
 へ御傳頼入候おつたえたのみいりそうろう。平八へいはち如何様御尤かようごもつともに思召入おほしめしいり、私存慮斗わたくしのぞんりよばかりにて御志おころざしを無下むげ
 に致候もいたしそうろう、餘り残念あまに候間ごんねん、何もいずれへ相談可申候通そうだんもうすべくそうろうとて、上町かんまちへ罷越まかりこし篤平とくへい
 治じに品々咄候しなじなはなしそうらへば、貴様御親切之御添心きさまごしんせつのおそえごころ、別わけて新四郎殿厚しんしろうどのあつき思召入おほしめしいり、
 争いかで此儘このままに捨可申哉すてもうすべきや。先々連中さきざきれんちゆうへ為聞可申通きかせもうすべきとて、翔廻り相談致しはねまわ、三百貫さんびやくかん
 文もんにて人數にんずうに相入あいいれ、則ち平八へいはちへ加代證狀の案紙相渡候くわえだいしようじようへば、同人殊どうにんことの
 外ほか欽きんび、早速新四郎方さつそくしんしろうかたへ罷越まかりこし、御願之通兔おねがいのとおりとや角御取持仕かくおとりもちつかまつり、別わけて篤平治とくへいじ
 どのおこころつかいもつ、三百貫文さんびやくかんもんにて御人數おにんずうに被相入候趣あいいれられそうろうおもむき、連中何も御聞れんちゆういずれ
 濟ずみ、則ち證狀之案紙承しょうじようのあんしうけたまわりそうらう候と差出候さしだしそうらへば、新四郎家内一同しんしろうかないいちどうに致大慶親たいけいたししん
 類中るいじゆうへも早速為申聞さつそくもうしきかせ、加代證文之儀くわえだいしようもんの相認めあいしたた、明朝迄みょうちようまでに篤平治殿とくへいじどのへ、
 差出可申由にてさしだしもうすべきよし、双方欽そうほうよろこび祝儀しゆうぎに盃さかづきなど相出しあいいだ、平八罷歸候事へいはちまかりかえりそうろうこと。

ひとつよくじつしんしろう　くわえだいしようあいととのえ　とくへいじへじさんそのぶん
 一 翌日新四郎、加代證狀相調、篤平治持参其文に曰、
いわく

もうしあわせしようじようのこと
 申合證狀之事

ひとつだいさんびやくかんもん
 一代三百貫文

このたびおのおのがたおたいがんはつせられ　よしおかまちさんがまちおひやくしようちゆううるおいのため　ながくおごうりき
 此度各方御大願被發、吉岡町三ヶ町御百姓中為潤之、永御合力
 だいおんうえさま　けんのうなされそうろう　つき　せつしやごと　くわえだいつかまつるはずもうしあわせそうろう　みぎねがい
 代御上様え献納被成候に付、拙者事も加代仕筈申合候。右願
あいすみそうら　ば　さつそくけんのうつかまつるべくそうろう　すえずえさんがまち　ごへんさいもうしうけそうろう
 相済候はゞ、早速献納可仕候。末々三ヶ町より御返済申受候
ぎ　ごぎ　なくそうろう　みぎだいてつだいつかまつりそうろう　よつ　くだんのごとし
 儀無御座候。右代御手傳仕候。仍て如件。

めいわしちとらどしじゆうがつ
 明和七寅歳十月

はやさかやしんしろう
 早坂屋新四郎

かさねはん
 重判

ひとつよくじつ　とくへいじ　ぜんぱちかた　まかりこし　さくじつしもまちしんしろうどの　くわえだいしようもん
 一 翌日、篤平治、善八方え罷越、昨日下午町新四郎殿よりも、加代證文
あいととのえられ　ご　じ　さん　わたくしうけとりおきそうろう　きさまおんこと　ご　きんじよの　ぎ　いつ　あいごころ
 被相調御持参私受取置候。貴様御事は御近所之儀、何時にてもと相心

得居候處、段々願書も相調懸り候條、貴様にも加代證狀可被相出儀に
候。御調私方え被遺可被下と申談候へば、其席にて書調相渡候其書
に曰、
いわく

もうしあわせしようじようのこと
申合證狀之事

ひとつだいにひやつかんもん
一代貳百貫文

このたびおのおのがた おたいがんはつせられ よしおかさんがまちおひやくしようちゆううるおいのため えいだいおごうりき
此度各方、御大願被發、吉岡三ヶ町御百姓中為潤之、永代御合力
だいおんうえさま けんのうちなされそうろう つき せつしやごと くわえだいつかまつるはずもうしあわせそうろう みぎねがいあい
代御上様え 献納被候に付、拙者事も加代仕筈申合候。右願相
すみそらら ば さつそくけんのうちかまつるべくそうろう すえずえさんがまち ごへんさいもうしうけそうろうぎ
濟候はゞ、早速献納可仕候。末々三ヶ町より、御返濟申受候儀
ごぎ なくそうろう みぎだいおてつだいつかまつりそうろう よつ くだんのごとし
無御座候。右代御手傳仕候。仍て如件。

めい わしちとらどしじゆうがつ
明和七寅歳十月

こくた や ぜんばち
穀田屋善八

かさねはん
重判

ひとつへいはち でんごろう こうう えもん このたびのねがいなかまち ひとり にんずう あいりもうさぬ
一平八・傳五郎・幸右衛門、此度之願中町より、一人も人数に相入不申

儀、何共なんともきの毒どくに候そうろう。當分とうぶん其通そのとおに暮居くらし候そうろう人數にんずうは、渡邊わたなべ甚右衛門じんうえもん・
 浅間屋あさまや武兵衛ぶへえ・櫻井屋さくらい茂傳次もでんじ、扱下町さてしもまちに、品川屋しながわ新助しんすけ、右四人みぎよにん面々めんめん相
 談仕だんつかまつり見可みもう申由すべきよしにて、先幸まづこう右衛門うえもん・傳五郎でんごろう、渡邊屋わたなべ甚右衛門じんうえもん方かたえ罷越まかりこし、
さだめ定おききて御聞おきき及びおよびも被成ござな御座候されそうらはん。此度このたび九人之連中くにのれんちゆうにて御上おかみへ差上さしあ代げい
 たし被下くだ候御利足されそうろうは三町御百姓さんまちおひやくしやうへ被致はい配分ぶん筈はずにて、右願書みぎねが近日いしよきん被相出じつあい
ぎ儀そうろうに候き。貴様きさまにも御繰合おくりあも被為な成候御様子なされそうろうにも候間そうろう、少々しやうしやうも此度このたび之
くわえだい加代おにん御人數ずうに、御入被成おはいりな候思召されそうらは無御座候哉おぼしめし。御相談ござなく申度そうろう兩人ごさうだん罷越もうした候くり
いと委細さい申談候もうしはへば、甚右衛門じんうえもん承りうけたまりさて、結構さて成義思召けつこうなる之候事ごおほしめし哉の。成
ほど程御咄おはなし之通のとお、御人數おにんずうに相入あい申度いりもう存候處したくぞんじ、中々なか拙者かなか身分せつしや之可及みぶんの事およぶに候べきことは
いずれず。何も御身上柄ごしんじやう之衆がらのしゆうにて、私共わたくし學どもび候まなて濟申儀そうらいに無之候すみもうと申すぎけれ
りやうにんめば、兩人目りやうにんめと目めを見合みあせ退出たいしゆ致候事ついたし。

わたくし私わたくしに曰いわく、甚右衛門じんうえもんへも、平八へいはち・新四郎しんしろうをすゝめ候様そうろう、言葉ことばを盡つくし
おもい思入おもい教訓れき致候きやうくんは、承濟うけ少々すみの加代くわえだいにもなるべきや。兩人首りやうにんくびを屹度きつと

為見合候斗にて、其儘退出候儀有憎の様に候。元來甚右衛門生得
 吝惜の人柄、其上短才の人品に候へば、大體の異見にては、得心申
 間敷儀、甚右衛門願主人數に入らざる罪は、勸候人に七つ、本人
 に三つといわんも又宜也。

一兩人同道、浅間屋武兵衛方え罷越、右之通咄候へば、成程此間及承
 乍影羨敷事には存候。併其元方御存之通、近年不商賣次家内も渴々相
 續之儀、拾貫貳拾貫之儀に候はゞ、了簡も可有之候得共、御咄之通に
 は何様にも相出可申様無之、乍残念思召入相背候と申候條、御尤之
 事迎罷歸候事。

一櫻井屋茂傳次方え兩人罷越、然々之様子咄候へば、成程此間段々之
 御様子及承候儀、何卒少分も加代致度、代物等引改帳面相繰考候へ共、

御人おにんずう數くわわにもうすべきよう可これなく申そうろう様だ無い之ごじゅつかんもん候ほど。代あいだし五もうすべき拾そうろう貫あ文い程だもせめ相この出た可び申候間、責せめてこの此た度び

の御おこづかい小なりとも遣なにし成く共だ被され成そうら下ば候じぶんはと、自とり分かにた取じけ辱なく奉ぞんじ存た候た。兩り人よう承にんりう別け

て厚あつきき思おぼ召しめ入しいりにそうらう候しか。併し貴き様さまの御ご進しん退たいにて、ケか様ようと申もう儀す何いもずへ咄は可な申し様よう

も無これなく之そうらう候あ間い、何な卒と百と五と拾と貫と文とも相あい出だし候そうらはば、何いも承う濟け其す上み町の内うの取え沙ちよう

た共ともに、御ご相そう應おうのよう様に可これ有ある之べき處ところに、被お仰お出せ候い通らにては、餘ありま氣きの毒どく之の

ぎ儀に候そうらう間あい、何な卒と御ご了り簡けん可な被さ成さ下さ候る。御ご子し孫そん長ち久き之の基もと、少しょう々し御ご進しん退たい御お悼いた

な不な被な成な候らていは、不あ相い届と儀どにめ存ぞん候じと、品し々な申ま立うすすにめ候らへ共、承う引け

これなくまかりかえりそうらうところ、無し之も罷まちへいはちかねがねもでんじ、別べ懇っにこん、暮くら候し間らう、咄は可な申しと

まかりこし、いろいろすすす、罷み越そ、色さ々ら勸みめ見み候そ得ら共ども、只ただ今いまも幸こう右う衛え門もん・傳でん五ご郎らうにて參まい、色いろ々い入ろ御ご念ねん

そうらうお候すにめに候へ共、中なか々な身み分ぶん難が及お事よ故び、兩り人ようへ呉くれ々れ申ま分ぶんけ遣や候ら。私わたくし

み身に取と此こ節せつ殘ざん念ねん之の儀ぎ、御ご推す量りよう可く被さ下さ候る。成なる程ほど御ご尤もつ之の御おん事こと。私わたくしもき貴き様さま

ご進しん退たい之の儀ぎも、大たい概がい存ぞん居じ候ら間あい、乍ぶ不ち調ちよう法ほう押お積し御ご相さう談だん申ま候ら。百ひ貫ゃ文つかんもん

あいいだされそうら、被な相に出ぶ候んはち、何な分ぶん連れん中ちゆう之の御お取と持もち、御お人にん數ずにお入い候れ様さうらう可か仕ま候つ。ケか様よう

の儀ぎ壹人立ひとりだちに可罷成事まかりなるべきことに無之これなく、御時節ごじせつに生うまれ合候事あわせそうろうこと、大成おおいなる幸さちに候間そうろうあいだ、御子孫ごしそんの儀ぎも思召おぼしめし、眼まなこを眞闇まつくらに被成なされ、御加入ごかにゆう可被成候なさるべくそうろう。畢竟ひつきよう貴様きさまへは御懇意ごこんいに候間そうろうあいだ、わりなく御咄申候とおはなしもうしそうろう、品々しなじな申談候得共もうしはなしそうらえども、不得心故とくしんせぬゆえ是非ひなく平八罷歸候へいはちまかりかえりそうろう。此儀このぎは願書差上候證ねがいしよさしあげそうろうあかしにて、品々しなじな様子及聞ようすきおよび、御すおめ被成候衆共なされそうろうしゆうどもに、御親切之儀願書未出之内ごしんせつのぎねがいしよさしあげそうろうあかしに候はうちず、了簡りようけんも可有之處これあるべきところ、一人残念ひとりざんねんと申咄候事もうしはなしそうろうこと。

ひとつねがいしよさかちゆうないかた
一願書千坂仲内方あいとのえにて相調もはやきんじつおかみ、最早近日上あいだしそうろうへ相出候つきに付れんちゆういずれ、連中何も
どうにんたく
よびあつめ
このたびねがいしよさしあげそうろうのち
まんまんがいちきんすまちがいのこと
これありそうろうせつ
同人宅どうじんたくに呼集よびあつめ、此度願書指上候後このたびねがいしよさしあげそうろうのち、萬々一金子間違之事まんまんがいちきんすまちがいのことも有之候節これありそうろうせつは、
おかみ
いちおうもうしあげそうろうぎ
うちすて
まかりならぬそうろうところ
そのせつ
めんめんかざいいるい
上へ一應申上候儀うちすて、打捨うちすてには不罷成候處まかりならぬそうろうところ、其節そのせつは面々家財衣類めんめんかざいは
もうすにおよばず
いえやしきさいしまで
あいわか
そうろうこと
これあるべくそうろう
そのせつめんめんさいし
ふた
不及申もうすにおよばず、家屋敷妻子迄いえやしきさいしまでに、相別れ候事あいわかも可有之候そうろうこと。其節そのせつ面々妻子めんめんさいしの二
心不相出様こころあいださぬよう、此節屹度申含答このせつきつともうしふくめこたえをも承置うけおき、其上願書指上可申事そのうえねがいしよさしあげもうすべきことにて候そうろう。
よつ
てまえさいし
くれぐれもうしふくめそうろうところ
たとえみ
うりなど
なりそうろうとも
すこし
あいといそうろうこと
仍て手前妻子にも繰くれぐれもうしふくめそうろうところ、申含候處うけおき、縦身賣等たどえみに成候共なりそうろうとも、少も相厭候事すこし

これなしともうしきかされそうろう。そのもどがた。めんめんかないのぎ。ぎんみしりようふさいしなど。いぎなくいたしがつ
 無之被申聞候。其許方も面々家内之儀、吟味兩父妻子等、無異儀致合
 たいそうろうようなざるべくそうろう。おのおのうけたまわ。このぎ。さきだち。いずれ。もうしあわせ。かない。もうしふくめさしおき
 體候様可被成候。各承り此儀は前達て何も申合、家内え申合差置
 そうろうところ。ひとり。いしん。ものこれなくそうろう。わけ。じゅうべえ。ろうぼなど。ことのほかふみこみ
 候處、一人として異心の者無之候。譯て十兵衛老母抔は、殊之外踏込
 かえつ。じゅうべえ。いきお。あいつけそうろうこと。ご。ざ。そうろう。じゅないぎ。いんきよのこと。そうろうところ
 却て十兵衛に、勢ひ相付候事に御座候。壽内儀は隱居之事に候處、
 かとくこへえ。しなじなもうしふくめ。これまでまたいずれ。どうようとくしん。そういなくそうろう。どうぜつ。もうしいでそうら
 家督小兵衛に品々申合、是迄又何も同様得心無相違候と同舌に申出候
 え。ちゅうないうけたまわりなるほどもつとも。ぎ。めんめんご。かない。そうい。これあるまじくそうらえども。しぜん
 得ば、仲内承成程尤の儀、面面御家内相違も有之間敷候得共、自然
 このいっけん。こうき。あいのこりそうろうよう。まかりなるべきかな。しから。こうじようばかり
 此一件は後記に、相殘候様にも可罷成哉。然ば口上斗にては、氣之毒
 ぞんじそうろう。めんめんご。かないのぞんりよ。こうじようがき。もつ。わたくしがた。おおせきかされそうろうよういたしたくそうろう
 に存候。面々御家内之存慮、口上書を以て私方え被仰聞候様致度候。
 よつ。いずれ。しようちまかりかえりそうろうこと
 仍て何も承知罷歸候事。

ひとつよくじつれんちゅうごにん。ちゅうないかた。まかりこし。さくじつおおせつけられそうろうとおり
 一翌日連中五人、仲内方え罷越、昨日被仰付候通、家内承届紙面を以
 もうしたてそうろう。ちゅうないみぎしめんうけとり。しか。わたくしかない。ぞんりよ。かくのごとくそうろうとて。しめんさし
 て申達候。仲内右紙面請取、然らば私家内の存慮、如此候通、紙面差
 だしれんちゅうひけん。いれそうろう。みぎしめんさ
 出連中披見に入候。右紙面左に、

とうしゆくさんまち、御傳馬人自然衰難打捨、何か潤にも成候様致度、數年
なりそうろうよういたしたく すうねん
 當宿三町、御傳馬人自然衰難打捨、何か潤にも成候様致度、數年
なりそうろうよういたしたく すうねん
 心を盡候處、此度補之手段相出、委曲各へ熟談の上、三町為救の御
こころ つくしそうろうところ このたびおぎないのしゆだんあいいで いきよくおのおの じゆくだん うえ さんまちすくいのためお
 合ごうりき力被成下度願、逆も相調最早相達候儀に候處、不輕志願萬一三
とて あいととのえも はやあいたつしそうろうぎ そうろうところ かるからざるしがんまんいちみ
 浦屋惣右衛門方より、借受候筈に申合置候金代、行違に至候へば、
うら やそう う えもんかた かりうけそうろうはず もうしあわせおきそうろうきんだい いきちがい いたりそうら
 品により身命に懸り候程の儀右に付ては面々の家内覚悟も可有之。
しな しんみょう かか そうろうほど ぎ みぎ つい めんめん かないかくご これあるべし
 各存慮之程も不承候ては、容易に難相達事に有之。若借金受候
おのおのぞんりよのほど うけたまわらずそうらい ようい あいたつしがたきこと これあり もししやつきんうけそうろう
 金代引違候はゞ、私家屋敷家財衣類は勿論、妻子迄も身賣に相立、
きんだいひきちがいそうら ば わたくしいえやしきかざいいるい もちろん さいしまで みうり あいたち
 致上納存慮有之。右子細親にも相談候處、甚同意猶妻子承届候處、
じょうのういたすぞんりよこれあり みぎしさいおや そうだんそうろうところ はなはだどういなおさいしうけとだけそうろうところ
 其身共賣人に相立候儀は、不及申家財・衣類・家屋敷迄賣渡候ても
そのみどもうりにん あいたちそうろうぎ もうすにおよばずかざい いるい えやしきまでうりわたしそうらい
 何卒此度の大願成就致し度、一生質物賣人に成居候共、少も身上
なにとぞこのたび たいがんにようじゆいた たく いっしょうしちものうりにん なりおりそうろうとも すこし しんじよう
 不厭儀に有之段申出、私家内妻子共に、右之覺悟に御座候以上。
いとわぬぎ これあるだんもうしいで わたくしかないさいしとも みぎのかくご ござそうろういじよう

明和七年十月

大肝煎

千坂

仲内

肝煎幾右衛門申上候口上書

おたずねのぎ 程ろうふならびにぐさい 御尋之儀、老父並愚妻にも相尋候得ば、親事は本より拙者に添心いたし、勵居候程之儀不及吟味候。愚妻儀も相尋候得ば、左之通申出候。拙者儀此間家元甚内母とも熟談仕、心中覺悟相決罷在候。何分御大願思召立被成下度奉願候。末々何様之艱難、縦首に袋相懸候共、全以後悔無之候。必ず心遣被成下間敷奉存候。幼稚の桃吉にも折々申含、為致覺悟置候間、萬一も御氣遣被遊間敷奉存候。右之通申出候間、無御心置、願書近々被指上候様可被成下候已上。

明和七年十月

肝煎

幾右衛門

大肝煎

千坂仲内殿

かんまちじゅうべえ こうじょうがき もつて このたび こと つきろうぼ つましんそこさ もうしあげそうろうおんこと
上町十兵衛口上書を以、此度の事に付老母・妻心底左に申上候御事。

ろうぼもうしきかせそうろう さいぜんじゅうざぶろうもうしきかすいさいうけそうろうところ まこと ここんめずらしく
老母申聞候には、最前十三郎申聞委細承候處、寔に古今珍敷

さんおまちのため たいがんあいすみもうしそうろうえ じょうのうきんだいまんいちゆきちがい いかなるなんぎの
為三御町之、大願相済申候上、上納金代萬一行違、如何成難儀之

うえほんけまつけまで あいつぶれそうろうともすこし うれえず せいりよくをばげましねがいさしあげもうさるべくそうろう
上本家末家迄、相禿候共少も不愁、勵勢力願差上可被申候。

ひとつつまもうしきかせそうろう ろうぼ おおせふくめられそうろうとおり わたくしとて いかようのひんくつかまつりそうろうとも すこし
一妻申聞候も、老母に被仰含候通、私迎も如何様之貧苦仕候共、少

こうかいござなくそうろう きつとかくごつかまつりそうろう みぎのとおりろうぼつまもうしききそうろうあいだ すこし
も後悔無御座候。急度覺悟仕候。右之通老母妻申聞候間、少も

おこころおきなしくださる まじくそうろう さつそくねがいしよさしあげられくだしおかるべくそうろういじよう
御心置被成下間敷候。早速願書被差上可被下置候以上。

かんまちねがいぬし
上町願主

めいわしちねんじゅうがつ
明和七年十月

じゅうべえ
十兵衛

ちさかちゅうないどの
千坂仲内殿

かんまちこへえおやじゆないこうじようがきもつてこのたびたいがন্ধくわだてそうろう
 上町小兵衛親壽内、口上書を以、此度大願企候に付、家内の者共
 の覺悟左に申上候御事。

せつしやぎいんきよまかりありそうろうところせんねんこのぎしんちゆうたえずみぎじんないともおり
 拙者儀隠居に罷在候處、先年より此儀心中に不絶、右甚内と共に折
 おりねがいおりそうろうところこのたびまちなかえいねんうるおいのおたいがんとおもいたちさいわいなるぎとぞんじたてまつりそうろう
 々願居候處、此度町中永年潤之御大願の思立、幸成儀奉存候。此
 うえあげきんのぎつきまんいちさしとどこおりのぎこれありそうらいはなはだたいせつのぎぞんじたてまつり
 上上金之儀に付、萬一指滞之儀有之候ては、甚大切之儀に奉存、
 かとくこへえふうふしなじなもうしふくめそうろうところおおいによるこびいかようかんなんにおよびそうろうともすこし
 家督小兵衛夫婦に品々申含候處、大悦如何様の及艱難候共、少も
 こうかいつかまつらずそうろうあいだおこころおきなくねがいしよさしあげられそうろうようなくださるべくそうろう
 後悔不仕候間、無御心置願書被指上候様可被成下候。
 みぎのとおりめいめいもうしいでそうろうあいだおんゆかしくおぼしめさられずさつそくおねがいしよあいたつせられくだしおかるべく
 右之通銘々申出候間、御床敷不被思召、早速御願書被相達可被下置
 そうろういじよう
 候以上。

かんまちこへえおや
 上町小兵衛親

めいわしちねんじゆうがつ
 明和七年十月

じゆない
 壽内

ちさかちゆうないどの
 千坂仲内殿

かんまちじゅうざぶろうこうじょうがき もって このたびしがんもうしあげそうろう
上町十三郎口上書を以、此度志願申上候に付、妻子心中覺悟可申上
よしおたずねおせつけられ さ もうしあげそうろうおんこと
由御尋被仰付、左に申上候御事。

まえまえ くわしくもうしききそうろう つき さいしもうしいでそうろうしんちゅう このたびたいがんごげちこうむりそうろうえ
前々より委申聞候に付、妻子申出候心中、此度大願蒙御下知候上、
まんいちざしあげだいきんさしとどおりのんじゅうにおよびそうろのみぎり しんたい もうすにおよばずみうりほうこうまかりいでそうろうとも
萬一指上代金指滞及難澁候砌、進退は不及申身賣奉公罷出候共、
まつたくこうかいござなくそうろう
全後悔無御座候。

ひとつせがれおと う えもんいぐえ かんなんつかまつりそうらい ふんこつ くだきいちめい かけ ぜ ひじょうじゅそうろう
一倅音右衛門幾重に艱難仕候ても、粉骨を碎一命に懸、是非成就候

ぞんねん おうたがいくだしおかるまじくそうろうこと
存念、御疑被下置間敷候事。

みぎのとおりようにとも もうしいでそうろうじょう このうえおこころおきなく ねがいしよさしだされくだしおかるべくそうろう
右之通兩人共に申出候條、此上無御心置、願書被指出可被下置候
いじよう
以上。

めいわしちねんじゅうがつ
明和七年十月

ちさかちゅうないどの
千坂仲内殿

かんまちねがいぬし
上町願主

じゅうざぶろう
十三郎

おたずね つき かんまちとくへいじもうしあげそうろうこと
御尋に付、上町篤平治申上候事。

さくじつおたずねのおもむき ぐさい あいたずねそうら どうにんもうしいでそうろう
昨日御尋之趣、愚妻に相尋候へば同人申出候には改めて被仰尋趣行
あたりぞんじたまつりそうろう ふじん つねおと したが そうろうぎ ここんいへんなきこと そうろう このせつあらた
當奉存候。婦人の常夫に随ひ候儀、古今無異變事に候。此節新に
かくごつかまつるべきよう これなくそうろう このおいえ とつぎまかりこしそうろうせつ ふ ぼ ようねん きようくんの うえ
覺悟可仕様も無之候。此御家へ嫁罷越候節、父母幼年より教訓之上、
わけ もうしふくめられしせいとも おつと あいまかせよくありそうろううえ このたびあらため おたずねなしくだされそうろうぎ
別て被申含死生共に夫に相任能在候上、此度改めて御尋被成下候儀、
ふぼの もうしつけずいぶんいつく そうろうよう かくごおりそうらえども そぼうのわたくしきだめ おころ
父母之申付随分敬しみ候様には覺悟居候得共、龜亡之私定て御心
ゆかしく おぼしめさるしなこれあり あいみ さてさてはじいりぞんじたまつりそうろう なにぶんそのもとさまのおぼしめし
床敷、被思召品有之と相見へ扱々恥入奉存候。何分其許様之思召
いりしだい おやくがしらすま おおせあげらるべくそうろう おころ したが もうすぎ おんなのみち
入次第、御役頭様へは可被仰上候。御心に随はずと申儀、女之道に
これなきこと このせつおたずね およばぬぎ ぞんじたまつりそうろう みぎのとおりもうしいでそうろうあいだ おし
無之事。此節御尋に不及儀に奉存候。右之通申出候間、押て
ぎんみにおよばぬもうしいでしだいもうしあげそうろう ようじよのこと ようねんのぎ なおさらぎんみせずぞんじたまつりそうろう
不及吟味申出次第申上候。養女事は、幼年之儀尚更不吟味奉存候
いじよう

かんまち
上町

めいわしちねんじゆうがつ
明和七年十月

とくへいじ
篤平治

千坂仲内殿 ちさかちゆうないどの

みぎろくつうちゆうないうけとり

しか

おのおのがたしゆびまんぞくいた

こころつかいのぎこれなくそうろうあいだ

右六通仲内受取、然らば諸方首尾満足致すべく、心遣之儀無之候間、

おのおのねがいしよ

れんばんいたさるべくそうろう

そのねがいしよ

いわく

各願書へ可被致連判候。其願書に曰、

くろかわぐんおおきもいりちさかちゆうない

どうぐんよしおかまちきもいりいくうえもん

どうしよおひやくしようしゅうう

黒川郡大肝煎千坂仲内、同郡吉岡町肝入幾右衛門、同所御百姓周右

衛門、並小兵衛親壽内・十兵衛・十三郎・篤平治・善八・新四郎、

おそれながらねがいたてまつりそうろうおんこと

乍恐奉願候御事

よしおかさんまちおひやくしようども

いつけんやしきはちじゅういつけん

はんけんやひやくさんじゅうはつけん

つごうにひやく

吉岡三町御百姓共、壹軒屋敷八拾壹軒、半軒屋百三拾八軒、都合貳百

じゅうきゆうけん

うち

いつけんやしき

きゆうけん

はんけんやしき

ななけんとりあわせじゅうろつけん

うりさり

拾九軒の内、壹軒屋敷にて九軒、半軒屋敷にて七軒取合拾六軒、沽却

つづれまかりなり とうじせつしやどもまで

にひやくさんけん

おてんまおこおりやくあいつとめまかりありそうろうところ

禿罷成、當時拙者共迄に、貳百参軒にて、御傳馬御郡役、相勤罷在候處、

全體當町御百姓之儀は、御藏人御給所入合に御座候て壹人前持高壹貫

ぜんたいとうまちおひやくしようのぎ

おくらびとごきゆうしよいりあい

いちにんまえもちだかいつかん

もんあまりしよじつかまつりそうろうもの

たぶんしごひやくもんくらい

文餘所持仕候者は、纒八九人有之。残御百姓共は多分四五百文位より、

ひやくもんいかしよじつかまつり

ごじとうさま

ごめいかなどなしくだされ

ごようしや

百文以下所持仕、御地頭様より御銘下等被成下、御用捨も被成下候得

ども、至ての少高故、作徳之潤斗にては、中々以相續可仕様も無之、月
なかなかもつてそうぞくつかまつるべきよう
 六齋之市相立候に付、諸商物又は駄賃等之潤を以、漸相續罷在候
もつて
 處、貳拾ヶ年以來、近在之御百姓共、古川・三本木・中新田町邊にて、
なかにいだまちあたり
 米石相調御城下へ駄送、中揚商賣仕、右序に木綿・荒物・五十集物の
いさばもの
 類迄、御城下表古川・三本木・中新田町にて、相調候方より、吉岡町
よしおかまちの
 市追年至て不盛に罷成、殊に奥筋えの諸商人、如何物の類、貳拾ヶ年
たぐい
 程以前より、多分下海道通斗駄送仕候儀と相見得、本通は先年の五
せんねん
 六ヶ一相送候様罷成、旁自然衰微、御百姓共困窮に罷成、且吉岡町の
かつよしおかまち
 儀は、本通前後之驛場富谷町・三本木町に御座候處、兩町共に遠方大
えんぼうおお
 坂難所も有之。暑寒風雨の砌は勿論、常々共人馬至て迷惑仕、脇往還
わきおうかん
 道の儀は、加美郡中新田町・小野田町・宮城郡利府町・高城町・國分
こくぶん
 根白石町・大松澤町、右六ヶ所へ御座候處、何も田舎道貳拾四五里よ
いなかみちにじゅうしごり
 り、三十里餘之馬繼場所、其外別紙に申上候通、大圖三十二ヶ所え、
おおはかりさんじゅうにかしよ

人馬相勤困窮者共故、宜敷馬も相立兼、漸々才覺を以て金錢借用、下
じんば あいつとむるこんきゆうしやどもゆえ よろしきうま あいたてかね ようようさいかく もつ きんせんしやくようし した
 直成馬斗買求、渴々御郡役相勤申仕合、其上吉岡町の儀は、草飼野山
ねなるうまばかりかおもとめ かつかつおこおりやくあいつとめもうすし あわせ そのうえよしおかまち ぎ くさかうのやま
 木も一圓無之、何も押置て不如意の方より、飼料も存の様に相調可申
き いちえんこれなく いずれ おしおき ふによい ほう しりよう ぞんじ よう あいとこのえもうすべき
 様無御座、面々手遣馬自然瘦衰追からしに罷成許。又近年に至り、御傳
ようござなく めんめんてつかいうましぜんにやせおとろえおい まかりなるばかり またきんねん いた おてん
 馬歩夫等も相増、無間断相勤餘に潤も無之候に付、御百姓共摺切困窮
まぶ など あいまし かんだんなくあいつとめるあまり うるおい これなくそうろう つき おひやくしようどもすりきれこんきゆう
 仕、當時手遣馬相調兼罷在候者共、數多有之。御傳馬駄賃相當候
つかまつり とうじてつかいうまあいとどのえかねまかりありそうろうものども あまたこれあり おてん まだちんあいてそうらい
 ても、雇馬仕相勤申儀に御座候處、全體は馬不足故相定賃錢等にては、
やというまつかまつりあいつとめもうすぎ ござそうろうところ ぜんたい うま ふ そくゆえあいさだめしちんせんとう
 如何様にも雇兼、莫大の賃錢相出、漸々儀を以て雇遺候に付、御傳馬
いかよう やといかね ばくだい ちんせんあいいで ようようのぎ もつ やといやりそうろう つき おてんま
 並駄賃馬等迄、刻限遅成時は、滯も相出候様罷成、追年何も一統困
ならびに だちんうまなどまで こくげんおそくなるとき とじこおり あいだしそうろうようまかりなり ついねんいずれ いっとうこん
 窮指募り、内々必至と指逼、當時迄に沽却禿御百姓屋敷拾六軒相出、
きゆうさしつの ないないひつし さしせまり とうじまで ききやくつぶれしおひやくしようやしきじゆうろつけんあいいだし
 去々年去年暮も、御蔵入・御給所御年貢・諸上納御手傳・御人足迄、
きよきよねんきよねんくれ おくらいり おきようじよおねんぐ しよじょうのうおてつだい おにんそくまで
 皆納可仕様無之。沽却禿願申出候御百姓共數多御座候處、肝煎檢断折
みなおさめつかまつるべきようこれなし こきやくつぶれねがいもうしいでそうろうおひやくしようどもあまた ござそうろうところ きもいりけんだんおり
 入吟味仕、親類組合町内其通に暮罷在候者共、助情等相加、如何様
いりぎん みつかまつり しんるいくみあいちようないそのとおり くらしまかりありそうろうものども たすけのじようなどあいくわえ いかよう

にか是ヶ沽却も為相凌、渴々相續は罷在候得共、前書之通御町中連
これがこきやく あいしのがせ かつかつそうぞく まかりありそうら えども ぜんしよのとおりおまちなかれん
 衰微仕、近年に至り沽却禿絶々の持高之内、分遜等仕候者共數多
すい び つかまつり きんねん いた こきやくつぶれたえだえ もちだかのうち わけゆずりなどつかまつりそうらものどもあまた
 に相出、外相續罷在候者共も、自然と相衰賣人等に相立、御郡役
あいだし ほかにそうぞくまかりありそうらものども しぜん あいおとろえうりにんなど あいたち おこおりやく
 相勤兼候仕合之者共、年增多罷成、其分残人頭へ相懸り、猶又相痛往々
あいつとめかねそうらうしあわせのものども としまにおおくまかりなり そのぶんのこりにんとう あいかか なおまたあいいいたみゆくゆく
 は沽却體の者共、數多相出候様可罷成。無據仕合奉存候間、御用捨
こきやくてい ものども あまた あいいでそうらうようまかりなるべし よんどころなきしあわせとぞんじたてまつりそうらうあいだ ごようしや
 等願申上度次第、前々御町内々肝入検断方迄申出候へ共、御上御逼迫
などねがいもうしあげたきしだい まえまえごちようないないきもいりけんだんがたまでもうしいでそうら ども おかみごひつぱく
 の御時節、重き願等可奉憚由折入申含、何も無御餘儀奉存差扣罷在
ごじせつ おも ねがいなどはばかりたてまつるべきよしおりいつてもうしふくめ いずれ ごよぎ なくぞんじたてまつりさしひかえまかりあり
 候處、委曲前文にも申上候通之儀にて、此末之儀甚以無心元、
そうらうところ いきよくせんぶん もうしあげそうらうとりのぎ このすえのぎ はなはだもつてこころもとなく
 於拙者共無據仕合奉存候條、何卒永く御百姓御傳馬御郡役、相續
せつしやどもにおいてよんどころなきしあわせとぞんじたてまつりそうらうじよう なにとぞなが おひやくしようおてんま おこおりやく そうぞく
 仕度奉存候間、乍恐至極壹軒前之御百姓え、代六貫文、半軒前え
つかまつりたくぞんじたてまつりそうらうあいだ おそれしごくながらいつけんまえのおひやくしよう だいろつかんもん はんけんまえ
 代四貫文、明年より永々沽却禿屋敷分共に、御用捨被成下度奉願上
だいよんかんもん みようねん えいえいこきやくつぶれやしきぶんとも ごようしやなしくだされたくねがいあげたてまつり
 候。如願被成下候はゞ、町内為冥加之、来卯の年御參勤前迄に、代
そうらう ねがいのごとくなしくだされそうら ば ちようないみようがのため きたるう としごさんきんまえまで だい
 四千五百貫文、巳の年御參勤前、代千五百貫文、取合六千貫文之高、
よんせんごひやくかんもん み としごさんきんまえ だいせんごひやくかんもん とりあわせろくせんかんもんのたか

けんのうちかまつりたくねがいたてまつりそうろう。みぎだいのうち、せんごひやくかんもん
 献納仕度奉願候。右代之内、千五百貫文は周右衛門、三百貫文は新
 四郎、貳百貫文は善八方より献納。残四千貫文は、大肝煎千坂仲内、
 きもいりいくうえもん じゆない じゆうべえ じゆうざぶろう とくへいじ
 肝入幾右衛門・壽内・十兵衛・十三郎・篤平治より、献納仕儀に御座候。
 おんまちしだい さしつまりよんどころなきしあわせとぞんじたてまつりそうろう。なにとぞうるおい
 御町次第に差詰無據仕合奉存候。何卒潤にも罷成相續引直、御傳
 まおこおりやくしよしようにんにもつのたぐいまで だそうとどこおりなきようつかまつらせたく せつしやどもよりあいそうろうたびごときん
 馬御郡役諸商人荷物之類迄、駄送無滞様為仕度、拙者共寄合候度毎吟
 み あいつくしそうらえども えいねんいかよう うるおい まかりなるべきころづけ これなく ちようない
 味も相盡候得共、永年如何様にも潤に可罷成心付も無之、町内よりも
 ごようしやねがいのぎ まえまえあげ あいねがいそうろう ごじせつがら ぎだんだんもうしあわせとめおきそうらえども
 御用捨願之儀、前々挙て相願候を、御時節柄の儀段々申合留置候得共、
 としまにこんきゆう まかりあり このすえのぎはなはだこころもとなくぞんじたてまつりそうらあいだ ねがいのごとくなくだされたくぞんじたてまつり
 年増困窮に罷在、此末之儀甚無心元奉存候間、如願被成下度奉存
 そうろう さそうら ばこきやくやしき しぜんにかわり おひやくしようあいつきもうすようまかりなるべく かれこれ
 候。左候はゞ沽却屋敷へも、自然代御百姓相付申様可罷成、彼是
 おそれしくながらごじせつがら かえりみず せつしやどもぞんりよ もつてねがいたてまつりそうらうじよう くれんびんをもつて
 乍恐至極御時節柄をも不顧、拙者共存慮を以奉願候條、以御憐憫
 ねがいのごとくなくだされたくぞんじたてまつりそうらうじよう
 如願被成下度奉存候以上。

よしおかまちおひやくしよう
 吉岡町御百姓

めいわしちねんじゆういちがつにじゆうはちにち
 明和七年十一月二十八日

しんしろういん
 新四郎印

同 どう
同 どう

善 ぜん
人 ぼち
印 いん

同 どう
同 どう

篤 とく
平 へい
治 じ
印 いん

同 どう
同 どう

十 じゅう
三 さ
郎 ぶろう
印 いん

同 どう
同 どう

十 じゅう
兵 べ
衛 えい
印 いん

同 どう
小 こ
兵 へ
衛 え
親 おや

壽 じゅう
内 ない
印 いん

同 どう
御 おひ
百 やく
姓 しやう

周 しゅう
右 う
衛 え
門 もん
印 いん

同 どう
所 しよ
肝 き
入 いり

幾右衛門印
いくうえもんいん

大肝煎
おおきもいり

千坂仲内重印
ちさかちゆうない ちかさねいん

八島傳之助様
やしまでんのすけさま

橋本權右衛門様
はしもとごんう えもんさま

別紙添書
べっしそえがき

黒川郡吉岡町より他郡村々え人馬相立候々所覺書。
くろかわぐんよしおかまち たぐんむらむら えじんばあいたちそうろうか しょおぼえがき

加美郡
かみぐん

一平澤村
ひとつひらさわむら

三十里
さんじゆうり

一小栗山村
ひとつおぐりやまむら

三十里
さんじゆうり

一下新田村
ひとつしもしんでんむら

貳拾四里
にじゅうより

一四日市場村
ひとつよっかいちばむら

貳拾四里
にじゅうより

一清水村
ひとつしみずむら

貳拾四里
にじゅうより

一月崎村
ひとつつきざきむら

貳拾四里
にじゅうより

一高根村
ひとつたかねむら

貳拾四里
にじゅうより

一高城村
ひとつたかぎむら

貳拾四里
にじゅうより

一黒澤村
ひとつくろさわむら

貳拾五里
にじゅうごり

一四竈村
ひとつしかまむら

貳拾里
にじゅうり

一 王城寺村 ひとつおうじょうじむら

拾里 じゅうり

一 一ノ関村 ひとついちのせきむら

貳拾里 にじゅうり

一 鷹巣村 ひとつたかのすむら

貳拾五里 にじゅうごり

一 大村 ひとつおおむら

拾三里 じゅうさんり

志田郡 しだぐん

一 堤根村 ひとつつみねむら

貳拾四里 にじゅうより

一 斎田村 ひとつさいいたむら

貳拾四里 にじゅうより

一 坂本村 ひとつさかもとむら

貳拾四里 にじゅうより

一 新沼村 ひとつにいぬまむら

貳拾四里 にじゅうより

一 伊賀村 ひとついがむら

拾三里 じゅうさんり

一 音無村 ひとつおとなしむら

貳拾四里 にじゅうより

一 土路畑村 ひとつどろはたむら

貳拾里 にじゅうり

一 中澤村 ひとつなかざむら

貳拾四里 にじゅうより

一 蟻ヶ袋村 ひとつありがふくろむら

貳拾四里 にじゅうより

大谷 おおたに

一 粕川村 ひとつかすかわむら

拾八里 じゅうはちり

一 成田村 ひとつなりたむら

拾八里 じゅうはちり

一 原ノ町 ひとつはらのまち

拾五里 じゅうごり

一 鶉崎村 ひとつうずらさきむら

拾四里 じゅうより

一 土橋村 ひとつどばしむら

拾四里 じゅうより

一 未明村 ひとつみめいむら

貳拾貳里 にじゅうにり

一 羽生村 ひとつはにゅうむら

貳拾里 にじゅうり

一 山崎村 ひとつやまざきむら

貳拾五里 にじゅうごり

みやぎぐんのうち
宮城郡之内

ひとつさわおとむら
一澤乙村
さんじゅうり
三拾里

あわせさんじゅうにかしよ
合三拾貳ヶ所

みぎのとおりござそうろういじよう
右之通御座候以上

めいわしちねんじゅういちがつ
明和七年十一月

ねがいぬしくにん
願主九人

やしまでんのすけさま
八島傳之助様

はしもとごんうえもんさま
橋本權右衛門様

みぎしめんねがいしよ
右紙面願書え相添差上候事。

ひとつみぎねがいしよさしあげいよもつてねがいのごとくおおせつけられ
一右願書指上彌以如願被仰付、上より被下候金子は、直々借金の方え
かいさいいたし
致皆濟、以後役中へ可致配分候。皆濟迄は年數も有之儀、町中異心之者
これあるべきか
も可有之哉。心遣諸役人吟味之上、町中連判を以、證狀為相出候其書
左に、

壽内殿 じゆないどの

篤平治殿 とくへいじどの

十三郎殿 じゅうざぶろうどの

十兵衛殿 じゅうべえどの

右本紙篤平治方へ相渡置候事。
みぎほんしとくへいじかた あいわたしおきせうろうこと

ひとつみぎしようじようおもだち ひとつみぎしようじようおもだち の者共、篤平治方え罷越、今夕三町共に御大願為成就、
 一右證狀主立の者共、篤平治方え罷越、今夕三町共に御大願為成就、
 めんめんきがんじよ めんめんきがんじよ ひまちつかまつり ひまちつかまつり そのもとおたいぎながらねがいしよおのおのまえ そのもとおたいぎながらねがいしよおのおのまえ へ御持参、其町の検断
 面々祈願所にて日待仕、其許乍御大儀願書各前へ御持参、其町の検断
 しゅうまちなかひまち しゅうまちなかひまち のれんちゆう のれんちゆう よみきかせせうろうようつかまつりたく よみきかせせうろうようつかまつりたく みぎのとおりしゅびいたしせうろう みぎのとおりしゅびいたしせうろう よつ よつ そのよはち
 衆町中日待之連中え為讀聞候様仕度、右之通致首尾候。仍て其夜八
 おうじ おうじ きつしよういん きつしよういん りようまち りようまち のひま ひま ちれんちゆう ちれんちゆう よみきかせしよま よみきかせしよま ちあんらくいん ちあんらくいん よみお よみお りせうろうせつ りせうろうせつ きん
 王寺吉祥院、兩町之日待連中え、為讀聞下町安樂院にて讀居候節、近
 そん そん しゅつか しゅつか これありさわぎいでせうら これありさわぎいでせうら ども ども みぎねがいしよき みぎねがいしよき おりせうら おりせうら ぶん ぶん どうてん どうてん いたさず いたさず しずま しずま
 村に出火有之噪出候へ共、右願書聞居候分は、不致動轉静りかへり承
 おりせうら おりせうら ずいぶん ずいぶん ねがいの ねがいの すじ すじ おもい おもい いれ いれ せうら せうら うこと うこと もろび もろび と と かん かん しん しん いた いた し し せうら せうら うこと うこと
 居候。随分願之筋思入候事と、諸人致感心候事。

ひとつちさかちゅうないぞんしん
 一千坂仲内存心にて、連中え申合、此度願心に付、面面愼々條掟書申
 定候。其文左に、

喧嘩口論公事出入ケ間敷儀不仕儀、兼て面々可愼事に候へ共、尚

此度之志願不致成就内は、右體の儀不仕様堅く愼、諸事堪忍を加へ、

商事等に付遠郡杯え相越候儀も差控、且志願御下知無之内は、世間

へ對し此一巻一向咄申間敷事。

一志願之仕法等、他へ堅く洩し申間敷事。

一往来之節は勿論、諸人え對し却て不禮ケ間敷儀無之様、律儀に仕

大願成就相成候はゞ、猶子孫へも其譯傳ひ置、振廻或は御町寄合

等に相出候共、上座等不致様心懸、志願相滿候迎、此儀を鼻に當

重高之振廻不致様、堅く愼、勿論御公義被仰出候御法度は、面々

兼て可相守儀に候共、賭之諸勝負等は、慰にも堅く仕間敷事。

一御下知無之内、連中の内自然致落命候ては、互に氣之毒事に候。

死生しせいは難遁事のがれがたきことに候そうらへば、兼かねて心懸些少こころがけさしようの引風等ひきかぜなどにも、早速醫療さつそくいりようを
 加くわへ、猶更鹿山川狩等なおさらろくざんかわがりなど、都すべて危あやうき場所並相撲芝居ばしよならびにすもうしばい、惣そうじて人多群集ひとおおくむれあつまり
 いたしいたしそうらうところ
 致候所いたしへは、罷出不申様まかりいでもうさぬようめんめん面々心懸可申事こころがけもうすべきこと。右之外委細之儀みぎのほかいさいのぎは、面
 々めんもちまえ持前の儀ぎ、改あらためて不及相談そうだんにおよばず、自分自分随分心懸慎可申事じぶんじぶんずいぶんこころがけつしみもうすべきこと。

大肝煎おおきもいり

明和七年十月めいわしちねんじゆうがつ

千坂ちさか 仲内ちゆうない

願主連中ねがいぬしれんちゆう

一御代官八島傳之助ひとつおだいかんやしまでんのすけ、當年とうねんは當郡勤番とうぐんきんばんに候處そうらうところ、願書之末書同人ねがいしよのすえがきどうにんえ願出
 候そうらへば、右一件みぎいつけんは同役橋本權右衛門方どうやくはしもとごんうえ、相談致し差置候間そうだんいた、同人どうにんえ
 差出可申由指圖さしだしもうすべきよしさしずに付つき、千坂仲内ちさかちゆうない・幾右衛門いくう・篤平治三人とくへいじさんにん、中新田御代
 官屋かんやえ罷出まかりいで、仲内御代官權右衛門ちゆうないおだいかんごんうへ品々申達しなじなもうしたつし、御末書被成下度奉願おすえがきなしくだされたくねがいたてまつり
 候上そうらうえ、願書指出候ねがいしよさしだいしそうらへば、權右衛門熟讀之上ごんう、扱さて、是さてこれは古今不及承願ここんうけおよばぬねがい

書、宜敷上へも可申達由にて、其夜三人之者共被留置、同人喜悅之餘
しよ よろしくうえ もうしたつべきよし そのよさんにんのものどもとめおかれ どうにんきえつのあま
 り酒吸物等被下置、難有頂戴旅宿へ罷歸候得ば、又御代官屋より使を
さけすいものなどくだしおかれ ありがたくちようだいりよしゆく まかりかえりそうらえ またおだい かんや つかい
 以て、明朝料理可被下段被申越候處、三人色々斟酌申上候へ共、又候
もつ みようちようりようりくださるべきだんもうしこされそうらうところ さんにないろいろしんしやくもうしあげそうら ども またぞろ
つかい もつてじようたい ちがい われらがあつかいおひやくしようのため もうしあげそうらうぎ よろこびのあま かくのごとくもうしつかわし
 使を以常體と違、我等扱御百姓之為を申上候儀、欽之餘り如此申遣
そうらうあいだ しんしやくまかりいでそうらうよう もうしこされそうらう つき よくちようさんにんおだい かんや うかがいそうらう
 候間、斟酌罷出候様にと被申越候に付、翌朝三人御代官屋へ伺候。
いろいろごねんいれそうらうごちそうくだされ すえがき もうしうけまかりのほりそうらうこと
 色々入御念候御馳走被下、末書も申請罷登候事。

ひとつなかにいだよしおかのあいだ つねづねどうろよろしからざるころ
ひとつなかにいだよしおかのあいだ つねづねどうろよろしからざるころ そのうえひきつづきそうらう ふてんき いたつ
 一中新田吉岡之間、常々道路不宜所、其上引續候不天氣に至ては、道
ぎ そんな とくへいじのるうまべつ よわうま りようどらくばいたしそうらうところ いか
 切れ損し篤平治乗馬別して弱馬にて、兩度落馬致候處、如何のはづみ
いらい いるい なか おきなお りようあし ふみたち け が つかまつらずそうらう ねがいしよ
 にや、衣類もよごさず中より起直し、兩足を踏立怪我も不仕候。願書
ならびにこのたびのいっかん どうにんくび かけそうらうあいだ さだめ このいっかんどうろ し そうら
 並此度之一巻、同人首に懸候間、定て此一巻泥に染み候はんと、仲内
とびつき みもうしそうらうところ いっこうさようのぎこれなく けが いたさぬこといずれ ふしぎ ぞんじ あい
 翔付見申候處、一向左様之儀無之、怪我も不致事何も不思議に存、相
かんがえそうらえ ぐび かけそうらうち ねがいしよならびにもうしあわせのせいし ぐまの ごんげん ごおうなど
 考候得ば、首に懸候内には願書並申合之誓紙、熊野權現の牛王杯も

これありそうろうゆえ
有之候故にも、候はんと何れも感心。路傍の溜り水にて、手水いたし
いずれ
何も天を拜し罷登候事。

ひとつとうぐんきんばんやしまでんのすけ
一當郡勤番八島傳之助へ、願書指上候前夜、幾右衛門世話物入にて、
れんちゆうどうじんたく
連中同人宅へ寄合、日待致候處、三町之御百姓中、別て御役付中より、
たるさん
樽三荷連中へ参候。尤諸役付並其町々年寄中は、此席へ見廻に相見
え
得候事。

ひとつめいわしちねんしちがつにじゆうくにち
一明和七年七月二十九日、仲内先立にて連中何も富谷町御代官屋へ右
ねがい
願に罷越候節、三町御百姓中、何も見送に罷越候連中、強て差控候
え
得ば、然らば五人組頭中斗も御見送り仕度由にて途中迄罷出候事。
ひとつれんちゆういずれ
一連中何も途中逆も、佛神を祈り直々御代官屋へ罷出、八島傳之助へ

ねがいしよさしだしそうら
願書差出候へば、同人も殊之外喜悅、同役權右衛門も此間呉々申遣、
ひるいなきねがいさだめ おかみ
無比類願定て上にも前代未聞之儀に、可被思召無此上満足に候と、願
しよ うけとりたか いただ そつらい
書を受取高く頂き候て、被致披見候。仍て連中難有奉存候と御暇
もうしあげまかりかえりそうろうこと
申上罷歸候事。

ひとつめいわはちねんう しょうがつようか ちさかちゆうないかた
一明和八年卯正月八日、千坂仲内方より篤平治方え急用有之候間、罷
こしそうろうようもうしきたり どうにんまかりいでそうら
越候様申来、同人罷出候へば去冬差上候願書、御郡奉行今泉七三郎
さま つげがき もつてあいかえされそうろう
様へ付書を以被相返候。連中何も辛苦いたし申上候儀、少も驗無之
あいかえされそうろうぎ せんばんきのどくのこと つき あわせてたいがんのぎいちどに どうしあげそうろうとて お
被相返候儀、千萬氣之毒之事に付、併大願之儀一度二度申上候迎、御
ききすみ ござな さるまじきぎ だんだんりようけん これあるべきこと まずもつてこのぎ れんちゆう
聞済も被成御座間敷儀、段々了簡も可有之事。先以此儀は連中には
もうしきかせず そのもと われらりようにんばかり
不為申聞、其元と我等兩人斗りにて、密々了簡いたし見可申候。篤平治
うけたまわりなるほどごもつとものぎ さつそくれんちゆう もうしきかせそうら ば もはやあいすまぬぎ こころえ
承成程御尤之儀、早速連中え為申聞候はゞ、最早不相済儀と心得、
たねんのねがいころあいつぶれそうろうことゆえ じきそなどこれむふんべつ あいいでそうらい すえずえねがいもうしあげ
多年之願心相禿候事故、直訴杯之無分別も相出候ては、末々願申上

候障りと成候儀、連中は勿論町内へ御話、堅く御無用に存候、貴體
さまわたくしばかり 様私斗にて、追々相談可然奉存候。仲内申候は、扱又御付書に一向
しな 品も無之、被相返候儀、又別段に上の思召も有之儀候哉。何れ氣之毒
せんばん 千萬に候。篤平治先以乍憚御附書は、何様之儀に候哉。無御指支候
は ば、拜見仕度奉存候。仍て一卷取出同人に為致拜見候。
さのとおり 左之通今泉七三郎殿より、左之趣を以願一卷被相返候間、右之
ごしゅ 御首尾可有之候。

卯正月七日

櫻 虎之丞

千坂仲内殿

黒川郡吉岡町、大肝入千坂仲内・肝入幾右衛門、其外残る百姓七人
の 之者共、代六千貫文献納仕、吉岡町中え永々御合力被成下度段、願
もうしいで 申出候處、右之趣出入司衆へ相達候處、吟味難被為成候條、右之
おもむき 趣を以首尾可有之候已上。

とらのじゅうにがつにじゅうににち
寅ノ十二月二十二日

いましちさぶろう
今 七三郎

さくらだとらのじょうどの
櫻田虎之丞殿

ごとうやくちゅう
御 同 役 中

みぎいっかんとくへいじはいけんいたし
右一卷篤平治致拜見、つくづくと相考候處、品もなく被相返候儀は先
もつてねがいぬしどものしんそこ さつ がいんけんなされそうろうおぼしめし
以願主共之心底、疾と御引見被成候思召にも有之間敷哉。仲内成程左
にも可有之候へ共、當時上の御時節も考なく御苦勞之儀申上候儀、不
吟味之筋にて可思召候間、右代物下にて相廻、上之御苦勞にも不罷成
様、工面は相出申間敷哉。願主中心を合、右代取廻利足を町中へ配分
致候はゞ、可然哉。篤平治承然らば貴體様には、此願一向打捨被成候
思召に候哉。右下にて相廻候儀、可罷成事に候はゞ、始より上に御
苦勞に可申上筋無之候。成程貴體様御勤役中、又連中存命之内は、何
様にか本金不失様にも心遣可致候得共、子々孫々に至候へば、段々親

おやしんろうのほど わす まわ なた こころおこた そろろうかた すえずえ としまにふそく
 々辛勞之程を忘れ、廻し方に心怠り候方より、末末は年増不足になり
 来、跡は壹文無しに可罷成かと存候。只今にては上にて御金主被成候、
お かやきんなど おぼしめしのとおり
 小萱金杯も思召之通には廻り兼候様に、及承候此御時節柄、上之御苦
ろ おいたみ おかんがえなさるぎ
 勞御痛を御考被成義、御役目御相應には奉 存 候得共、兩人貴體様始
せつしやども かる みぶん
 拙者共、輕き身分にて町内之艱難を相考、色々辛勞漸右高取集、指上
もうしたきしんがんつかまつりそろろうぎ
 申度心願 仕 候儀は、あながち下之為斗にも無之、永年相續驛場御用
あいつとめそろら おかみ おんため
 も相勤候へば、上の御為にも罷成候儀、差上金不仕、驛場へも御合力
くだされそろろうおんれい これあるぎ
 被下候御例も有之儀に候へば、手を替品を替幾度も申上候はゞ、少は
お てあてなしくださるべきこと
 御手當可被成下事に 奉 存 候。御地頭様御居懸り之宿は、御合力
なしくだされ よう とりぎ た これありそろら
 被成下ざる様に、取沙汰も有之候へ共、乍憚百五十貫文之御進退にて、
このさんがまち いかがおてあてなさせらるべきや
 此三ヶ町へ如何御手當可被為成哉。縦御恵み被成下候迎、御壹人之
ごじとうさま おいたみ
 御地頭様、御痛は甚敷頂戴候御百姓中、少分之潤にも可罷成事には
はなはだしくちようだいそろろうおひやくしやうちゆう
 御地頭様思召入御加在も無之、難有仕合御百姓中粗相考罷
これなくそろろう ごじとうさまおぼしめしいれご かざい これなく
 無之候。御地頭様思召入御加在も無之、難有仕合御百姓中粗相考罷

あり　もうとう　おうらみ　ぞんじたてまつらずまかりありそうろう　きたいさまとうじ　おかみのおいたみ　おぼしめしそうろうこと
 在、毛頭御恨にも不奉存罷在候。貴體様當時上之御痛を思召候事、御
やくがら　ごもつとも　ぞんじたてまつりそうら　ども　おなじ　きたいさま　ちょうないやぬしのぎ　れんちゆう
 役柄にて御尤には奉存候へ共、同く貴體様にも町内家主之儀、連中
のしがんぞんりよ　すこし　おかんがえくださるべく　こと　あさのやなど
 之志願存慮も、少は御考可被下、殊に浅野屋杯にては、亡父之代より
このそんりつ　ねんねんえりぜにいた　ないししょうじよちゆうまで　いちず　こころざしそうろうことさつ　ごかんとかく
 此存立に、年々撰錢致し内證女中迄も、一圖に志候事疾と御感得、
いまいちおうごりようけんくだされたくそうろうとて　こぶし　にぎ　なみだ　なが　よ　なか　あかつき
 今一應御了簡被下度候、御、拳を握り涙を流し、世の中をかこち曉に
およ　まかりかえりそうろうこと
 及び罷歸候事。

こくおんき　まきのに　おわり
 國恩記　卷之二　終

こくおんき まきのさん
國恩記 卷之三

しやく ずいし えいしゆうへん
釋 瑞芝榮洲編

明和八年卯の四月、連中何も千坂仲内宅へ罷越、此間取沙汰承候得ば、
めいわはちねんう しがつつ れんちゆうういずれ ちさかちゆうないたく まかりこし こないだとりぎたうけたまわりそうらえ
 御郡司様御附書にて相返候由思召、拙者共へは為御知不被下候哉。御
おこおりつかささま おつけがき あいかえしそうろうよしおぼしめし せつしやども おしらせくだされずそうろうや
 心底之程餘りに御床敷奉存候。成程尤之儀、右願書當正月始に
しんそこのほどあま おゆかしくぞんじたてまつりそうろう なるほどもつとものぎ みぎねがいしよとうしようがつはじめ
 被相返候間、早速可申通事に候得共、我等少々存慮も有之候間、差
あいかえされそうろうあいだ さつそくもうしとおすべきこと そうらえども われらしようしようぞんりよ これありそうろうあいだ さし
 控置候當分先我等に、御任被指置可給候。併町中えは願書相返候段、
ひかえおきそうろうとうぶんまずわれら おまかせさしおきなされたまうべくそうろう しかしまちじゆう ねがいしよあいかえされそうろうだん
 御咄御無用に存候とて、相返候一卷も不被相出候儀は、定て御同人
おはなしごむよう ぞんじそうろう あいかえしそうろういつかん あいひだされずそうろうぎ さだめ ごどうにん
 深き御存慮も可有之事と、何も其儘退出候事。
ふか ごぞんりよ これあるべきこと いずれ そのままたいしゆつそうろうこと

一同年六月三日、千坂仲内儀、橋本權右衛門御役所へ罷越、吉岡町御
ひとつどうねんろくがつみつか ちさかちゆうないぎ はしもとごんう えもんおやくしよ まかりこし よしおかまちお

ごうりきねがいのぎ おつけふだ あいかえしそろうところ ねがいぬしれんちゅう もうすにおよばず おひやくしようちゅうはなはだき
 合力願之儀、御附札にて相返候處、願主連中は不及申、御百姓中甚氣
 のどく ぞんじたてまつりそろう さてまたみぎねがいのぎ このせつのふうそんじたてもうしあげそろうぎ これなく まえ
 之毒に奉存候。扱又右願之儀は、此節之風存立申上候儀に無之、前
 まえ いずれ ころがけ わけ じんないこと ぼうふのだい まいねんえりせになどころがけおきそらえ
 々より何も心懸、分けて甚内事は、亡父代より毎年撰錢等心懸置候得
 ども ごじせつがら かんがえあげもうしあげずまかりあり まつごにおよびただいまのじんない みぎねがいのぎくれぐれ
 共、御時節柄を考上不申上罷有、及末期只今之甚内に、右願之儀呉々
 ゆいごん し おきそろうことゆえ ただいまの じんないちようぼにころがけおりそらえども よきてがが ことなく こと
 遺言仕置候事故、只今之甚内朝暮心懸居候得共、宜手懸りも無之、殊
 よがら よからずしんたいまわ かた ぞんじ よう これなくそろうところ ひとりだち ぎ およびかねおり
 に世柄も不宜進退廻り方も、存の様に無之候處、壹人立の儀も及兼居
 そろうところ れんちゅうおもいたち さいわい ぞんじ かくべつのほねおりいたしそろうぎ いっこうしななくあいかえされそろうぎ
 候處、連中思立を幸に存、格別骨折致候儀、一向無品被相返候儀、
 せんばんざんしん ぞんじたてまつりそろう よつ せつしやどもりようけんいたし おかみ ごくろうかけあげずした
 千萬殘心に奉存候。仍て拙者共致了簡、上へ御苦勞不懸上下にて自
 ぶんまわりひとかたつかまつり り そくちようない はいぶんつかまつるべし そうだんいたしそら ども おかみのごそくあいかけず
 分廻一方仕、利足町内へ配分可仕と致相談候へ共、上之御息不相懸
 そらえ すえずえ いちえんもと うしな もうすべきぎ れんちゅういずれ しんちゅう いた まかり
 候得ば、末々は一圓本を失ひ可申儀、とやかく連中何も心中を悼め罷
 ありそろう ぞん うえもんうけたまわ し しか このいつけん このたびはじめ おも たちそろうこと これなく
 在候。權右衛門承り、然らば此一件は、此度始て思ひ立候事には無之、
 まえまえ ころがけそろうこと そらうや なおさらしんせつのぎさしおきがたきぎ そらうじよう われらかさね まかり
 前々より心懸候事に候哉。猶更深切之儀難指置儀に候條、我等重て罷
 のぼり しなじなしちさぶろうどの ないだんもうすべくそらう こないだご さた うけたまわりそらう おかみのおぼしめし
 登、品々七三郎殿へ内談可申候。此間御沙汰も承候に、上之思召は

このじせつ みこみ 町内恵みの筋と申立、面々之勝手を申上候と、御氣取
 此時節を見込、町内恵みの筋と申立、面々之勝手を申上候と、御氣取
 なされそうろうようあいきこえそうろう なおおいおい 尚追々相談可申候。右權右衛門と申仁は、此度の
 被成候様相聞得候。尚追々相談可申候。右權右衛門と申仁は、此度の
 願に付甚心遣、助情被致候由にて、猶頼母敷御事に何も奉存居候事。
ねがい つきはなはだころづかい たすけのじよういたされそうろうよし なおたのもしきおんこと いすれ ぞんじたまつりおりそうろうこと
 ひとつくら いよいよつゆ 一蔵は愈露とかや。願書御郡奉行附札にて、相返候譯町中の者共、追
 おいうけおよびないないりようけん く 々及承内々了簡區々にて、物噪敷下々の習他驛には、一向上金之取沙
 汰無之にも上より御相應に御手當被成下、當所には此度九人之願主中、
た これなく おかみ ごそうおう おてあてなしくだされ とうしょ このたびくにんのねがいぬしちゆう
 辛苦艱難之上上金調達仕儀、少は御手當可被成儀之處、一向御趣意
しんく かんなんのうえあげきんちようたつつかまつるぎ すこし おてあてなざるべき の ところ いっこうごしゆい
 なく願書被相返儀、町内何も無抛仕合、譯て御願主方之御心底、案入
ねがいしよあい かえさるぎ まちなかいすれ よんどころなきしあわせ わけ おねがいぬしがたの ごしんそこ あんじいり
 氣之毒千萬に存候。仍て面々上之御答は致覺悟、拙者共を可被相恵御
き の どくせんばん ぞんじそうろう よつ めんめんおかみの おとがめ かくごいたし せつしやども あいめぐまるべき ご
 心底にて、九人之衆中辛苦艱難候譯、何方迄も直訴可仕と、前後始終
しんそこ くにんのしゆうちゆうしんく かんなんそうろうわけ どこまで じきそつつかまつるべし ぜん ごしじゆう
 を辨ざる若輩之者共、噪立既に可及其儀處、其町之老人共漸申宥め、
わかまえ じやくはいのものども さわぎたてすで そのぎにおよぶべきところ そのまちのろうじんども ようやくもうしなだ
 大肝煎最始連中、再訴之御存慮も有之由にて、其身共強氣之振廻致候
おおきも いりも はじめれんちゆう さいうつたえのごぞんりよ これあるよし そのみどもつよき のふれまわりいたしそうらい

ては、却て連中之願心に相障申儀、必指控可申上と色々教訓相止候
 由、町中專取沙汰有之候間、是も又聞捨に致がたく集に入候也。

ひとつおだいかんはしもとごんう えもん しゅつぶくだりがかりちゅうないたく
 一御代官橋本權右衛門、出府下懸仲内宅へ立寄、同人久々相煩居候容
 子も相尋、扱此間御城下逗留中、萱場木工殿へ罷越、當所御合力願之
 儀、内々御様子相伺候處、同人御咄に此御時節柄を見込、徳取勝手
 その様に相聞へ候に付、御吟味難被為成、願書を相返候由御咄に候。
 仍て我等空殿へ御咄申には、吉岡は我役所の儀に候間、段々手を廻し
 折入承候へば、全左様之品に無之、数年心懸居候儀、別て周右衛門
 亡祖父甚内、存命中より毎年少分宛の撰錢いたし、右大願に辨用相當
 居候へ共、年増世柄不宜、御上之御様子何も、手懸りと可申様も無之
 指控居候内、不順之症相煩、去る未の冬病死仕候。臨終迄只今之
 甚内に、右願心の儀申置、数年少分宛も心懸候撰錢は、此願より外の

よう 用に、相用あいもちひ申間もうすま敷品申置候。仍よつて只今の甚内じんないも、御時節柄ごじせつがらを見合みあわせ、
 願申上度ねがいもうしあげたきねがいころ願心まかりありそうろうところに罷在候處このたびはちくにんよりあい、指上金さしあげきん之吟味のぎんみ有之これあり。甚内じんない
さいわい 幸ぞんじたてまつりに奉存かないははさいし、家内母妻子之衣類迄のいるいまで、しつかい指上金さしあげきんに相加あいくわへ候儀そうろうぎ、甚
おかみ 御上之御推量のごすいりようとは、格別かくべつ之儀のぎに候そうろう。奎殿御聞被成もくどのおききな偕々な我等共さ、推量すいりようは
おおい 大たがいに違年来心願致候儀ねがいぬしども、願主共之親切のしんせつ可申様無之候もうすべくそうろう。早速願相調差出さつそくねがいあいととのえさしだし
もうすべくそうろう 可申候。やれやれ奇特きとく之儀のぎ、大肝煎おおきもいりにもひそかに相談可致そうだんいたすべしと被申候間、
さよう 左様に御座候はゞ、御上向宜御吟味被成下度段おねがいたしまかりくだりそうろうねがいぬしの、致御願罷下候願主之
ものども 者共へ、密々みつみつに為申聞もうしきかせ、早速相願可申由仲内承りさつそくあいねがいもうすべきよしちゅうないうけたまわ、いづれも厚あつき御
こころづかい 心遣せつしやはじめれんちゆういずれ、拙者始連中何ありがたきしあわせとぞんじたてまつりそうろうも難有仕合奉存候ごんう。權右衛門猶又甚内存命えもん中よ
こころづかい り、心遣委細願書こころづかいに書加かきくわへ、差出可申と丁寧さしだしもうすべしに相談あいはなし、立出在所たちいでざいしよへ罷下
そつろうこと 候事。

ひとつめいわはちうのじゅういちがつ、願主共寄合吟味ねがいぬしどもよりあいぎんみ、再願書指上候ふたたびねがいしよさしあげそうろう。其書そのしよに曰いわく、
 一明和八卯ノ十一月、願主共寄合吟味、再願書指上候。其書に曰、

黒川郡大肝煎千坂仲内・同郡吉岡町肝入幾右衛門・同所御百姓周右
 衛門、並小兵衛親壽内・十兵衛・十三郎・篤平治・善八・新四郎、
 乍恐追々奉願候御事。
 吉岡三町御百姓共、壹軒屋敷八拾壹軒、半軒屋敷百三拾八軒、都合
 貳百拾九軒之内、壹軒屋敷にて九軒、半軒屋敷にて七軒、取合拾六軒
 沽却禿に罷成、當時拙者迄に、貳百三軒にて、御傳馬御郡役相勤罷
 在候處、御町中追年衰微仕、押重て必至迄困窮に罷成、面々相續
 之儀は勿論、手遣馬相立可申様も無之者共多、御傳馬御郡役時々滯
 も相出、御上之御用支に至、且馬所持不仕分は、御百姓中ケ間にて
 負、渴々相務其分御町中相痛、此末之儀甚無心元無據仕合奉存候
 に付、壹軒前の御百姓え代六貫文、半軒前へ代四貫文宛、沽却屋敷
 分共に、當年より永々御用捨被下置候様、被成下度、如願被成下候
 は、當御參勤前・巳の年御參勤前迄、為冥加之六千貫文高に、

けんのうちいつかまつりそうろうようなしくだされたく、しなきよねんちゅうねがいたてまつりそうろうところ、ごぎんみなしくだされがたきおもむき
 献納代仕候様被成下度、品去年中奉願候處、御吟味難被成下趣、
 おおせわたさるねがいつかんあいかえされ、よぎなきおんこと、ぞんじたてまつりそうろう、さてまたよしおかまち、おひやくしやうの
 被仰渡願一卷被相返、無餘儀御事に奉存候。扱又吉岡町御百姓之
 儀は、面々持高至て少分宛所持仕候處、作徳を以て家内相續可仕様
 これなく、つきろくさいのいち、あいたちそうらえども、これまたにじゆつかねんいらい、ぶさかり、まかりなり
 も無之、月六斎之市は相立候得共、是又貳拾ヶ年以來、不盛に罷成
 しようばいものなど、あいさばきもうさず、かれこれしぜん、あいおとろえそうろう、つき、おまちなかおめぐみのため、お
 商賣物等も相捌不申、彼是自然と相衰候に付、御町中為御恵之、御
 ごうりき、なしくだされそうろうようねがいたてまつり、けんのうちいなど、つかまつりたく、しゆうう、えもんぼう、そふじんないぞん
 合力を被成下候様奉願、献納代等も仕度、周右衛門亡祖父甚内存
 めいちゆう、しがんころがけいずれ、みぎ、くわわ、ぎんみしおりそうろうところ、きようねんいらい、かなわ、ず、まかり
 命中、志願心懸何も右へ加り、吟味仕居候處、凶年以來不家内に罷
 なり、おこたりまかりありそうろううち、みぎじんない、ぎ、びようしつかまつり、かたわらぎんみ、とりつきもうすべきよう、これなく
 成、怠り罷在候内、右甚内儀は病死仕、旁吟味に取付可申様も無之
 えんいんつかまつり、ようようのぎ、もつて、さしはか、あいいでそうろう、つき、さるふゆぢゆうねがいたてまつりそうろうところ
 延引仕、漸之儀を以、差賦り相出て候に付、去冬中奉願候處、
 ごようしやなしくだされがたきしだい、おおせわたされ、ごじせつがらの、ぎ、おしかえしねがいたてまつるべきよう、ごぎなく
 御用捨難被成下次第被仰渡、御時節柄之儀押返可奉願様も無御座
 そうろうあいだ、さしはか、そうろうだいじぶんあいたい、もつて、こおりちゆうむらむら、かしつけ、みぎりぶん、もつて、お
 候間、指賦り候代自分相對を以、郡中村々え貸付、右利分を以御
 まちなか、おぎないだい、はいぶんまかりなり、そうろうようつかまつるべきや、これまでいろいろぎんみあいつくし、そうら、ども、ご
 町中え補代、配分罷成候様可仕哉と、是迄色々吟味相盡候へ共、五
 さんか、ねんかつかり、そくどおり、あいいで、おまちおぎない、まかりなるべきところ、ついねん、いたり、そうら、ば
 三ヶ年渴々利足通も相出、御町補にも可罷成處、追年に至候は、

借用人滞之者共数多相出、往々は混雑難澁相出候儀、決定に相見得、
 永々之補にも不罷成を、拙者共残念至極、無據仕合に奉存候條、
 御時節柄追々奉願候儀は、恐至極奉存候へ共、五千貫文之高に献
 納代仕、右代御貸付成共被成下、何程にても御利足通を以、永々吉
 岡町御用捨に被下置候様、被成下度奉願上候。如願之被成下候は
 ば、御下知次第右代之内、千五百貫文は周右衛門、参百貫文は新四郎、
 貳百貫文は善八方より献納。残る参千貫文は、大肝煎千坂仲内・肝入
 幾右衛門・壽内・十兵衛・十三郎・篤平治方より献納可仕候。委細
 前書申上候通を拙者共方始末候ては永年補可申手段心付無御座候
 條、御別段御憐愍愍御吟味を以、如願被成下度先願一卷差添、如斯申
 上候以上。

願主九人名前先願之通

明和八年十一月

でんのすけさま
傳之助様

ごんうえもんさま
權右衛門様

みぎのとおりおいおいもうしつかわしせうろうあいだ なおまたぎん みつかまつりせうろうところ よしおかさんちようないのものども きんねん
右之通追々申遣候間、尚又吟味仕候處、吉岡三町内之者共、近年
わけ こんきゆうにおよびせうろう つき まずじんないぞんめいちゆう し がんつかまつりおりせうろうだんあいきこ そうろうところ
分て及困窮候に付、先甚内存命中より、志願仕居候段相聞へ候處、
さしはかりなりかねただいままで もうしいでずまかりありせうろう ようやくこのたびいずれ ぎんみ ぜんしよのねがいしめん
差賦成兼只今迄も不申出罷在候。漸此度何も吟味、前書願紙面に
あいみ えせうろうとおり ごせんかんもんさしあげりぶん もつ ちようない ごようしやなしくだされたきだん
相見得候通、五千貫文指上利分を以て、町内へは御用捨被成下度段
もうしいでせうろうあいだ そのおつもり もつていかほどなりともくだしおかれ えいえいおひやくしようせうぞくなどつかまつり
申出候間、其御積を以何程成共被下置、永々御百姓相續等仕、
おこおりやく あいつとめせうろうようなくだされたくせうろう うち かしたたしせうらい すえずえ まかりなりせうらい
御郡役も相務候様被成下度候。内にて貸渡候ては、末々に罷成候
ては必以滞等罷出可申、左候へば何も志願も相満不申、無據品々
かならずもつてとごおりなごまかりいでもうすべく させうら いずれ しがん あいみちもうさず よんどころなくしなじな
もうしいでせうろうあいだ なにとぞめしあげられせうらい みぎりぶんのぎ ごぎんみしだい ちようないえくだしおかれ
申出候間、何卒被召上候て、右利分之儀は御吟味次第、町内被下置
せうろうよう なしくだされたくさきのいつかんとも そえ かくのごとくあいたつしもうしせうろういじよう
候様、被成下度先一卷共に添、如此相達申候以上。

どうねんどうげつ
同年同月

はしもとごんうえもん
橋本權右衛門
やしまたでんのすけ
八島傳之助

いまいずみしちさぶろうさま
今泉七三郎様

みぎのとおりあいとのえ　じゅういちがつまえまねがいのとおり　おだいかん　さしだしそうろうこと
右之通相調、十一月前々願之通、御代官へ差出候事。

みぎさいねがいしよすえがきとも

あいとめそうろうこと

ねがいあいかえ

そうろうしめん

もってかきくわえ

右再願書末書共に相留候事は、願相返り候紙面を以書加へ

そうろうなり

候也。

ひとつねがいしよさしあげそうろういご　おかみのとりざたいろいろふうせつ　これあり　ねがいぬしどもいずれ　ふあんど

一願書差上候以後、上之取沙汰色々風説も有之。願主共何も不安堵に

まかりありそうろううち　おつけふだ　ねがいしよごそうだん　おかきつけあいわたされそうろう

さしあげだいごせん

罷在候内、御附札にて願書御相談、御書付被相渡候には、指上代五千

かんもん　の　たか　さしあげそうろうようもうしあげそうろうところ　せに　おかみ　おとりあつかい　おんむつかしく

貫文之高に差上候様申上候處、錢にては御上にて御取扱も御六ヶ敷

おぼしめされそうろうあいだ　きんす　せんりよう　の　たか　さしあげもうしそうろうよう　まかりなる　まじきか　みぎそうら

被思召候間、金子にて千兩之高に差上申候様は、罷成間敷哉。右候

はごぎん　み　なしくださるか　しゅつにゆうつかさしゆうおおせはなされそうろうあいだ　ぎんみつかまつりもうすべき　ぎ　これあり

はご御吟味も被成下哉と出入司衆被仰談候間、吟味仕可申との儀有之

そうろう　これよりちゆうないたく　とくへいじ　よび　そうだん　の　うえとくへいじじゅうざぶろう　もうしはなし　じんない

候。依之仲内宅へ篤平治を呼、相談之上篤平治十三郎にも申談、甚内

かた　まかりこし　かようさまさま　わけ　せんりよう　だか　さしあげもうさすそうらい　ぎん　みなさせられがたき

方へ罷越、々様々々の譯にて、千兩高に差上不申候ては、吟味難被為成

ようす　もうしきたりそうろう　この　ぎ　いかがつかまつりそうらい　しかるべきや　ごりようけんくだされたくそうろう　せんりよう

様子に申来候。此儀如何仕候て可然哉。御了簡被下度候。さて千兩の

たか 高には、ぜにかほどふそく 錢何程不足に候哉と甚内申候へば、とくへいじむなざんいた 篤平治胸算致し、とうそうば 當相場
いつかんよんひやくごじゅうもん 壹貫四百五拾文にて八百貫文不足に相見得申候。じんないしばら 甚内暫く致工夫、くふういたし 然
はつびやくかんもん らば八百貫文の内、うち 五百貫文私方より相増可申候間、のこ 残る三百貫文は、
れんちゆうぎん 如何様にも連中吟味可被致候。とくへいじうけたまわ 篤平治承り眉にしわをよせ重々辱
ごぞんしん 御存心には候へ共、さいぜんせん 最前千五百貫文に相増候節、ちゆうないどのどうしん 仲内殿同心に申談
とうしよばかり 候通、これなくおこおりちゆうまでの 當所斗に無之御郡中迄之不通用に成候儀、いわんやそのうえ 況其上に五百貫文
あいでられそうらい 被相出候ては、とうぶんさんまちのえき 當分三町之益には相見へ候得共、すえずえ 末々に町内は不及申、
いちぐんのふえきかえつ 一郡之不益却て肝を煎候私共迄、ひとくち 人口に相懸候儀、このぎ 此儀は必以御扣
くださるべきとて 可被下迎、そくちゆうない 則仲内・十三郎兩人え罷越、じんないのぞんりよもうしききそうらうところ 甚内存慮申聞候處、りようにん 兩人も篤
へいじどうりよ 平治同慮にて必指扣候様申談候間、またもつてじんないかた 又以甚内方へ罷越、ごぞんりよ 御存慮之程
ちゆうないどの 仲内殿・十三郎へも申聞候へば重々忝御存慮には候へ共、あま 餘り過分
のぎ 之儀、きさままご 貴様御進退悼候ては諸方之指支に成候儀、たとえたいがん 縦大願は成就不仕
そうらうとも 候共、ぜひなきぎてんうん 無是非儀天運に任せ、もと 本の五千貫文にて押て、ねがいさしあげそうらうよういたすべく 願差上候様可致

候間、必かならずも以此このたび度ご五百貫文之増代、承知申間敷由、兩人に申遣候。甚じん
 ないうけたまわいずれのおぼしめしいれごもつともものぎ。乍さり去ながら千兩之高のたかに無これなく之候ては願相濟ねがいあ
 内承り何も之思召入も御尤之儀。乍さり去ながら千兩之高のたかに無これなく之候ては願相濟ねがいあ
 不申様子に相見得居候儀、是非と申候得ば御郡中迄に障り被仰立、何いずれ
 も之御相談無餘儀事に候。扱ぜ又ひ十もうしか九おこつ相見得候様子に聞得候處、
のごさうだんよぎなきことさうろうさてまたとうここのつあいみえさうろうようす
おのおがたのりようけんとおりいたしさうらうとおりさうらうところどうにんろううばさいけいこのようすうけたまわ
 各方之了簡の通に致候へば千に一つも調可申様相見へず、扱さてざんねんし
ごくぎさうらうとおりさうらうとおりさうらうところどうにんろううばさいけいこのようすうけたまわ
 極の儀に候と暫く、座敷しらせ居候處、同人老母妻閨此様子承り、
ろうぼもうしさうらうとおりさうらうとおりさうらうところどうにんろううばさいけいこのようすうけたまわ
 老母申候は、其儀は最前仲内様・篤平治殿へ私御咄申候通、家内かない
 いるいかざいなどまでうりはらいさうらうとおりさうらうとおりさうらうところどうにんろううばさいけいこのようすうけたまわ
 衣類家財等迄も賣拂候へば、達て進退之痛にも成申間敷段相談いたし、
おのおのごとくしんせんごひゃくかんもんのたかうけあいあいだしそのごじんないみぎきんせんいかようくりあわせ
 各御得心にて千五百貫文之高、受合相出其後甚内右金錢何様に繰合くりあ
さうらうとおりさうらうとおりさうらうとおりさうらうところどうにんろううばさいけいこのようすうけたまわ
 候哉。今日迄も衣類・家財引散候迄にも不致、受合之分心懸居候由よ
さうらうとおりさうらうとおりさうらうとおりさうらうところどうにんろううばさいけいこのようすうけたまわ
 に候。然らば最初存付之通、家内私並娘孫等迄、兼て致覺悟候儀、
さうらうとおりさうらうとおりさうらうとおりさうらうところどうにんろううばさいけいこのようすうけたまわ
 此度の増代分に諸具賣拂候はゞ、別て御郡中之悼と、成候程の儀にもぎ
このたびましだいぶんしよぐうりはらいさうらうとおりさうらうところどうにんろううばさいけいこのようすうけたまわ
 及申間敷候。此段各様宜御聞濟、甚内慮に御任せ被下度候。篤平治とくへい
まじくさうらうとおりさうらうとおりさうらうところどうにんろううばさいけいこのようすうけたまわ
 及申間敷候。此段各様宜御聞濟、甚内慮に御任せ被下度候。篤平治とくへい
まじくさうらうとおりさうらうとおりさうらうところどうにんろううばさいけいこのようすうけたまわ

うけたまわ 承り、不浅思召入今に不始事に候へ共、一入御袋様之御心遣、感心
 仕辱奉存候。乍御笑止御請申上候外無御座候。依之甚内も
 致安堵、最初より進退を悼候儀は、覺悟居候。自是未は町内之難儀、
 自身に引受少々の難儀致候末は、覺悟の前に候。篤平治猶々重き思
 召入、別て御袋様御内方様之御親切、可申上様無之候。誠に今の世の
 中にて、ケ様に御家内之相揃候、御人柄も有之事かなと、直に仲内方
 にも此事相傳候へば、何も被致感心候。仍て明朝飯後仲内宅へ寄合候
 様、篤平治方より申通候事。

是迄兩度に調、直受取置候甚内よりの加代證狀、此節相返改て貳
 千貫文之證狀、今日受取候。其文左に、

申合證狀之事

一代貳千貫文

右者當所三町為窀之御上へ金子千兩指上置、永々御合力金被下置

候様奉願候處、去月如願被仰付依て拙者分より、右貳千貫文加
 だいつかまつりあいとのえもうしそろう
 代仕相調申候。此以後何人よりも、右返濟申受候儀無之候。
 おまちなか てつだい つかまつりそろう
 御町中え手傳に仕候。為後證之仍如件。

明和九壬辰七月

遠藤周右衛門 重判

遠藤甚内 重判

みぎつきひづけ まえまえ あいたがえそろう
 右月日附、前々に相違候へ共、跡にて段々取集書載為致、
 このところにかぎらずままいきちがいこれあるべくそろうこと
 不限此所間々行違可有之候事。

ひとつたつしょうがつじゅうににち おつけふだ ねがいしよあいかえりそろう
 一辰正月十二日、御附札にて願書相返候に付、連中何も仲内宅へ寄合
 もうすべき あいつうじ ぜんじつしんしろう へいはちりようになないない
 可申と相通、前日新四郎・平八兩人内々にて仲内方え控、扱願書も過
 じゅうににちあいかえ もうしそろうしな ぜに さしあげそら
 る十二日相返り申候品は、錢にて指上候ては、御取扱御六ヶ敷候間、
 きん なお せんりようの たか さしあげそろうよう おおせわたされそろう
 金に直し千兩之高に差上候様、被仰渡候。扱又錢相場も日増に下直に
 なり とうじ そうば かんじようみそら え はつびやくかんもんふそく
 成、當時相場にて勘定見候得ば、八百貫文不足に相見得申候。仍て

甚内方え篤平治遣致相談候處、無餘儀被存又以五百貫文相増、段々
 おきおよびせうら。此度共に三ヶ度、増代被致其時々色々致斟酌候へ共、
 及御聞候はん。此度共に三ヶ度、増代被致其時々色々致斟酌候へ共、
 老母・妻子迄言葉を添、是非と被申候處、其通に受合都合貳千貫文相
 出候筈に罷成、新四郎殿近頃御太儀成事に候得共、増代三割之勘定に
 て、九拾貫文加増に致候て、被相出候様致度候。無左候ては過分之
 増代相出候所無之是迄何も心懸いたし候大願も、成就不成様相成、
 氣之毒千萬に候。平八へも致内談明朝迄に御請合頼入候。新四郎承
 り御尤之御事、畏入候と申上度候へ共、三百貫文だに漸取集心懸置候
 儀、此上何様にも工面仕兼候條、此儀御免被下度奉存候。平八承
 り新四郎方之儀、尤至極内々は私委細存候儀、中々思召之通には、
 差上兼可申候迎、双方暫く座中しらせ居候處、篤平治より風參懸り
 兩人居候を幸と仲内咄候通に、新四郎へ致相談候。仲内申候には、
 右品々は迄色々申談候得共、新四郎得心無、其上平八共に新四郎同慮

くわえだいなりにかねそうろうだんもうしきき
 になどともきのどくのぎ
 座敷に連行密談申候は、私先刻仲内殿へ新四郎同慮に申出候儀は、
 おもてむき
 表向は同人へ荷擔候様に候へ共、是は當座之手段、今夕中に傳五郎に
 もうしあわせ
 申合、兩人にてすゝめ可申候條、仲内殿へも左様御執成可被下由にて、
 まかりかえりそうろうこと
 罷歸候事。

ひとつよくちようれんちゆういずれ
 一翌朝連中何も、仲内所寄合候處、新四郎事は九時迄不相見得、何も
 そうだんかたづけかねおりそうろう
 相談片付兼居候。傳五郎・平八兩人篤平治を呼出、時に新四郎宅へ、
 りようになまかりこしいろいろあいすすめそうらえども
 兩人罷越色々相勸候得共、中々以合點不仕候。仍て私共手段に及不申
 そうろうあいだ
 候間、此上何分御手段可被成候と咄居候内、新四郎も罷越、仲内御用
 のま
 之間へ、傳五郎・平八・篤平治三人寄合、新四郎を招さまざま申含候
 ども
 へ共、一向得心不仕候。最早言葉の種も竭候處、甚内家内男女共に
 こころそろそろうしだい
 心揃候次第、こまごま咄候へば、少は心和ぎと相見へ、御念之御事共

候間、親類中妻にも相談仕、御挨拶可申由にて、御用之間より直々に
しんるいぢゆうつま
 私宅へ罷歸候處、傳五郎平八同道にて罷越、色々手をかへ品をかへ勸
しんるいぢゆうつま
 め候へ共、其身は勿論妻子共に、進退繰合之品斗相咄、増代之儀一向
しんるいぢゆうつま
 承知不仕候。さて又最初平八・新四郎を勸候節、三百貫文之加代に
しんるいぢゆうつま
 成候節とは、新四郎存慮格別之様子に相見得候に付、平八・傳五郎
しんるいぢゆうつま
 も心付、何か別段に品も可有之と、先其席は打捨面々私宅へ罷歸、了簡
しんるいぢゆうつま
 粗唱も承候處、比間何者に候哉、其人は不相知候へ共、新四郎方え罷
しんるいぢゆうつま
 越、色々悪異見いたし人々勸候迎、金錢を手放之儀至て貴殿不了簡。
しんるいぢゆうつま
 當分町中之為を思はれ、被致加代面々町中は可被致配分候得共、此末
しんるいぢゆうつま
 萬一貴殿不繰合にも成候節、前々町中を被思候迎、御傳馬壹足歩夫壹
しんるいぢゆうつま
 人、貴様手傳候事は有之間敷様存候。其節手前に有合外、頼に致方
しんるいぢゆうつま
 は無之處、當分有にまかせ、金錢被相出候事は、扱々不了簡之儀に候
しんるいぢゆうつま
 と、折入異見致候言有之由。どこともなく唱有之候。少々誰と申事も
しんるいぢゆうつま

心當有之候得共、慥成儀にも無之候間、御他言は可相扣候。此度新四郎
 貴様方へ、分外に申募之事は、同人存慮には無之、偏に致心添候者の
 所為に可有之被存候。左候へば、新四郎殿過分之加代被成、少々増代
 にて仲内殿始各方迄、不出来の様に被存儀は、近頃いと惜敷事に候處、
 申悪き事を貴様へ御咄致候由、平八密々に篤平治に申聞候事。

一平八・篤平治方へ罷越、右之咄致候内、新四郎仲内方え罷越、先刻
 より篤平治殿・平八殿・傳五郎殿、色色御勸候間、私宅へ罷歸妻子に
 吟味、浅野屋御家内の儀など、為申聞致了簡、衣類等迄もしろなし
 可申哉と相談候得共、家内裸に成候由、増代の半分にも不及儀、何分
 了簡に出来兼候間、近頃面白なく御座候得共、右増代は御免被成下度
 奉存候。仲内不興顔にて無言にて居候處え、篤平治罷越、新四郎殿
 増代御難澁之筋、私共色々勸候へ共承引無之儀、氣之毒に存候處、只

くわえだいいいだされそうろうところ　さんになあいのぞきのこり　ろくにん　さんびやくかんもんうけあいはかりもうすほかこれなくそうろう
 加代被相出候處、三人相除殘は六人にて參百貫文受合賦申外無之候。
 いずれ　ご　たい　ぎ　ながら　さ　よう　あい　こころ　えらる　べき　こと　い　ずれ　ご　もつ　もの　ぎ　そう　ろう　じ　よう　そう　い　なく　とく　しん
 何も乍御大儀左様可被相心得事、何も御尤之儀に候條、無相違得心、
 ちゅう　ない　あ　ん　ど　さ　け　す　い　もの　な　ど　あ　い　い　だ　し　み　よ　う　ち　よ　う　ね　が　い　し　よ　あ　い　と　の　え　さ　し　あ　げ　も　う　す　べ　き　よ　し
 仲内にも安堵。酒吸物等相出、明朝願書相調差上可申由にて、千秋萬
 さい　ち　ば　こ　た　ま　ず　さ　う　た　い　ず　れ　き　し　ゆ　く　の　こ　と
 歳千箱の玉章を謠ひ、何も歸宿之事。

ひと　つ　ど　う　げ　つ　じ　ゆう　ご　に　ち　ね　が　い　し　よ　あ　い　と　の　え　さ　し　あ　げ　も　う　す　べ　き　り　じ　ゆう　ざ　ぶ　ろ　う　と　く　へ　い　じ　ち　ゆう　な　い　た　く　よ　び　さ　し　あ　げ　だ　い
 一同月十五日、願書相調候砌、十三郎・篤平治を仲内宅へ呼、差上代
 ご　げ　ち　し　だ　い　い　ち　ど　う　さ　し　あ　げ　も　う　す　べ　き　か　ま　た　り　よ　う　ど　さ　し　あ　げ　も　う　す　べ　き　か　こ　の　ぎ
 は御下知次第、一同に差上可申哉。又兩度に指上可申哉。此儀
 そう　だ　ん　い　た　さ　る　べ　く　そう　ろう　り　よ　う　ど　さ　し　あ　げ　そう　ろう　が　た　し　か　る　べ　し　り　よ　う　に　ん　い　ち　ど　う　も　う　し　い　で　そう　ら　ち　ゆう　な　い
 可被致相談候。兩度に差上候方可然と、兩人一同に申出候へば、仲内
 どう　り　よ　よ　よ　つ　ね　が　い　し　よ　あ　い　と　の　え　さ　し　あ　げ　そう　ろう　そ　の　ぶ　ん　さ　の　と　お　り
 も同慮、仍て願書相調指上候。其文左之通、

く　ろ　か　わ　ぐ　ん　お　お　き　も　い　り　ち　さ　か　ち　ゆう　な　い　ど　う　ぐ　ん　よ　し　お　か　ま　ち　き　も　い　り　い　く　う　え　も　ん　ど　う　し　よ　お　ひ　やく　し　よ　う　し　ゆう
 黒川郡大肝煎千坂仲内、同郡吉岡町肝入幾右衛門、同所御百姓周
 う　え　も　ん　な　ら　び　に　こ　へ　え　お　や　じ　ゆ　な　い　じ　ゆう　べ　え　じ　ゆう　ざ　ぶ　ろ　う　と　く　へ　い　じ　ぜん　ば　ち　しん　し　ろ　う
 右衛門、並小兵衛親壽内、十兵衛・十三郎、篤平治・善八・新四郎、
 お　そ　れ　な　が　ら　ね　が　い　た　て　ま　つ　り　そう　ろう　お　ん　こ　と
 乍恐奉願候御事。

よ　し　お　か　さ　ん　ま　ち　お　ひ　やく　し　よ　う　ど　も　つ　い　ね　ん　こん　き　ゆう　さ　し　つ　の　め　ん　め　ん　そう　ぞ　く　そう　ろう　ぎ　も　ち　ろ　ん　て　の　こ　り　だ　か
 吉岡三町御百姓共、追年困窮指募り、面々相續候儀は勿論、手遺高

などあいたてもうすべきよう これなきものども、あまたこれありおてん、おこおりやく、ときどきとどこおり、あいいで
 等相立可申様も無之者共、数多有之御傳馬御郡役、時々、滞も、相出、
おかみごようつかえ まかりなり、かつうましよじつかまつらぬぶん、おひやくしよちゆうのあいだ、おひ、かつかつ
 御上御用支に罷成、且馬所持不仕分は、御百姓中間にて負、、渴々御
まちやく、あいつとめ、そのぶんおまちなかあいたみ、このすえの、ぎ、はなはだこころもとなくよんどころなきしあわせとぞんじたてまつり
 町役相勤、其分御町中相痛、、此末之儀甚無心元無、據仕合奉、存、
おそれしこ、な、ごせんかんもん、の、たか、けん、の、う、だ、い、つ、か、ま、つ、り、み、ぎ、だ、い、お、か、し、つ、け、な、り、と、も、な、し、く、だ、さ、れ、い、か、ほ、ど
 乍恐至極五千貫文之高に献納代仕、右代御貸付に成共被成下、、何程
に、て、も、御、利、足、通、を、以、永、々、御、町、中、之、御、用、捨、に、被、下、置、候、様、被、成、下、度
し、だ、い、せん、が、ん、さ、し、そ、え、き、よ、ね、ん、じ、ゆう、い、ち、が、つ、ち、ゆう、ね、が、い、た、て、ま、つ、り、そ、う、ろ、う、と、こ、ろ、だ、い
 次第、先願差添、、去年十一月、中奉願、候處、、代にては御取扱も御六
か、し、く、お、ほ、し、め、さ、れ、そ、う、ろ、う、あ、い、だ、み、ぎ、だ、い、き、ん、せん、り、よ、う、の、た、か、けん、の、う、つ、か、ま、つ、り、そ、う、ろ、う、ぎ、ま、か、り、な、る、ま、じ、き、や、さ
 々敷被思召候間、右代金千兩之高、、献納、仕、候、儀、は、罷、成、間、敷、哉、左
そ、う、ら、ば、し、な、ご、ぎ、ん、み、な、し、く、だ、さ、る、ぎ、あ、そ、ば、さ、る、べ、く、ご、そ、う、ろ、う、じ、よ、う
 候はゞ品により、御吟味被成下儀も、可被遊御座、候條、、吟味、仕
も、う、し、あ、く、べ、き、む、ね、こ、の、た、び、お、お、せ、わ、た、さ、れ、し、よ、う、ち、つ、か、ま、つ、り、な、に、と、ぞ、し、よ、う、き、ん、り、よ、う、の、た、か、けん、の、う、つ、か、ま、つ、り、た、く
 可申上旨、此度被仰渡承知仕、、何卒正金にて千兩の高に献納、仕度、
お、り、い、り、ぎ、ん、み、つ、か、ま、つ、り、そ、う、ら、え、ど、も、い、か、よ、う、き、ん、す、せん、り、よ、う、の、た、か、あ、い、お、さ、め、か、ね、そ、う、ろ、う、じ、よ、う
 折入吟味仕候得共、何様にも金子にては、、千兩の高に相納兼、候條、
し、ゆ、う、う、え、も、ん、か、た、ご、ひ、やく、か、ん、も、ん、お、お、き、も、い、り、ち、さ、か、ち、ゆう、な、き、も、い、り、い、く、う、え、も、ん、じ、ゆ、な、い
 周右衛門方より、五百貫文、、大肝入千坂仲内・、肝入幾右衛門・、壽内・
じ、ゆう、う、べ、え、じ、ゆう、う、ざ、ぶ、ろ、う、と、く、へ、い、じ、か、た、さん、び、やく、か、ん、も、ん、あ、い、ま、し、せん、が、ん、も、う、し、あ、げ、そ、う、ろ、う、ご、せん、か、ん
 十兵衛・十三郎・篤平治方より、参百貫文相増、、先願、申上、候、五、千、貫
た、し、き、ん、と、う、じ、の、だ、い、そ、う、ば、き、ん、ひ、と、き、り、つ、き、い、つ、か、ん、よ、ん、ひ、やく、ご、じ、ゆう、も、ん、も、つ、て、き、ん、せん、り、よ、う、ぶ、ん、
 え足金、當時之代相場金壹切に付、、壹貫四百五拾文を以、、金千兩分、

代にて五千八百貫文之高に献納可仕候條、乍恐至極委細先願へ申
 上げせうろうどおり、御別段之御憐愍を以、御貸付被成共被成下、御利足通を以
 上候通、御別段之御憐愍を以、御貸付被成共被成下、御利足通を以
 いかほど、何程にても永々御町中へ御用捨に被下置、御百姓相續仕、御町役
 も相勤申様被成下度奉願上候。如願被成下候は、右代献納可仕
 せうろう、併代高相増尤指賦を以、相納申儀にて一同には、上納仕兼候
 候。併代高相増尤指賦を以、相納申儀にて一同には、上納仕兼候
 條、御下知次第右代之内、貳千五百貫文上納仕、殘三千參百貫文は、
 四月始迄に相納申様被成下度奉存候。返々吟味相盡候得共、如何
 にも金子にて相調兼候間、宜御吟味被成下度御書付を以、被相渡候
 せんがんさしそえ、かくのごとくねがいたてまつりせうろういじよう
 先願差添、如斯奉願候以上。

明和九年正月

願主九人

名前先願之通

傳之助様

權右衛門様

ひとつどうげつにじゅうににち おだいかんはしもとごんう えもんかた ねがいあいかえ
 一同月二十二日、御代官橋本權右衛門方より願相返り、添書左に、
 べつし のとおりもうしきき りようど あいおさめそうろうぎ そうろうところ げち あいすみそうろうやいなや いかほどい
 別紙之通申聞、兩度に相納候儀に候處、御下知相濟候否、何程何
 つ あいおさめそうろう もうしそうろう くわえそうろうようこれあるべくそうろう よつていつかんあいかえしそうろうなり
 時相納候と申候。書き加候様可有之候。仍一卷相返候也。

しょうがつにじゅうににち
 正月二十二日

はしもとごんう えもん
 橋本權右衛門

おおきもいり
 大肝入

ちさかちゅうないどの
 千坂仲内殿

ひとつみぎねがいしよあいかえりそうろう つき ちゅうない とくへいじ じゅうざぶろう よび べつし のとおりごんう えもん
 一右願書相返候に付、仲内、篤平治・十三郎を呼、別紙之通權右衛門
 より御付札にて被相返候、御尤の御儀に候。御下知否貳千五百貫文
 あいおさめ そのあと い つ あいおさめもうすべきか ぎんみいたすべくそうろう りようにんうけたまわ しがつ ちゅうじゅんまでかんさい
 相納、其跡何時相納可申哉、可致吟味候。兩人承り四月中旬迄皆濟
 もうしあげそうらい いかかござそうろうや べりようけんなさるべくそうろう ちゅうないいうけたまわ われら さよう
 と申上候ては如何御座候哉。御了簡可被成候。仲内承り我等も左様
 しかるべくぞんじそうろうよし ねがいしよとのえなおしあけそうろうこと
 可然存候由にて、願書調直指上候事。

ひとつあさのやしゅうう えもんちぢんないこと ちようない もちろんひとこおりちゅう てあてよきようすこおりちゅうあげ
 一 浅野屋周右衛門父甚内事、町内は勿論一郡中へ、手當宜様子郡中擧、
 めいわしちねんおかみ もうしあげ どうくねんしがつかかみより おとなえ うえもちだかのうち ななひやくもんご
 明和七年上え申上、同九年四月従上、御稱しの上持高之内、七百文御
 ちぎようなしくだされみようじ えいえいごめんおおせつけられそうろう つき このさつちゅうこのすえよりぢんない みようじ
 知行被成下苗字、永々御免被仰付候に付、此冊中自是末甚内に苗字
 あいくわえ
 相加るなり。

ひとつめいわくねんにがつけじゅうろくにちづけ もって はしもとごんう えもんせんたいやしき いそぎごようじようあい
 一 明和九年二月十六日付を以、橋本權右衛門仙臺屋敷え、急御用狀相
 とどけそうろう そのぶん いわく
 届候。其文に曰、

よしおかまちおごうりきねがいのぎ つき いろいろしゅつにゆうつかさしゅう もうしふくめられそうろうしなじな おこおりぶ
 吉岡町御合力願之儀に付、色々出入司衆より被申含候品々、御郡奉
 ぎようめい じじつおおせわたされそうろうぎ しめん なかなかあいわか もうさぬしなこれありそうろうあいだ ねがい
 行名より時日被仰渡候儀、紙面にて中々相分り不申品有之候間、願
 ぬし うちひとり さつそくあいのぼらせそうろうようこれあるべくそうろういじよう
 主の内壹人、早速為相登候様可有之候以上。

にがつけじゅうろくにち
 二月十六日

はし
 橋 權右衛門

おおきもいり
 大肝入

ちさかちゅうないどの
 千坂仲内殿

みぎのとおりもうしきたりそうろう
 右之通申来候に付、仲内方え篤平治を呼、權右衛門より別紙之通申来
 候、何様之譯に可有之哉。心遣成事に候。代相場又は町中配分之品
 にも可有之哉。何に我等病中には候へ共あんたにても罷登可申候。且
 またお世話たさるおもむき そのせき
 又被仰渡趣、其席にて了簡仕儀も難斗候間、幾右衛門其元も罷登候
 様可致候。仍右人数へ申渡、明朝出立に吟味相濟候處、富谷町にて
 其夜出火の品々相達候に付、仲内は登相扣、殘三人翌十七日登仙の事。
 ひとつじゅうしちにち みぎさんにんおこおりごようやど こくぶんまちよしだ やせいさくかた ししゆく そくはしもとごん
 一十七日、右三人御郡御用宿、國分町吉田屋清作方に止宿。則橋本權
 右衛門屋敷へ罷出候へば、同人最早寢所へ相入候由、仲内方よりの書
 狀斗、同人家臣え相渡置、三人旅宿へ罷歸、翌朝又罷出候へば、權右
 衛門對面、願主為相登候儀、別儀に候はず。願書之内獻納代と書上候
 儀、御指支候間、指上代と書可申候。時相場之儀先頃は、金壹切に
 付壹貫四百五拾文の積に申上候處、當時は壹貫五百五拾文に相成候

あいだ、ときそうば もってさしあげもうすべきだん、折入被仰付尤代にて指上候ては、宿場も
さしあげそうらい
 間、時相場を以差上可申段、折入被仰付尤代にて指上候ては、宿場も
しゆくば
 痛候間、金に直差上申儀は、罷成間敷哉と被仰候へば、篤平治被仰渡
とくへいじおおせわたさる
いたみそうらうあいだ きん なほしさしあげもうすぎ まかりなるまじきか おおせられそうら
 段奉承知候。併金に相直候儀、吉岡は不及申郡中え引配候へても、
だんしようちたてまつりそうらう しかしきん あいなおしそうらうぎ よしおか もうすにおよばずこおりちゆう ひきくばりそうら
なかなかあいだしもうさぬぎ ご さそうらうあいだ だい あいおさめもうしたくねがいたてまつりそうらう もつともしゆくじゆくあいたみ
 中々相出不申儀に御座候間、代にて相納申度奉願候。尤宿々相痛
そうらうわけおおせつけられそうら ども このだん はばかりながらさいしよ ぞんじにつき よしおかまち じぶんのやというま
 候譯被仰付候へ共、此段は乍憚最初より存付、吉岡町より自分雇馬
もつて ごじようかまでひきとおし あいのぼらせもうすはず ぎんみしおきそうらう いくうえもんもうしそうらう
 を以、御城下迄引通に、為相登申筈に吟味仕置候。幾右衛門申候には、
このねがいのぎ つい ほかのしゆく もちろん よしおかまち ねがいぬしくにんのほか いた
 此願之義に付ては、餘宿は勿論、吉岡町にても願主九人之外に、痛み
くる そうらうぎ かならずまかりならぬわけ さいしよほつたん いずれ ぎんみあいきめまかりありそうらう さてそうば
 苦しめ候儀、必不罷成譯、最初發端より何も吟味相決罷在候。扱相場
ひび あいさが このうえねがいぬしものども なんぎ しごくとぞんじたてまつりそうらえども いったんもうしそうらうぎ なに
 日々に相下り、此上願主之者共、難儀至極奉存候得共、一旦申候儀何
ぶんときそうば もつて さしあげそうらうようつかまつるべくそうらう じゆうざぶろうもうしあげそうらう けんのう もうしあげそうらう も
 分時相場を以、指上候様可仕候。十三郎申上候は、献納と申上候文
じ なに おさしつかえござなざるべきや もうしあげそうら ごんう えもんうけたまわ このぎ
 字は、何に御指支可被成御座哉と申上候へば、權右衛門承り、此儀
おかみの おとりぎた われらども ぞんじそうらうぎ これなく いわんやそのほうども りようけん およばぬぎ
 は上之御取沙汰、我等共と存候儀に無之、況其方共と了簡に不及儀、
なにぶんおおせつけられしだい ねがいしよあいとのえさしあげしかるべくそうらう じゆうざぶろうおそれいりぞんじたてまつりそうらう いさい
 何分被仰付次第、願書相調差上可然候。十三郎畏入奉存候。委細は

ねがいしよ　もうしあぐべくそうろうあいだ　よろしくご　ひろうなしくだされたく　もうしあげ　いとまもうしうけまかりくだ　それ
願書に可申上候間、宜御披露被成下度と、申上御暇申請罷下り、夫
れんちゆう　ぎんみ　とりつけそうろうところ　ぜんばち　しんしろう　そうばさが　そうだんいた　わけ
より連中へ吟味に取付候處、善八・新四郎へ相場下り、相談致す譯に
これなく　のこ　れんちゆうしちにんばかり　このたびこそしんたいみうりいたすかくご　にがつ　にじゆう　にちねがいしよ
は無之、残る連中七人斗に、此度社進退身賣致覺悟、二月二十二日願書
とどのえなおしさしあげそうろう　そのぶん　いわく
調直指上候。其文に曰、

くろかわぐんおおきもいりちさかちゆうない　どうぐんよしおかきもいりいくう　えもん　どうしよおひやくしやうしゆうう
黒川郡大肝煎千坂仲内、同郡吉岡肝入幾右衛門、同所御百姓周右
えもん　ならびにこ　へ　え　じゆない　じゆうべ　え　じゆうざぶろう　とくへいじ　ぜんばち　しんしろう
衛門、並小兵衛、壽内・十兵衛・十三郎、篤平治・善八・新四郎、
おそれながらおいねがいたてまつりそうろう
乍恐追追奉願候。

よしおかさんまちおひやくしやうども　いっけんやしきはちじゆういっけん　はんげんやしきひやくさんじゆうはっけん　つごう
吉岡三町御百姓共、壹軒屋敷八拾壹軒、半軒屋敷百三拾八軒、都合
にひやくじゆうきゆうけんのうち　いっけんやしき　きゆうけん　はんげんやしき　ななけん　とりあわせじゆうろっけん
貳百拾九軒之内、壹軒屋敷にて九軒、半軒屋敷にて七軒、取合拾六軒
こきやくつぶれ　まかりなり　とうじせつしやどもまで　に　ひやくさんけん　おてん　まおこおりやくあいつとめまかり
沽却禿に罷成、當時拙者共迄、貳百三軒にて、御傳馬御郡役相勤罷
ありそうろうところ　まちなかついねんすい　びつかまつり　おさえおき　ひっし　こんきゆう　まかりなり　めんめんそうぞくのぎ
在候處、町中追年衰微仕、押置て必至と困窮に罷成、面々相續之儀
もちろん　てつかいうまあいたちもうすべきよう　これなきものどもおおく　おてん　まおこおりやく　ときどきとごこり
は勿論、手遣馬相立可申様も無之者共多、御傳馬御郡役、時々帯も
あいいで　おかみのご　ようつかえ　いたり　かつうましよじつかまつらぬぶん　おひやくしやうちゆうがあいだ　おい
相出、御上之御用支に至、且馬所持不仕分は、御百姓中ケ間にて負、

かつかつあいつとめ そのぶんおまちなかあいたみ このすえのぎはなはだこころもとなくよんどころなきしあわせとぞんじたまつりそうろう
 渴々相勤、其分御町中相痛、此末之儀甚無心元無據仕合奉存候に
 つき いつけんまえおひやくしよう だいろうつかんもん はんげんまえ よんかんもんづつ こきやくやしきぶんとも
 付、壹軒前御百姓へ代六貫文、半軒前へ四貫文宛、沽却屋敷分共に
 えいえいぎようしやくだしおかれたく ねがいのごとくなしくだされそうら ば きよねんごさんきんまえきたるみ ござん
 永々御用捨被下置度、如願被成下候はゞ、去年御参勤前来已の御参
 きんまで みようがのためだいろくせんかんもんのたか けんのうだいつかまつりそうろうようなくだされたく
 勤迄に、為冥加之代六千貫文之高に、献納代仕候様被成下度、品
 じなきよきよねんふゆぢゆう ねがいたたまつりそうろうところ ござん みなしくだされがたきおもむき おおせわたさるねがいつかんあいかえされ
 々去々年冬中、奉願候處、御吟味難被成下趣、被仰渡願一卷被相返、
 ござん なきおんこと ぞんじたまつりそうろう さてまたよしおかまちおひやくしよう ぎ めんめんもちだかいたつ
 無御餘儀御事に奉存候。扱又吉岡町御百姓共之儀は、面々持高至
 しょうぶんづつしよじつかまつりそうろうところ さくとく もつてかない そうぞくつかまつるべきよう これなく つきろくさいのいち
 て少分宛所持仕候處、作徳を以家内相續可仕様も無之、月六斎之市
 あいたちそうら ども これまたに じゅつかねんいらい ふざかり まかりなり あきないものなど あいさばきもうさず
 は相立候へ共、是又貳拾ヶ年以來、不盛に罷成、商物等も相捌不申、
 かれこれしぜん あとおとろえそうろう つき おまちなかおんめぐみのため おごうりき なしくだされそうろうよう
 彼是自然に相衰候に付、御町中為御恵、御合力をも被成下候様
 ねがいたたまつり けんのうだいなどもつかまつりたく しゅうう えもんぼう そふじんないぞんめいちゆう しがん こころがけいずれ
 奉願、献納代等茂仕度、周右衛門亡祖父甚内存命中、志願心懸何
 みぎ くわわ ぎん みしおりそうろうところ きようねん いらいぶ かない まかりなり おこた まかりありそうろううち
 も右え加り、吟味仕居候處、凶年以來不家内に罷成、怠り罷在候内
 みぎ じんない びよう しつかまつり かたわら ぎんみ とり つきもうすべきよう これなく えんいんよう の ぎ もつて
 右甚内儀は病死仕、旁吟味に取付可申様も無之、延引漸之儀を以、
 さしはかりあいでそうろう つき いき よくきよねんふゆぢゆう ねがいたたまつりそうろうところ ぎよう しゃ なしくだされがた し
 指賦相出候に付、委曲去々年冬中奉願候處、御用捨被成下難く次

だいおおせわたされ、ごじせつがらののぎ、おしかえしねがいたてまつるべきよう、ごぎなくそうろうあいだ、さしはかりそうろうだい
 第被仰渡、御時節柄之儀、押返可奉願様も無御座候間、指賦候代
 じぶんのあいたい、もつて、おこおりちゆうむらむら、かしつけ、みぎりぶん、もつて、おまちなか、おぎないだいはいぶん
 自分相對を以、御郡中村々へ貸付、右利分を以、御町中へ補代配分
 まかりなりそうろうようつかまつるべきや、いろいろぎんみあいつくしそうらえども、ごさんかねん、かつかつりそくどおり、あい
 罷成候様可仕哉、色々吟味相盡候得共、五三ヶ年は渴々利足通も相
 いで、おんまちおぎない、まかりなるべきところ、ついで、いたりそうら、ばしゃくようにとどこおりのものあまたあいいで
 出、御町補にも罷成處、追年に至候はゞ借用人滞之者数多相出で
 ゆくゆく、こんざつなんじゆうあいいでそうろうぎ、けつじよう、あいみえ、えいねんのおぎないもうすべきしゆだんころづけこれなく
 往々は混雜難澁相出候儀、決定に相見得、永年補可申手段心付無之、
 せつしやどもにおいてざんねん、しごく、よんどころなきしあわせとぞんじたてまつりそうろうじよう、ごじせつおいねがいたてまつりそうろうぎ
 於拙者共殘念至極、無據仕合奉存候條、御時節追々奉願候儀、
 おそれしごとぞんじたてまつりそうらえども、はばかりながらおんうえさまごせんかんもんおあずかりなしくだされ、みぎだいおかしがた
 恐至極奉存候得共、乍憚御上様五千貫文御預被成下、右代御貸方
 ばいごうのりじゆん、もつて、いかほど、えいえいよしおかまち、ごようしゃくだしおかれそうろうよう、ごぎん
 倍合之利潤を以、何程にても永々吉岡町、御用捨被下置候様、御吟
 みなしくだされたく、ねがいのごとくなしくだされそうら、ば、ごげちしだいみぎだいのうちせんごひやつかんもん
 味被成下度、如願之被成下候はゞ、御下知次第右代之内千五百貫文
 しゆうう、えもん、さんびやくかんもん、しんしろう、にひやくかんもん、ぜんばちかた、あいおさめ、のこ
 は周右衛門、参百貫文は新四郎、貳百貫文は善八方より相納、残る
 さんぜんかんもん、おおきもいりちさかちゆうない、きもいりいくう、えもん、じゆない、じゆうべ、え、じゆうざぶろう
 三千貫文は大肝入千坂仲内、肝入幾右衛門、壽内・十兵衛・十三郎・
 とくへい、じ、じようのうつかまつるだん、きよねんじゆういちがつちゆうねがいたてまつりそうろうところ、だい
 篤平治より上納仕段、去年十一月、中奉願候處、代にては御取扱も
 おんむつかしくおぼしめしおかれそうろうあいだ、みぎだいのかえきんせんりようのたか、あいおさめそうろうぎ、まかりなる
 御六ヶ敷被思召置候間、右代之替金千兩之高に、相納候儀は罷成

間敷哉。左候は品により、御吟味被成下儀も、可被遊御座候條、
 吟味仕可申上、去月中被仰渡承知仕、何卒正金にて千兩之高に相
 おさめおきもうすようつかまつりたく、おりいりぎんみつかまつりそうらえども、金子にて千兩之高に相調兼候
 納置申様仕度、折入吟味仕候得共、金子にて千兩之高に相調兼候
 に付、周右衛門より五百貫文、大肝入千坂仲内、肝入幾右衛門・壽内・
 十兵衛・十三郎・篤平治より、参百貫文相増、最初に申上候五千貫文
 え足合、去月中之代相場、金壹切に付壹貫四百五拾文を以、金千兩
 代にて五千八百貫文之高に、上納可仕、併代高相増尤指賦等を以、
 相納申儀にて一同には上納仕兼候間、御下知次第、右代之内貳千五
 百貫文相納、殘三千参百貫文は當四月初に相納候様被成下度奉願
 候處、代相場下直に罷成候に付、去月願に申上候通之代、相場に
 ては御指支被成置候間、右相納候節之御蔵代相場を以、上納可仕
 由此度被仰渡承知仕、無餘儀御事に奉存候間、上納代仕候節
 の御蔵相場を以、相納申様可仕候處、代相場次第に下直仕、足代

などだんだんさしつゝの だいたか、相増申候儀にて、一同には上納仕兼候間、金
 等段々指募り、代高も相増申候儀にて、一同には上納仕兼候間、金
 千兩分之代の内、千六百貳拾切分は、御下知次第上納仕、貳千百貳
せんにややくに
 拾切分は、四月初迄に相納、殘貳百六拾切分之代は、當七月末八月
じゅうきりぶん しがつはじめまで あのおさめ のこりにひやくろくじゅうきりぶんのだい
 中迄、上納仕候様被成下度奉存候。色々吟味仕候得共、如何様
ちゅうまで じょうのうつかまつりそうろうようなくだされたくぞんじたまつりそうろう いろいろぎんみつかまつりそうらえども いかよう
 にも金子にて上納可仕様無御座、去月中代八百貫文、相増申上候儀
きんす じょうのうつかまつるべきようござなく きよげつちゅうだいはつびやくかんもん あいましもうしあげそうろう
 も渴々指賦手段を以、願申上候處、相場下直仕候に隨ひ猶又足代
かつかつさしはかりしゅだん もつて ねがいもうしあげそうろうところ そうばしたねつかまつりそうろう したが なおまたたしだい
 相増、何も必至と行當候得共、是迄仕拾數々年、志願心懸候儀を
あいまし いずれ ひつし いきあたりそうらえども これまでつかまつるじゅうすうかねん しがんころがけそうろうぎ
 願差扣候儀殘念至極、無據仕合御町困窮之者共、等閑にも難罷成儀
ねがいさしひかえそうろうぎざんねんしごく よんどころなきしあわせおまちこんきゅうのものども なおざり まかりなりがたきぎ
 に奉存候間、相場下りを以増代仕候分は大肝入千坂仲内、肝入
ぞんじたまつりそうろうあいだ そうばくだ もつてましだいつかまつりそうろうぶん おおきもいりちさかちゅうない きもいり
 幾右衛門、周右衛門・壽内・十兵衛・十三郎・篤平治方にて何様に
いくう えもん しゅうう えもん じゆない じゅうべ え じゅうざぶろう とくへいじがた いかよう
 も繰合手段仕、右申上候通當七月末八月中迄に、上納可仕候條、
くりあわせしゅだんつかまつり みぎもうしあげそうろうとおりとうしちがつまつはちがつちゅうまで じょうのうつかまつるべくそうろうじょう
 乍恐至極最初より願申上候通、御別段と御憐愍を以、右千兩分之代
おそれしごくながらさいしよ ねがいもうしあげそうろうとおり ごべつだん ごれんびん もつて みぎせんにやぶんのだい
 上納仕候はゞ、御貸方借金之利分を以、當暮より永々御町中え、
じょうのうつかまつりそうら ば おかしがたしやつきのりぶん もつて とうくれ えいえいおまちなか

御用捨被下置、御百姓相續仕、永く御町役も相勤申様被成下度
 奉願上候。彌以如願之被成下候はば今村吉岡町御年貢金之内を以、
 御用捨に被下置候様被成下、若同村御年貢通にて不足之儀も、御座
 候はゞ、近村御年貢金之内にて被下置候様被成下度奉願候。且右
 金千兩分代にて相納候ては、宿々も相痛申方に被思召置候間、金
 子にて上納仕候様、被仰渡候處、前文にも申上候通、何も代にて
 斗心懸罷在、代相場は次第に引下げ申儀、旁如何にも金子に相直
 可申様無御座、吉岡町御恵之願差上、代上納仕宿々御傳馬相勤候
 者共、相痛申様に御座候ては拙者共是迄志願仕候専も無御座候
 間、代上納に為相登候砌は賃馬相雇直に御蔵迄、駄送上納仕儀に
 御座候條、乍恐至極如願之御吟味被成下度不顧憚如斯奉願候
 以上。

願主九人
ねがいぬしくにん

明和九年二月

名印先願之通

傳之助様

文左衛門様

右之通相認、御代官え差出候事。

ひとつめいわくねんたつしちがつついたち、そくてんちさかちゆうないかた、とくへいじ、まかりこし、そうろうようもうしきたり、
 一明和九年辰七月朔日、早天千坂仲内方より、篤平治に罷越候様申来
 候に付、同人差急参上候へば、大願之御下知昨夜八ツ時申来候。先々
 御同然大慶致し候。篤平治承り、扱々難有仕合、此年月待遠に奉存
 居候處、連中何も同様之儀、早速相通可申込、同人直直翔廻為申聞、
 連中一同に仲内宅へ罷越、何も欽申入、手の舞足の踏を覺へず、
 は餘を増すと謠欽候得ば、仲内御下知之一卷、誰ぞ御一人御讀可被成
 と、取出相渡候へば、甚内押戴き然らば拙者可仕候込、何もへ為讀聞
 候。御下知書左之通、

左に寫之通被仰渡候間、御紙面趣を以、首尾有之金子千兩之内、
 千六百貳拾切分は、早速相納、右之外共に出入司衆、御紙面之趣、
 早速吟味可被申出候以上。

ろくがつにじゅうくにち
 六月二十九日

でんのすけ
 傳之助

かりおおきもいり
 假大肝入

いくう えもんの
 幾右衛門殿

なおもつてさつそくどうやくがた さいだしせうろうよう もうさるべくせうろういじよう
 尚以早速同役方へ差出候様、可被申候以上。

くろかわぐんよしおかまちおてんまにん れんれんこんきゆうあいたちがたくせうろう
 黒川郡吉岡町御傳馬人、連々困窮難相立候に付、大肝入千坂仲内、
 はじめちようないの ものどもだいいいおさめおき みぎだいおかしがた なりともなしくだされ みぎおてんまにんのもの
 始町内之者共代相納置、右代御貸方に成共被成下、右御傳馬人之者
 ごようしやなしくだされたく しなじなさいおうもうしいでのだんだん おもうしききせうろうあいだ なおわれら
 に、御用捨被成下度、品々再應申出之段々、御申聞候間、猶我等
 どもぎんみのおもむきあいたつせうろうところ べいぎなきものべつしいつかんのとおり しゆつにゆうつかさしゆう おおせきき
 共吟味之趣相達候處、無御異儀者別紙一卷之通、出入司衆に仰聞
 そうろうあいだ いっかんとも のこらずあいわたしせうろうじよう いきよく いっかんの おもむき もつて しゆびこれあるべく
 候間、一卷共に不殘相渡候條、委曲は一卷之趣を以、首尾可有之
 そうろう おおきもいりてまえ いっかん あいわたしせうろう およはずせうろうあいだ おのおのてまえ かきぬき
 候。大肝入手前へ一卷、相渡候には不及候間、各手前より書拔

を以、被申渡首尾可有之候。

ひとつみぎきんせんりようぶんのうち せんろつびやくにじゅうきりぶん さつそくあいおさめみぎのほかとも しゅつにゅうつかさしゅうご
一右金千兩分之内、千六百貳拾切分は早速相納右之外共に出入司衆御
紙面之趣にて御聞候由吟味可被申聞候。乍勿論無延引可被申聞候。
尤首尾合已後一卷早速可被指戻候以上。

六月廿八日

氏家 新兵衛

八島傳之助殿
橋本文左衛門殿

氏家新兵衛様

平源左衛門

左之通被仰聞致承知、首尾合致返遣候間、直々其元より上返可被成
候以上。

六月廿七日

かたくら たへ えさま
片倉太兵衛様

うじい え
氏家 新兵衛

ごどう やくさまちゅう
御同役様中

くろかわぐんよしおかまち おてん まにんごようしやくだしおかれそうろうつかまつりたく どうぐんおおきもいりちさかちゅうない
黒川郡吉岡町、御傳馬人御用捨被下置候様仕度、同郡大肝入千坂仲内、
はじめくにんさしあげだいつかまつるべくそうろうあいだ みぎごりぶん もつて みぎごようしやくだされそうろうようなしくだされたき
始九人差上代可仕候間、右御利分を以、右御用捨被下置候様被成下度
よしもうしたつし ごいぎなくおのおのれんめい もつて しゆつにゆうつかさしゆう
由申達、無御異儀各連名を以、出入司衆より、御下知申来候間、過
じゅうはちにちいっかん もつて あいまわしおきもうしそうろうところ いまだあいかえされずむきむきしゆ あわせさしつかえそうろうあいだ
る十八日一卷を以、相廻置申候處、未被相返向々首尾合差支候間、
さつそくいっかんあいかえされそうろうよう なさるべくそうろういじよう
早速一卷被相返候様、可被成候以上。

ろくがつにじゅうろくにち
六月廿六日

うじい え
氏家 新兵衛

かたくら たへ えさま
片倉太兵衛様

ごどう やくさまちゅう
御同役様中

くろかわぐんよしおかまち おてん まにんれんれんこんきゆうあいたちがたくそうろうにつき ちようないのものならびにおおきもいり
黒川郡吉岡町、御傳馬人連々困窮難相立候に付、町内之者并大肝入

ひとつみぎきんおくらそうば もって 代にて あいおさめ 相納候儀に そうろうところ 候處、一同には あいおさめかね 相納兼候儀
 これあるべく そうろう 御蔵相場之儀は、月に三ヶ度相立不同にて さしつかえ 差支候間、右
 可有之候。御蔵相場之儀は、月 つき に三ヶ度相立不同にて さしつかえ 差支候間、右
 代壹ヶ月切納切候節之相場を以、首尾可有之候。

ひとつみぎきんせんりょうぶんの だい のうち、千六百貳拾切分は、早速相納候儀に あい 相見得
 候處、貳千百貳拾切分は、四月始迄に あいおさめ 相納、貳百六拾切分之代は、
 しちがつまつはちがつちゅうまで じょうのうつかまつるべきよしもうしいで おり そうろうところ 候處、段々御吟味引延、只今
 七月末八月中迄に、上納可仕由申出居候處、段々御吟味引延、只今
 おおせわたさること そうろうあいだ 被仰渡事に候間、右千六百貳拾切の外の納方之儀は、御郡方にて さつそく 早速
 吟味可被御申聞候。

ひとつみぎ つき 一右に付、御蔵元より さし 指出候證文始末之儀は、於御勘定所吟味
 もうしきかざるべく そうろう 可被申聞候。右之通申渡候條、各其心得首尾可有之候。仍て一卷相

渡候條、追て可被指戻候。深川御屋敷役えは別て申渡候以上。

ろくがつじゅうごにち
六月十五日

おぼえ
覺

くろかわぐんいまむらのうち よしおかごおりおてんまにんれんれんこんきゆうつかまつり あいたちがたくあいみえそうろう
黒川郡今村之内、吉岡郡御傳馬人連々困窮仕、難相立相見得候に付、
ちようないみようがのため どうぐんおおきもいりちさかちゆうない はじめせじんのものくにんけんのうだいつかまつり みぎだい
町内為冥加、同郡大肝入千坂仲内、始施人之者九人献納代仕、右代
おかしがた なりともなしくださるりそく よしおかまちおてんま ごようしゃくだしおかれそうろうよう
御貸方に成共被成下利足にて、吉岡町御傳馬え、御用捨被下置候様、
なしくだされたきしな みぎせじんどももうしいでそうろうだん おだいかんもうしききそうろうあいだ ぎんみべっしつかん
被成下度品、右施人共申出候段、御代官申聞候間、吟味別紙一卷に、
いきよくあい み え のとおりあいたつしもうしそうろうところ けんのうだい もうしいでそうらい ごぎんみなされがたく
委曲相見得之通相達申候處、献納代と申出候ては、御吟味難被成、
もつともせんりようぶん いっかんよんひやくごじゆうもん そうば もつて だいごせんはつびやくかんもんじようのうつかまつりたき
尤千兩分に壹貫四百五拾文の相場を以、代五千八百貫文上納仕度
よし おいもうしいでそうろうところ おくらもとかた あいわたし おかみのおしまつ もつて おかしがた
由、追々申出候處、御蔵元方に相渡、上之御始末を以、御貸方に
なしくだされ みぎりぶん もつて みぎごようしゃ なしくだされ ごぎんみなしくださるぎ ごぎそうら
被成下、右利分を以、右御用捨に被成下、御吟味被成下儀に御座候
へば、右代相納候節之御蔵相場を以、上にて金に被直下、御蔵元等
あいわたしされそうろうぎ みぎもうしいでそうろうそうば もつて かれこれごぎんみなしくだされがたくそうろう
へ被相渡候儀にて、右申出候相場を以は、彼是御吟味難被成下候

あいだ みぎのおもむきもうしふくめねがいあいなおさせそうろうよう お じきじきおおせふくめられしようちつかまつりそうろう みぎのおもむき もつて
 間、右趣申含願為相直候様、御直々被仰含承知仕候。右之趣を以、
 御代官へ直々申渡願相返申候處、右施人之者共、是迄拾数ヶ年志願
 ころがけ そのうえおまちこんきゆうのものども なおざり なしがたくぞんじたまつりそうろうあいだ べつだんのこれんびんをもつて
 心懸、其上御町困窮之者共、等閑にも難成奉存候間、別段以御憐愍、
 右千兩分代納置候様被成下右利足分を以永々町中御用捨に被下置、
 おひやくしようどもそうぞくつかまつり なが おまちやく あいつとめそうろうよう なしくだされたきよし ねがいのごとくご ぎんみ
 御百姓共相續仕、永く御町役も相勤候様、被成下度由、如願御吟味
 なしくださるぎ ごさそうら ば みぎごようしやだいは そのおこおりおねんぐきんだいのうち
 被成下儀に御座候はゞ、右御用捨代者、其御郡御年貢金代之内より、
 わたしくだされたきよし だいそうば の ぎ だいのうそうろうせつの おくらそうば もつて あいおさめもうしたきよし
 被渡下度由、代相場之儀は、代納候節之御蔵相場を以、相納申度由
 など しなじなとも おいおいねがいもうしいでそうろうだん いきよくべつしねがい あいみ そうろうとおり おだいかな
 等の品々共に、追々願申出候段、委曲別紙願に相見へ候通、御代官
 もうしききそうろうあいだ なおまたぎんみつかまつりそうろうところ このたびもうしいでそうろうねがいのおもむき すべてけんのう
 申聞候間、猶又吟味仕候處、此度申出候願之趣にては、全献納
 つかまつりたきよしの ねがい あい みえもうさず じゆうすうか ねんしがんしおきそうろうかわり べつだんのご ぎんみ
 仕度由之願にも、相見得不申、拾数ヶ年志願仕置候代、別段御吟味
 もつて このたびおかみ おあずかりなしくだされ おかみの おしまつ もつて おかしがたなど なしくだされ
 を以、此度上にて御預被成下、上之御始末を以、御貸方等に被成下、
 みぎりそくぶん もつて まちなかごようしやくくだしおかれたきよし もうしいでそうろうこと あい みえ せ じんの
 右利足分を以、町中御用捨被下置度由、申出候事に相見得、施人之
 ものども ころがし き とくなる ぎ ごさそうろうあいだ このたびもうしいでそうろうおもむき ご ぎん み なしくだされたく
 者共、志も奇特成儀に御座候間、此度申出候趣、御吟味被成下度、

べつしもといつかんとも あいそえあいたつしもうしそうろうじよう 別紙元一卷共に指添相達申候條、無御異儀候はば、先達の趣えも
 おとりあわせ ごぎんみなしくだされたくそうろう 御取合、御吟味被成下度候。且代相場の儀は、市中段々相場下直に
 まかりなりそうろう もつ 罷成候を以て、吟味難被成下申渡之趣に願紙面に相見へ候處、先
 だつ おおせふくめらるしゆい 達て被仰含趣意へは行違候得共、押て吟味仕候ては此上延引にも
 まかりなりもうすぎ ご 罷成申儀に御座候間、先以差出申候被仰渡次第、為相直候様可仕
 そうろう ぜんたいのしゆい 候。全體之趣意にも、相抱り不申様に相見得候間、御吟味被成下
 たくいっかんさしそえ あいたつしもうしそうろういじよう 度一卷差添、相達申候以上。

三月 さんがつ

こじまぶんざ えもんどの 小島文左衛門殿
 きむらきゆうまどの の 木村久馬殿
 たなかかんざ えもんどの 田中勘左衛門殿

うじいえしんべえ 氏家新兵衛
 おおまちしょうげん 大町将監
 おおうちぬいのすけ 大内縫殿
 ごとうまじべえ 後藤孫兵衛
 しばたちから 芝多主税
 まつおかながと 松岡長門

左之通、申聞令承知候。追々申聞趣に無異儀候條、如願代為相納
 御蔵元へ被相預、倍合之御始末被成下、御蔵元より利潤、年之暮
 直々御代官に引渡、村方御用捨被成下候首尾可有之候。仍て
 一卷共に相渡申候以上。

ろくがつ
 六月

小島文左衛門

後藤十三郎

大縫殿様

黒川郡吉岡町、御傳馬人困窮難相立相見得候に付、町内之者、并大
 肝入等献納代仕、右御利足附御貸方、倍合を以右御傳馬人え、御用
 捨被下置候様被成下度品、追々願申出候に付相達候處、追々差出
 候願、紙面之内如願被成下候はゞ、今村吉岡町御年貢之内を以、
 永々御用捨に被下置、若同村御年貢にて不足に候はゞ、近村御年貢
 之内にて被下置候様被成下度由有之候處、右村々御年貢金之内を

もつて えいえいくだされそうろうぎ
 以、永々被下候儀にては、末々何か類例闇に相成候儀も在之。右之
とおり ぎんみなりがたきこと これあるまじき
 通には難成吟味事には有之間敷や。此段私共吟味之趣も不相見得
そうろうあいだ みぎのおもむきとも とりあい ぎんみあいたつすべきよししようちつかまつりそうろう おつてねがいむらかた
 候間、右之趣共に取合、吟味可相達由承知仕候。追願村方よりは、
ぜんぶんのおもむきもうしいでそうらえども おだいかんすえがき かわせ もつて わたしくだされたきよしもうしききそうろう
 前文之趣申出候得共、御代官末書には為替を以、被渡下度由申聞候
あいだ おくらもとと あいわたさせ ばいごうのりそくねんねんおこおりがた おくらもとと あいわたすべきぶん
 間、御蔵元へ為相渡、倍合利足年々御郡方え、御蔵元より可相渡分、
じきじき おくらもとと あいおさめさせ おねんぐきん むらかた かわせ もつてあいわたししかるべし
 直々御蔵元へ為相納、御年貢金より村方えは、為替を以相渡可然と
ぎんみつかまつりそうろうところ なおおりいりあいかんがえもうしそうろうところ えいせい のぎ なに ししよう あいいでもうすべき
 吟味仕候處、猶折入相考申候處、永世之儀何か指障も相出可申
や いかかござそうろうあいだ じきじき おくらもとと おだいかん あいわたさせ むらかた あいわたししかるべし
 哉。如何御座候間、直々御蔵元より御代官に為相渡、村方え相渡可然
ぞんじたてまつりそうろう みぎのとおり むらかたねがい
 と奉存候。右之通にて村方願へは、行違候得共、指障無之事と吟味
つかまつりそうろうじよう おとりあわせ ぎんみなしくだされたく あいわたされそうろういっかんさしそえ かくのごとくあいたつしもうし
 仕候條、御取合御吟味被成下度、被相渡候一卷差添、如此相達申
そうろういじよう
 候以上。

四月 しがつ

小島文左衛門 こじまぶんざえもん

ごとうまごべえさま
後藤孫兵衛様

きむらきゆうま
木村久馬

たなかかんざえもん
田中勘左衛門

くろかわぐんよしおかまち

おてんまにんこんきゆうつかまつりあいたちがたく

ごようしゃのぎ つきねがいもうしいでせうろう

黒川郡吉岡町、御傳馬人困窮仕難相立、御用捨之儀に付願申出候

つき いっかんのとおりあいたつしせうろうところ

むらかた

けんのうだい あいねがいせうろうところ わたくしどもぎんみ

に付、一卷之通相達候處、村方よりは献納代と相願候處、私共吟味

之趣、上へ被召上譯には無之、御蔵元へ被相預、御始末斗被成下

可然との趣に有之、上へ被召上之御用立儀にも無之、全體上にて倍

合、御始末被成下度相願候趣意にて、献納代と相願候儀は、不引合

勿論、御吟味之上如願被成下候ても、末々相紛候儀も可有之、旁

献納代との趣意相直、差出候首尾可仕由、縫殿より如御附書被仰下

候に付、御郡奉行え申渡候處、右献納代之儀は、差支候品私共

より申渡候に付、追々吟味仕此度願申出候趣意は、上之御始末を

以、御利潤被渡下度との儀に有之。願紙面之内白札相記候貳ヶ所に、

献納代と申儀相調候儀は、文言にて献納代には無之譯、相分り候處、

けんのうだい もうすぎ あいととのえせうろうぎ もんごん けんのうだい これなきわけ あいわか せうろうところ

けんのうだい しゅいあいなおし さしだしせうろうしゅびつかまつるべきよし ぬいのすけ おつけがきのごとくおおせくだされ

けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい

けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい

けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい

けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい

けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい

けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい

けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい

けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい

けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい

けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい けんのうだい

わたくしども あいたつし 相達候事に有之、右貳ヶ所之献納代と申文言は、最初に個様

に相願候と申儀を、相調候文面に有之。差除候ては初發志願之趣

意も、相立不申様罷成候間、是以御吟味被成下度段、氏家新兵衛口

上を以申聞候。仍て猶更吟味仕候處、村方願は献納代と、申文體

相調候儀は、去年中より段々相返り候趣意を、申出候儀にて末々共

に、相紛候儀は有之間敷奉存候間、御取合御吟味被成下度一卷差

添、如斯相達申候。且又最初之願共に相達候處、御紛可被成置哉に

候間、先願は相返、追々申出候願斗差添、相達申候以上。

五月廿三日

小島文左衛門様

後藤十三郎様

大内 縫殿

左之通、追々被御申聞趣、令承知候。扱又村方よりは献納代と相願
候處、各吟味之趣上へ被召上之、御用立候儀にも無之、全體上に

ばいごうのおしまつ、なしくだされたまむねあいながいらうしゅい
 て倍合之御始末、被成下度旨相願候趣意にて、献納代と相願候儀は、
 ひきあわずもちろん、ごぎんみのうえねがいのごとくなしくだされらう
 不引合勿論、御吟味之上如願被成下候ては、末々相紛候儀も可有之、
 かつわらけんのを、しゅい、あいなおし、あいいだしらうしゅびこれあるべくらう
 旁献納との趣意は相直、相出候首尾可有之候。先以別紙一卷も相
 かえしらういじよう
 返候以上。

しがつじゅうさんにち
 四月十三日

こじまぶんざえもん
 小島文左衛門

ごとうじゅうざぶろう
 後藤十三郎

おおうちぬいのすけさま
 大内縫殿様

くらかわぐんよしおかまち、おてんまにんこんきゆうつかまつりあいたちがたく、ごようしゃのぎ
 黒川郡吉岡町、御傳馬人困窮仕難相立、御用捨之儀に付追々願申出
 そうろう、つき、あいたつしらうとおり
 候に付、相達候通にては、村方願趣意へは相當不仕候間、怡服仕
 まじくおぼしめしらうあいだ、いちおうむらかた、むらかたねがいのしゅい
 間敷思召候間、一應村方をも承届可相達再被仰下承知仕候。仍猶
 またぎんみつかまつりらうとて、おねんぐきん、うけとどけあいたつすべくふたびおおせくだされし
 又吟味仕候處、御年貢金より為替に直、被相渡候ては、永世之儀
 なに、さしさわりなど、まきれらうこと、あいいでらう
 何か指障等、紛候事も相出候て、如何に御座候間、御蔵元より利
 きんどおり、おだいかんへあいわたさせ、むらかた、あいわたしらう
 金通、御代官為相渡、村方え相渡候へば、指障申儀も無之、本より

あいさだめそうろうこと そうろうあいだ みぎのとおり つかまつらせ むらかた おねんぐ あいわたさるぎ ごぎんみ
相定候事に候間、右之通に為仕、村方えは御年貢被相渡儀、御吟味
なりがたきこと そうろうじょう ぜんぶんのとおり なしくだされ もうしわたし そうら むらかた さし わり もう すぎ これ なき
難成事に候條、前文之通被成下、申渡候へば、村方指障申儀も無之
こと ぞんじ たて まつり そうろう よつ むらかた へう けと ど けず さき だつ て すえ の もん ごん あい な お し あ い た つ し もう し そう ろう い じ よう
事に奉存候。仍て村方不承届、先達末文言相直、相達申候以上。

四月十一日

小島文左衛門

大内縫殿様

鈴木中務

後藤十三郎

くろかわぐんいまむらのうちよしおかまち おてんまに んれんれん こんきゅう つかまつり あ い た ち が た く あ い み え そ う ろ う
黒川郡今村之内吉岡町、御傳馬人連々困窮仕、難相立相見得候に
つき ちやう ない の もの ども なら び に お お き も い り は じ め せ じ ん の もの ども く に ん け ん の う だ い つ か まつ り み ぎ お り
付、町内之者共、并大肝入始施人之者共九人、献納代仕、右御利
そくつきおかしがた ばい ごう の ど う ま ち お て ん ま に ん ご う し やく く だ し お か れ そ う ろ う よ う な し く だ さ れ
足付御貸方、倍合之取 ■ 同町御傳馬人へ、御用捨被下置候様、被成下
たくしなじなねがいもうしいでそうろうところ ぜん たい さ し あげ き ん の ぎ ぎ ん み な し く だ さ れ が た き ぎ ご そ う ろ う あい だ
度品々願申出候處、全體差上金之儀、吟味難被成下儀に御座候間、
そのだんもうしふくめきよとねがいあいかえしそうろうところ また も つ て ね が い もう しい で そ う ろ う つき お こ お り ぶ ぎ よ う べ つ し の と お り
其段申含去冬願相返候處、又以願申出候に付、御郡奉行別紙之通
もうしききそうろうあいだ な お ま た ぎ ん み つ か まつ り そ う ろ う と ころ み ぎ ま ち ば こ ん き ゅう あ い た ち が た く み す て が た き わ け も つ て もう しい で
申聞候間、猶又吟味仕候處、右町場困窮難相立難見捨譯を以申出、

奇特成事に御座候へ共、上へ被召上倍合被成下儀にては、永世何か
 指障申候事も、有之候ては如何敷候間、吟味仕候處、此節於上
 可被恵下候も無之儀。願人共志も相立候様に、七北田念佛堂御修覆
 等の如く、御蔵元へ相渡置、倍合を以被救下可然哉と、深川御屋敷
 へも申渡、御蔵元をも内々為承届吟味仕候處、被預下候へば、始
 末可仕旨申出候由に候間、委細御郡奉行申聞候趣を以、御吟味
 被成下可然奉存候。申出候通に御座候得ば、上へ被召上譯には
 無御座、御蔵元へ被預、御始末斗被成下儀に有之候間、彼是御吟味
 被成下度、一卷差添如此相達申候以上。

三月廿六日

覚

黒川郡今村之内吉岡町、御傳馬人御用捨、只今迄無御座連々困窮仕、
 難相立相見得候に付、町内為冥加之同郡大肝入千坂仲内、始施人之

もうしのぼらせ、主人共へも、申達置候て永々無相違首尾仕可申上候。右
 御請如斯御座候以上。

十二月廿六日

蔭山彦七

小谷齋兵衛

鳥山軍吉様

黒川郡吉岡町、大肝入千坂仲内、始九人之者共、金千兩指上置、右
 利分倍合を以て、吉岡町御傳馬仕者、御用捨此末御手當被成下度
 奉存候。自分之倍合にては、志願相満兼候品々、追々願申出候處、
 兩御蔵元へ被預下候ても、如願被成下度品々、御郡奉行相達候に付、
 右金兩御蔵元え被相預候ても、差支申間敷哉、吟味仕相達候様、老
 役を以て委曲に被仰渡趣承知仕、兩御蔵元主立手代共承届候處、
 被相預差支不申品々如別紙申聞候間、兩御蔵元主人共へも、一應吟
 味之上、申出候事には有之間敷哉之儀、猶又直々も承届候處、

おのおのべつのしがん　もうしいでそうろう　ねがいのおもむきよぎなくごぎんみ　ぞんじたてまつりそうろうじよう　かようのぎ
 各別之志願も申出候。願之趣無餘儀御吟味に奉存候條、ケ様之儀
 は直々御請之上、主人共へも其段申聞、差支不申候間、被預下度段
 直にも申出、於拙者無御餘儀奉存候。五百兩宛兩御藏元え、被預下
 候方之吟味仕、別紙手代共、紙面差添相達申候以上。

十二月廿七日

鳥山軍吉

おほえ
 覺

黒川郡今村之内吉岡町、御傳馬人御用捨、只今迄無御座連日困窮仕
 難相立相見得候に付、同町御傳馬人壹軒屋敷持八拾壹軒え、壹軒に
 付代六貫文宛、半軒屋敷百三十八軒え代四貫文宛、都合代千參拾貫
 文、壹ヶ年自分御用捨代被下置度、彌以如願被成下候は、町内
 為冥加之、當卯の年御參勤前、代四千五百貫文、巳の年御參勤前迄
 に、代千五百貫文、取合六千貫文獻納代仕度旨、同郡大肝入千坂仲
 内、施人之者九人、願申出御代官手前にて、吟味之上右御用捨代相減、

きよとうもうしききそうろうあいだ 去冬申聞候間、吟味仕相伺候處、せじんどもころざし 施人共志は有之事に候へ共、
ぜんたい 全體 ■ 被成下願と、御吟味被成候趣、とうばんのおおせくだすいつかんども 當番之仰下一巻共に、あいかえされそうろう 被相返候
つき に付、おだいかん 其 ■ 御代官へ願相返申候。然處右大肝入始、せじんのものども 施人之者共、此
たびまたもつてねがいもうしききそうろう たびまたもつてねがいもうしききそうろう
たねんころろがけようやくのぎ 度又以願申出候は、多年心懸漸之儀を以、吟味に取付自分代、ごせん 五千
かんもんさしはかりもうしききそうろうところ 貫文差賦申候處、じぶんあいたいをもつてむらかた 自分相對を以村方え貸渡、かしたわたし 右利分を以て町中え、
おぎないだいはいぶんまかりなりそうろうよう 補代配分罷成候様、つかまつるべきか 可仕哉と吟味相盡候得共、じゆうごかねん 五三ヶ年は、りそく 利足
どおり 通も相出、おんまちのおぎない 御町補にも可罷成候得共、まかりなるべくそうらえども 追年に至候ては、こんざつなんじゅうあい 混雜難澁相
いで 出、えいえいのおぎない 永々補にも不罷成施人共無據仕合奉存候間、みぎだいがせんかんもんけん 右代五千貫文獻
のうだいつかまつり 納代仕、みぎだいがおかしつけ 右代御貸付に成共、なりとも 被成下御利足にて吉岡町御用捨被下置
そうろうよう 候様、なしくだされたきしなじな 被成下度品々、みぎせじんのものども 右施人者共、このたびのねがいもうしきき 此度願申出之段、べつしのごとくおだいかん 如別紙御代官
もうしききそうろう 候様、つき 被成下度品々、せんがんもうしききそうろうせつ 先願申出候節、あいうかがいそうろういつかん 相伺候一卷にも取合、とりあわせ 吟味仕相候處、
このたびもうしきき 此度申出候趣も、しゆいにおいて 於趣意は達て品替候儀も、あいまえもうさずそうろうじよう 相見得不申候條、また 又
もつてあいたつしきき 以相達候儀は、えんりよしごく 遠慮至極に付、つき 上之御始末には相願、あいながい 實は南御郡

やどおききんのたぐい なしくだされそうろうようもうしいでさせ、いか がこれあるべきや、うけとどけそうろうところ このぎ
 宿置金之類に被成下候様為申出、如何可有之哉と承届候處、此儀は おだい かんてまえ さいぜん
 御代官了簡、一應直々も承届候處、此儀は御代官手前にても最前 さいぜん
ぎんみつ つかまつりそうろうところ やど やきんのたぐいにつかまつりそうろうぎ すえずえ
 吟味仕候處、宿屋金之類に仕候儀は末々の儀難斗、先は町場の為に ため
まかり なるべき みつもり これなきよし
 可罷成見詰も無之由にて、相達不申旨申聞、然は右願相返候外、
これなきぎ ご そうろうところ このたび もうしいでそうろうおもむき おかみ の ごぎん みしだい いかほど
 無之儀に御座候處、此度申出候趣は、上之御吟味次第、何程にて
りきん おつみ しだい くだされ たきよし これあり このぎ おい さいぜん もうしいでそうろう
 も利金御積次第、被下度由に有之。此儀に於て最前申出候よりは、
しな ちが い そうろう わけ これあり もつとも せじん ども な お さら おい おい もう しい で そうろう
 品違候譯も有之。尤施人共猶更追々申出候は、深切成事に有之。畢 ひつ
きよう よし お か まち お て ん ま に ん す え ず え あ い た ち が た き と こ ろ
 竟は吉岡町御傳馬人、末々難相立所を見分仕、申出候事共相聞得、
せつ し や て ま え あ い か へ し そうろう ぎ よ ん ど こ ろ な き し あ わ せ と ぞ ん じ た て ま つ り そうろう
 拙者手前にて、相返候儀も無據仕合奉存候。仍追追猶更吟味も よつて おい おい な お さら ぎん み
つか まつ り そうろう と こ ろ つ ね づ ね さ し あ げ きん か く べつ の ち が い そう ら え ど も い ず れ お か み
 仕候處、常々の指上金とは、格別之違候得共、何も上え被召上候 め し あ げ ら れ そう ら う 候
ぎ さ し あ げ きん あ い な ぞ ら え ご ぎん み な し く だ さ れ が た き お ん こ と ご ぎ そう ら ら ば こ れ ま で れ い
 儀は、指上金に相准、御吟味難被成下御事にも御座候はゞ、是迄例
これ な き ぎ ご そう ら え ど も せ じん ども ね が い の ご と く め し あ げ ら れ や す り も つ て な り と も
 も無之儀には御座候得共、施人共如願被召上、安利を以成共、
お く ら も と な ど あ ず け く だ さ れ み ぎ ば い ご う きん ま た り きん ぶ ん お さ し づ み も つ て み ぎ ま ち お て ん ま
 御蔵元等え被預下、右倍合金又は利金分御指積を以、右町御傳馬

ごようしゃだいわたしくだされそうろうよう なりととも いず このすえよしおかまちうるおい まかりなりそうろうようのぎ
 御用捨代被渡下候様に成共、何れ此末吉岡町潤に罷成候様之儀、
 おとりあわせごぎんみなしくだされたく せんがんうかがいいつかん ならびにこのたびもうしいでそうろうねがいとも さしそえ
 御取合御吟味被成下度、先願伺一卷、并此度申出候願共に、差添
 あいたつしもうしそうろうこと
 相達申候事。

じゆうにがつみつつか
十二月三日

いまいずみしちさぶろう
今泉七三郎

黒川郡大肝入千坂仲内、同郡肝入幾右衛門、同所御百姓周右
 えもん ならびにこへ えじゆない じゆうべえ じゆうざぶろう とくへいじ ぜんばち しんしろう
 衛門、并小兵衛壽内、十兵衛・十三郎・篤平治・善八・新四郎、
 おそれながらおいおいねがいたてまつりそうろうおんこと
 乍恐追々奉願候御事。

このほんぶんとうにがつさしあげそうろうねがいしよ うつし もつておおせわたされそうろうところ かさね かげ するさず みぎの
 此本文當二月差上候願書、寫を以被仰渡候處、重て蔭に不誌、右之
 とおりねがいもうしいでそうろうあいだ ねがいのごとくごぎんみなしくだされたくそうろう おりそくくだしおかれそうら ばくろか
 通願申出候間、如願御吟味被成下度候。御利足被下置候は、黒川
 ぐんおねんぐきんだいのうち かわせ もつてじきじきわたしくだされそうろうよう とりあわせごぎんみなしくだされ
 郡御年貢金代之内より為替を以直々被渡下候様、取合御吟味被成下
 たく かくのごとくあいたつしもうしそうろういじょう
 度、如此相達申候以上。

どうねんどうがつ
同年同月

はしもとぶんざえもん
橋本文左衛門
 やしまでんのすけ
八島傳之助

うじいえしんべえさま
氏家新兵衛様

さのとおりもうしきたりそうろうあいだ、さのおもむき、もつて、しゅびこれあるどうやくかた、そのだんもうしいでそうろうよう、
左之通申来候間、左之趣を以、首尾有之同役方えも、其段申出候様、
これあるべくそうろういじよう
可有之候以上。

しちがつにじゅうににち
七月二十二日

やしまでんのすけ
八島傳之助

かりおおきもいり
假大肝入

いくう えもんどの
幾右衛門殿

なおもつていつかん、へんじよういたしそうろうようもうしきたりそうろうあいだ、とめ、つきさつそくわれ、らがた、さしもどすべくそうろう
尚以一巻、致返上候様申来候間、留に付早速我等方へ可指戻候。

どうやくがた、うつし、もつてもうしいずべくそうろう
同役方えは寫を以可申出候。

さのとおり、はやとどの、おおせききそうろうあいだ、せんろつびやくにじゅうきりのうち、すぐ、じゅうににちせん
左之通、隼人殿より仰聞候間、千六百貳拾切之内、過る十二日千貳
じゅうきりあいおさめ、のこり、きた、にじゅうさんにちあいおさめ、みぎのほかとも、はちがつちゅう、せんさんびやくはちじゅうきり
拾切相納、残は来る二十三日相納、右之外共に八月中、千三百八拾切
ぶんあいおさめ、のこりせんきりぶん、くがつなかごろまで、きつとかいさいせしめそうろうよう
分相納、残千切分は、九月半頃迄に急度令皆済候様、猶又吟味首尾
これあるべくそうろう、よつ、いつかんとあいわたしそうろうあいだ、さつそくしゅびこれあるべく、いつかん
可有之候。仍て一巻共相渡候間、早速首尾可有之、一巻は無延引
さしもどさるべくそうろういじよう
可被指戻候以上。

しちがつにじゅうににち
七月二十二日

うじ
氏 新兵衛

やしまでんのすけどの
八島傳之助殿

うじいえしんべえどの
氏家新兵衛殿

わたり
渡 隼人

たいらげんざえもんだの
平源左衛門殿

さのとおり おいおいおこりぶぎよう
左之通、追々御郡奉行に、御申聞候て承知無異儀候間、各其御心得
しゅびこれあるべくそうろういじよう
首尾可有之候以上。

しちがつじゅういちにち
七月十一日

ほかもつていっかんとも
外以一卷共に、一同相渡候以上。

うじいえしんべえ
氏家新兵衛

いとうしちざえもんさま
伊藤七左衛門様

ごどう やくさまちゅう
御同役様中

さのとおり もうしいでそうろうだん
左之通、申出候段、御代官申聞候間、各迄申遣候條、委曲は時日
もうしたつしそうろうおもむき
申達候趣、御取合罷成様致度候以上。

しちがつじゅういちにち
七月十一日

くろかわぐんおおきもいり ちさかちゆうない どうぐんよしおかまち きもいりいくう えもん どうしよおひやくしよ
黒川郡大肝入、千坂仲内、同郡吉岡町、肝入幾右衛門、同所御百姓
しゆうう えもん ならびにこへ えおやじゆない じゆうざぶろう じゆうべえ とくへいじ ぜんばち しんしろう
周右衛門、并小兵衛親壽内・十三郎・十兵衛・篤平治・善八・新四郎
がた
方より、金千兩分代上納可仕候間、御上様にて右代御預、御貸方
なりともなしくだされ みぎりぶん もつて よしおかまち おてんまにん えいえいごようしやなしくだされ
に成共被成下、右利分を以、吉岡町御傳馬人え、永々御用捨被成下
たきしだいねがいたてまつりせうろうところ みぎきんつきはちりん りそく もつて おくらもと あいわたされ
度次第奉願候處、右金月八厘の利足を以、御蔵元へ被相渡、年々
みぎりそくとしのくれ おくらもと おこおりがた わたしくださるべきむね このたびご げち おおせわたされ
右利足年の暮、御蔵元より、御郡方え可被渡下旨、此度御下知被仰渡、
みぎきんせんりようぶんだいのうち せんろつびやくにじゆうきりぶん さつそくあいおさめ みぎのほかとも おさめかたの
右金千兩分代之内、千六百貳拾切分は、早速相納、右之外共に納方之
ぎ ぎん みつかまつりもうしあぐべきよしおおせわたされせうろう つき せんろつびやくにじゆうきりのうち しょうきん
儀、吟味仕可申上由被仰渡候に付、千六百貳拾切之内、正金にて八
びやくきり だい よんひやくかんもん ほんまえじよのうのこりだいのところ とうげつにじゆうさんにちごころまで
百切、代にて四百貫文、盆前上納殘代之所は、當月二十三日頃迄に、
あいおさめもうすやうなしくだされ ほかにせんさんびやくはちじゆうきりぶんのだいのうち せんさんびやくはちじゆうきりぶん
相納申様被成下、外貳千三百八拾切分之代之内、千三百八拾切分は、
はちがつちゆうじよのうのこりせんきりぶん くがつなかごころまで あいおさめもうすやう なしくだされたきしだい
八月中上納、殘千切分は、九月半頃迄に相納申様、被成下度次第、
こないだもうしあげせうろうところ みぎせんろつびやくにじゆうきりぶんのうち しょうきん きた じゆうににち せん
此間申上候處、右千六百貳拾切分之内、正金にて来る十二日、千貳

拾切上納仕度奉存候條、前以御首尾合被成下度奉存候。正金
じゆうきりじょうのうつかまつりたくぞんじたてまつりそうろうじょう まえもつてご しゅびあいなくだされたくぞんじたてまつりそうろう しょうきん
はつびやくきりだい にて八百切代にて、四百貫文盆前に上納可仕、品品申上候處、代
あいはらいきん なおしそうろうにつき ぜんしよのとおりにきた じゆうににち しょうきん
あいはらいきん 相拂金に直候に付、前書之通来る十二日、正金にて千貳拾切、上納
つかまつりたくぞんじたてまつりそうろう こないだもうしあげそうろうしめん いきちがいそうろうあいだ おいおいかくのごとくもうしあげそうろういじょう
 仕度奉存候。此間申上候紙面へ行違候間、追々如此申上候以上。

辰七月十日

假大肝入

幾右衛門

八島傳之助様

右之通、盆前金八百切にて、四百貫文相納可申段、申出相達置申候處、
みぎのとおり ぼんまえきんはつびやくきり よんひやくかんもんあいおさめもうすべきだん もうしいであいたつしおきもうしそうろうところ
きた じゆうににちきん 来る十二日金にて、千貳拾切上納仕候段申出、此間申達候金高
ゆきちがいもうしそうろうあいだ せんにじゆうきりきん じょうのうつかまつりそうろうだん あいたつしもうしそうろういじょう
 行違申候間、千貳拾切金にて上納仕候段、相達申候以上。

同月同日

八島傳之助

氏家新兵衛様

覚

くるかわぐんよしおかまち おてんまにんどもれんれんこんきゅうあいたちがたくせうろう
 黒川郡吉岡町、御傳馬人共連々困窮難相立候に付、同郡大肝入千坂
 ちゅうない はじめちようないのものどもだいいいおさめおき おかしがた なりともなしくだされおてんまのものども
 仲内、始町内之者共代相納置、御貸方に成共被成下御傳馬之者共へ、
 御用捨被成下度由申出候に付、吟味仕相達申候處、御藏元へ為相納、
 しよしききんおくらもと あいわたされおきせうろうとおき つきはちりんのりそく もって おくらもと
 諸色金御藏元へ被相渡置候通、月八厘之利足を以、御藏元へ相渡置、
 ねんねんみぎりそくとしのくれ おくらもと おこおりがた うけとりせうろうよう しゅびつかまつりせうろうよう
 年々右利足年の暮、御藏元より御郡方え受取候様、首尾仕候様
 おおせわたされ みぎきんせんりようぶんの だいもんのうち せんろつびやくにじゅうきりぶん さつそくあいいおさめせうろうぎとあいい
 被仰渡、右金千兩分之代文内、千六百貳拾切分は、早速相納候儀相
 みえ みぎのほかおさめかたのぎとも ぎん みつかまつりもうしたつすべきよしおおせくだされしうち つかまつり もうしわたし
 見得、右之外納方之儀共に、吟味仕可申達由被仰下承知仕、申渡
 ぎん みつかまつらせせうろうところ せんろつびやくにじゅうきりのうち しょうきん よんひやくかんもん ほんまえあいいおさめ
 吟味為仕候處、千六百貳拾切之内、正金にて四百貫文、盆前相納、
 のこりだい きた にじゅうさんにちごろまで あいいおさめ ほかにせんさんびやくはちじゅうきりきんだいのうち せんさん
 殘代は来る二十三日頃迄に相納、外貳千三百八拾切金代之内、千三
 びやくはちじゅうきりぶん はちがつちゅうあいいおさめ のこりせんきりぶん くがつなかごろまで あいいおさめせうろうよう
 百八拾切分は、八月中相納、殘千切分は、九月半頃迄に相納候様、
 なしくだされたく べつしのとおりもうしいでせうろうだん おだいかんもうしききせうろうところ みぎせんろつびやくにじゅうきりぶん
 被成下度、別紙之通申出候段、御代官申聞候處、右千六百貳拾切分
 は、御下知次第早速相納可申由申出置、今更一同相納兼候段、申出
 そうろうぎ ひきあわぬごと せうら えども おしかえしうけとどけもうしせうろう せうららい
 候儀は不引合事に御座候得共、押返承届申候と御座候ては、盆前

よじつなくおさめがたなおさらえんいん
 無餘日納方猶更延引にも、罷成申儀に御座候間、申出候通、千六百
 にじゅうきりぶんりようど あいおさめ みぎのほかとも もうしいでそうろうとおり くがつなかごろまで かいさいつかまつり
 貳拾切分兩度に相納、右之外共に申出候通、九月半頃迄に皆済仕
 そうろうよう なしくだされたくべつしさいそえあいたつしもうしそうろう ごいぎなくそうら ば さつそくごげち
 候様、被成下度別紙差添相達申候、無御異儀候はゞ、早速御下知
 なしくだされたくそうろうこと
 被成下度候事。

しちがつとおか
 七月十日

うじいえしんべえ
 氏家新兵衛

くろかわぐんよしおかまち おてんまにんどもれんれんこんきゆうあいたちがたくそうろう つき せつしやどもがた
 黒川郡吉岡町、御傳馬人共連々困窮難相立候に付、拙者共方より、
 きんせんりようぶんだいじょうのういだすべくそうろうあいだ おそれしごくながらおうえさま みぎだいおあずかりおかしがた
 金千兩分代上納可出候間、乍恐至極御上様にて右代御預御貸方に
 なんともなしくだされ りぶん もつておてんまにん えいえいごようしやなしくだされたきしだい せんだつて
 成共被成下、利分を以御傳馬人え永々御用捨被成下度次第、先達よ
 ねがいたまつりそうろうところ みぎきんつきはちりんのりそくつき もつて おくらもと あいわたしねんねんみぎりそく
 り奉願候處、右金月八厘之利足付を以、御蔵元へ相渡年々右利足、
 としのくれおくらもと おこおりがた わたしくださるべきだん このたびおおせわたされありがたきしあわせとぞんじたてまつり
 年之暮御蔵元より、御郡方え可被渡下段、此度被仰渡難有仕合奉存
 そうろう みぎきんせんりようぶんのだい うちせんろつびやくにじゅうきりぶん さつそくあいおさめ みぎのほかとも
 候。右金千兩分之代、内千六百貳拾切分は、早速相納、右之外共に
 おさめがたのぎ ぎんみつかまつりもうしあぐべきよし おおせわたされしやうちつかまつりそうろう せんろつびやくにじゅうきりぶんのうち
 納方之儀、吟味仕可申上由、被仰渡承知仕候。千六百貳拾切分之内、
 しょうきん はつびやくきり だい よんひやくかんもん ほんまえじようのう のこりだいのところ とうげつに
 正金にて八百切、代にて四百貫文、盆前上納、殘代之所は、當月二

じゅうさんにちごろまで、あいとのえもうすようつかまつるべくせうろう
 十三日頃迄に、相調申様可仕候。せんろつびやくにじゅうきりぶん 千六百貳拾切分、ほんまえいちどうじょうのう
つかまつるべくせうろうところ 可仕候處、きよげつにじゅうくにちご 去月二十九日御下知、おおせわたさるあいだ 被仰渡間も無之儀にて、いかなきぎ 如何様
ひきそろえ にも引揃、あいおさめもうすべきよう 相納可申様、ごさなくせうろうあいだぜんしよのとおりりようど 無御座候間前書之通兩度に、じょうのうつかまつりせうろうよう 上納仕候様
なしくだされたくぞんじたてまつりせうろう 被成下度奉存候。ほかにせんさんびやくはちじゅうきりぶんだいのうち 外貳千三百八拾切分代之内、せんさんびやくはちじゅうきりぶん 千三百八拾切分は、
はちがつちゅうじょうのう 八月中上納、のこりせんきりぶん 殘千切分は、くがつなかごろまで 九半月頃迄に、あいおさめもうすようなしくだされたくぞんじたてまつりせうろう 相納申様被成下度奉存候。
さいしよ 最初より申上候通、もうしあげせうろうとお 錢相場次第に引下げ、せにせうばしだい 足代等も相増、ひきさ 彼是内々
くりあわせしゆだん 繰合手段を以相納申儀にて、もつてあいおさめもうすぎ 大錢之儀八月中に、おおぜにの 皆濟上納仕兼候儀
これあるべくご も、ごせうろうや 可有之御座候哉に奉存候條、ぞんじたてまつりせうろうじょう 乍恐至極九半月頃迄に、おそれしごくながらくがつなかごろまで 兩度に
じょうのうつかまつりせうろうよう 上納仕候様、なしくだされたくねがいたてまつりせうろう 被成下度奉願候。おおきもいりちさかちゆうないぎ 大肝入千坂仲内儀、びょうき 病氣に付假役
たてくだされ 被立下、ひきこみやくようまかりありせうらえども 引込薬用罷在候得共、さいしよ 最初より一同願申上候儀に御座候間、
れんめいかくのごとくもうしあげせうろういじょう 連名如此申上候以上。

明和九年七月

願主九人

どうしよきもいりとうまちかりおおきもいり
同所肝入當町假大肝入

い く う え も ん
幾右衛門

やしまでんのすけさま
八島傳之助様

はしもとぶんざえもんさま
橋本文左衛門様

みぎのとおり きんだいじょうのうつかまつるべきだんもうしいでそうろうあいだ
右之通、金代上納可仕段申出候間、千六百貳拾切外、早速上納仕
そうろうようもうしわたしぎんみつかまつりそうろうところ ねがいもうしいでそうろうせつ
候様申渡吟味仕候處、願申出候節は代相場壹貫四百五拾文見詰を
もつ もうしいでそうろうところ とう じ だい そう ば さ げ ね つ か ま つ り た し だ い な ど の ぎ つ き み ぎ も う し い で そ う ろ う ほ か
以て申出候處、當時代相場下直仕、足代等之儀に付、右申出候外
じょうのうつかまつるべきようこれなきだんもうしいで よぎなくぞんじたてまつりそうろうあいだ みぎもうしいでそうろうとおりにじょうのうつかまつりそうろうよう
上納可仕様無之段申出、無餘儀奉存候間、右申出候通上納仕候様、
被成下度如此相達申候以上。

どうげつこのか
同月九日

やしまでんのすけ
八島傳之助
はしもとごんう えもん
橋本權右衛門

うじいえしんべえさま
氏家新兵衛様

こくおんき
國恩記

まきのさん
卷之三

おわり
終

私わたくしにいわく、指さ上し代だい最さい初しよ之の願ねには、六ろく千せん貫かん文もんと申もう上し、二に度ど目めより
五ご千せん貫かん文もんに相あい減へり候そう儀ろう、何い等ず之の品しなに候そう哉ろう。委く相わ誌あ度い向し々た相く尋む候き
得え共ども、然しかと相あい分わかり兼かね候そう處ところ、定さだて最さい初しよ心こ當あた之りの金きん錢せん、行い違ち之の品しなに
も候そう哉ろう。強しいて穿せん鑿さくに及およばず。每まい度ど願ね書が之の通とお記し畢ひ。

こくおんき まきのよん
 國恩記 卷之四

しゃく
 釋 ずいしえいしゅうへん
 瑞芝榮洲編

めいわく たつしちがつみつか ちさかちゅうないとくへいじ
 明和九辰七月三日、千坂仲内篤平治を呼、大願成就此上上納金斗に候。
 そうう えもんかた いつまかりくだりしやくようきんそうだんもうすべきや
 惣右衛門方に何時罷下借用金相談可申哉。篤平治承り居罷下可申候。
 そのもとさま べ どうどうなさるべきや ちゅうないなるほどわれら どうどうもうすべくそうろう とくへいじそのもと
 其許様にも御同道可被成哉。仲内成程我等も同道可申候。篤平治其元
 さまおんがわずらい なおこのかん おかおいろ よろしからず このざんしよのなかえんろ おくだりの ぎ せんばんこころづかいのぎ
 様御長病、猶此間御顔色も不宜、此残暑中遠路御下之儀、千萬心遣之儀
 ぞんじそうろう ちゅうないもうしそうろう こないだわ あんばい すぐ もうさずそうら どう
 に存候。仲内申候は、此間分けて案配も勝れ不申候へ共、たとひ途中
 あいはてそうろうとて たいがんのご げ ちなしくだされ あとあと の ぎ そのもとがたこれある
 にて相果候逆、大願御下知被成下、跡々しんがり之儀は、其元方有之
 ぎ わけ ざんねん これなくそうろうあいだ びょうちゅう どうどういたすべくそうろう もつとものおんこと おいで
 儀別て残念にも無之候間、病中ながらも可致同道候。尤之御事御出
 しかるべくぞんじそうろう あわせておたいせつものば そうう えもんかた しゃくようきん いったんもうしあわせししょうじよう うけ
 可然存候。併御大切之場、惣右衛門方より借用金、一旦申合證状も請
 とりおきそうら えども かぶんの たいきん まんいちどうにんかた いへんにおよびそうら ば いかがりようけん
 取置候得共、過分之大金、萬一同人方にて及違變候は、如何御了簡
 なされそうらや おぼしめしいれうけたまわりたくそうろう ちゅうないうちわら このせつのためめんめんいちにんごと
 被成候哉。思召入承度候。仲内打笑ひ爲此節之面面壹人毎に、家

ないぞんりよのこと　うけとりおきそうらえども　たとえろくにんのかないこきやくすべくそうろうとて　そうう　えもんかた
 内存慮事も受取置候得共、縦六人之家内可沽却候迎、惣右衛門方より、
 借用金違變之所へ相届可申事にも無之、此上行違之節覺悟と申候て
しゃくようきんいへんのとこ　あいとどけもうすべきこと　これなく　このうえいきちがいのせつかくご　もうしそうらい
 は、是より外無之候迎、腹をさゝいて爲見候。篤平治誠同氣相求候事
これ　ほかこれなくそうろうとて　はら　みさせそうろう　とくへいじまことにどうきあいもとめそうろうこと
 かな、拙者も昨夜十三郎に吟味仕、畢竟覺悟はケ様に候迎、懷中より
せつしや　さくやじゆうざぶろう　ひつきようかくご　かよう　そうろうとて　かいちゆう
 九寸五分取出爲見申候へば、仲内横手を打て、成程々々此上は死生共
くすんごぶ　とりだしみせもうしそうら　ちゆうないよこで　うつ　なるほどなるほどこのうえ　しせいとも
 に、三人同慮に相謀可申候。扱又死後に至り候ても、此願致成就候
さんにとりよ　あいはかりごともうすべくそうろう　さてまたし　ご　いた　そうらい　このねがいじようじゆいたしそうろう
 謀如何被存候哉。篤平治承り、昨夜十三郎と致吟味候は、惣右衛門
はかりごと　かぞんぜられそうら　とくへいじうけたまわ　さくやじゆうざぶろう　ぎんみいたしそうろう　そうう　えもん
 挨拶次第、萬一及違變候はゞ、石巻旅宿にて兩人共に、可致自害覺悟
あいさつしだい　まんいちいへんにおよびそうら　ば　いしのまきのりよしゆく　りようにとも　じがいたすべきかくご
 は、其節上への書置願書壹通、惣右衛門方より受取置候、金子請合證
そのせつおかみ　かきおきねがいしよいつつう　そうう　えもんかた　うけとりおきそうろう　きんすうけあいしよ
 狀寫にて壹通、箱入に致し上書に、乍恐拙者共三人死後、此符箱御披見
じよううつし　いつつう　はこいり　いた　うわがき　おそれながらせつしやどもさんになし　ご　この　ふ　はこご　ひ　け　ん
 被下、御上え段々を以被指上被下度奉存候。今泉七三郎様。自殺之者
くだされ　おかみ　だんだん　もつてさしあげられくだされたくぞんじたてまつりそうら　いまいずみしちさぶろうさま　じさつもの
 三人と書付、荷物之内へ入、旅宿亭主に渡し置候はゞ、御檢使之御覽
さんにん　かきつけ　にもつのうち　いれ　りよしゆくていしゆ　わた　おきそうら　ば　ごけんしの　ごらん
 に可相入事に候。然らば死後之大願成就は、相違無き様に奉存候。
あいいるべきこと　そうら　しか　し　ご　の　たいがんじようじゆ　そうい　な　よう　ぞんじたてまつりそうら

ちゆうないうけたまわ なみだ なが な 成程御計略之通にて、大願 たいがん

仲内承り涙を流し、扱々頼母敷御心底、成程御計略之通にて、大願 たいがん

成就なり可申候。扱又石巻にて相果候ても、御檢使之 ごけんし の だい も代も候間、

餘り見苦からざる様面面心懸可然候。篤平治其儀も段々心懸居、昨夜 さくや

十三郎にも申談、御制禁之儀には候へ共、及其期御咎を恐上候にも及 および

申間敷事と、白絹之肌着、此外にもみの手拭壹筋、珠數一連指入、十 じゅう

三郎私共に、兼て頂戴居候血脈、并金子四五拾切宛、右取集懷中致 じゅう

候様申合候。扱又致自害候節、其許様十三郎兩人共に、御自殺後私 ごじさつ

跡々何かを取廻、引續可致自害奉存候。併し思召次第私先きに相果 あいはて

候共不苦候。右段々心懸候外に、思食も御座候はゞ、明日迄に何分 なにぶんの

御指圖被成下度迎、篤平治罷歸候事。

ひとつどうげつむいか とくへい じちゆうないかた まかりこし 一 同月六日、篤平治仲内方え罷越、さて貴體様之御病氣、今日杯は別 わけ

て御勝不被成様に、御顔色も相見得申候。如何御座候哉。仲内成程 ちゆうないなるほど

腫氣も惣身三分餘相増、夫に付氣配も勝れ不申、氣之毒に存候。篤平
 治其御病氣にては、石巻え御下之儀、御扣被成候方と申聞候へば、成
 程此間より、段々之御念辱存候得共、御咄申通途中か、石巻旅宿の
 何れか、生か死の方え心を寄候身分、此節病氣抔心懸可申事に無之候
 由。中々承知不申候間、篤平治存付仲内眞水を以て、相留候得共是又
 承知不被申候に付、眞水少々不機嫌にて、然らば壹人親申候事も不承
 知之儀、我等に對しては不孝の筋と存候。夫共其身石巻へ不罷越、品
 々不相分事に候へば、大願之儀成程、我等に心遣可仕事に無之候得共、
 十三郎・篤平治罷越上は、心遣の儀も無之、其身壹人病中と申、我等
 相留候儀、此方に止り候逆、
 ■ ■ ■ 他の人口にも不就事に候。併
 不孝共不存事に候はゞ、何分勝手次第可致段申付候得ば、仲内不是非、
 然らば石巻えの同道乍残念相扣可申候。萬一金代行違之上、其元方彼
 地にて、御覺悟之通と承候はゞ、我等も宿所にて覺悟之通相計ひ、後

れ馳ばせに追付可申候。
 ■ ■ 如此血判を以、必至之誓詞出候事。

ひとつちゆうないかた あいわたしそろうけつしよ とくへいじさんしじゆうざぶろう ひけんいたさせそうら
 一仲内方え相渡候血書、篤平治持参十三郎に爲致披見候へば、御尤至
 ごくのぎ われどもさんになぜんごこそそうら
 極之儀、我共三人前後社候へ、壹人も生き残る所存無之、死出三途に
 いずれ まちあわせ さんになどうどうもうすべくそろう
 て何も待合、三人同道可申候。さて惣右衛門方え之主理も有之儀、
 かつ わたくしどもしごのあとしまつのぎ れんちゆうのうちだれ ひとりどうどうつかまつりたくそろう
 且は私共死後跡始末之儀、連中*之内誰をか壹人同道仕度候、幾右
 えもんどのいかがこれあるべきや とくへいじうけたまわ なるほどしかるべくそろう しかしわたくしどもひっしのころがけ
 衛門殿如何可有之哉。篤平治承り成程可然候、併私共必死之心懸、
 どうにん はなしそうら ば ぜひとどうようのぞんりつ これあるべきぎ さそうら
 同人に咄候はゞ、是非共同様之存立に可有之儀。左候へては死後之
 しまつ ふらち まかりなり だいいちおかみ ちようたつきのぎ これありそろうあいだ このぎ いっこうはなし
 始末も不埒に罷成、第一上に調達金之儀も有之候間、此儀は一向咄な
 しに被成、死期に至り始末之儀、頼入申と申懸候はゞ、幾右衛門にも
 ぜひなくぞんりよあいとま しごのしまつ とりかか もうすべきぎ そうろう よしおかひきやくなどのた
 無是非存慮相止り、死後之始末に取懸り可申儀に候。吉岡飛脚等之爲
 め、外ほかに召仕之内兩人斗も、召連可申と兩人跡方吟味、都合相片付七月
 ようかひるこのつ どきしゆつたつ とくへいじ じゆうざぶろう いくう えもん しょうしやりようにないしのまき ちやく
 八日晝九ツ時出立。篤平治・十三郎・幾右衛門、小者兩人石巻え着に

致、夜八ツ時着申候事。

ひとつそうう えもんかた
 一惣右衛門方にて、萬一金子行違之節、何も自害可致存慮にて、死後
 の たつしよあいとのえそうろう
 之達書相調候。其文に曰、

くろかわぐんよしおかまち おてんまにん おごうりきなしくだされたくねがいもうしあげ
 黒川郡吉岡町、御傳馬人え御合力被成下度願申上、御下知相濟候得
 ども あげきんいきちがいおかみ もうしわけこれなし どうまちおひやくしようじゅうざぶろう
 共、上金行違御上へ申分無之。同町御百姓十三郎・篤平治儀は
 いしのまきのりよしゆくにおいて おおきもいりちさかちゆうないぎはほんしよしたく
 於石巻旅宿、大肝煎千坂仲内儀者、本所私宅にて切腹仕候。乍恐
 しご おとりあげ ごぎんみなしくだされたく かきおきねがいたてまつりそうろうおんこと
 死後御取上、御吟味被成下度、書置奉願候御事。

よしおかまちおてんまごんしにんども えいえいおごうりきなしくだされたく ねがいのごとくなしくだされそうら
 吉岡町御傳馬勤仕人共、永々御合力被成下度、如願被成下候はゞ、
 けんのだいつかまつりたくしなじなねがいぬしくにん めいわしちねんじゅういちがつちゅう
 献納代仕度品々願主九人にて、明和七年十一月中より、再三願上申

あげそうら ども さしあげきんだい さしあげそうらい おさしつかえのおもむきおいおいおおせわたされそうろうについ
 上候へ共、指上金代にて差上候ては、御差支之趣追々被仰渡候付て、
 きんせんりょうの たかじょうのうつかまつるべくそうろうあいだ おそれしごくながらおかみにおいておあずかりおかしかた なりともなしくだされ
 金千兩之高上納可仕候間、乍恐至極於上御預御貸方に成共被成下、
 りきん もつてえいえいみぎおてんまごんしにんども おごうりきなしくだしおかれそうろうよう なしくだされたき
 利金を以永々右御傳馬勤仕人共に、御合力被成下置候様、被成下度

次第願申上、願之通此度御下知も被仰渡、難有仕合に奉存候。然處
 願主九人之内、其身々々貯を以金子上納は、遠藤周右衛門・新四郎・
 善八斗にて、残六人は兼て困窮貯も無之者共、鑄錢座本三浦屋惣右
 衛門方より、借用上納仕吟味にて、願申上候儀に御座候。右子細は、
 惣右衛門鑄錢取立之節、大金入用甚行當候間、金子才覺繰合呉候様、
 同人より十三郎・篤平治方え、無心申來時節柄月迫、難儀成事に御
 座候へ共、兼て吉岡町に志願も有之候に付、委曲同志共へ申合、色々
 致辛苦艱難家財衣類迄も、引散申程に指働、漸之儀にて金千八百二
 十切、才覺加金之申合にて用立候處、翌春に至りて加金之儀は、至
 て迷惑之由惣右衛門申聞、一旦之申合及違却候へ共、千坂仲内・十
 三郎・篤平治儀、始より御合力願の底意も有之候處、加金利分勝手
 の儀は、指除何分惣右衛門申出次第、了簡仕世上並方に、利足勘定
 追々元利受申候。然處明和七年十一月は、御合力願申上節、内々金

子調達候儀吟味仕候處、貳千切不足これありそうろうに有之候ついでに付て、右金高みぎきんだかに借用しやくようつかまつりたきだん、惣右衛門方そうう えもんかたえ無心仕候得ば、最初拙者共さいしよせつしやどもより、用立金仕候ようたてきんつかまつりそうろうしゆい、これあり、かつそうう、えもんじつぷはよしおかしゆつしようのもの、かれこれそうう、えもん、よぎなき趣意も有之。且惣右衛門實父吉岡出生之者。彼是惣右衛門も無餘儀よぎなきこと、ぞんじたてまつりそうろうや、むりそく、もつてにせんきりかしあた、もうすべきだん、うけあいしようじようまであいだし事に奉存候哉。無利足を以貳千切貸與へ可申段、受合證狀迄相出うけあいしようじようまであいだしおきそうろうじよう、このたびおごうりきなしくだされごげ、ちあいすみそうろうあいだ、さつそくあげきんつかまつるべき置候條、此度御合力被成下御下知相濟候間、早速上金可仕と、十じゆうさぶろう、とくへいじいしのみき、まかりくだりもうしあわせそうろうとおり、きんにせんきりしやくようつかまつりたきしなじな、惣右三郎・篤平治石巻へ罷下申合候通、金貳千切借用仕度品々、惣右そううえもん、もうしはなしそうら、さいしよ、もうしあわせ、いきやく、このたびいかよう、ようだてもうすべきよう衛門へ申談候へば、最初之申合とは違却、此度何様にも用立可申様えもん、もうしはなしそうら、さいしよ、もうしあわせ、いきやく、このたびいかよう、ようだてもうすべきようこれなきよしもうしききそうろう、さてまたたいきんのぎ、よ、そ、さいかくつかまつるべきころあたり、これなく、いったん無之由申聞候。扱又大金之儀、余方にて才覺可仕心當も無之、一旦これなく、いったんねがいもうしあげそうろうごげ、ちまであいすみそうろうぎいか、おかみ、もうしわくべきようこれなし、じゆうざぶろう、とく願申上候御下知迄相濟候儀如何にも上へ可申分様無之。十三郎・篤とくへいじ、ぎりよしゆく、じ、がいつかまつりそうろう、そうう、えもんきんすうけあいしようじようほんしは、よしおか、よしおか、平治儀旅宿にて自害仕候。惣右衛門金子請合證狀本紙者、吉岡によしおかさしおきうつし、このねがい、あいそえさしおきそうろうじよう、おそれながらおかみ、おもうしわ、これなく、せつしやども差置寫にて、此願え相添差置候條、乍恐上へ御申分け無之、拙者共おそれながらおかみ、おもうしわ、これなく、せつしやどもあいはてそうろうぎ、おぼしめしわけさせられ、ごれんびん、もつてそうう、えもんかた、さいしようけあいあいだし相果候儀、被爲思召分、御憐愍を以惣右衛門方より、最初受合相出さいしようけあいあいだしおきそうろうじようのとおり、きんすめしあげられふそく、ところ、よしおか、ぞんめいしおりそうろうねがいぬしどもかた置候證狀之通、金子被召上不足の所は、吉岡に存命仕居候願主共方よしおか、ぞんめいしおりそうろうねがいぬしどもかた

より、差上候様申置候間、願に申上候通、金千兩に相満候はゞ、相
 應之御利足を以て、永年吉岡町え御合力被成下度奉願候。惣右衛
 門方え返金之儀は、残る願主中ケ間へ吟味仕置候。千坂仲内儀、長病
 歩行成兼、此地え不罷越候へ共、十三郎・篤平治相果候段、兩人召
 連候者共より申遣次第、其身宅にて自害仕筈に申合、血書同人よ
 り拙者共え相渡置候。此上吉岡町御傳馬勤仕人え、御合力被成下候
 はゞ、拙者共相果候儀、少も残念には不奉存候條、乍恐願之通永年
 御恵被成下度奉存候以上。

明和九年七月
 吉岡町願主 篤平治
 同所 同 十三郎
 大肝入同 千坂仲内

御上様

ひとつみぎさんにならそううえもんかたきんすまちがいそうらい
 一右三人等惣右衛門方金子間違候ては、上へ申分難相立石巻旅亭に
 て、必死之心懸致候に付、連中え書置左に、
 れんちゆうろくにんのうちさんにな
 連中六人之内三人は、石巻え罷越候儀、残る三人之内壽内殿は、極老
 のぎじゆうべえびようしんさしあたつわれらどもかくごのとおり
 之儀十兵衛は病身、指當て我等共覺悟之通に罷成候末、萬事諸始末
 のぎいくうえもんおひとりおせわたのみいりもうしそうろう
 之儀は、幾右衛門御壹人え、御世話頼入申候。扱又私共三人覺悟之
 とおりまかりなりそうろうのち
 通罷成候後は、第一御世話可被成儀は、上へ調達金之儀に候。死後
 ねがいもうしあげそうろうとおり
 願に申上候通、上に御取立を以、惣右衛門方より、貳千切相濟候は
 ばのこにせんきりかね
 殘る貳千切は兼て致相談置候通、無間違早速調達可致候。且惣
 うえもんかたへんきんのぎ
 右衛門方より、返金之儀、定て上より、御指圖可被成下候間、兼て
 くだされきんぜんぶ
 は被下金全分は不引例、連々に返金罷成候様に、連中吟味致置候へ
 どもわれらどもさんになあいはてそうろうあと
 共、我等共三人相果候後は、右相談は相募り申間敷候條、何分町内
 もうしわ
 申分け被下金を以、惣右衛門方え返濟候様に、首尾可有之候。猶又
 くだされきんはいぶんのぎ
 被下金配分之儀は、後來違亂無之様、随分折入吟味町内年寄中引加

へ、堅相定置候様御了簡可被致候。此度重き事に存候。扱又私共

石巻にて相果候儀、無餘儀譯に奉存候得共、畢竟横死之儀、上よ

り随分之御仕置も可有之と存候。萬一上之御宥恕を以、面面家跡相

立候様にも、被仰付被下候は、連中六人え面面之親類立合之上、

宜家跡致相續候様頼入候。仲内事乍若年男子之家督有之候得共、

篤平治・十三郎儀は、幼年養女孫娘等、家督見當之事に候得ば、尚更

折入吟味相加へ、相續之儀頼入申候以上。

篤平治

明和九年七月七日

十三郎

肝入 幾右衛門殿

千坂仲内

右之通相調置候得共、仲内は病氣に付、石巻へ出立差支、何も吟味
之上、幾右衛門石巻へ同道致し候。右紙面幾右衛門宛名に封、上を

あいたためそうろうぎどうにんいしのまき　まかりこしそうろうあいだ　どうしよりよてい
 相認候儀同人石巻へ罷越候間、同所旅亭にて死期に至り、幾右衛門
あいわたしそうろうぞんりよ
 え相渡候存慮にて、十三郎・篤平治持参之事。

ひとつしちがつようか　じゅうざぶろう　とくへいじ　いくう　えもん
 一七月八日、十三郎・篤平治・幾右衛門、石巻惣右衛門旅宿へ罷越、
たいめんひさびさとてぎよいをえ　ごけんしよう　ごたいやくおごんしのぎ　ちんちよう　ぞんじそうろうだん　たがい
 対面久々迎得御意、御堅勝に御大役御勤仕之儀、珍重に存候段、互に
おうたいあいすみ　せつしやどもこのせつおたずねつかまつりそうろうぎ　これまでだんだんぎよいをえおきそうろう　おかみ　もうし
 應對相済、さて拙者共此節御尋仕候儀、是迄段々得御意置候。上え申
あげそうろうたいがん　こないだご　げ　ち　これありありがたきしあわせとぞんじたてまつりそうろう　よつ　おやくだくもうしあげおきそうろうきん
 上候大願、此間御下知有之難有仕合奉存候。仍て御約諾申上置候金
す　おんがりつかまつりたくいずれ　まかりくだりもうしそうろう　うち　さかちゆうないこと　このせつどうこうつかまつるはずござそうろうところ
 子、恩借仕度何も罷下申候。内千坂仲内事、此節同行仕筈御座候處、
どうにんながわすらいのすえ　なおさらこないだあいすぐれずえんしよのみぎり　ひきたてかねいさいせつしやども　もうしつかわし
 同人長病之末、猶更此間不相勝炎暑之砌、引立兼委細拙者共に申遣
そうろう　そう　え　もんうけたまわり　まずもつてひごろ　の　たいがんご　げ　ち　あいすみ　ごどうい　きようえつつかまつりそうろう
 候。惣右衛門承、先以日来之大願御下知相済、御同意に恐悦仕候。
まえまえご　げ　ち　あいすみそうろうだん　うけおよびそうろうあいだ　さだめ　ちかじかきんすごにゆうようの　だん
 御■一前々御下知相済候段も及承候間、定て近々金子御入用之段、
もうしくるべくどうころがけまかりありそうろう　いつ　ごようしだい　ごじようか　にせんきりおてわたし
 可申来同心懸罷在候。何時にても御用次第、御城下にて貳千切御手渡
つかまつるべくそうろう　さてまたこのせつもうしたて　つきそうろうよう　おぼしめしいれ　きのどく　ぞんじそうらえども
 可仕候。扱又此節申立に付候様にて、思召入も氣之毒に存候得共、

せつしやがたいたつ きんせんまわらず 拙者方至て金銭不廻、殊ことに去々年中上へ御用上候、金子過分之儀、
 かれこれふくりあわせのぎもうすべきようこれなきしあわせ そうら 彼是不繰合之儀可申様無之仕合に候へ共、思召立之儀は別段之儀、餘
のくりあわせ 之繰合に相構候譯には無之候條、右申談候通無御心遣、金子調達之
ぎばかり 儀斗、切角御支度可被成候。三人惣右衛門即答承り、幾右衛門心中は
しらず 不知、篤平治・十三郎蘇生候心地にて、五色之息を一度に繼、右之思召
およばず にも不及罷在候處、幾右衛門扱扱辱次第、土貢可申上様無之、思召
いれしゆうちやくつかまつりそうろう 入執着仕候と申候へば、兩人も始めて心付、扱忝次第と一同に一禮
つかまつりそうろう 仕候。惣右衛門申候は、當座方取立之節は、其元様方御心遣を以、
これまでちゆうせん 是迄鑄錢も成就仕候上、此度之御大願に拙者方より、金銭御用上
そうろう 候儀を、私満足仕候。御存之通、吉岡は亡父出生之所にて、猶更
わたくしこうどう 私孝道も相立、無此上御事に奉存候迎、佛檀に焼香致され、品々心
ちゆう 中に披露致候様相見へ申候。扱三人貳千切之所は、安堵申候得共、
ほか 外に相場下り百貳拾五兩、何様仕候はゞ可然と、心中相痛居候内、

幾右衛門惣右衛門に向ひ、此上無據申上様に候得共、此間篤平治・十
 三郎、仙臺にて御相談申上置候通、相場下り都合百貳拾五兩不足に御
 座候處、吉岡にて何様にも、才覺出来兼申候。重々不遠慮至極之儀
 に御座候得共、御才覺成共被成下、此場所御見繼被下度段、三人同様
 に申入、此節千坂仲内も、遠藤甚内も、此地へ罷出無心可申上事に候
 得共、仲内事は御咄申候通、長病之儀、甚内儀手代共壹人ならず、病氣
 何様にも引放兼、私共に呉々無心之儀申遣候。さて場所御内々之儀
 も、乍存居無心申上候儀、無據仕合候へ共、御繰合御才覺成共頼上
 申候。惣右衛門承成程御尤之儀、此節障もなく御挨拶可仕儀に候へ
 共、先刻も御咄申候通、座方繰合甚六ヶ敷、御申合致候金子も、漸
 心懸候仕合。其餘り之儀は出来兼申候。貳千切は御用立縷に百貳拾
 五兩に罷成、御請合不申、私心底御推量可被成下候。此上は御城下に
 罷在候音右衛門方え乍御大儀貴様方、此地より御登御相談被下度

存候。同人方には上より相渡候金子も有之筈に候。猶更同人は、御所
ぞんじそうろう どうにんかた おかみ あいわたしそうろうきんす これあるはず そうろう なおさらどうにん おんしよ
 より相出候者。心中少も加■有之宜敷儀、私方より書状も遣可申候
あいいでそうろうもの しんちゆうすこし これあるよろしきぎ わたくしがた しよじよう つかわしもうすべくそうろう
 間、何分御相談同人方より、御借用被成可被下候。乍幾度當席にて被仰
あいだ なにぶんご そうだんどうにんかた ごしやくようなされくださるべくそうろう いくどながらとうせき おおせられ
 次第、御挨拶不仕儀千萬氣之毒に存候。三人の者共承り、御尤至極
しだい ご あいさつつかまつらぬぎ せんばんきのどく ぞんじそうろう さんにん ものどもうけたまわ ごもつともし ごく
 の儀、入御念候御相談、殊に御添簡迄被成下候様、音右衛門殿方にて、
のぎ ごねんいりそうろうご そうだん こと おそえぶみまでなしくだされそうろうよう おとう えもんどのかた
 定て相調可申候條、直々登仙可仕候迎、惣右衛門へ暇乞致候得ば、
さだめ あいとどのえもうすべくそうろうじよう じきじきと せんつかまつるべくそうろうとて そうう えもん いとまごいたしそうらえ
 同人然らば御望願成就之御欽、且つ御門送も仕度迎、酒吸物杯
どうにんしか おのぞみのねがいじようじゆの およろこび か ごもんおくり つかまつりたくとて さけすいものなど
 被相出、殊之外念入候馳走杯申請、直々出立。同日日通しに、御城下
あいいだされ こと の ほかねんいりそうろうち そうなどもうしうけ じきじきしゆつたつ どうじつ ひどお ごじようか
 音右衛門方え罷越、及夜陰候處、翌日音右衛門方え罷越、品々石巻に
おとう えもんかた まかりこし やいんにおよびそうろうところ よくじつおとう えもんかた まかりこし しなじないしのまき
 ての様子申入、惣右衛門書状も相出候へば、音右衛門先以多年之御願
ようすもうしいれ そうう えもんしよじよう あいいだしそうら おとう えもんまずもつたねんの ごがん
 望相調、御同然恐悦至極奉存候。扱被相頼候相場下り百貳拾五兩之
ぼうあいととのえ ごどうぜんきようえつ しごとぞんじたてまつりそうろう さてあいたのまれそうろうそうばくだ ひやくにじゅうごりようの
 金子、何様にも拙者方にて、繰合可仕様無之候手段に可罷成事に
きんす いかよう せつしやがた くりあわせつかまつるべきようこれなくそうろうしゆだん まかりなるべきこと
 候はゞ、御存之通私事は、御所十三郎家督相續可仕事に候得共、去
そうらわば ごぞんじのとおりわたくしこと おんしよじゅうざぶろうかとかとくそうぞくつかまつるべきこと そうらえども さ

とらどしそうう えもんかどくとりもちこれあり 双方親類は不及申、養父十三郎も
 熟談之上、當家相續に罷成候。左候へば此地に罷在候へども、吉岡之
 儀少も加■には存居不申候得共、此間至て座方江戸方釣合等も有之、
 上へ差上候出錢は、金子相渡方も無之、何様にも繰合出来兼、乍御笑止
 右御挨拶に及候。三人之者共■ ■惣右衛門殿御添心も有之儀、十か
 九つ相違は有之間敷、相心得遙々罷登候處、右挨拶行當申候。幾右
 衛門申候は、惣右衛門殿へは何か隔意も有之候處、貴様御事竹馬よ
 り御心易仕候條、吉岡驛中え之潤ひ相企候儀、御疎意も有之間敷と、
 萬事御心易振に百貳拾五兩は、懷へ相入候心持にて罷登候處、只今
 御挨拶承何共行當申候。惣右衛門殿には、過半御聞濟御城下
 御有合之様子も、御咄貴様へ御添状迄も被成下候儀、貴様は又打て違
 候、ケ様之御挨拶被成候と申儀、吉岡へ罷歸連中と申、御間柄之十兵
 衛殿・壽内殿へ、何と御咄可申哉。此の處少々御考、此節御骨折

くだされたくせうろう。被下度候。篤平治申候は先刻より御咄之儀承り候に、去年去々年

杯之儀にも候はゞ、如何にも御相談可被成下候得共、當年に限て御

不繰合之品、色々被仰立御咄御尤には存候へ共、御咄之通去年中杯に

候はゞ、御養父御手前石巻にて、御挨拶相談申儀に候へ共、畢竟御咄

之通御内々御繰合、思召之通に無之方より、是迄私共爲御登御添書も

有之儀、貴様御不繰合とは、被仰候へ共、私共方にては、大金御座方

にては、さのみ大金と申程にも無之、只貴様御踏込之儀深迄之儀に

御座候。只今幾右衛門申候通り、吉岡にての咄、始終被相考、此度

一御骨折御頼仕候。難成所を被爲成候事社、貴様吉岡へ之御首尾合

と申事可有之候と、色々申談候得ば、音右衛門乍幾度、篤平治殿之

御口上御ならべ候には入り入候迪、無理受合に被請合、其後は酒杯

被相出、双方貌並相直り暇乞、道すがら三人咄、先以■■形にも相濟

安堵仕候。併し上金皆濟不罷成内は、連中安堵と申儀は、不罷成儀

に候^{そうろう}迎^よ、吉岡^{よしおか}へ罷^{まかり}下^{くだり}候^{そうろう}事^{こと}。

ひとつとうしよはちまんしんじかね　はちがつじゅうごにち　そうらえども　うてんひきつづきにじゅうろくにち　あい
 一當所八幡神事兼ては、八月十五日に候得共、雨天引續二十六日に相
 すぎ　とくへいじことどうじつよいつどきしゅつたつとせん　そのよやつどきそううえもんかた　まかりこし　よくに
 過、篤平治事同日夜五時出立登仙。其夜八時惣右衛門方え罷越、翌二
 じゅうしちにちしやくようきんうけとり　ぜに　おくら　おきだ　そういた
 十七日借用金受取、錢は御蔵へ置駄送致させ、金子は金便に相渡、諸方
 し　まつおさめかたつかまつり　またその　よよしおか　まかりくだりそうろうところ　ようやくよくにじゅうはちにちあけがた　ちやくつかまつりそうろう
 始末納方仕、又其夜吉岡へ罷下候處、漸翌二十八日明方に着仕候。
 とくへいじことこないだ　はちまんしんじ　このたいがんにつけん　そのみ　しんじわたしものあいいでそうろう
 篤平治事此間　八幡神事に、此大願一件取■其身も神事渡物相出候
 つき　に　じゅうさんにち　にじゅうはちにちまで　ちゅうやひきとおし　せわ　あるい　せんたいじょうげ
 に付、二十三日より二十八日迄、晝夜引通に世話やき、或は仙臺上下
 のこと
 之事。

ひとつどうねんくがつとおか　とくへいじ　じゅうざぶろうかた　まかりこし　そうだんつかまつりそうろう
 一同年九月十日、篤平治、十三郎方え罷越相談仕候には、上納金も
 だんだんあいおさめ　のこ　しょうぶん　まかりなりそうろう　とうげつすえまで　かいさいおおせわたされそうろうあいだ　ごくろうながら
 段々相納、残り少分に罷成候。當月末迄に皆済被仰渡候間、乍御苦勞
 このたび　きさまおのぼり　さいわいのぎ　おさいれい　けんぶつながらそうう　えもんどの　たいだん　せんとうおと
 此度は貴様御登、幸之儀御祭禮も乍見物惣右衛門殿へ對談、先頭音右
 えもん　むりむしんいたしおきそうろう　ひやくに　じゅうごりようの　きんすとも　しゃくよういた　そうろうよう
 衛門へ無理無心致置候、百貳拾五兩之金子共に、借用致され候様

なざるべくそうろう。十三郎承知十七日に罷登、翌十八日之夜惣右衛門へ面談致

候には段々上納延引に罷成候上、當月には是非皆済可仕段、嚴敷被仰渡

候段、向々より申來候條、同日迄相調不申候へば不叶儀に御座候條、

今日金錢一字被相渡被下度奉存候。尤先頃石卷より御城下へ直々

罷登、音右衛門にも對面。貴様御念之儀も咄、御添書も披見爲致候へ

ば、同人繰合難儀之義、百貳拾五兩之金子用立兼候段、呉々も致申分

候。幾右衛門・篤平治折入致無心候に付、無理受合に受合置候。相考

候に同人御當家に罷越候て間も無之儀、殊吉岡之難儀も見繼候貴様

へ對し、遠慮有之儀も難斗候迎も之儀、貴様方にて御世話被下度

奉存候。段々無心申上候儀、百貳拾五兩と申も過分之儀、何卒半分

は吉岡にて、連中如何様に難儀致候ても、調達可申候間、貴様にて貳

百五拾切、御才覺被下度奉存候。惣右衛門承、成程御尤之儀、難儀

之義は可申様も無之仕合候へ共、縦私進退悼候様罷成候共、御如在

まかりならぬぎ、然しからば御了簡ごりようけん之通のとおり、半減はんげんを以御用立可申候間もつてごようたてもうすべくせうろうあいだ、来きたる二十日はつか
 とくへいじどのまかりのぼられせうろうよう、御首尾ごしゅび可被成候なされるべくせうろう。且音右衛門方へは、其許様よ
 篤平治殿被罷登候様、御首尾ごしゅび可被成候なされるべくせうろう。且音右衛門方へは、其許様よ
 よろしくおはなし、にひやくごじゆうきりのところ、私方わたくしがたにて受合候段うけあいせうろうだん、同人方どうにんかたえも御傳おつたひ
 り宜敷御咄、貳百五拾切之所わたくしがた、私方わたくしがたにて受合候段うけあいせうろうだん、同人方どうにんかたえも御傳おつたひ
 くださるべくせうろう、じゆうざぶろうししょうちいたしせうろう、他ほかには音右衛門にも對面直々罷下たいめんじきじまかりくだり、篤
 可被下候とく。十三郎致承知候じゆうざぶろうししょうちいたしせうろう。他ほかには音右衛門にも對面直々罷下たいめんじきじまかりくだり、篤
 へいじはなしせうら、さてせうら、えもんしんそこ、いまにはじまら、こと、ごしんせつ
 平治に咄候へば、扨惣右衛門心底は、今始いまにはじまらざる事ながら御親切なる儀ごしんせつ
 ござせうらう、てまえおせわ、にひやくごじゆうきり、ようたてられせうらうこと、おとうえもん
 に御座候。手前御世話にて、貳百五拾切も被用立候事を、音右衛門え
 よろしくおはなしなされたまうべく、もうさるぎ、どうにんよしおかのくめん、あいかんがえ、こころつかいのぎ
 も宜御咄被成可給と被申儀は、同人吉岡之工面も相考、心遣之儀■
 もうすべきようこれなきこと、せうらう、さきごろのぼりのせつ、すずきでん、えはなし、うけせうらう
 可申様無之事に候。先頃登之節にも、鈴木傳兵衛咄にて承候には、
 でせにしだいおかみ、おかいあげなさるべき、おおせわたされ、おかね、いっこうあいわたされず、これより
 出錢次第御上へ御買上可被成と被仰渡、御金は一向不被相渡、依之
 せんだい、いしのまきくりあわせはなはだむつかしき、いさいどうにんはなしせうら、ども、せうら、えもんだの、いっこう
 仙臺・石巻練合甚六ヶ敷よし、委細同人咄候へ共、惣右衛門殿は一向
 おはなしこれなく、しよじくりあわせむつかしきなど、おおようのごあいさつ、ひつきようわたくしどものしんちゆうすこし
 御咄無之、諸事練合六ヶ敷杯と、大様之御挨拶、畢竟私共之心中少も
 やす、たく、おぼしめしいれ、かたじけなくしようちまかりありせうらう、じゆうざぶろうもうしせうらう、にじゆうにちかさい
 休め度、思召入と、忝承知罷在候。十三郎申候は、二十二日皆済も
 よじつなくせうら、はつか、ごたいぎながら、そのもとおのぼりかさいあま、ところ、とうち
 無餘日候へば、二十日には乍御大儀、其元御登皆済餘る所は、當地へ

御持参、當座繰合共相拂之様、御首尾可被成候。篤平治致承知候由にて、二十日に罷登、二十二日に上金一字皆済仕、同日吉岡へ罷下、連中へ早速翔廻り、是迄之安堵爲仕候へば、甚内宅にて酒を連中へ被振廻、何も目出度酒盛致し、其席にて甚内申候儀は、是迄當所にて當座借之金子は、如何連中思召候哉。五百切之高半減貳百五拾切、惣右衛門方より、篤平治受取申候得ば、貳百五拾切は、何も御相談面面御油断被成間敷由申合、何も退出仕候事。

ひとつどうねんくがつにじゅうくにち、とくへいじじゅうざぶろうかた、まいり、さてまたこれまであげきん、ごしゅび一同年九月二十九日、篤平治十三郎方え参、扱又是迄上金は、御首尾よくかいさいつかまつりそうらえども、にひやくごじゅうきりのれんちゅうはか、いかよう能皆済仕候得共、貳百五拾切之連中賦り金、何様にも思案にあまりまかりありそうらう、しかりながらそうらう、えもんどのにせんにひやくごじゅうきりそういなくしゃくよういたしそうら、罷在候。乍然惣右衛門殿より、貳千貳百五拾切無相違借用致候へば、さきざきさまわたたくしかね、ちゅうないどの、せけん、めんもく、これあり、かつ、めんめんいちめい、かか先々貴様私兼ては仲内殿、世間への面目も有之、且は面面一命にも懸る譯、諸方障なく上金相済安堵仕候方より、數年の辛苦も相忘候様

存候。扱又惣右衛門殿御心底、可申様も無之厚き御存慮に候處、
 申さば是は末々返金之筋も有之。況最初此方より用立候、金子之手
 前もと申儀にも可及事に候。甚内殿には、末々返金之儀も無之處、貳
 千貫と申大前之金錢、ぞろりと被相出儀之候。私共咄にも難仕御仁徳
 に候。十三郎承り、此儀は私共より以前に、御郡部數人心相揃ひ申上、
 従上御稱詞も厚く有之儀、私杯評判善悪共に、相届申儀には無之候。
 篤平治成程々々、心で拜んで居候より外無之候と、互に咄居候席へ、
 善八方より、此間上金相場下り之足金に、私方より御才覺遣候金子、
 先き様至て不義理に相成申候間、今明日中早速可被相返由申来候。篤
 平治承り御尤至極之儀、先々一兩日中被仰分、被指置可被下と申遣
 され、御聞候ふ貳百五拾切之足金、何ぞや私共自分借用持前之様に斗
 被申越、此上右才覺金之人數には、善八・新四郎は不相入儀、外七人
 之連中斗に候處、此内も三四人は、一向餘所事之様に存候様に相見

得候條、願書差出候。留扣金錢借用之諸牒面共に、連中へ爲見申度
 候。十三郎承り、尤之御事故御持參被成、御吟味之上借用可仕候。
 夫より篤平治連中翔廻り、諸牒面披見致させ候へば、何れも扱は左様
 に御座候哉。是迄其元方御辛苦可申様無之存候。此上何分貳百五拾切
 之借用と、新四郎・善八相除き、残る七人持前之儀に候間、何分宜
 御世話頼入候。他用にて十三郎・篤平治宮床へ罷越、同所何某方より、
 貳百五拾切借用。段々之當座借り相拂、向々へ一禮廻仕候事。
 ひとつそうう えもん これまで ぼうれい いしのまき まかりこしもうすべし いずれ ぎんみのうえ とくへいじ
 一惣右衛門へ是迄の報禮に、石巻え罷越可申と何も吟味之上、篤平治・
 仲内、甚内方へ罷越、密々に相談仕候には、是迄の大願相濟則當暮
 より、被下置候金子、直々三浦屋惣右衛門方え返濟、年々相濟し、其
 後町内へ配分致儀に候處、右惣右衛門方えの返濟、年數拾ヶ年も懸り
 可申處、町内御傳馬勤仕人數、あまり待遠に存、其内壹人は相果候爲

も可有之、何か氣之毒之儀に存候。此所は惣右衛門殿へ、此上無心致
これあるべく なに きのどくのぎ ぞんじそうろう ここ そうう えもんどの このうえむしんいた
 し、拾ヶ年を貳拾ヶ年に相延し、半分は年々町中へ配分致度存心に御
じゅつかねん にじゅつかねん あいのば はんぶん ねんねんまちなか はいぶんいたしたきぞんしん ごと
 座候。併同人えは拙者共、段々無心致し候上、何共可申出様無之、近
ざそうろう しかしどうにん せつしやども だんだんむしんいた そうろううえ なんとももうしいだすべきようこれなく ちか
 頃以乍御苦勞其元様石卷へ御下、此通惣右衛門へ御咄被下度候。此度
ごろもつてごくろうながらそのもとさまいしのまき おくだり このとおりそうう えもん おはなしくだされたくそうろう このたび
 私共何之報禮に、石卷へ罷下候處、貴様には惣右衛門殿より、金子
わたくしどもいずれのほうれい いしのまき まかりくだりそうろうところ きさま そうう えもんどの きんす
 借用人に無之、別て御報禮可被成譯には無之候得共、何となく拙者共
しやくようにん これなく わけ ごほうれいなさるべきわけ これなくそうらえども なん せつしやども
 同志に御下り、ひそかに右之譯、惣右衛門殿へ御咄被成下候はゞ、私共
どうし おくだ みぎのわけ そうう えもんどの おはなしなくだされそうら ば わたくしども
 申候とは違、貴様御取持之儀、同人も承済可申哉と存候。此節御眼病
もうしそうろう ちがひ きさま おとりもちのぎ どうにん うけすみもうすべきか ぞんじそうろう このせつごがんびよう
 御難儀之段存居候へ共、町中潤之爲思召立、此上御苦勞被成下度奉
ごなんぎ のだんぞんじおりそうら ども まちなかうるおいのためおぼしめしたち このうえごくろう なしくだされたくぞんじ
 存候。篤平治ヶ様之儀、貴様へ望申候儀、惣右衛門殿不益之御事、
たてまつりそうろう とくへいじかようのぎ きさま のぞみもうしそうろうぎ そうう えもんどの ふえきの おんこと
 拙者裏切致し候様にて、氣之毒には存候得共、何を申にも町内の潤ひ、
せつしやうらぎりいた そうろうよう きのどく ぞんじそうらえども なに もうす ちやうない うるお
 一日も早く頂戴爲致度、諸方義理合も不顧如此御頼仕候。甚内承り
いちにち はや ちようだいいたさせたく しよほうぎ りあい かえりみずかくのごとく おたのみつかまつりそうろう じんないうけたまわ
 成程御兩人之御相談、無餘儀事に候條、私も同道にて罷下可申候。
なるほどごりようにんのごそうだん よぎなきこと そうろうじよう わたくし どうどう まかりくだりもうすべくそうろう

りょうにんしか ごくろうながら おくだ くだされたくせうろう 其のせき とくへいじはなし さてまたせうろう
 兩人然らば乍御苦勞御下り被下度候。其席にて篤平治咄に、扱又惣右
え もんどの 衛門殿は、至て大度之御人柄に御座候。先頃加代證文調直被下度段申
いれせうら 入候へば、懸御目之通相調遣候。右文面之内、先年鑄錢場所入用金、
いきあたりしやくようつかまつりせうろうほうれい 行當借用仕候報禮と御書被成候事、只今之御身合にては、氣の毒に
ぞんぜらるべくせうろうところ 可被存候處、其氣色もなく有之儘に、證狀に相出候儀、殊に跡貳百五
じゅうきり 拾切の金子は餘人に候はゞ、本書え書くるみに致さず、別紙利足付に
しやうじやうととのえらるべきゆえ も證狀可被調故、左様之儀にも不及儀、扱々見事成御人柄と奉存候。
おのおのさまがた 各様方は如何思召候哉。右金貳百五拾切、追年返濟之節は安利足にも、
かんじやうつかわしせうら 勘定遣候へて可然儀と奉存候。本金をば別段之儀と奉存候。何
うけたまわりもつものぎ も承尤之儀、追々吟味可申由にて、各罷歸候事。
ひとつじゆうがつよつか 一十月四日、十三郎・篤平治吟味仕候は、甚内當時眼病不被相勝候處、
わたくしどもどうどういしのまき 私共同道石卷え被罷下儀、御笑止成事に候。然れ共同人咄には、手前

より貳千貫文相出迎、惣右衛門殿より借用金不相調候ては、連中志願
も成就不致儀、且惣右衛門殿は私とは違、吉岡居住之儀にも無之、連
中之心被考分打入御了簡之上、貳千切連中へ被用立候儀、私迎も借主
に無之と申迄の儀、畢竟は惣右衛門殿、連中へ用立金無之時は、私方
よりの出金斗にては、上へ申上候にも不相満儀、然ば惣右衛門殿御恩
は、私迎も借用人同前、其儘難打過事に候。仍各方御同道にて、此
節石巻へ罷越可申との儀に候。篤平治申候は、甚内殿思召連中に對
し、何も忝存心に御座候。扱又貴殿にも御見分之通、同人眼病殊に此
間、風相障り候儀も如何、定て斟酌は可有之候へ共、此度之祝儀杯と
申紛し、駕籠を相出候様、吟味仕候ては如何可有之哉。十三郎承
り私も左様存付候へ共、甚内殿兼て堅地之生付、御受合如何吟味も控
居候。其元御発言之上は右之通調度致し可然儀候。篤平治然らば、馬
と駕籠と歩行と其心懸も有之儀に候間、私方よりちらと相談可申入

候。成程可然由、篤平治甚内方え罷越、右之段申入候へば、近頃各方
そろうろ なるほどしかるべきよし とくへい じ じんないかた まかりこし みぎの だんもうしいれそろうら ちかごろおのおのがた
 入御念候事、執着仕候。此儀は何分に御申分仕候。亡父存命中、
ごねんいれそろうこと しゅうちやくつかまつりそろうろ このぎ なにぶん おもうしわけつかまつりそろうろ ぼうふぞんめいちゅう ぼうふぞんめいちゅう
 かねがねせつしや はなしおきそろうろ
かのかいばらしせんちよ しょう みようがくん もうすしよこれあり その
 兼々拙者に咄置候にも、彼貝原氏撰著の書に、冥加訓と申書有之。其
しよちゅう ひと ばんぶつ の れいちよう ぎゆうば お ること せめ こと ひと
 書中に人は萬物之靈長なれば、牛馬に負はる、事は責ての事なり。人
ひと ひと ばんぶつ の れいちよう ぎゆうば お ること せめ こと ひと
 が人にかたげ持る、抔といふ儀は、冥加の竭し事也。此一段必其身忘
ひと ひと ばんぶつ の れいちよう ぎゆうば お ること せめ こと ひと
 れず、重病にてあんだ抔に負はれ候事、本意には無之候得共、病氣の
じゆうびよう せめ てんめいのようしや これあるべきか かならずもつてほこうばじようあいかないそろうろち おな じんりんの
 儀責て天命之用捨も可有之哉。必以步行馬上相叶候内は、同じ人倫之
かた くる そろうろぎ いっしようかた つつしみもうすべき くれぐれもうしおきそろうろ してから このたびきほうがたの ぎ
 肩を苦しめ候儀、一生堅く慎可申と呉々申置候。然ば此度貴朋方之御
ねん したが そうら ぼうふ の ゆいごん いきやく かつわたくしいっししようのしがん あいみたずそろうろじよう
 念に随ひ候へば、亡父之遺言にも違却、且私一生之志願も不相滿候條、
このたびいくえ おもうしわけつかまつりそろうろ このうえ おのおのがごとくしんこれなくそうら ば いっこう
 此度幾重にも御申分仕候。此上にも各方御得心無之候はゞ、一向
いしのまき まかりこしそろうろぎ あいひかえもうすべくそろうろ とくへいじうけたまわ だんだんの お はなしうけたまわ ごとつとも
 石卷え罷越候儀、相扣可申候。篤平治承り、段々之御咄承り、御尤
しごくありがたきごぞんりよ ごぎ そろうろ しから ば 馬にても、御歩行にても、
 至極難有御存慮に御座候。然らば馬にても、御歩行にても、
おかつてしだい おくだりくださるべくそろうろ ひつきようわたくしどもかね のごきしつ かたはしぞんじおりながら かよう
 御勝手次第御下可被下候。畢竟私共兼て之御氣質も片端乍存居、ケ様

のぎご そうだんつかまつりそうろうぎ
 之儀御相談仕候儀は、御眼病之筋にばかり斗り相泥申儀に御座候。
なにぶんおぼしめし下さい 何分思召次第、御支度可被成候じゆうざぶろう 迎罷歸、十三郎にも右之段咄候へば、
どうにん 同人も感涙仕り候事。

ひとつじゆうがつよつかよる 一十月四日夜に入り、連中吟味之上、仲内殿此願心初發よりや、もす
 れば、同人宅へ寄合燈燭を費し、其上願書數ヶ度指上候にも、筆墨紙
などいっこうれんちゆう 等一向連中に不相掛、同人の調度或は深更まで吟味相延候へば、夜食
こと 殊に願之筋色目相直候しゆうぎ 迎は、祝儀杯とて酒吸物等、其都度毎無申計
ものいりおこころづかいのうえ 物入御心遣之上、此度御下知上金も相濟候儀、責て報禮の萬ヶ一に、
ごないしつご 御内室御子息方迄とも申立、何ぞ相調祝儀遣候儀は、如何可有之哉と
ぎんみ 吟味。何も尤之上代五貫文、篤平治に相渡相應之物調、其元持参致
せうろうよう 候様にと申談候得ば、心中不得心には存候へ共、連中吟味之事に候
あいだ 間、右代受取兼て仲内へは、親類同前の心易致居候儀、引立調候に

およびもうすまじく、ごかんもんそのまも
 も及申間敷、五貫文其儘にて持参、仲内々室へケ様々々之儀、御受用
 くだされたきだんもうしいれそうら
 被下度段申入候へば、同人申候は、私存慮一分にて相決可申事に候
 へば、則御戻可申候へ共、最初紙面を以て申出候通、婦人之身夫に
 きかずじぶん
 不承自分にも相決兼候間、仲内にも申聞、自宅より御挨拶可申儀にと、
 そのもと わたくしのあいだばかり
 其元と私間斗にて、直々連中へ御持戻し候はゞ可然候。品は仲内に
 もうしききそうら
 申聞候はば、貴様兼て仲内存慮も御存被成候上、是迄御持参被成候儀、
 なん よろしくなされかた
 何となく宜敷被成方には存間敷候。篤平治私儀も左様は少々心付候へ
 ども れんちゆうすうにんぎんみ
 共、連中數人吟味の事に候間、不任心慮持参仕候と申談候内、仲
 ないよそ
 内餘所より罷歸、女房右有増申聞候得ば、暫く了簡致し、其方儀右音物
 じゆのういたしそうろうしんそこ
 受納致候心底に候哉。又不致受用心懸に候哉。存慮之程如何と女房申
 そうろう
 候は、受用不受用之譯は、婦人の私相決兼候得共、最初石巻へ御下
 のころがけ おめん
 之心懸、御面に覺悟も被相極、尤先達て私杯よりも覺悟の紙面、御取
 なされそうろうこと ひきあいそうら
 被成候事へ引合候へば、此度連中の御音物は、御不出来の様に存候。

併し男子だんしの御了簡ごりようけん、婦人ふじんの可及事およぶべきことにあらず。何分御賢慮なにぶんごけんりよ次第しだい可被相計あいはかるべくせうじう候。

仲内女房ちゆうないにようぼうには挨拶あいさつも無之これなく、篤平治とくへいじに向ひむか、扱さて貴殿きでん我等われら存慮ぞんりよ兼かねて御存ごぞんじ

のまえ 之前おたがい、御互いちめいに一命あいつてせうじうもうしあわせをも相捨候つかまつりせうじうぎ申合かも仕候儀かよう、ケ様之取次のとりつき可被成なされるとは、

ゆめゆめぞんぜせうじうとこ 努努不存候處よくよくわれら、能々我等おみかぎを御見限り被成候なされせうじうと存候ぞんじせうじう。此所ここより相考候あいかんがえせうらへ

さいしよいしのまき ば、最初石卷ほつそくのせつへ發足之節われら、我等病氣びようきにて此地このちに相止り跡あいとどまにて、殺害さつがい

つかまつるべし 可仕けつしよまであいいだしせうらと血書迄相出候どもへ共そのせつ、其節おうたがの御疑いまさらさつしりりもうしせうじうとてひ今更察入申候なみだ、涙ながを流し

もうしせうら 申候とくへいじどうこうあいさつへば、篤平治いきあたり土貢挨拶みぎごかんもんに行當のせにひき、右五貫文之錢引さつそくにげゆきかたげ、早速逃行せうじうとこ候事。

ひとつどうげつじゆうはちにち 一同月十八日れんちゆういづれ、連中何も三浦屋惣右衛門方みうらやせううえ、何か之報禮なにのほうれいに罷下候様まかりくだりせうじうよう

ぎんみ 吟味せうじうとこに候處いくう、幾右衛門儀えもんぎは、仲内病氣ちゆうないびようきに付大肝入假役他出難成つきおおきもいりかりやくほかいでなりがたく、善八ぜんぱち

ぎ 儀とうやまいは當病さしつかえにて差支くにんのうちしちにんまかりこしのはず、九人之内七人罷越之筈もうしあわせせうじうとこに申合候處ちゆうないことながわすらい、仲内事長病ちゆうない

のすえ 之末なおさらこのせつすぐ、尚更此節勝れざる容子ようすに相見あいみへ候間せうじうあいだ、此度同道相控候得共このたびどうあいひかえせうらえども、

どうにんしちがつちゅうおのおのこしのせつ あひひかえ このせつ しょうしようなつじゅう
 同人七月中各御越之節も、病氣にて相扣、此節は少々夏中よりは病氣 びょうき
よきほう 候間、是非罷下可申由、連中同志都合七人にて石巻え罷下、
そうう 惣右衛門へも對面、是迄之一禮折入申入候へば、惣右衛門事扱此雪中
えんろ 遠路御 の 心之御尋ね かたじけなくぞんじそうろう 辱存候とて、色々馳走何も暇乞、旅宿へ罷歸
そうろう 候。甚内事門外より立戻り、惣右衛門に何か密談、其夜九つ半頃甚内
りよしゆく 旅宿へ罷歸、篤平治を一問へ呼、密々咄申候には、惣右衛門受合宜
ご 御座候。此方より挨拶可致との事に御座候由、篤平治に咄申候事。
ひとつどうげつにじゅうよつか えどおもて もうしきたり しよこくちゅうせんあいとめられ そうう えもんざがた
 一同月二十四日、江戸表より申来、諸國鑄錢被相留、惣右衛門座方も
どうよう の みぎてがか のものども おおさわぎ まかりなりそうろうところ このたびの ねがいぬしれんちゅう
 同様之儀、右手懸り之者共、大噪に罷成候處、此度之願主連中は承給 うけたま
はり、右鑄錢二三月も以前に、被相留候はゞ心外之儀、是迄之連中骨
おりてん 折天にも相通候や。少之行違にて御場所不被相留以前、御合力御下知
あいすみそうろうぎ 相済候儀、只事にはあらず候迎、何も天を拜し欽入申候。然れ共是
そうろうとて いづれ てん はい よろこびいりもうしそうろう しか どもこれ

まで惣右衛門厚恩も有之候儀、前後相考候へば、同人心
 中鑄錢被相留
 候儀、無據仕合に何も存候事。

ひとつそのごこくたやじゅうざぶろう みうらやそう えもんかた まかりのぼり さてちゅうせん きゅう おふきがた
 一其後穀田屋十三郎、三浦屋惣右衛門方へ罷登、扱鑄錢も急に御吹方
 被相止、御同前氣之毒に存候。責て此末一兩年も御吹方被仰付被下
 候様、追願等にてても被差出候ては如何御座候哉。餘り御殘心之儀に
 存候。惣右衛門承り、此儀は於公義無餘儀御事と相見得、諸國一同
 被相止候儀。不及是非儀に御座候。縦願申上候由、御國にて相済申儀
 に無之、江戸へ罷登不申候得は、吟味不罷成事にて、大方は再び吹方
 致候見詰無之様に存候。數年骨折心遣漸■も相済、吹方被仰付纒に
 三四年相勤、世上之唱は大前之金錢、相殘候様に取沙汰も可有之候へ
 共、當分相残り見得候物由は、住宅之作事と困窮之諸親類、少々も引立
 其外は、吉岡之御合力願少分も骨折候計に候。併此儀を私満足仕

候品は、御存之通實父貴様御本家より相出候仁。吉岡之御合力願、
 先年も相出貴様御養父十兵衛殿、私父惣左衛門と被致内談當家先年
 より、大文字屋出入にて、御上向御知人も多御座候間、出入司様迄御
 内々承配、とやかく世話致候へ共、右願始終成就不仕様に、私方諸留
 のうちに見得申候。然ば吉岡之御合力願えは、以先例私少々も、骨
 折仕候と申にも可有之哉。此度は諸般首尾能願も成就。兩亡父之志
 願此節相調候と存候へば、私無此上大慶に御座候。鑄錢御用残方
 無之様には御座候へ共、御合力相濟候儀、私骨折畢竟、鑄錢御用之御願
 故と、偏に難有仕合に奉存候。十三郎儲々希代之御咄を承り申候。
 然者先年も願相出、父十兵衛伯父様杯御世話被成下候儀に御座候哉。
 此度も定て御兩所共に冥途より、我々共に御力を被添下候儀に可有之
 候。此御咄は吉岡之連中えも、爲申聞後記にも、相残し候様可仕候
 迎罷下候。右一件十三郎方より、申聞候に付冊に相入候事。

ひとつどうげつにじゅうくにち ちゆうないかた 一同月二十九日、仲内方より篤平治に罷越候様申来、則罷出候得ば、
あげきん 上金も是迄首尾能皆済いたし、しよほうひつぱり 諸方引張も萬事無障相仕廻、御互満足
このうえ 此上は當暮御利足御勘定、當町御合力に可被渡下處、右配分之儀は、
えいせい 永世違亂無之様、此節配分渡方之仕法相定、可指置事に候。此一通
そのもと は其許我等計にて、相済申儀には無之候條、連中何も日を定め、私宅
よりあいぎん に寄合吟味可申儀に候。此段何もへ相傳可然候。篤平治申候は、御
もつとも 尤至極之儀、此一通至て重き儀、只今容易に吟味致置候ては、末々
いらん 違亂之基。品により上之御苦勞に可罷成儀も難計、且此節配分之儀、
いかよう 何様致候哉と、上より御手入有之事も如何。何れに軽々敷了簡に相済
もうすぎ 申儀には無之候間、先以三町検断衆へ被仰付、其町々屋敷・壹軒屋敷・
はんや 半屋敷、或は年来御傳馬不致来屋敷、歩夫斗勤来候屋敷等、折入
ぎんみ 吟味書相出候様被仰付、其上惣御百姓中之印形等も相入可申哉。何も

のこりようけんしだい ござそうろう 之御了簡次第に御座候。仲内成程右之通首尾可申由、則檢断共に申渡、
やくにんちゆうならびにこのたびのねがいぬしちゆう のこらずじゆういちがつついたち 役人中並此度之願主中、不残十一月朔日、同人宅へ何も出席、前に
ぎんみさ のとおりもうしだめ 吟味左之通申定、永世違變無之様申合候事。

とうしょおてんまごんしにん 當所御傳馬勤仕人え、御配分仕法。

ひとついつけんやしき いちわり 一壹軒屋敷え壹割。

ひとつはんげんやしき ごぶ 一半軒屋敷え五分。

ひとつこはんげんやしき にぶごりん 一小半軒屋敷え貳分五厘。

ひとつこきやくあけやしき みぎどうだん 一沽却明屋敷えも、右同断。

ただしみぎくだされきんためおきりつけをもつて 但右被下金溜置利付以、貸方致し代御百姓相立次第、諸役人立合、

かさくりよう 家作料に相渡可申事。

ひとつおがいじんやもりおさつやなど ひやくしやう 一御外人屋守御札屋等、百姓・山伏南明院屋敷、御蔵守了密小路、

おひやくしやうざとうやしき 御百姓座頭屋敷、右五人えは壹軒前に八ヶ一割にて、壹分貳厘五

もう 毛。

ひとつさんまちぶふばかりごんしのやしき
 一三町歩夫斗勤仕之屋敷は、壹軒半軒に不構、同六ヶ一割にて、壹分

ろくりんろくもう
 六厘六毛。

ひとつしだまちさるひき だいひやくもん
 一志多町猿牽え代百文。

ひとつおおきもいりならびにきもいりけんだん
 一大肝入并肝入検断へは、被下金眞高より引落、壹切宛配分可申候。

とうやくちさかちゆうない
 當役千坂仲内・幾右衛門勤仕中、右壹切宛之配分不申受由、

そのぎにおよばずそうろう あとやく
 不及其儀候。跡役へは定置之通相渡可申候。

ただしおおきもいり のひときり ねんねんくだされきんおくらもと
 但大肝入え之壹切は、年々被下金御蔵元より受取候。世話有之候

ところ ほうれいのためつかわしそうろうぎひととお のはいぶん べつだんののぎ せんれいのほうれいいたしきたりそうろうとお
 處、爲報禮遣候儀一通り之配分とは別段之儀、先例致報禮来候通、

たとえ た そんな あいたちそうろうおおきもいり みぎのとおりしゆびもうすべきこと
 縦他村に相立候大肝入にても、右之通首尾可申事。

ひとつおおきもいりただいままでのとおり とうそんな あいたちそうら ば たえはんけんやしき
 一大肝入只今迄之通、當村に相立候はゞ、縦半軒屋敷にても、壹軒分

はいぶんもうすべくそうろう
 配分可申候。

ひとつおごうりききんうけとりそうろうぎ たとえ た そんな おおきもいり とうそんなきもいりけんだんがた
 一御合力金請取候儀は、縦他村にても大肝入より、當村肝入検断方え

うけとり さんまちくみがしらならびにこのたびねがいぬししそののうち さんにんあいくわわ はいぶんわりかたいたし
 受取、三町組頭并此度願主子孫之内、三人相加り配分致割方、

ひとまちきりのけんだん わたし けんだんがた そのまちまち しきたり かんがえあわせ わたしがたいたすべくせうろう
 一町切之検断へ渡、検断方にて其町々に仕来をも考合、渡方可致候。
 なおまたひとまちきりのわりがた ほかまちのどうやくねがいぬしのうち いちりようにん たちあいもうすべくせうろう
 猶又一町切之割方えも、他町之同役願主之内、壹兩人も立会可申候。
 みぎのとおり さんまちせうやくにん れんちゆうあいくわわ ぎんみあいきまりべつしれんばん もつて
 右之通、三町惣役人え連中相加り、吟味相極別紙連判を以
 あいさだめせうろうぎ えいさいふえき あいこころうべきこと
 相定候儀、永歳不易に可相心得事。

願主九人

明和九辰年

検断三人

組頭六人

連印

被下金配分算法定規。

まずさんまちいつけんやしきなんじゅうなんげん いちわりづつ いくわり とめおき さてはんけんやしきなんじゅう
 先三町壹軒屋敷何拾何軒、一割宛にて幾割と留置、扱半軒屋敷何拾
 なんげん ごぶづつ いくわり とどめ みぎ くわ さてこはんけんやしきなんげん にぶ
 何軒え、五分宛にて幾割と溜、右え加へ、扱小半軒屋敷何軒へ、貳分
 ごりんづつ いくわり み これ みぎ くわ さてむてんまやしきなんげん はちぶがいち
 五厘宛にて幾割と見、是も右へ加へ、扱無傳馬屋敷何軒へ、八ヶ一

割わりにて、壹分貳厘五毛を溜とどめ、幾割と見右へ加へ、扱歩夫屋敷何軒、
 六ヶ一割にて、壹分六厘六毛宛にて、幾割と見、是も右へ加へ、此
 そうだかなんじゅうなんわりなんぶなんりん
 惣高何拾何割何分何厘と見て、是を法に定め、左に置きて、其年之
 くだされきんない
 被下金内にて、検断肝煎等への増金五切を引落し、残金を右に置實
 くだされたかのいちわりこれ
 となし、左之法にて見一に除ときんば、得る所の商則壹軒屋敷へ、
 被下高之一割是なり。是より此一割え、半軒屋敷之五分を乗れば、
 すなわちはんけんやしきのくだされだかごぶ
 則半軒屋敷之被下高五分の位是なり。小半軒屋敷八ヶ一も此通な
 り。扱一町切之惣高を見、金に呼時満ざる時は、時之錢相場を乗ず
 れば、何切何百何拾文も知れる也。扱錢相場は崩相場より配分の相
 ば
 場は、五文上りに致候はゞ、其時の筆墨紙小人料猿牽の百文に、満足
 すべきなり。

國恩記 卷之五

釋 瑞芝榮洲編

明て安永貳年正月十日、十三郎、千坂仲内方え罷越、惣右衛門方へ之
 金子借用證文、去年中金子一字請取拂候節、早速可遣儀に候處、多用
 にて行届兼、拙者親類之間を申置、當春迄申延置候。近日に年禮同人
 方え罷登候間、右證文御調、連中六人連判、拙者に被渡候様仕度候。
 尤年月は去秋之儀に、御調可被成候。仲内承り尤之儀今明日中相調、
 其元え遣可申候間、惣右衛門へ宜延引之所、申譯可被致候。仍篤平治
 に申渡、連中六人印形致させ、十三郎に相渡候紙面左に、
 一金貳千貳百五拾切。
 右之通無利足と年譜を以、致借用候。吉岡町爲窶之金千兩之高に、
 上え相納置可申候間、御預貸附被成下、右利分を以て年々同町へ、

御用捨被成下度次第願申上、如願此度御下知相濟候に付、右之納金
 行當無心申達候。御影を以大願成就致し候。返濟之儀は御用捨
 被下置候、利足金相渡次第、明後年の年暮より、前書之通無利足を
 以、年々無滞可致返濟候。仍て證文如件。

黒川郡吉岡町借用人

明和九年九月

十三郎印

同 篤平治印

同 十兵衛印

同 壽内印

同所肝入 幾右衛門印

大肝入 千坂仲内印

御城下柳町

三浦屋惣右衛門殿

右手形十三郎請取、正月十二日登仙。惣右衛門へ直々相渡、延引之處
 申譯候得ば、御間柄と貴様御受合之儀、何時にても不苦處、春來早速
 御持參被下儀、御隔心之儀に奉存候。併し當暮より私方え、年譜御
 返濟可被下處、午暮よりと御記載被成候儀、如何様之思召に候哉。十
 三郎其儀者、上え上金之節不足之處有之。當座借致し相納、其後借替
 に罷成居、其上願心始終之入料等、皆以借金に致置候儀、是は年譜に
 共相談出来かね、去暮より當暮兩年分之利足にて、返濟仕度連中存心
 に候。仍て貴様えの返濟、午の暮より相濟候様、何も吟味仕此儀共に、
 貴様え御申譯は、私に頼遣候と申候得ば、惣右衛門無餘儀承濟事。

ひとつづうげつじゅうはちにち　　もはやとうげつ　　なかばすぎ
 一同月十八日、最早當月も半過ぬれど、去暮に可被相渡當所御用捨金、
 今以て御沙汰も無之。連中は不及申驛中何も氣之毒に存暮候上、篤平
 治・十三郎別て心を痛、兩人寄合如何致可然哉。下より御責付申儀も

かなわぬぎ。此内連中爲相寄吟味可仕と相談致、篤平治申候は、先夫れ
 不叶儀さしおき。去年御下知被仰付候節、上金相場下り不足分、宮床村より當
 は差置しょうがつちゆう、去年御下知被仰付候節、上金相場下り不足分、宮床村より當
 正月中に、金参百切致借用候處、最早當月も中旬相過候に、元利何
 ようしょうに調達可致哉。此儀差當候儀、面々身分懸と持前折入可致了簡事に
 様に調達可致哉。此儀差當候儀、面々身分懸と持前折入可致了簡事に
 そうろうじゆうざぶろうこないだえんどうじんないどの
 候。十三郎此間遠藤甚内殿へも、右相談致し候へば、舊冬より金子
 ふまわりどうにんりようけんにちやこれしんりよくを痛め罷在候。篤平治
 不廻にて、同人了簡にも不相濟、日夜是のみ心力を痛め罷在候。篤平治
 このうえじんないどの、乍笑止當座に繰合無心致し元利宮床村へ持参、一旦
 此上は甚内殿え、乍笑止當座に繰合無心致し元利宮床村へ持参、一旦
 あいかえしじきまたさんびやくきり、かり替に致候外無之候。依て十三郎、甚内方え罷
 相返直々又参百切、かり替に致候外無之候。依て十三郎、甚内方え罷
 こしさきごろ、先頃も御咄申候通、宮床之返金延引に罷成候間、段々御苦勞
 越、先頃も御咄申候通、宮床之返金延引に罷成候間、段々御苦勞
 なしくだされせうろうえ、又候申出し兼候得共、金参百切當座に御借被下様仕度、
 被成下候上、又候申出し兼候得共、金参百切當座に御借被下様仕度、
 とくへいじ、どうりよおたのみもうしあげせうろう。甚内承り無餘儀事に候得共、私方も
 篤平治も同慮に御頼申上候。甚内承り無餘儀事に候得共、私方も
 きよねんちゆうところどころしゅつきんころあたりいずれ、去年中所々出金心當何も行違、大概見通千五百兩程行違候へ共、漸
 去年中所々出金心當何も行違、大概見通千五百兩程行違候へ共、漸
 そのところもうしわけいたしえつねんつかまつりせうら、ども、正月の出金にも金相出不申、諸方不
 其處致申分け越年は仕候へ共、正月の出金にも金相出不申、諸方不

くりあわせのぎ ほうすべきよう これなきしあわせ そうろう 併右返金は、餘の儀ぎと違ちがひ私共
かりぬしれんちゆうの ぎ まこと とうぎの ぎ そうら 候。 しかしみぎへんきん よ 餘の儀ぎと違ちがひ私共
 借主連中之儀、誠に當座之儀に候へば、何様いかように差賦さしはかり御渡可申候間、
かりかえのしゆび そういこれなきよう まえかど さま もうしいれられ おりいつてそうだんいたさるべくそうろう まんいち
 借替之首尾相違無之様、前廉先き様と被申入、折入相談可被致候。萬一
かりかえいきちがいそうらい わたくしがたいたつ さしつかえそうろうじよう いくえ まえかどのぎんみせんいつ
 借替行違候ては、私方至て差支候條、幾重にも前廉之吟味專一に
ぞんじそうろう じゆうざぶろううけたまわ きよねんみやとこ しやくよう しなん とうまちそめしき へ え さいかく
 存候。十三郎承り、去年宮床より借用の指南は、當町染師喜兵衛才覚
そうろうあいだ どうにんまずもつて さま つかわ かりかえの ねがいもうしいれべくそうろうよしもうしはなしまりかえり とく
 に候間、同人先以先き様へ遣し、借替之願可申入候由申談罷歸、篤
へいじ しなじなもうしそうら しか さつそくきへえ たのみいり みやとこ つかわしもうすべくそうろうとて
 平治に品々申候へば、然らば早速喜兵衛頼入、宮床へ遣可申候迪、
どうにんへたのみいりそうら このぎなんともころもと こと そうら ども このせつ ぎ ずいぶんおりいり
 同人頼入候へば、此儀何共心元なき事に候へ共、此節の儀随分折入
ねがいみもうすべき うけあいそうらえども そのごな しごにち あいだこれありそうろうかん じんない
 願見可申と受合候得共、其後何かいたし、四五日も間有之候間、甚内
きもいりいくう え もんもうされそうろう みやとこ しやくようきんの ぎ こないだじゆうざぶろう はなしこれあり
 肝入幾右衛門被申候は、宮床より借用金之儀、此間十三郎にて咄有之
そうろうのち いかが ぎんみ なされそうろうや せんばんゆかしくぞんじそうろう われらていれ あいまつぎ これなく
 候後、如何吟味被成候哉。千萬床敷存候。我等手入を相待儀に無之、
そのもとがたそうきゆう ぎんみ これあるべきところ ちかごろゆだんのようにぞんじそうろう そのごいくう えもんちさか
 其元方早急に吟味可有之處、近頃油断之様存候。其後幾右衛門千坂
ちゆうないかた みぎの わけあいとおしそうろうかた そうろうや ちゆうないかた とくへいじ もうしはなしそうろう
 仲内方え、右之譯相通候方にも候哉。仲内方より篤平治に申談候は、

去年宮床より之借用金何様に致し返済可仕哉。去暮之御用捨金は、
 今以不相渡最早月末にも罷成候處、返済之工面各無御油断、連中
 のこらずよりあいぎんみもうさるべくせうろうとくへいじうけたまわりこのぎ
 不殘寄合吟味可被申候。篤平治承、此儀は先達十三郎と數度吟味之上、
 甚内殿へ當座に借出し、宮床に返済直く借替に致様了簡いたし、最早
 今日最初才覺人・染師喜兵衛、前兼相談為願之宮床え差遣申候。今日
 暮方迄には、有無容子相知可申候條、願之通相成候へば、明日十三郎
 喜兵衛同行にて、私共宮床え罷越、借替之首尾可仕と咄居る内、
 喜兵衛宮床より罷歸、篤平治・十三郎方え申聞候は、先様之挨拶何な
 く不呑込候様に相見得候へ共、先以元利金子御持參被成、相願上候
 可申様にも相見得候間、一日も早く右御首尾可然候。仍て明日罷越
 可申由相談相極、翌廿八日之朝十三郎・篤平治、甚内方え罷越、今日
 愈以宮床罷越候間、先日申上置候、金三百貳拾切御貸被下度申入
 候得ば、甚内右金則兩人え相渡、先日も申談之通、此上行違候ては、

わたくしいたつ なんぎ いたしそろうあいだ
 私至て難儀致候間、行違無之様各方智略を廻らし、折入先き様へ
おねが いたさるべくそろう りよう にんいさいし しよう ちいたしそろうとて
 御願可被致候。兩人委細致承知候由、喜兵衛方え立寄、三人同行にて
みやとこ まかりこし がんり とりそろえさしだし そのう え がん さんさんびやくきり
 宮床へ罷越、元利取揃差出、其上にて元金參百切は、又以御貸被下候
よう いろいろて かえ しな かえ もうしいれそら え ども さま
 様、色々手を替品を替申入候得共、先き様に金子入用之儀、何様に
りよう けんなりがたく し な じ な お りいりもうし き か さ れ み ぎ さん にん
 も了簡難成、品々折入被申聞右三人も、甚内方え行違之儀心に挾色々
ねが いもうしそら え ども さ さ ま い っ こ う こ ころ え ず ぜ ひ に お よ ば ず ま か り か え り そ う ろ う
 願申候得共、先き様一向不心得不及是非罷歸候。吉岡迄之道中も、右
は な し の ほ か べ っ だ ん お よ ば ず
 咄之外別談に不及、さて甚内殿へ罷歸、右行違之儀何と咄可申哉。此段
よん ど こ ろ な き ぎ そ う ろ う も う し そ う ろ う ま で
 無據儀に候と申候迄に、何を何様と心付相談可申様も無之、直々大
き も い り ち さ か ち ゆう ない か た ま か り こ し みや と こ の し だ い か よう か よう
 肝入千坂仲内方え罷越、宮床之次第々々に御座候、如何様にも
さ き さ ま の と く し ん こ れ な く ぜ ひ に お よ ば ず が ん り か い さ い ま か り か え り そ う ろ う
 先様之得心無之、不及是非元利皆済罷歸候。途中共に兩人右之仕廻は、
い か よ う か た づ け も う す べ き や し あ ん た ら あ ゆ ひ 共 な く お や ど
 何様に片付可申哉。思案たらゝあゆひ共なく、御宿まで罷越候。扱
こ の う え じ ん な い ど の い か よ う も う し わ く べ き や ど う こ う り よ う けん
 此上甚内殿え、如何様に可申分哉。土貢了簡に行當申候。仲内承り
ま ず も っ て き よ う そ の も と が た お ほ ね お り も う す べ き よ う こ れ な く ご き ぐ ろ う
 先以今日、其元方の御骨折可申様無之、御氣苦勞之儀千萬致執着候。

このうえじんないかたのあいさつ、ごたいくつ、ごもつとも、そのもとがたふらち
 此上甚内方え之挨拶、御退屈は御尤に候へ共、右一件は其許方不埒と
 もうす、これなく、かつさきさまやくそくいへん、これなし、金子入用之儀不及是非品にて、
 申にも無之、且先様約束違變にも無之。金子入用之儀不及是非品にて、
 このわ、そのもとがたじんない、じきだん、きのどくにおぼしめさるべくそうろうあいだ、われらがた、
 此分け其許方甚内へ直談も、氣之毒可被思召候間、我等方より紙面を
 もつて、どうにん、もうしつかわすべくそうろう、まず、そのもとがた、ごきたくきゆうそくいたさるべくそうろう、しか
 以、同人へ可申遣候。先は其元方は御歸宅可被致休息候。然らば何分
 よろしくじんないどの、おぼしめしおおせつかわされくださるべきよし、りょうにんきしゆくのこと
 宜甚内殿へ、思召被仰遣可被下由にて、兩人歸宿之事。

ひとつよくにじゅうくにち、じゅうざぶろう、とくへいじちゅうないかた、そうちよう、まかりこしそうだんつかまつりそうろう
 一翌廿九日、十三郎・篤平治仲内方え、早朝より罷越相談仕候には、
 さてまたじんないどののこのねがいころほったん、いらい、もうすべきようこれなきおほねおり、このうえみやとこのへんきん
 扱又甚内殿此願心發端より以来、可申様無之御骨折、此上宮床之返金
 まで、ごころうあいかけられそうろう、ぎ、なんともしんがいのいたり、そうろう、みぎきんきもとさまならびにせつしやどもおも
 迄御苦勞被相懸候儀、何共心外之至に候。右金貴許様并拙者共思ひ
 おも、あいはたらき、たしやくつかまつりそうらい、どうにん、あいかえすようつかまつりたくぞんじたまつりそうろう、しかしかくもうしあげそうら
 思ひに相働、他借仕候て同人え相返様仕度奉存候。併斯申上候
 ども、どなた、しやくよう、もうすころあたり、いきあたりぞんじそうろう、ごりようけんいかかごぎそうろうや
 へ共、何方より借用と申心當もなく行當存候。御了簡如何御座候哉。
 おぼしめしいれ、ご、ぎ、そうら、おさし、ず、なしくだされたくぞんじたまつりそうろう、ちゅうないうけたまわ、われらとて
 思召入御座候は、御指圖被成下度奉存候。仲内承り我等迎も、
 どなた、もうすわけころあたり、これなくそうら、ども、か、ようの、せつ、じしんさいかくの、ころがけ、ころやす、その
 何方と申譚心當も無之候へ共、ケ様之節は自心才覺之心懸、心安き其

もとがた おはなし いたしかねそうろう ひれつ の りようけん これあり いかよう
元方へ御咄も致兼候卑劣之了簡も有之。何様にも致し金子調達之儀、
先きに立て了簡致、其許方も面々御思慮次第、最初存立之発憤不相應。
いかよう かんなんちようたついたさるべくそうろう なるほどあいこころ えもうしそうろうよし
如何様にも艱難調達可被致候。成程相心得申候由にて、既に罷歸候砌、
遠藤甚内参懸り、昨日御紙面委細入御意候儀、仲内へ申聞、扱篤平治
殿・十三郎殿、御兩人拙者に封し、御心遣之儀御尤の儀に存候。最初
かようの ぎ これあるべきか まずこのじゆうざぶろうどのおはなしのせつ なん
よりケ様之儀も可有之哉と先此十三郎殿御咄之節より、何となく
こころもとなくぞんじおりそうろう してから とてこのせついかよう わきわきくめんあいでぬぎ しい わたくしがた
無心元存居候。然ば逆此節何様にも、脇々工面不相出儀、強て私方よ
ひととおりもうしつりそうら ただごりようにな んなんぎあいかけそうらまでのぎ さそうら さいしよ
り一通申募候へば、只御兩人之御難儀相懸候迄之儀、左候へば最初
ぞんじより もって しゃくようになれんちゆう あいられそうらしゆい これなきぎ このところ わたくしなんぎ
存寄を以、借用人連中*被相入候趣意も無之儀。比處は私難儀をこら
こころづかいいたしそうら あいす ぎ ごさそうろう きよねんちゆうとくへいじどの おはなしもうしそうらとお
へ心遣致候へば、相済む儀に御座候。去年中篤平治殿は、御咄申候通
えきちゆういずれ かわ こんく み ひきうけしようしやうのかんなん いたすべき かくごいたしそうらぞんりよ
驛中何もえ代り、困苦を身に引請少々之艱難は、可致と致覺悟候存慮。
はや とうらいそうらう ぎ かね こころえたいけいのあいさつ そのざ いあわせそうらういずれ かんしんいたしそうら
早くも到来候義と兼て心得大慶之挨拶、其座に居合候何も感心致候。
かさね じんないもうしそうらう さくやちゆうないどのごしめん ひけん おのおのがたのごしんちゆうさつしいり け さ
重て甚内申候には、昨夜仲内殿御紙面披見、各方之御心中察入、今朝

一刻も早く此席へ罷越、私存慮致御咄何も之御気苦勞相やすめ申度存
いつこく はや このせき まかりこし わたくしのぞんりよおはなしいたしいずれ のごき ぐるうあい もうしたくぞんじ
 候處、難引放用事共申来不思延引、只今罷出候。御咄申候通、手前
そうろうところ ひきはなしがたきようじ どももうしきたりおもわぬえんいん ただいままかりいでそうろう おはなしもうしそうろうとおり てまえ
 くりあわせなんぎのぎ ちからおよばぬことにそうら ども せんりようのたいきんあいおさめ わずか さんびやくきりのきんす
 繰合難儀之儀は不及力事候へ共、千兩之大金相納、纔に参百切之金子、
ちたいのぎ つき こおりちゆう おたいやくおおきもいりどのはじめ おのおがたしよじよとび
 遅滞之儀に付、郡中御大役大肝入殿始、各方所々翔あるかせ候儀は、
ひとえ わたくししんちゆうきよじつ あいかか ほかのひとびと よんどころなく かね きよねんちゆうおのおのがた
 偏に私心中虚實に相懸り、他之人々も無據、兼ては、去年中各方え、
もうしはなしそうろうすじめ あいかなわぬぎ なにぶんこのせつのなんぎ わたくしうけまえのぎ ぞんじそうろう ちゆうない
 申談候筋目にも不相叶儀、何分此節難儀は私受前之儀と存候。仲内
はじめとくへいじ じゆうざぶろううけたまわ いま はじまら こと ごぞんりよかたじけなきぎ ぞんじそうろう しから
 始篤平治・十三郎承り、今に始ぬ事ながら御存慮忝儀に存候。然ば
とてごりようけん あいしたが そうろう またせつしやどものみぶんふみようがのぎ きのどく ぞんじそうろうあいだ
 迎御了簡に相随ひ候も又拙者共身分不冥加之儀、氣之毒に存候間、
なにぶんあし いのち あ かぎ とび たしやく そのもとさま ごなんぎ
 何分足と命の有らん限りは翔あるき、他借いたし其許様に御難儀
あいかけぬよういたしたくそうろう じんないうけたまわりしからばせんこく わたくしもうしでのぎ なん
 不相懸様致度候。甚内承給然者先刻より、私申出儀、何となく座な
いっぺんのよう おききとりなさるや このぎにおいてわたくしよんどころなくぞんじそうろう なにぶんみぎきんす せつしやに
 り一扁之様に、御聞取被成哉、於此儀私無據存候。何分右金子は拙者
あいまかされ おかみ おごうりき あいわた そうろうまで べきゆうそくなさるべくそうろう ささうら ば
 被相任、上より御合力に相渡り候迄は、御休息可被成候。左候はゞ
じゆうじゆうのごこうし ごりようけん あいたが そうろうところこれあり よろしくそうろうとおのおのまかりかえりそうろうこと
 重々之御厚志、御了簡に相違ひ候處有之。宜敷候迎各罷歸候事。

わたくし いわく きよねんくがつみやとこ
 私に曰、去年九月宮床より借用金は貳百五拾切に相見得候處、此度
 へんさいのせつさんびやくきり りそくにじゅうきり これありそうろう ごじゅうきり のいきちがい あいみえそうろう
 返濟之節は參百切に、利足貳拾切と有之候。五拾切之行違に相見候。
 さだめ きよねんごげ ちあいすみそうろうせつ しょうやくにんがた のいんもつにゆうりようなど なりそうら
 定て去年御下知相濟候節、所役人方え之音物入料等にも成候はん。

ひとつにがつとおか えんどうじんない とくへいじどうどう ちさかちゆうないかた まかりこし
 一二月十日、遠藤甚内・篤平治同道にて、千坂仲内方え罷越、もはや
 とうげつ ちゅうじゆん あいおよ そうら ども おごうりききんいまだ なん ごさ た これなきぎ あま
 當月も中旬に相及び候へ共、御合力金今に何の御沙汰も無之儀、餘り
 えんいん な ぎとぞんぜられそうろう このぎ きもとさまおぼしめし これありそうろうや ただいままではちねんれんちゆういずれ
 延引成る儀被存候。此儀は貴許様思召も有之候哉。只今迄八年連中何
 しんくいた ようやくのぎ げち あいすみそうろうぎ しじゅうふらち まかりならぬようつかまつり
 も辛苦致し、漸之儀にて御下知も相濟候儀。始終不埒に不罷成様仕
 たくぞんじそうろう ちゆうないうけたまわりじぶんとて ちゆうやみぎのいつけん こころ た いた そうろうとも
 度存候。仲内承 自分違も晝夜右之一件、心に堪へず苦に致し候共、
 おかみの ぎした おせめつけ いたしかねまかりありそうろう しか さきごろやしまでんのすけさま
 上之儀下より御責付も致兼罷在候。然るに先頃八島傳之助様に
 ぎよいをえそうらえ ぎどうにんさまおんこと とうげつはじめ ろうやくさま しなじなごそうだんそうろうところ
 得御意候得ば、御同人様御事、當月始に老役様へ、品品御相談候處、
 さしあげそうろうきんせんりょうなに おかみ おぼしめしたち そうろうや おくらもと あいわたされずただいま おくら
 差上候金千兩何か上の思召立に候哉。御蔵元へ不被相渡只今に御蔵に
 さしおかれそうろうよし みぎろうやくはなしそうろうあいだれんちゆうりようけん のうえ うかがい あいたちしかるべし
 被指置候由、右老役咄候間連中了簡之上、窺にても相立可然と、

傳でんのすけさまおりいっておはなしなしくだされそうろう。仍よつて今日きよう相伺あいうかがい可申もうすべしと存罷ぞんじまかりあり在候そうろう。併連中しかしれんちゆう
 いちどうもうしあげそうろうまで。およびもうすまじく。自分じぶん壹人ひとりにて相伺あいうかがい、可これをあげるべくぞんじ之上そうろう存候そうろう。甚内じんない・
 一同いっとう申上もうしあ候迄までには及およ申間敷まじく、自分じぶん壹人ひとりにて相伺あいうかがい、可これをあげるべくぞんじ之上そうろう存候そうろう。甚内じんない・
 とくへいじ。篤平治あつへいじいづれ早速思召さつそくおぼしめしのとおりに、相伺あいうかがい候様御尤ごもつともに存候ぞんじ。宜吟味よろしくぎんみ被仰上おおせあげられ
 くださるべくそうろうとて。まかりかえりそうろうこと。可被下候まかりかえり迎むかひ、罷歸まかりかえり候事こと。

ひとつづつじゆうくにち。ちゆうないうかがいしよあいとのえれんちゆういづれ。あいよび。かよう。お。うかがいもうしあぐべしとぞんじそうろう。
 一同月十九日、仲内窺書相調連中何も相呼、ケ様に御伺可申上存候。
 いかめんめんぞんりよ。これありそうろうや。ひけんいたさるべきよしさいだしそうろう。そのぶん。いわく。
 如何面々存慮も有之候哉。披見可被致由指出候。其文に曰。

拙者並吉岡町肝煎幾右衛門、同町御百姓遠藤周右衛門、壽内・十兵衛・十三郎・篤平治・善八・新四郎より金千兩分代上納可仕候間、
 御上に於て御預り御貸付に成共被成下右利分を以、吉岡町御傳馬人
 え、永々御用捨被成下度次第奉願候處、右金月八厘之御利足付を
 もつて。りようおくらもと。あいわたされ。みぎりそくとしのくれおくらもと。おこおりかた。わたしくださるべき
 以、兩御蔵元へ被相渡、右利足年之暮御蔵元より、御郡方え可被渡下
 段、去年六月中、御下知被仰渡難有仕合奉存候。金代取合同年九

がつちゆうまで きんせんりようの たか かいのうつかまつりそうろうところ きよねんじょうのういご のごりそく ただいまもつて
 月中迄、金千兩之高に皆納仕候處、去年上納以後之御利足、只今以
 わたしくだされずそうろう きよねんぶん おりそく とうねんぶん ごりそくごいちどう、當暮に至り
 不被渡下候。 去年分御利足は當年分、御利足御一同、當暮に至り
 わたしくださるおんこと ござあるべきや おとりあわせごぎん みなしくだされたく おそれながらえんりよ
 被渡下御事に可有御座哉。 御取合御吟味被成下度、乍恐遠慮 ■ ■
 かくのごとくうかがいもうしあげそうろういじよう
 如此窺申上候以上。

くろかわぐん おおきもいり
 黒川郡大肝煎

あんえいにねんにがつじゆうくにち
 安永二年二月十九日

ちさか ちゆうない
 千坂 仲内

でんのすけさま
 傳之助様

みぎうかがいしよれんちゆうえひけん ぎいぎなきごぶんでい さつそくおたつしくださるべくそうろう もうしいでそうろう つき
 右窺書連中披見、無御異儀御文底、早速御達可被下候と申出候に付、
 そくじつおだいかん さしだしそうろうこと
 即日御代官へ差出候事。

おつけふださのとおり
 御附札左之通

ぎん みもうしきかさるべくそうろうこと
 吟味可被申聞候事。

うるうさんがつ
 閏三月

はしもとぶんざえもん
 橋本文左衛門

ぎん みもうしきかざるべくせうろうこと
吟味可被申聞候事。

いまいずみしちさぶろう
今泉七三郎

さんがつみそか
三月晦日

はしもとぶんざ えもんどの
橋元文左衛門殿

いまいずみしちさぶろうどの
今泉七三郎殿

きむらきゆうま
木村久馬

くろかわぐん おおきもいりちさかちゆうない ならびによしおかまちきもいり いくう えもんら きよねんちゆう きん
黒川郡、大肝煎千坂仲内、並吉岡町肝入、幾右衛門等、去年中、金
だいとりあわせせんりようぶんあいおさめ みぎきんおくらもと あいわたされつきはちぶ のりそくあいか りきん
代取合千兩分相納、右金御蔵元へ被相渡月八分之利足相懸け、利金
としのくれおくらもと おこおりがた うけとり よしおかまち あいわたしせうろうはず あいすみおりせうろう
は年之暮御蔵元より、御郡方え受取、吉岡町へ相渡候筈、相済居候
ところ みぎきんきよねんしちがつ くがつまで せんりようの たかおさめきりせうろうにつき きよねんぶんりそくきんだか
處、右金去年七月より九月迄に、千兩之高納切候付、去年分利足金高
お かんじようしようけとどけせうろうところ よんじゆうりようあまり あいみ えせうろうあいだ このたびわたしくださるべくせうろう さてまた
御勘定所承届候處、四拾兩餘に相見得候間、此度可被渡下候。扱又
きよねん としなかば りきん ふそく せうろうあいだ ごようしや ひきくばりたしもうさずせうら ば
去年は、年半途にて利金も不足に候間、御用捨に引配足不申候はゞ、
とうねんぶんのりきんいちどうとうくれあいわたされせうらい しかるべきや このだんぎんみおもうしきかざるべくせうろう
當年分利金一同當暮被相渡候ても可然哉。此段吟味可被御申聞候。
もつともきよねんぶんりそく しちがつおさめぶん つきづきかんじようわたしたしくださるべき せうろうあいだ そのこころえ
尤去年分利足は、七月納分より、月々勘定被渡下儀に候間、其心得
これあるべくせうろういじよう
可有之候以上。

さんがつみそか
三月晦日

みぎといあわせもうしきたりそうろう
右問合申来候に付、仲内方え連中何も呼寄、當暮一度に受取候や。又
 きよねんぶんばかりこのせつうけとりもうすべきや
 去年分斗此節受取可申哉。何も御了簡可被申聞候。連中何も承りた
 とひ少分に候共、初年之儀面々心祝に候間、御上にさへ御差支無御座
 候はば、被渡下候様被仰上可然と、何も一同に申出候に付、其趣連書
 相調、御代官屋へ差出候趣左之通、
 左之通申来候間、其心意御紙面之趣を以、首尾可有之以上。

みずのえさんがつにじゅうはちにち
壬三月二十八日

おおきもいり
大肝入

ちさかちゅうないどの
千坂仲内殿

はしもとぶんざえもん
橋本文左衛門

さのとおりもうしきかされそうろうあいだ
左之通申出候由、被御申聞候間、我等共吟味之趣も相達候處、別紙
 つげがきのごとし
 如附書と、主膳殿被仰聞候間、其心得兩替所に、取合受取相渡候様、

しゅびこれあるべくそうろういじょう
首尾可有之候以上。

さんがつにじゅうろくにち
三月二十六日

いまいずみしちさぶろう
今泉七三郎

はしもとぶんざえもんだの
橋本文左衛門殿

いまいずみしちさぶろうどの
今泉七三郎殿

ただきしゅぜん
但木主膳

さのとおり おもうしきかされししょうちいぎなくそうろうあいだ
左之通、被御申聞承知無異議候間、去年分利金兩替所に取合、同所
むらかた あいわたしそうろうよう
より村方え相渡候様、首尾可有之候以上。
うるうさんがつにじゅうろくにち

うるうさんがつにじゅうろくにち
閏三月二十六日

せつしやならびによしおかまちきもいりいくう えもん どうまちおひやくしやうえんどうしゅうう えもん じゅない じゅうべ
拙者並吉岡町肝入幾右衛門、同町御百姓遠藤周右衛門・壽内・十兵
え じゅうざぶろう とくへいじ ぜんばち しんしろうら せんりようぶんあいおさめもうすべくそうろうあいだ おかみにおいて
衛・十三郎・篤平治・善八・新四郎等、千兩分相納可申候間、於御上
おあずかりおかしつけ なりともなしくだされ みぎりぶん もつて よしおかまちおてんまにん えいえいご
御預御貸付に成共被成下、右利分を以、吉岡町御傳馬人え、永々御
ようしやなしくだされたきしだいねがいたてまつりそうろうところ みぎきんつきはちりんのりつき もつて りようおくらもと
用捨被成下度次第奉願候處、右金月八厘之利付を以、兩御蔵元へ
あいわたされ ねんねんみぎりそくとしのくれおくらもと おこおりがた わたしくださるべきだん きよねんちゅう
被相渡、年々右利足年之暮御蔵元より、御郡方え可被渡下段、去年中、

御下知被仰渡、金代高四拾兩餘に相見得候間、此度可被渡下處、去
 年は年半途にて、利金も不足御用捨に引配不足申候はゞ、當年分利
 金一同、當暮被相渡ても可然哉。吟味可申上由被仰渡承知仕、御紙面
 のおもむきもつて、さいしよのねがいにんども
 之趣を以、最初之願人共にも吟味仕候處、去年分は年半途にて、
 御用捨引配足可申儀には無御座候得共、初年之儀にも御座候間、餘
 さしつかえ ござなくそうら
 に差支も無御座候はゞ、去年分御利足被渡下候様、被成下度品々申
 いでそうろうあいだ おとりあいござん みなしくだされたく
 出候間、御取合御吟味被成下度、被相渡候御紙面指添、如斯申上
 そうろういじよう
 候以上。

くろかわぐん おおきもいり
 黒川郡大肝入

み みずのえさんがつ
 巳 壬 三月

ちさかちゆうないいん
 千坂仲内印

はしもとぶんざ えもんさま
 橋本文左衛門様

みぎのとおりもうしいでそうろうあいだ こわけ
 右之通申出候間、小分にても初年之儀に御座候間、被渡下候様
 なしくだされたく、べつしあいわたされそうろうごしめんさしそえ、かくのごとくあいたつしあいそうろういじよう
 被成下度、別紙被相渡候御紙面差添、如此相達相候以上。

みずのえさんがつじゅうはちにち

壬三月十八日

はしもとぶんざえもん
橋本文左衛門

いまいずみしちさぶろうさま
今泉七三郎様

くろかわぐんおおきもいりちさかちゆうない ならびによしおかまちきもいりいくう えもんら きんだいとりあわせせんにようぶん
黒川郡大肝入千坂仲内、並吉岡町肝入幾右衛門等、金代取合千兩分
御蔵へ相納、右金御蔵元へ被相渡、月八厘之利足懸け、右利金は年
のくれおくらもと おこおりがた うけとり よしおかまちおてんまにんつかまつるものども あいわたしせうろうよう
之暮御蔵元より御郡方え受取、吉岡町御傳馬人仕者共へ相渡候様
のぎ きよねんあいすみおりせうろうところ きよねんしちがつ くがつまでせんにようの たかおさめきりせうろう つき
之儀、去年相済居候處、去年七月より九月迄千兩之高納切候に付、
きよねんぶんりそくきんよんじゆうりようあまり あいみえせうろうところ このたびわたしくださるべきや ぎんみつかまつるべくあい
去年分利足金四拾兩餘に相見得候處、此度可被渡下哉、吟味仕可相
たつしせうろうよし いさいべつしのごとくおおせくだされせうろうあいだ おだいかん もうしわたしうけとどけせうろうところ ぎようしや
達候由、委細如別紙被仰下候間、御代官へ申渡承届候處、御用捨
ひきたしもうすぎ ござなくせうらえども しょねんのぎ ござせうろうあいだ わたしくだされせうろうよう
に引足申儀には無御座候得共、初年之儀にも御座候間、被渡下候様
なしくだされたまむねもうしいでせうろうよし はしもとぶんざ えもんべつし のとおりもうしききせうろう つき せつしや
被成下度旨申出候由、橋本文左衛門別紙之通申聞候に付、拙者も吟
みつかまつりせうろうところ しょねんのぎ これあり しょうぶん ござせうら ども みぎまちなかのもの
味仕候處、初年之儀にも有之、少分には御座候へ共、右町中之者
どもきうけ よろしくこれあるべきぞ ぞんじたてまつりせうろうあいだ わたしくだされせうろうようなしくださるかた ぎんみ
共氣受も、宜可有之儀に奉存候間、被渡下候様被成下方と吟味
つかまつり べつしりようつうとも さしそえかくのごとくあいたつしもうしせうろうこと
仕、別紙兩通共に差添如此相達申候事。

みずのえさんがつにじゅうよつか
壬三月二十四日

いまいずみしちさぶろう
今泉七三郎

ひとつしがつついたち、いくうえもん 幾右衛門・篤平治事、ちゅうないかた 仲内方え當日一禮に罷越候得ば、
ちゅうないもうしそうろう 仲内申候は、きよねんぶんごり 去年分御利足可被渡下旨、ごげち 御下知は有之候得共、おくらもと 御藏元
のさしだし 之指出、われらがた 我等方より致首尾候儀候哉。又は御代官様御指出にて、また 請
とりもうすぎ 取申儀に候哉。此儀不相分候。其元方如何に存候哉。御代官様迄窺
あいいだすほか にも相出外有之間敷候。篤平治承、成程左様外被成様も無之様に
あいみ 相見得申候。仍別紙相調、おきんつかい 御金使庄右衛門爲相登候。其文に曰、
くろかわよし 黒川吉岡町爲潤之、せつしやはじめ 拙者始同町九人之者共、きんだいと 金代取合金千兩分御藏
あいおさめ に相納置、みぎきんつき 右金月八厘之利足付を以、りようおくらもと 兩御藏元え被渡下、ねんねんみぎり 年々右利足、
としのくれ 年之暮御藏元より御郡方え、わたしくださるべきだん 可被渡下段、きよねんじゅうに 去年中御下知被仰渡、きん 金
だいとりあわせ 代取合千兩分、どうねんしちがつ 同年七月より九月迄相納置候に付、つき 去年分利足金高
よんじゅうりようあまり 四拾兩餘に相見得、あいみえ 此度可被渡下處、きよねんぶん 去年分は半途にて利足も不足、

よしおかまちおてんまつかまつるものども、ごようしゃひきくばりたもうさずせうらば、とうねんぶんりきん吉岡町御傳馬仕者共え、御用捨に引配足り不申候は、當年分利金いちどう、とうくれあいわたされせうらい、しかるべきか、ぎんみもうしあぐべきよし、さんがつちゆうおおせわたされせうらいつき、としなかば、しよねんのこと、ごせうらうあいだ、きよねんぶんりそくわたしたきしだい、付、年半途にても初年之事にも御座候間、去年分利足被渡下度次第、きよねんちゆうもうしあげせうらうところ、りようがえしよ、とりあい、うけとりあいわたせうらうようしゆびつかまつるべく、べつしをもつて、去年中申上候處、兩替所へ取合、受取相渡候様首尾可仕、以別紙おかきつけのとおりにおせわたされせうらう、きよねんぶんりきんいかほど、もうすぎ、せつしやがた、さしだしたまつり、御書付之通被仰渡候。去年分利金何程と申儀、拙者方より指出仕、おのおのさまおすえがきもうしうけ、りようがえしよ、うけとりもうすこと、ごさあるべきや、またおのおのさまおそえじよう各様御末書申請、兩替所より受取申事に可有御座哉。又各様御添状もうしうけ、うけとりもうすかた、ごさあるべきや、みぎごしゆびあわせのぎ、ごげちまき、うち申請、受取申方に可有御座哉。右御首尾合之儀、御下知巻の内にもあいみえ、もうさずせうらうあいだ、おじき、りようがえしよ、おとりあわせ、きよねんぶんりきんおうけとりわたしたきさる相見得不申候間、御直に兩替所へ御取合、去年分利金御受取被渡下ようなしくだされたく、おかねつかいしやうう、えもんあいのぼらせもうしせうらう、ごしゆびあわせい、ごごべつし、いっかん様被成下度、御金使庄右衛門爲相登申候。御首尾合以後御別紙一卷は、右庄右衛門に被相渡、被相返被下置度奉存候以上。

おおきもいり
大肝入

しがつみつか
四月三日

ちさかちゆうないいん
千坂仲内印

でんのすけさま
傳之助様

ほかもつてもうしあげそうろうきよねんぶんりそく
 外以申上候 去年分利足は、七月納候分より、月々御勘定被渡下段、
 久馬様御紙面に相見得候間、尚更御見合御首尾被成下度奉存候。
 金子受取申御首尾合之儀は、此度斗之儀も無御座、永々儀に御座
 候間、猶更被仰下度奉存候以上。

ひとつしがついつかづけ もつて やしまでんのすけ
 一四月五日附を以、八島傳之助より、仲内方え御合力金、受取候仕法
 申来候。紙面左に、

べつしのとおりもうしきかされそうろう
 別紙之通被申聞候に付、今日兩替所へ参り大文字屋手代中西彌七に
 對談申候處、小判四拾兩代六百八拾文、御勘定所より受取候様、書
 つけあいわたされみぎきんだいおこおりがた
 付被相渡右金代御郡方より請取人遣候は、相渡候様、片倉十郎右
 衛門より申渡候由、申聞候間、右御書付寫別紙遣申候。然るに右
 金代今に渡り不申候。来る八日の渡り日に請取相渡可申由、申聞候
 間、九日に受取人遣可申由申合候間、同日御金使爲相登候様、

もうさるべくせうろう
可被申候。

ひとつみぎきんだいうけとりしまつのぎ
一右金代請取始末之儀は、我等共右金代受取手形相出合判共、大文字
屋へ遣置候筈に申合候。且右金代大文字屋より、相渡候通牒仕立、我
らどもうけとりてがたいちどうつかわしつうちよう
等共請取手形と一同遣、通牒へ大文字屋より附渡候て、末々共に年之
ごりそくきんだいあいわたしまつあいころえしかるべきぎぞんじせうろうあいだ
御利足金代、相渡る始末相心得可然儀と存候間、其段相談申候處、
つうちようつかわされせうろうようもうしきぎせうろう
通牒被遣候様申聞候。乍然右通牒之始末御自分方にて、相入不申儀に
候はば、相控、其段可被申聞段、通牒にて首尾可被申事に候はば、蓋紙
え吉岡町爲御用捨、千兩御蔵元へ相納置、年之暮月八厘之御利足付に
て、右御利足代受取通牒共、銘書有之、遣候様可被申候。
ひとつこばんよんじゅうりようだいろつびやくはちじゅうもん
一小判四拾兩代六百八拾文。

但黒川郡何々付、明和九年九月迄、金千兩相納置、兩蔵元より
去年分御利足相渡候分。

みぎのとおりうけとりもうしそうろういじよう
右之通受取申候以上。

あんえいにねんしがつ
安永貳年四月

やしまでんのすけ
八島傳之助

なかにしやしちどの
中西彌七殿

みぎのとおりあいとのえつかわしもうすべくそうろう
右之通相調遣可申候。及暮早々申達候御下知一卷共に、
いじよう
以上。

しがついつか
四月五日

やしまでんのすけ
八島傳之助

おおきもいり
大肝入

ちさかちゆうないどの
千坂仲内殿

うつし
寫

ひとつこばんよんじゆうりようえいだいろつびやくはちじゆうもん
一小判四拾兩永代六百八拾文。

みぎのとおり だいもんじやおもだちてだいはいしもとせいしち
右之通、大文字屋主立手代橋本清七に、相渡候首尾可有之。之は黒川
ぐんよしおかまちなものども きよねんちゆうねがいのあげきんだいとりあわせ せんりようの たかおくら おさめおき おくらもと
郡吉岡町之者共、去年中願之上金代取合、千兩之高御蔵へ納置、御蔵元
へ被相渡、月八厘之利足附御貸方被成、右利足年々年之暮 御蔵元より、

相渡候筈に相済、去年七月より九月迄、段々相納候處、代納之分兩
 替指支、去年御蔵元へ不相渡候に付、去年分利金納月より、割合を以
 右高被返、御蔵元へ被相渡、右御郡方へ相渡候に付如此候以上。

安永二年閏三月

但木主膳

木村久馬

荒井嘉右衛門

萱場木工

御勘定奉行衆

一八島傳之助指圖を以、相調候通牒左に、

兩御蔵元より金代

請取通牒

黒川郡大肝入

千坂仲内印 ちさかちゆうないいん

安永二年 あんえいにねん

黒川郡吉岡町御傳馬仕者、爲御用捨願之上金千兩、月八厘之
御利足附にて、相納置右御利足金代、兩御蔵元より受取通牒。

大肝入 おおきもいり

巳四月 みしがつ

千坂仲内印 ちさかちゆうないいん

紙數蓋共に半切七拾枚。

八島傳之助 やしまでんのすけ

繼目判 つぎめはん

巳四月一日 みしがつついたち

一小判四拾兩也。

代六百八拾文。

但辰暮迄之利足付渡す。

ひとつきんふたきり
一金貳切。

だいさんびやくじゅうにもん
代三百拾貳文。

ただししなじなみぎどうだん
但品々右同断。

みぎふたくちきんだいあいわたしもうしそうろういじょう
右二口金代相渡申候以上。

みしがつじゅうはちにち
巳四月十八日

なかにし やしちいん
中西 彌七印

みぎつうちょうれんちゅうくになん ちゅうないかた よびはいけんいたさせ えいねんのしまつこのたびかたくあいきまりそうろうぎ
右通牒連中九人、仲内方え呼爲致拜見、永年之始末此度豎相極候儀、
いずれ よるこびちゅうないたく しゅうじつしゅうぎいたしそうろうこと みぎつうちょう おだいかん おくらもとてだい
何も 欽仲内宅にて終日致祝儀候事。右通牒へ御代官より御蔵元手代

なかにしやしちかた のきんす うけとりてがたちゅうないかた あいととのえ さしぞえつかわしそうろうぶんさ
中西彌七方え之金子、請取手形仲内方にて相調、差添遣候文左に、

ひとつこばんよんじゅうりょうにぶ
一小判四拾兩貳歩。

だいきゅうひやくじゅうにもん
代九百拾貳文。

ただしくろかわぐんおおきもいりちさかちゅうない ならびにどうぐんどうまちきもいりいくう えもん どうまち おひやく
但黒川郡大肝入千坂仲内、並同郡同町肝入幾右衛門、同町御百
しやうえんどうしゅうう えもん じゆない じゅうべ え じゅうざぶろう とくへいじ ぜんばち しんしろう
姓遠藤周右衛門・壽内・十兵衛・十三郎・篤平治・善八・新四郎
ら きんせんりょうぶんだいいあいおさめおきもうすべくそうろうあいだ おかみにおいて おあずかりおかしつけなされそうろうとも
等、金千兩分代相納置可申候間、於上御預御貸付被成候共、

なしくだされよしおかまちおてんまにん
 被成下吉岡町御傳馬人え、永々御用捨被成下度次第、願申出相達
 候處、右金月八厘之利足附を以、兩御藏元へ被相渡、年々右利足
 としのくれおくらもと
 年之暮御藏元より、御郡方へ可被渡下段、明和九年六月中、御下
 知相濟候に付、同年七月より九月迄に、金代取合千兩之高に相
 納置、御藏元より同年分利足相渡候分。

右之通請取申候以上。

安永貳年四月十日

八島 傳之助印

中西屋彌七殿

右兩通、四月九日御金使に相渡爲相登、兩御藏元より金子受取、十日
 罷下、右金仲内受取連中え相談之上、當正月遠藤甚内方より、宮床へ
 の返金差替之内上けに遣候事。

一五月四日朝五時、仲内方より篤平治始連中、何も早速罷越候様申来、

仍よつて何いづれも出席しゅつせき之處の、仲内ちゆうない申聞もうしきかせ候そうろうは八島傳やしまでん之助の様すけより一昨いつさく二日出ふつか之御お指紙さし昨夕みさくゆう到来とうらい、何なん之御用ごように候そうろう哉や、何いづれも拜見はいけん可致いたす候そうろうと差出さしだし候そうろう。紙面しめん左さに、
 左さ之通とお申来もうしきたり候間そうろうあいだ、左さ之趣おもむきを以もつて御自分ごじぶん始はじめ新四郎しんしろうまで九人くにん、早速さつそく罷まかり登候のぼり様首尾そうろうよう可しゆ有び之候これあるべく。尤もつとも指合さしあい之者のものは名代みようだい爲相登のぼらせ候様そうろうよう、可これあるべく有そうろう之候いじよう以上いじよう。

五月二日
ごがつふつか

八島傳之助
やしまでんのすけ

大肝入
おおきもいり

千坂仲内殿
ちさかちゆうないどの

今泉七三郎
いまいずみしちさぶろう

急ぎ
いそ

八島傳之助殿
やしまでんのすけどの

黒川郡大肝入
くろかわぐんおおきもいり

千坂仲内
ちさかちゆうない

同郡今村肝入どうぐんいまむらきもいり

幾右衛門いくうえもん

同郡吉岡百姓どうぐんよしおかひやくしやう

周右衛門しゅううえもん

同壽どうじゅない

同十兵衛どうじゅうべえ

同十三郎どうじゅうさぶろう

同篤平治どうとくへいじ

同善どうぜん八はち

同新四郎どうしんしろう

右九人御用之儀有之候間、早速可爲相登其段相達候様、嘉右衛門殿
より被仰渡候間、其心得早速爲相登、町宿を以其段可被申聞候以上。
みぎくにんごようのぎこれありそうろうあいだ さつそくあいのぼらすべくそのだんあいたつしそうろうよう かうえもんの
おおせわたされそうろうあいだ そのこころえさつそくあいのぼらせ まちやど もつてそのだんもうしきかざるべくそうろういじよう

五月二日
ごがつふつか

なおもつてびようきさしあいそうろうもの そうら 尚以病気差合候者も候はゞ、名代を以為相登候様、被仰聞候間、
 そのだんとも もうさるべくそうろういじよう 其段共に可被申候以上。

ひとつどうむいかれんちゆうくにん うちじゆない 一同六日連中九人、内壽内は極老、十兵衛は病身。兩人嫡子名代にて
 しゆつぷ ごようやどこくぶんまちよしだやせいさくかた 出府。御用宿國分町吉田屋清作方へ着、則同人を以出府之届申上候事。

ひとつどうこのか しゆつにゆうつかさしゆうおさしがみ 一同九日、出入司衆御指紙にて、萱場木工宅へ九人之者共、朝五時罷
 いでそうら じきじきたいめんおおせわたされそうろうこうじよう 出候へば、直々對面被仰渡候口上、

そのほうどもよしおかまちおてんまごんしにん こんなんの 其方共吉岡町御傳馬勤仕人、困難之儀相考上え金子千兩相納置、町
 や あいめぐむの 家を相恵之儀、譯て遠藤周右衛門祖父甚内代より、數年心懸志願致
 の ぎ 之儀、奇特に被思食爲御褒美御金被下候趣、銘々御手付を以被仰渡
 そうら そのぶん 候。其文に曰、
 いわく

くろかわぐんおおきもいり
 黒川郡大肝入

千坂仲内 ちさかちゆうない

くろかわぐんいまむらのうち よしおかまちおてんまにんこんきゆう 黒川郡今村之内、吉岡町御傳馬人困窮に付、潤にも罷成候様仕度
ねがいのうえ だいじようのうつかまつりおかみにおいておあずかり りようおくらもと あいわたしおかれ みぎりぶんわたしくだされ
 願之上、代上納仕於上御預、兩御藏元え被相渡置、右利分被渡下、
えいえい の うるおい まかりなりそうろうようなくだされそうろうところ だんだんのころざし もって ごじようげのため
 永々之潤に罷成候様被成下候處、段々之志を以、御上下之爲に罷
なるぎ つかまつり きとくのぎ つき おぶぎようしよ あいたつし ごほうびのためおかねにりようにぶ
 成儀仕、奇特之儀に付、御奉行所へも相達、爲御褒美御金貳兩貳分
くだされそうろうこと
 被下候事。

今村肝入 いまむらきもいり

幾右衛門 いくう えもん

くろかわぐんいまむらのうち よしおかまち おてんまにんこんきゆう 黒川郡今村之内吉岡町、御傳馬人困窮に付、潤にも罷成候様仕度
ねがいのうえ だいじようのうつかまつりおかみにおいておあずかり りようおくらもと あいわたしおかれ みぎりぶんわたしくだされ
 願之上、代上納仕於上御預、兩御藏元え被相渡置、右利分被渡下、
えいえい の うるおい まかりなりそうろうようなくだされそうろうところ だんだんのころざし もって ごじようげのため
 永々之潤に罷成候様被成下候處、段々之志を以、御上下之爲に罷
なるぎ つかまつり きとくのぎ つき おぶぎようしよ あいたつし ごほうびのためおかねにりようにぶ
 成儀仕、奇特之儀に付、御奉行所へも相達、爲御褒美御金貳兩貳歩
くだしおかれそうろうこと
 被下置候事。

吉岡町御百姓 よしおかまちおひやくしやう

遠藤周右衛門

くろかわぐんいまむらのうち、御傳馬人共困窮に付、潤にも罷成候様仕度
 ねがいのうえだいじょうのうつかまつり、おかみにおいておあずかりようおくらもと、あいわたしおかれ、みぎりぶんわたしくだされ
 願之上代上納仕、於上御預兩御蔵元へ被相渡置、右利分被渡下、
 どうまちうるおい、まかりなりそうろうようなしくだされそうろうところ、ぼうそふのだい、たねんころろがけおき、そのみ
 同町潤に罷成候様被成下候處、亡祖父代より多年心懸置、其身
 さきだちのこ、はちにんのものども、もうしあわせおさめだいつかまつりべつだんのころろざし、ごじょうげのため
 先立残り八人之者共にも申合納代仕別段之志、御上下之爲に
 まかりなるぎつかまつり、きとくのぎ、つぎ、しなじなおぶぎようしゅう、あいたつし、ごほうびのためおかねさん
 罷成儀仕、奇特之儀に付、品々御奉行衆へも相達、爲御褒美御金参
 りようさん、ぶくだしおかれそうろうこと
 兩三步被下置候事。

よしおかまちおひやくししょう
吉岡町御百姓じゅない
壽内どう
同 十兵衛どう
同 十三郎どう
同 篤平治どう
同 善八

同 新 四 郎

くろかわぐんいまむらのうちよしおかまち おてんまにんこんきゅう つき うるおい
 黒川郡今村之内吉岡町、御傳馬人困窮に付、潤にも罷成候様仕度、
 ねがいのうえだいじょうのうつかまつり おかみにおいておあずかりようおくらもと
 願之上代上納仕、於上御預兩御蔵元へ被相渡置、右利分被渡下、
 えいえい の うるおい まかりなりそうろうよう なしくだされそうろうところ だんだんの こころざし
 永々之潤に罷成候様、被成下候處、段々之志を以、御上下之爲
 まかりなりそうろうぎつかまつり きとく の ぎ つきおぶぎようしゅう あいたつし ごほうびのためおかねにりよう
 に罷成候儀仕、奇特之儀に付御奉行衆へ相達、爲御褒美御金貳兩
 に ぶ づ つくだしおかれそうろうこと
 貳歩宛被下置候事。

みぎのとおり おかきつけ いちどうへおかねくだしおかれそうろうこと
 右之通、御書付と一同御金被下置候事。

ひとつどうじつ おぶぎようおつききばんおおまちしようげんどの そうしゆつにゆうつかさそうおこおり ぶぎようそのほかむきむき
 一同日、御奉行御月番大町将監殿、惣出入司惣御郡奉行其外向々え
 おれいのため くにんまかりいでそうろう このうちおぶぎようしゆつにゆうつかさ いまいずみしちさぶろうせんだち
 爲御禮、九人罷出候。此内御奉行出入司へは、今泉七三郎先立にて
 あいまわ そうろうこと
 相廻り候事。

ひとつどうとおか りよしゆくにおいてこないだざいごうせんだいのてがか のごようめんめん あいべん むきむきねんらい
 一同十日、於旅宿此間在郷仙臺手掛り之御用面々に相辨じ、向々年来

祈念之社地佛閣きねんのしやちぶつかくえも、思おもひ々々おもひに参詣致さんけいいたし、其日そのひは暮くらし翌よくじゆういちにち十一日、面々めんめん
このころいおの心祝ちゆうないせひと、仲内世話ちゆうないせにて酒杯盛合しゅはいもりあわせ、其上そのうえ拝領之金子用はいりょうのきんすもちひ方等かたなども人々ひとびと
ぞんりよそうだんいたしおの存慮相談致居ところる所、七半時吉岡ななつはんときよしおかより爲見廻みまいのため、下町利右衛門しもまちりう・平八へいはち、中町なかまち
でんごろう傳五郎、上町傳兵衛かんまちてんべえ・利兵衛りへえ・父利作ちちりさく罷登候まかりのぼりそうろう。又町中役人またまちなかやくにんちゆう中より逗留とうりゆう
ちゆう中、時々組頭爲相登候處ときどきくみがしらあいのぼらせそうろうとこ、其日中町彌兵衛そのひなままちやへえも下候間くだりそうろうあいだ、連中相談れんちゆうそうだんにて
ちようない町内出迎等之心遣むかえなどのこころつかいを厭きらい、今日何きょういづれも自是直々これよりじきじきいちのみや一宮さんけいへ参詣さんけい。彼地かのちに緩々ゆるゆる止し
しゆく宿。罷下候様吉岡まかりくだりそうろうよしおかへ申越もうしこし、實じつは其夜穩便そのよるおんびんに罷下候様心懸候處まかりくだりそうろうよしおか、何いづれも
しよようしまわしかね諸用仕廻兼またよしだや、又吉田屋またよしだやに逗留とうりゆう。彌兵衛やへえ口上こうじょうに何様いかように間違候哉まちがいそうろうや、吉岡町よしおかまち
さんまちぬきぬき三町拔々にななきたおおさわあたり、七北田大澤邊くまがやとみやぜんより、熊谷富谷前後迄致出迎くまがやとみやぜんごまでむかえいたし、夜中待居候よなかまちおりそうら
えどもいづれ得共何ごじょうかとうりゆうゆえも御城下逗留故まちわびむなしくやはんにおよびいづれ、待侘空敷及夜半何まかりかえりそうろうことも罷歸候事まかりかえりそうろうこと。
ひとつよくじゆうにちやつとき一翌十二日八時、連中何れんちゆういづれも國分町出立こくぶんまちしゆつたつ。鹽竈逗留しおがまとうりゆうと吉岡よしおかへは申遣候間もうしやりそうろうあいだ、
どうちゆう道中も随分物静ずいぶんものしずかに候そうらはんと罷下候處まかりくだりそうろうとこ、存之外吉岡ぞんじのほかよしおかより出迎でむかえ、大清水おおしみず

あたりまでれんれんあいかさな あたらかもいつてんのほしばかり したがつ らんかん もはやくれにおよびそうらえ めんめんてちようちん 邊迄連々相重り、最早及暮候得ば、面々手灯燈とぼしくれ、前後二三里 おうらい たびびとのひとめ おどろか ばかり は恰一天之星計、随て闌干たるごとく、往来の旅人人目を驚す斗にて、其夜四半時吉岡へ着之事。

ひとつよくじゆうさんにち とくへいじかた えんどうじんないかた 一翌十三日、篤平治方へ遠藤甚内方より、紙面到来。其文左に、

こないだ 此間は、數日御逗留之上に候得共、萬事御首尾能御同然目出度奉存

そうろう 候。御草臥に可有御座候得共、只今之内私宅御出被下度奉存候。

わたくしさんじようつかまつるべくそうらえども 私参上可仕候得共、足に痛所有之候故如此に申遣候間、只今之内

おいでくださるべくそうろういじよう 御出可被下候以上。

ごがつじゆうさんにち 五月十三日

じんない 甚内

とくへいじさま 篤平治様

みぎ 右に付、篤平治早速罷越候得ば、甚内申候は先以此間仙臺御逗留中、
おのおのごそうだんおはなし 各御相談御咄も可有之趣、此度之被下金面々何様に御用ひ被成候

おぼしめし そうろうや 御召に候哉。御床敷候 篤平治 承、成程旅宿にて少々御咄も御座
そうらえども 候得共、吟味區々にて雜穀調の道拵のと片付候吟味無之候。貴公の
おぼしめし 思召も御座候はゞ、御添心可被下候。甚内承り、此度拝領之根元
まちなかうるおいのねがいごころ は、町中潤之願心よりケ様迄に相及候儀、尚又町中之小益にも成候
かた 方に、吟味仕度候。上にも御時節柄の御金被下忝儀、彼是用ひ様
の 之可有之事に候。先以私存慮は町中極貧之御百姓中え斗も、少分宛
ご 御配分致度候。篤平治 承、御尤之思召入、於拙者何分御存慮之通
つかまつりたくそうろう に仕度候。併町中にて極貧之衆中え斗と申儀、何となく悪き様に
ぞんじそうろう 存候。此處折入御了簡可被成候。甚内先以其元私存慮共に、大肝入
どの 殿へ御取合可被成候。参上連中之内、不同意之衆も候はゞ私直々
まかりこし 罷越御相談可申候。且町中え惣配分に御相談相極、不足之處も御座
そうら 候はゞ少分之儀は私御手傳に加金可申候間、何分何もへ御相談
なざるべくそうろう 可被成候。併此間被下候御金は少宛も子孫相残し候様、是又何も

へ被仰合可然候。篤平治成程此儀は拙者も左様心付、昨夜罷下否、
 養父惣兵衛にも爲見妻にも爲戴、只今に懷中罷在候。金銀御吹替
 にても被仰出候節は、不及是非儀先夫迄は少々も、永世家寶に
 ためおきせうろぞんりよ。貯置候存處に御座候由にて、直々千坂仲内方え罷越、相談致候得ば、
 同人も甚内同慮には候得共、拔々困窮者斗は無心元儀に被咄候。町
 内一同に配分候はゞ、貧者は今日當に相用、又相應に相續之者は、
 人之遣様も可有之候間、三町一體之配分尤に候。十三郎にも相談
 いたすべし。可致と仲内申に付、同人方へ罷越、甚内・仲内了簡相談申候得ば、
 殊之外欽、私一家中は受合申候間、幾右衛門殿・新四郎殿へ、貴様
 御相談可被成候。篤平治幾右衛門殿へ先刻参候へば、他出故甚内殿
 え咄候處、同人受合御座候。依て新四郎殿斗に候間、自宅へ私
 参可申候と、直々罷越同人へ上町之趣、相談申候得ば、是も
 殊之外悦、何分何も之御了簡に、相隨ひ申候由に付、仲内方え罷歸

れんちゅうのこらずそうだんあいきめ まちなか はいぶんのつもり らくちやくいたしそうろうだんもうしききそうろう これよりみよう
 連中無残相談相極、町中え配分之積に落着致候段申聞候。依之明
 じゅうよつかいずれ おたく よりあい はいぶんのしかたそうだんもうすべし もうしあわされ それ じんない
 十四日何も御宅へ寄合、配分之仕方相談可申と被申合、夫より甚内
 かた みぎのわけあいとおしそうろうこと
 方えも右之譯相通候事。

ひとつよくじゅうよつか れんちゅういずれ ちゅうないたく よりあい さてはいぶん いかほどぐらいづつ しかるべきや
 一翌十四日、連中何も仲内宅へ寄合、扱配分は何程位宛にて可然哉、
 ちゅうないもうしそうろう おかみ はいりようぶつめんめん しょうぶんづつ のこしおき だいたいごひやくもんくらいづつ
 仲内申候は、上より拝領物面々も少分宛も残置、大體五百文位宛にて
 しかるべきかな ぞんじそうろう いずれ ごもつものよしもうしいで さてこのたびのはいぶんは めんめんこころいわいのぎ そうろうあいだ
 可然哉と存候。何も御尤之由申出、扱此度配分、面々心祝之儀に候間、
 さいわいあす しゅくじつのぎ とりのばさず あすさんまち ひとまちきり りょうにんあてそれ もってしんそういたし
 幸明日は祝日之儀不取延、明日三町へ壹町切に、兩人宛夫を以致進送
 そうろうようつかまつるべくそうろう ちゅうないもうしそうろう あんない ふう やりそうろう まんいちそのみほかにいでさい
 候様可仕候。仲内申候は案内なしに風と遣候も、萬一其身他出妻
 しばかりおりあいそうろういえなど なん ねみみ みず いるそうろうよう じゅよういたしかね
 子斗居會候家杯にては、何となく寝耳に水の入候様にて、受用致兼
 そうろう い これあるべくそうろう よつてきょうさんまちさがしらちゅう ないないもうしほなしおきそうらい いか
 候意も可有之候。仍今日三町指頭中え、内々申談置候ては如何
 これあるべきや いずれ ごもつものぎ さようごしゅびしかるべくそうろう そくさんけんだんしよ ちゅうないかた
 可有之哉。何も御尤之儀、左様御首尾可然候。則三檢断所へ仲内方よ
 ごようのほかないようのぎ ぎ ぎ そうろうあいだ ただいまのうちちよつとわたくしたく およりあいくだされそうろうよう
 り、御用外内用之儀御座候間、只今之内一寸私宅へ、御寄合被下候様

もうしやりそうろう申遣候へば、何も早速罷越候。仲内しかじかの儀相談申候處、三檢断
もうしいでそうろう申出候は、御拝領御金思召入にて御配分被下儀、厚き御事末々共に
はいりようはいりよう、どうぜんのぎ、おてまえ、あいおくられそうろう御相送候には不及御事に奉存候條、
ちやうないいず町内何れも御宿え罷出在り、頂戴致候様首尾可申候。連中承り御尤
おぼしめしいれの思召入には候得共、私共方よりの遺物に候處、此方え何も御苦勞
あい相懸け申儀には無之候。別て仲内申候は、町内私宅へ被參候様と
もうされそうろう被申候儀、檢断衆了簡尤に候へ共、勤役之私威勢を以致候様にて
かついずれ且何も之被申通諸人え苦勞も相懸候事に候間、是非手前より相贈り
そうろう候様可致候。檢断承り家々へ被送下てもどうせ一度御禮には罷出
そうろう候儀、前後之違斗に候條、是非々々參上仕候様被成下度、折入申談
そうろう候に付、仲内始連中何も然ば御相談通可仕候間、乍御世話明日仲内
たく宅へ、各參様御首尾合頼入候。致承知候由にて何も連中迄御退出之事。

ひとつよくじゅうごにち じゅうざぶろう とくへいじ そうちよう
 一翌十五日、十三郎・篤平治、早朝より 仲内方え罷越、配分錢包方結方
 等調度致し下宿、飯後則連中同道にて罷越、三町之御百姓中を待居候
 ところ さんけんだんどうどう まかりこし りそう たもうしきかせそうろう
 處、三検断同道にて罷越、利惣太申聞候は、御頼之通扱中へ申通候
 ところ ありがたきしあわせいずれ ごこくさんじようつかまつるはず ごさそうろう ごろうしち ちゅうすけもうしいでそうろう
 處、難有仕合何も後刻参上 仕筈に御座候。五郎七・仲助申出候には、
 りようちようない ものども ごこうしのだんもうすとおりそうら ありがたきしあわせ ぞんじたてまつりそうら ども
 兩町内の者共に、御厚志之段申通候へば、難有仕合には奉存候へ共、
 あま あつ おんこと こと こないだせんたい ごとうりゆうちゅう かぶんの おものいり あいかけるべき
 餘り厚き御事、殊に此間仙臺に御逗留中も、過分之御物入も可被相懸
 ぎ そのうえさげきんまで ごはいぶんなくさるべき み あま ふみょうが のぎとぞんじたてまつりそうろうじよう ぜ ひ
 儀、其上下金迄御配分被成下儀、身に餘り不冥加之儀奉存候條、是非
 これ ごしんしゃくくださるべし いずれ あげ もうしいでそうろうじよう おひかえくだされたくぞんじたてまつりそうろう ちゅうない
 是は御斟酌可被下と、何も擧て申出候條、御扣被下度奉存候。 仲内
 はじめれんちゅううけたまわり りようまちのしゅうじんころつかい ごしんせつのぎ ごさそうら ども めんめん ころいわ
 始連中 承、兩町之衆人心遣も、御親切之儀に御座候へ共、面々の心祝
 ちようないじようげ わごうしんぼくの どうりにそうろうあいだ しもまち どうよう いずれ じゆりようたまわりそうろうじよう
 ひ、町内上下和合親睦之道理候間、下町と同様、何も受領給候様、
 なにぶんそのもがた おうけもちたのみいりそうろう しか じゅうじゅうごこうねんのぎ またもつてちようない もうしとおすべし
 何分其許方御受持頼入候。然らば重々御厚念之儀、亦以町内え可申通
 りようにんまかりかえり ま さんにゆう ただいまごこうじようとも まちあいもうすとおりそうら
 と兩人罷歸、間もなく参入。 只今御口上具に町合申通候へば、重々
 ありがたきぎいずれ さんじようはいじゅうつかまつるべきよし もはやいちりようはいごもんがいまでまかりいでそうろう それ
 難有儀何も参上拝受可仕由にて、最早一兩輩御門外迄罷出候。 夫より

れんちゆういずれ はいぶんわたしかたの ぎ とりかか しま やくさいわいながいちゆうない でいり のじやくはいなど
 連中何も配分渡方之儀に取懸り、しり役幸内外仲内え出入之若輩等、
 てつだいしゆうじついずれ はいぶんてわたしいたし しゅびよくとりしま くれにおよびいずれ たいさんのこと
 手傳終日何も配分致手渡、首尾能取仕廻ひ及暮何も退散之事。

ひとつどうじつよる はい じゆうざぶろう とくへいじかた まかりこし しゅびよくはいぶん あいすみ おたがいめ
 一同日夜に入り十三郎、篤平治方へ罷越、首尾能配分も相済、御互目
 出度存候。此上借屋中斗に候處、町内一體歡之儀に候間、少分宛も
あいはかりもうしたくそうろう いかがごりようけん や もうしそうら とくへいじうけたまわ がんらいしやくやちゆう
 相賦申度候。如何御了簡に哉と申候へば、篤平治承り、元來借屋中
みみだてし おごうりききん はいぶんつかまつりたく せんねんきさまへ そうだんいたしそうら ども ぜんたい
 えも耳立、御合力金も配分仕度、先年貴様ご相談致候へ共、全體
さしあげそうろうがんきんふそく おごうりきしやくやちゆう およば かね このだんざんねん ぞんじそうろう なる
 差上候元金不足にて、御合力借屋中まで及し兼、此段残念に存候。成
ほどこのたびばかり はいぶんいたしそうら ば しかるべくそうろう しやくやとて つきなみおまちごよう そうおう あい
 程此度斗も配分致候はゞ、可然候。借屋迎も月次御町御用は相應に相
つとめそうろう こんゆうちゆうれんちゆう ぎん みもうすべし そくあいだしそうだんそうらえ いずれ よろしくとくしん
 務候儀、今夕中連中え吟味可申と、則相出相談候得ば、何も宜得心。
 十七日借屋壹人え、貳百文宛手渡致候事。

ひとつおいおいちようないのものども よりあいそうだんいたしそうろう くにんのしゆうちゆう えいねんまちのため しんく
 一追々町内之者共、寄合相談致候は、九人之衆中、永年町之爲に辛苦

いたされ、御合力之御下知も相済、此度御賞金迄被下候上、右御金御手前には御用ひ不被成、町内え配分却て甚内殿より不足に候得ば、御手前より加金迄可被成と御相談被成候由、私共配分申請候儘に差置候も何となく不折入様に候。此段検断衆を以、上へ申上候ては如何可有之哉。及相談候得ば衆人何も吟味一同致し、惣御百姓連判にて検断より、直々御代官へ申上候處、承知被致候由、達書と相返候由唱有之候間、是又聞捨に致悪く冊に相入候也。

あげつら いわく そうおひやくしよのたつし おだいかん じき あいかえしそうろう どうにんのぞんりよいかがそうろうや
 評に 曰、惣御百姓之達、御代官より直に相返候。同人存慮如何候哉。
 これ あま よしおかのしよたつしものごとしげきゆえ おかみのおぼしめし かんがえあわせ おいおいいでしだいこうたつ
 是は餘り吉岡之諸達物事繁故、上之思召も考合、追々序次第口達を
 もつて ふいちよういた ぞんりよ これあるべきか たごんたりよひろくあいおう
 以、吹聴致さるべき存慮にも可有之哉。多言多慮博相應せず。
 せつげんぜつりよところ つう
 説言絶慮所として通せずといふことなし。恁麼に看来れば、予に
 たんぜつ ずさん かはく ほか あ こうにく そこ ほ たぐい じつ
 短舌の杜撰も、家魄を外に揚げ好肉に底を彫るといふの類か。實に
 えんら ぼうとうきつ わけ
 閻羅の棒頭喫するに分あり。

國恩記 卷之五

終

卷中諸士役位

御奉行

同

同

同

同

出入司

同

凡下役位

御蔵元手代

同

同

鑄錢座元

同江戸金師

同江戸金主名代

同座元代役

同大目付

當所下町檢斷

蔭山彦七

中西彌七

小谷齋兵衛

三浦屋惣右衛門

岡村新兵衛

中島九郎次

三浦屋要八

三浦屋音右衛門

鈴木傳兵衛

利惣太

大町将監

大内縫殿

後藤孫兵衛

芝多主税

松岡長門

小嶋文右衛門

木村久馬

田中勘左衛門

後藤十三郎

鈴木中務

こくおんき まきのろく
 國恩記 卷之六

こくおんきごにだいす
 題國恩記後

このきは、明和三戌三月五日の夜、篤平治・十三郎等、閑の茶話に起て、
 安永二巳夏九人共願主等、君國之賞を得るの記に終る。其春秋殆八年。
 九員の同朋等身勞費心、言の謂ふべきなし。然あれども其疎信緩急、
 或は等しき事能はず。時に臨み事に觸て強あり弱あり。然も最初茶話
 の季節より、其志確乎して弛ざる者は、實に十三郎・篤平治・仲内か。
 果して末後身を白刃に投じて、石巻旅亭の苦下に、くちん事を欲する
 ものは、此三人なりとす。然といへども善人・新四郎・甚内の三子あ
 つて、義を見て勇むときんば、金錢の寶貨なるも、風塵の輕きにおふ
 至誠なくんば、何を以てか願書の柱礎とせんや。中につひて甚内なる
 もの、是より町内數輩に代て、少しき困苦を身にうけんといふの篤言

あり。嗚呼善哉。此言木の端の異名ある、墨染の袖にも涙をしぼり、
 其餘瀝筆に傳ふ。従来年々國恩に濡ふ輩、苟も其枝葉を採て、其根に
 よらずんば、閻王舌を長ふして汝を待事久しからん。

安永二癸巳八月上浣

龍泉八世退休一譽軒洲瑞芝題

文庫入記並附言

上の重國恩記五卷、帙入紫掬紗の婦久紗に包、下の重軸の物三卷、起證
 文と加代證文と、願主九人への御賞與等、各掬紗のふくさに包、内
 御賞與朽葉色のふくさ也。

右上下の重を組重ねて、一同に懸蓋、眞糸袋さなだにて結び、其上
 錦のふくさに包、又其上を緞子之ふくさに包て、木綿さなだにて
 結、其外溜塗の箱に入れ、又木綿風呂敷に包、其外黒漆の箱に納、

玉 ■ 以上 ■ 筐ふくさ共に七重也。

右三軸之卷物一應用ひ終り、院に本記にも入れて、重てもちひんとに
 は有らざれ共、九人の願主等、浅からぬ志にてかく營、年頃辛苦を
 なし大願も成就なりしに、今は不用の物とて無下に、醬膾を覆はんも、
 餘りに言の物憂と思ひ侍れば、日頃貯ひ有りし、袈裟や衣の切端に
 不束なる玉軸なん、取集庵の内の徒然老 ■ の手すき ■ に、かくばかり
 營て後世に残し侍りぬ。彼了俊が息・仲秋に教訓の壁書も、残りてあ
 ればこそ、末の世の兒童入學の模楷共成り、然有ればあるはなきより、
 些の益にも成りなん願、八つ橋の橋柱の朽ただれたるを、錦の袋に
 包、ぶんふく茶釜は、梨子地の箱に納玉るの類にも似よらん。願希ふ
 ところは、此文庫を預りなん人は、大盜の二品に心を用ひ、年々夏の
 土用に風入れし、防蟲の葉をも盛替、少破にも手入れし。尚又大破に
 及なん頃は、願主九人の子孫等、かずかずの錢財は費し、是に修補を

加くわひ、叟おきなが志しが願んをして、永ながく千せん載ざいに傳つたへんことを。さあれば叟おきなも古こ墳ふん
 苔こけ下のしたにありて、慶けい快かい盡つきる日ひなからん。さはなくして大おお盜ぬすつと失うしひ、或あるは
 修しゅう補ほに渝かわりなん時ときは、再さい来らいして俱ともに天てんを戴いただかじと、思おもふの恨うらみに近ちかから
 ん。素しら木ぎの箱はこより外ほかの營いとなみは、叟おきながなす所ところにあらず。九くにん人の者もの子こ等ら、
 老ろう後ごの筆ひつ勞ろうに酬むくひの厚こう志しなからん。

安あん永えい三さん甲けつ午ご年ねん正せい月げつ中ちゆう浣かん

一いち譽よ軒けん齡れい耳じ順じゆん翁おう洲しゆう瑞ずい芝し自じ記き

起き請しやう文もん

このたび、鑄ちゆう錢せん本もと入にゆう金きん不ぶ足そくに付つき、願ねが主いぬ三み浦うら屋や惣そう右え衛もん門、金きん主しゆ岡おか村むら新しん兵べ衛え・
 なかじまくろうじ、みぎさんにんがた、拙せつ者しや共どもに金きん子す才さい覺かく仕つかまつり用りくれ立せう候ろう處よう、吳あ候いた様のみ相つき頼つに付つて
 才さい覺かく仕つかまつり用り立せう候ろう處、調ちやう達たつ金きんに付つき、於せつ拙しや者ども共にお心いて欲こ壹ころ錢よく成い共つ不せん仕なり、依よつて
 起き請しやう文もん如だん件のごとし。

めい わろくねんさんがつ
明和六年三月

たかひらじゅうざぶろう
高平十三郎

すがわらとくへいじ
菅原篤平治

みぎきしょうもん さんにんのごしんせつかたじけなくぞんじそうらい
右起請文、三人御深切忝存候て、頂戴被相請置候所に同月下旬に到
り、御隔心之程餘無勿體候間、致返進候。御納置可被下由にて、被相返
うけとりおきしよじそうろうこと
請取置所持候事。

すぐ にじゅうごにち みうらやそうう えもんかた あいのぼり じきだんおえそうろうところ どうにんもうしきかせそうろう
過る二十五日、三浦屋惣右衛門方へ相登、遂直談候處、同人申聞候は、
まえまえもうしあわせおきそうろうぎ いよいよもつておうかがいあいたつせられそうらい
前々申合置候儀、彌以御伺被相達候ては如何。御上表殊之外御吟味
のおんあいだこれあるもの そうろうあいだ さつそくおうかがいあいたつせられしかるべし もうすことにそうろう
之御間有之物に候間、早速御伺被相達可然と申事候。

ひとつじゅうざぶろう とくへいじもうしはなしそうろうは もはやごないないあいうかがいもうしあぐべきところ ちゅうせんまんいち
一十三郎・篤平治申談候者、最早御内々相伺可申上所に、鑄錢萬一
よぎ なくさしつかえそうろうせつ じゅうざぶろうしんたい ならびにみぶんともびしようながら こ つかまつりそうろうえ ふんこつ
無餘義指支候節は、十三郎進退、並身分共乍微少粉に仕候上、分骨
くだきえ たじ もうしそうらい すべてじようじゆせんよう あいきめそうろう ことわりもうしそうらえ とくへいじあいさつ
碎得他事を申候ても、全成就專要に相極候は断申候得ば、篤平治挨拶

至極尤しごくもつともに被存候ぞんぜられそうろう。私逆わたくしとても萬事同意ばんじどういに候そうろう。少も無齡心相決候條すこしとしごころなくあいきめそうろうじよう、仍よつて爲後證血判加此候以上ごしようのためけつばんこれにくわえそうろういじよう。

明和六年五月晦日
めいわろくねんごがつみそか

穀田屋十三郎血判
こくたやじゅうざぶろうけつばん

菅原屋篤平治血判
すがわらやとくへいじけつばん

申合狀之事
もうしあわせじようのこと

此度このたび鑄錢候吹方御用被仰付ちゆうせんそうろうふきがたごようおおせつつけられ、相勤申候あいつとめもうしそうろう。入料金調達致御頼いりようきんちようたつおたのみいたし、是迄成就これまでじようじゆたいけい。元利共皆濟候がんとともかいさいそうろう。且各御初金主衆かつおのおのおんはじめきんしゆしゆう、吉岡町惣御百姓中爲潤之よしおかまちそう おひやくしやうちゆううるおいのため、重御志願御座候由おもぎごし がんご ぎ せうろうよしにて、品々無心被仰聞趣左にしなじなむしんおおせきかざるおもむきさ、
一 金壹分判貳千貳百五拾切ひとつきんいちぶはんにせんにひやくごじゆうきり。

但當巳年ただしとうみどしより向三ヶ年むこうさんかねん、卯年うどし二月中旬御借用がつけゆうじゆんごしやくよう、又同卯年またどううどしより向四ヶ年よんかねんめ目、午未兩ヶ年無利足うまひつじりようかねんむりそくにて、本金御返済可被成由もときんごへんさいなさらるべきよし、右金其みぎきんその

せつのだいそうば もつて ぜに 節代相場を以、銭にて仙臺にて相渡可申候。

みぎのとおり いきよくおおせきかさるたかのきん 右之通、委曲被仰聞高金にて内々差支も候得共、格別之御望に候得ば、
ごほうれいのためしようちいたし そのせついきぎなくごようだてもうすべくそうろう 爲御報禮致承知、其節無異儀御用立可申候。御上表宜御出情御願
さしあげらるべくそうろう もつともぜんぶんのとおりすえずえごいらんなく 可被指上候。尤前文之通末々無御違亂、急度返済可被成候。爲後日之
よつ くだんのごとし 仍て如件。

みうらやそうう えもんいん 三浦屋惣右衛門印

めいわりくねん みしがつ 明和六年巳四月

しげよし かきはん 成宜(書判)

こくたやじゆうべえどの 穀田屋十兵衛殿

こくたやじゆうざぶろうどの 穀田屋十三郎殿

すがわらやとくへいじどの 菅原屋篤平治殿

みぎもうしあわせじよう 右申合状、最初石巻え用立金之趣意に相准候はゞ、六人宛名に可有之
ところ ぜんたいしよはつじゆうざぶろうとくへいじりようにん 處、全體初發十三郎篤平治兩人之手懸次惣右衛門間柄之十兵衛を加へ、
さんになあてな 三人宛名にて申来候。依て末々惣右衛門借用金萬一及難澁候はゞ、

何分拙者共三人引受、各様御辛勞に相懸不申、上金之障へ不罷成様
始末可仕候。仍て請合末書如斯御座候以上

菅原屋篤平治印

斗 (書判)

穀田屋十三郎印

元彌 (書判)

穀田屋十兵衛印

元長 (書判)

大肝入

千坂仲内殿

肝入

幾右衛門殿

壽内殿

申合證狀之事

ひとつだいにせんかんもん
一代貳千貫文

みぎはよしおかまちさんまちうつろのためおかみ
右者吉岡町三町爲寵之御上え金子千兩指上置、永々御合力金被下置
そうろうようねがいたてまつりそうろうところ
候様奉願候處、去月如願之被仰付、依之拙者方より、右貳千貫文
くわえだいつかまつりあいおさめもうしそうろう
加代仕相納申候。此以後何方よりも、右返濟申候義無之候。御町
なか てつだい つかまつりそうろう
中え手傳に仕候。爲存證之仍て如件。 くだんのごとし

えんどうしゅううえもんいん
遠藤周右衛門印

めいわくみずのえたつくがつ
明和九壬辰九月

ひでゆき かきはん
秀之(書判)

えんどうじんないいん
遠藤甚内印

よしゆき かきはん
僖之(書判)

もうしあわせしようじようのこと
申合證狀之事
ひとつだいにひやくかんもん
一代貳百貫文。

このたび おのおのがたおんたいがんはつせられ
此度、各方御大願被發、吉岡町三ヶ町、御百姓中爲潤之、永代御合力、
おんうえさま けんのおなされそうろうだん
御上様え献納被成候段、拙者弟も加代仕筈申合候。右願相濟候は
せつしやおとうと
くわえだいつかまつるはずもうしあわせそうろう

ば、早速献納可仕候。末々三ヶ町より、御返代申請義無御座候。右代
御手傳仕候仍如件。

明和九壬辰歳

穀田屋善八印

十月吉日

(書判)

申合證狀之事

一代三百貫文。

此度、各様御願御取立、吉岡町御百姓中爲潤之、永々御合力代、御上
様え献納代被成候に付、拙者事も追々御相談之上、加代仕筈に申合
候。右願相濟候は、早速献納可仕候。末々三町より御返済申請儀
無御座候。右代御手傳に仕候仍て如件。

明和七年十月日

早坂新四郎印

吉岡町

壽内 じゅない

同 十兵衛 じゅうべえ

同 十三郎 じゅうざぶろう

同 篤平治 とくへいじ

同 善八 ぜんぱち

同 新四郎 しんしろう

黒川郡今村之内吉岡町、御傳馬人共困窮に付、潤にも被成候様仕度

くろかわぐんいまむらのうちよしおかまち おてんまにんどもこんきゆう つき うるおい

願之上、代上納仕於上に御預り、兩御蔵元え被相渡置、右利分被渡下、

ねがいのうえ だいじょうのうつかまつりおかみにおいておあずか りよう おくらもと あいわたしおかれ みぎりぶんわたしたく

永々同町之潤に被成候様、被成下候處、別段之志を以御上下之爲に

えいえいどうまちのうるおい なされそうろうよう なしくだされそうろうどころ べつだんこのころざし もってごじょうげのため

罷成義仕、奇特之儀に付、品々御奉行衆へも相達、爲御褒美御金貳

りように ぶつくだしおかれそうろうこと つき しなじなおぶぎようしゆう あいたつし ごほうびのためおかねに

吉岡町百姓 よしおかまちひやくしやう

遠藤周右衛門 えんどうしゅううえもん

黒川郡今村之内吉岡町、御傳馬人共困窮に付、潤にも罷成候様仕度
 願之上、代上納仕、於上に御預り、兩御蔵元え被相渡置、右利分
 被渡下、永々同町之潤に罷成候様、被成下候處、亡祖父代より
 多年心懸置、其身先立殘八人之者共にも申合納代仕、別段之志、
 御上下之爲に罷成義仕、奇特之儀に付、品々御奉行衆えも相達、
 爲御褒美御金三兩三分被下置候事。

今村肝入

幾右衛門

黒川郡今村之内吉岡町、御傳馬仕人共困窮に付、潤にも罷成候様仕
 度、願之上代上納仕、於上に御預り、兩御蔵元え被相渡置、右利分
 被渡下、永々同町之潤に罷成候様、被成下候處、別段之志を以、
 御上下之爲に罷成儀仕、奇特之義に付、品々御奉行衆へも相達、
 爲御褒美御金貳兩貳歩宛被下置候事。

黒川郡大肝入

千坂仲内

くろかわぐんいまむらのうちよしおかまち おてんまにんどもこんきゆう つき うるおい まかりなりそうろうようつかまつりたく
 黒川郡今村之内吉岡町、御傳馬人共困窮に付、潤にも罷成候様仕度
 願之上、代上納仕於上に御預り、兩御蔵元え被相渡置、右利分被渡下、
 永々同町之潤に罷成候様、被成下候處、別段之志を以、御上下之爲
 に罷成義仕、奇特之義に付、品々御奉行衆えも相達、爲御褒美御金
 貳兩貳步宛被下置候事。

覺

よしおかまちおてんまつかまつるものどもうるおいのため おおきもいりちさかちゆうない きもいりいくう えもん おひやくしよう
 吉岡町御傳馬仕者共爲潤之、大肝入千坂仲内・肝入幾右衛門・御百姓
 遠藤周右衛門・小兵衛・十兵衛・十三郎・篤平治・善八・新四郎、志願
 を以、安永元年相納置候、金千兩之御利足、舊臘迄大文字屋より請取、
 御町中え人人に配分候處、是迄極月二十九日晦日限りに斗、大文字屋

より相渡り、金請取人正月朔日二日、右金持参節句以後に外配分成兼、
あいわた きんうけとりになんしょうがつついたちふつか みぎきんじさんせつく いご ばかりはいぶんなりかね
 年内御年貢諸上納之足りは勿論、困窮者共越年支度之助にも行渡り兼、
ねんないおねんぐしよじょうのうの た もちろん こんきゅうものどもえつねんしたくのたすけ いきわた かね
うるおい うす そうろうあいだ このすえはいまむらおねんぐきんのうち おこおりにおいてじきじきみぎおり
 潤も薄く候間、此末者今村御年貢金之内より、於御郡に直々右御利
そくきんわたしくだされ おてん まつかまつるものども ごようしやのためあいわたしそうろうようなくだされたく おつてねがいさしだし
 足金被渡下、御傳馬仕者共え、爲御用捨之相渡候様被成下度、追願指出
もうしたきしだい とくへいじぎ ごじょう かおかんじょうしよにおいて ごろうやくさくらだごろうぎ えもんさま
 申度次第、篤平治儀於御城下御勘定所、御老役櫻田五郎左衛門様え御
ないないにかがいそうろうところ ねがいさしだしそうら ばごぎんみ あいわたさるべく そのせつよろしくおとりはからい
 内々伺候處、願差出候はゞ御吟味に可被相渡、其節宜敷御取斗
おおせたつせらるべくそうろうあいだ みぎしたがきしたためさしだしそうろうよう ごないだんこれあるおもむき どうしやうがつかの かとくへいじ
 可被仰達候間、右下書認差出候様、御内談有之趣、當正月七日篤平治
もうしききそうろう つき べつしのとおりしたがきしたため どうはつかさしのぼらせ どうにんぎ ごろうやくさくらだ
 申聞候に付、別紙之通下書認、同二十日爲指登、同人儀御老役櫻田
ごろうぎ えもんさま ごらん いれそうろうえ いちだんしかるべきむねおおせはなされそうろうあいだ おもだちれんいんの ねがい
 五郎左衛門様え御覽に入候上、一段可然旨被仰談候間、表立連印之願
さしだしそうろうよう とくへいじもうしきき したがきとも さしくだしそうら えども いまいずみしちさぶろうさまおこおりぶぎよう
 差出候様、篤平治申聞、下書共に指下候得共、今泉七三郎様御郡奉行
おごん しちゆう さいしよの ねがいおなさけあずかり ごぎんみ なしくだされそうろうあいだ きよねんお とりたてなしくだされ
 御勤仕中、最初之願預御情、御吟味も被成下候間、去年御取立被成下
そうろうおれい かれこれみぎしたがきじさんまかりのぼ いちおうごないい あいうかがい いよいよもつておさしつかえこれなきわけ
 候御禮、彼是右下書持参罷上り、一應御内意相伺、彌以御差支無之譯
そうら ば ねがいさしだしきたきぞんりよ えんいん いたりそうろううち とくへいじぎ につちゆう ちゆうせんがた
 に候はゞ、願差出度存慮にて延引に至候内、篤平治儀二月中、鑄錢方

におおせくだされそうろうあいだ じきじき にくれがたまかりいでそうろうところ ごないないにもうしあげそうろうよし におなかまささま
 にて被仰下候間、直々に暮方罷出候處、御内々申上候由にて御中間様
ごじゆくだんなしおかれあし ぎ つき おこころづけ もつてみぎしたぎきのしゆい ねがいさしたたくきさし
 え御熟談被成置悪き儀に付、御心付を以右下書之趣意、願差出度氣指
のおもむき だんだんとなえあいきこえ よぎなきわけ あいきこえそうろうあいだ おねんぐきんのうち
 の趣も段々唱相聞得、無餘儀譯に相聞得候間、御年貢金之内より、
じゆつか ねんともまた じゆうご かねんとも ねんすう もつてじ
 拾ヶ年共亦是拾五ヶ年共、年數を以直かに被渡下様、御下知被相出候
あまり おさしさわり あいなるべく しさい これなきわけ あいまえそうろうだん いきよくかやば もく
 ても餘に御指障に可相成、子細も無之譯に相見得候段、委曲萱場木工
さま ただきしゆぜんさま わたべすけざえもんさま ごじゆくだんみぎ おさんにんさまとも ごどうい
 様・但木主膳様・渡部助左衛門様え、御熟談右御三人様共に、御同意
つきなおごぎん みなしくだされそうろうところ ねんすう もつておねんぐきん くだしおかれそうらい ねんすう
 に付尚御吟味被成下候處、年數を以御年貢金より、被下置候ては年數
あけのみぎり おつてねがいなごさしださずそうらえ あいなるまじく みぎおよにんさまごさいやくちゆう ごぎんみ
 明之砌、追願等不指出候得ば相成間敷、右御四人様御在役中は、御吟味
ごげち はかどるべくそうらえども おんうつ かわ これあるぎ ごしんやくさまかた あいなり
 御下知も可抄取候得共、御移り代りも有之儀にて、御新役様方に相成
そうらえ しんきのごぎんみ いた そうろうぎ かれこれついねんのぎおこころもとなくおぼしめされそうろうあいだ
 候得ば、新規之御吟味に至り候儀、彼是追年之儀無御心元被思召候間、
ねんかくこれなくこのすえ ごげち おおせわたされそうら ば いずれ あんどつかまつるべきしなじな しちさぶろうさま
 年格無之此末と御下知被仰渡候はゞ、何も安堵可仕品々、七三郎様に
おしかえ ごじゆくだんなしくだされそうろうところ おなかまさまちゆうごもつとも ごしやうち もはやごげち
 て押返し、御熟談被成下候處、御中間様中御尤に御承知、最早御下知
あいいでそうろうはず ごぎんみすわ あす がた おむきむき おおせわたさるべく ごげち まえ
 相出候筈に、御吟味据り、明日方御向々より、可被仰渡、御下知前に

は候得共、被相留置候御用筋、如何様之事と床敷可存、先以御内々御傳
そうらえども あいとめおかれそうろうごようすじ いかようのこと ゆかしくとぞんずべく まずもつてごないないおつたえ
 被成下旨、七三郎様被仰含、下書共に被相返候に付、難有仕合に奉存、
なしくださるむね しちさぶろうさまおおせふくめられ したがりとも あいかえされそうろう つき ありがたきしあわせ ぞんじたてまつり
 下宿扣居候處、翌十三日暮方、御代官菊田五郎大夫様より、罷出候様
げ しゆくひひかえおりそうろうところ よくじゆうさんにちくれがた おだいかんきくた ごろうたゆうさま まかりいでそうろうよう
 被仰下、其夜御同人様御屋敷え罷出候得者、右爲御用捨之被下置御利
おおせくだされ そのよごどうにんさまおやしき まかりいでそうらえば みぎごようしゃのためくだしおかれる おり
 足金、此末黒川郡御年貢御取立之内より、御直々に於御郡被渡下段、
そくきん このすえくろかわぐん おねんぐ おとりたてのうち おじきじき おこおりにおいてわたしたくさるだん
 木工様・主膳様・七三郎様・助左衛門様、御連名にて被仰渡、御下知寫
もくさま しゆぜんさま しちさぶろうさま すけざえもんさま ごれんめい おおせわたされ ごげちうつしの
 御紙面被相渡冥加至極、難有仕合に奉存、翌十四日爲御禮之、七三郎
ご しめんあいわたされみようがしごく ありがたきしあわせ ぞんじたてまつり よくじゆうよつかおれいのため しちさぶろう
 様御屋鋪え罷出、木工様・主膳様・助左衛門様・御郡奉行様方えも、
さまおやしき まかりいで もくさま しゆぜんさま すけざえもんさま おこおりぶぎようさまがた
 御禮に罷出度旨、御内々相伺候處、七三郎様御指圖之上、木工様・主
おれい まかりいでたきむね ごないないにあいうかがいそうろうところ しちさぶろうさま おさしずのうえ もくさま しゆ
 膳様・助左衛門様、御郡奉行砂金仲左衛門様え計、御禮に罷出、十五日
ぜんさま すけざえもんさま おこおりぶぎよういさごちゆうざ えもんさま はからい おれい まかりいで じゆうごにち
 雨天に付、逗留十六日罷下候事。
うてん つき とうりゆうじゅうろくにちまかりくだりそうろうこと

安永六年三月

千坂仲内

下書

くろかわぐんおおきもいりちさかちゅうない、どうぐんいまむらよしおかまちきもいりいくう、えもん、ならびにおひやくしよう
 黒川郡大肝入千坂仲内、同郡今村吉岡町肝煎幾右衛門、並御百姓
 えんどうしゅうう、えもん、こへえ、じゅうべえ、じゅうざぶろう、とくへいじ、ぜんばち、しんしろう
 遠藤周右衛門・小兵衛・十兵衛・十三郎・篤平治・善八・新四郎、
 おそれながらねがいたてまつりそうろうのこと
 乍恐奉願候事。

いまむらよしおかまちおひやくしようども、しぜんこんきゆう、まかりなりそうろううえ、こきやくつぶれおひやくしようあまたあいいで
 今村吉岡町御百姓共、自然困窮に罷成候上、沽却禿御百姓數多相出、
 おてん、まおんまちやく、ときどきさしとどこおりあいきこえ、おかみのごようつかえ、いた、よんどころなきしあわせとなおざり
 御傳馬御町役、時々指滞相聞得、御上之御用支に至り、無據仕合等閑
 しがたく、せつしやども、きんせんりようぶんぜに、じようのうつかまつるべくそうろうあいだ、おかみにおいておあずかり
 にも難仕、拙者共より金千兩分錢にて上納可仕候間、於御上に御預
 なしくだされ、おかしがた、なりともなしくだされ、みぎりぶん、もつていかほど、えいえいよしおかまち、おてん
 被成下御貸方に成共被成下、右利分を以何程にても、永々吉岡町御傳
 まつかまつるものども、ごようしや、くだしおかさるようごぎん、みなしくだされ、かつまいねんいまむらよしおかまち、おねん
 馬仕者共え、御用捨に被下置様御吟味被成下、且毎年今村吉岡町御年
 ごきんのうち、もつて、ごようしや、くだしおかさるようなしくだされ、もしどうむらおねん、ごきんどお
 貢金之内を以、御用捨に被下置様被成下、若同村御年貢金通りにて、
 ふそくのぎ、ごさそうら、ば、きんそんおねん、ごきんのうち、くだしおかさるようなしくだされたく
 不足之儀も御座候はゞ、近村御年貢金之内にて、被下置様被成下度、
 しなじなめいわくねんにがたちゅう、おいおいねがいたてまつりそうろうところ、みぎきんつきはちりんのりそくつき
 品々明和九年二月中、追々奉願候處、右金月八厘之利足付にて、兩
 おくらもと、あいわたされ、みぎりそくねんねん、おくらもと、おこおりがた、わたしくださるべきだん、どうねん
 御蔵元え被相渡、右利足年々御蔵元より、御郡方え可被渡下段、同年
 ろくがたちゅう、ごげち、おおせわたされそうろう、つい、きんだいとりあわせせんりようのたか、みぎくねんくがたちゅう
 六月中、御下知被仰渡候に付て、金代取合千兩之高に、右九年九月中

迄までに、御蔵元おくらもとえ上納仕じょうのうつかまつり、去暮迄さるくれまで右千兩分之御利足金さるくれまでみぎせんりようぶんのおりそくきん、大文字屋だいもんじやより
 年々ねんねん暮被渡下しのくれにわたしくだされ、御傳馬仕者共おてんまつかまつるものどもえ、配分頂戴爲仕はいぶんちやうだいつかまつらせ、難有仕合ありがたきしあわせに奉存ぞんじたてまつり
そろう。十二月上旬迄じゅうにがつじようじゆんまでにも、右御用捨金被下置候得みぎごようしゃきんくだしおかれそろうえば、直ぐすに其年之御年
ぐ貢諸上納金しよじょうのうきんに仕つかまつり、何も無滞御年貢等とどこおりなくおねんぐなど、抄取皆済仕義はかどりかいさいつかまつるぎに御座候處ござそろうところ、是
まで迄じゅうにがつにじゅうはちくにちみそかかぎりは十二月廿八日晦日限ばかりに外だいもんじや、大文字屋だいもんじやより相渡り不申あいわたもうさず、御金請取
にんよくしよがつついたち人翌正月朔日じさんまかりくだに持参罷下りいご、以後配分仕候方はいぶんつかまつりそろうかたより、御年貢諸上納之
ぎ儀もちろんは勿論こんきゆうしやどものえつねんのしたくのたすけ、困窮者共あいなりかね越年支度之助おてんまつかまつるものにも相成兼としのくれかせ、御傳馬仕者としのくれかせ、年之暮窶
うすぎも薄くいきわたりかねもうすぎ、行渡兼申儀ござそろうあいだに御座候間おそれながらえんりよしごく、乍恐遠慮至極ぞんじたてまつりそらえどもに奉存候得共みぎよう、右用
しやきんごべつだんの拾金御別段之御吟味もつてを以とうくれ、當暮より今村吉岡町いまむらよしおかまち、並近村御年貢金之内ならびにきんそんおねんぐきんのうち
じきにて、直おひきおとしくださるように御引落被下様なしくだされたくねがいたてまつりそろう、被成下度奉願候さいしよごげちおおせわたされ。最初御下知被仰渡さる、去
くれまで暮迄御蔵元おくらもとより、被渡下候儀わたしくだされそろうぎを夕様奉願候儀かようにながいたてまつりそろうぎは、乍恐遠慮至極おそれながらえんりよしごくに
ぞんじたてまつりそらえども奉存候得共いきよく、委曲ぜんぶんは前文もうしあげそろうとおりのぎに申上候通之儀ござそろうあいだに御座候間ござそろうあいだ、御吟味
なしくだされたく被成下度はばかりをもちえりみず、不顧憚かくのごとくもうしあげそろういじようをも、如斯申上候おそれながらえんりよしごく以上。

安永六年正月

吉岡町御百姓

新四郎

善八

篤平治

十三郎

十兵衛

小兵衛

遠藤周右衛門

幾右衛門

千坂仲内

同

同

同

同

同

同

同町肝煎

大肝煎

幸左衛門様

五郎太夫様

右之寫之通、出入司衆被仰聞候條、仲内此度罷登居候て、左之趣、

御自分承知にて、直々被御申渡候様、可有之候以上。

鳴原長之助印

砂忠左衛門印

三月十三日

菊田五郎太夫殿

同役衆

寫

くろかわぐんおおきもいりちさかちゆうないら じようのうしおくみぎだいだいもんじやてまえ あずか おき ねんねん
 黒川郡大肝入千坂仲内等、上納仕置右代大文字屋手前え預り置、年々
 りそくあいわたしせうろう うけとり どうぐんよしおかまち おてん まつかまつるものひとども ようしやのため あいわたしせうろう
 利足相渡候を受取、同郡吉岡町御傳馬仕者人共え、爲用捨と相渡候
 ようつかまつりたきよし つき みぎのとおりなしくだされせうろうところ みぎわた かたおしつまりまで わたしくださるよう
 様仕度由に付、右之通被成下候處、右渡り方押詰迄に被渡下様にて、
 めんめん あいわたすぎ おうふく あいだ とり とし こしあいわたしせうろうよう ならるべきぎ もつともうけ
 面面え相渡儀は、往復に間も取、年を越相渡候様にも可被成儀、尤受
 とりになさしださせせうろう いりよう あいかけせうろうぎ これあるべきぎ めんめんかくご ちがい
 取人爲差出候にも、入料も相懸候儀も可有之儀にて、面々覚悟も違
 そうろうよう あいなるぎ これあるべくせうろうあいだ べつだんののぎんみ もつて このすえどうぐんねんぐきんとりたて
 候様、相成儀も可有之候間、別段之吟味を以、此末同郡年貢金取立
 のうち じきじきみぎ おりそくわたしくださるべくせうろうあいだ みぎのぶん おくらへじようのうひかえおき じきじき
 之内より、直々右御利足可被渡下候間、右之分御蔵上納扣置、直々

めんめん あいわたしそうろう おこおりがたにおきめわたしのしゅびこれあるべくそうろう みぎのとおり なしくだされそうら
 面々え相渡候。於御郡方納渡之首尾可有之候。右之通に被成下候は
 ば、受取人爲差登候入料も不相懸、面々えも無延引、年の暮諸度相渡
 そうろうようあいなし いずれ あんどまかりあるべきぎ かくべつのしなじなをもつて あいおさめおきそうろうころ あいたちしかるべし
 候様相成、何も安堵可罷在儀、格別之品々以、相納置候心も相立可然
 と吟味如此候。幸此度右仲内儀罷登居候間於向々に直々申渡候様、
 これあるべくそうろう おかんじようぶぎよう ころえのためもうしわたしそうろういじよう
 可有之候。御勘定奉行へも爲心得之申渡候以上。

さんがつじゆうににち
 三月十二日

わた すけさえもん
 渡 助左衛門
 いま しちさぶろう
 今 七三郎
 かや も く
 萱 木 工

いさごちゆうざえもんの
 砂金仲左衛門殿
 あらとしちべえどの
 荒砥七兵衛殿
 こんどうじようすけどの
 近藤丈助殿
 ほりえせいうえもんの
 堀江清右衛門殿

なおもつてみぎのおもむき だいもんじやおもだちてだい おかんじようぶぎよう もうすとおりおきそうろうよう
 猶以右之趣、大文字屋主立手代えも、御勘定奉行より申通置候様、

これあるべくそうろういじょう
可有之候以上。

積善せきぜんの家いえには、餘よんの慶けい有あり、積不善せきふぜんの家いえには、餘よんの殃わざわい有ありと聞きしも、
世せ上じょう浮ふ沈ちんをためし見るに、陰徳いんとくある人ひとの子孫しそんも衰おとろへ、無慈悲むじひなる人ひとの
富とみ榮さかふる有あるは、疑うたがひなきにしもあらざるべけれ。とかくやまといに
しへ令れいの事ことを廣ひろく尋たずぬるに、顔回がんかいと云いし人ひとは、亞聖あせいとかいへて已すに聖人せいじん
にも、至いたらん程ほどの人ひとなりしに、家貧いえますしくして狭せまき小路こうじに、かすかの家居いえい
し、其上そのうえ壽えさへ長ながからで、三拾壹歳さんじゅういつさいの年としに身みまかられしとかや。又また盜跖とうしやく
といへしは、盜賊とうぞくの張本ちやうほんにて、多おほくの寶たからを盜ぬすみ、多おほくの人ひとを殺ころせども、
其身そのみ一生いっしやう安樂あんらくに暮くらし、壽よわいも長ながかりしとぞ。かゝれば惡あくを積つみても、富と
み榮さかゆるこそよきと思おもふ人ひともあるべきに、顔回がんかいの子孫しそんは數千年すうせんねんを經へて、
世せ々に賢かしこき人ひと々びと有ありて、今いまの世よ迄までも血系ちけいたや絶ちさずありときけり。盜跖とうしやくは
只ただ一代いちだいの榮花えいがにて、其子孫そのしそん有ある事ことを聞きかず。是これによつていはゞ、積善家せきぜんのかみに

餘よんの慶けい有ありといへるもむべなりけり。我朝わがちょうにも小松こまつの三位重盛さんみしげもりは、父ちち
 君ぎみの惡業あくぎようを度々たびたび諫いさめ玉たまひけれ共ども、清盛終きよもりついに用もちひ玉たまはねば、あぢきなき
 事ことに思召おぼしめし、三熊野みくまのの神かみに祈いのりて、終ついに身命しんみょうを捨給すてたまひし。平家へいけの門葉もんようは
 平治へいじの亂みだれに、悉ことごとく跡絶あとたへぬれ共ども、重盛しげもりの子孫しそん斗ばかりは今いまに有ありと云いへり。又また
 菅原すがわらの道眞公みちざねこうは、御徳おんとく高たかくましまして。御政道ごせいどうもまさしくおはしまし
 けるに、藤原ふじわらの時平公ときひらこうの讒そしりにより、太宰府だざいふに流ながれ給たまひ、御夫婦ごふうふの御別おわか
 れさへつらかりしに、御公ごきん達だちまで夫夫それぞれの國くにに流ながされ給たまへぬ。然しかはあれ
 ど其御子孫そのごしそん、今は名高なだかき御大名おだいみょうにてぞおはする。斯かるためしよの世よに少すく
 なからざれば、善ぜんを積つむと迄までには及およばずとも、陰徳いんとくを心こころにかけ、無慈悲むじひ
 なるわざはいたしまじき事ことなるべし。爰ここに黒川郡くろかわぐんなる吉岡驛よしおかえきに、御合おごう
 力りき金下きんくだしおかれ候事そうろうことは、去明和年中さるめいわねんちゅう、同町菅原屋篤平治どうまちすがわらやとくへいじ・穀田屋十三郎こくたやじゅうざぶろう
 兩人りょうにんの志こころざしより起おこり、追々おいおい同志どうしの人も出いで来て、志願しがんの黄金千兩迄こがねせんりょうまで公こうえ
 奉りたてまつしかば、其子錢そのしせんもて御合力下おごうりきくだされ、町中まちなかの補おぎなひとは成なりけり。其趣そのおもむき

は國恩記長文に委しければ、爰にもらしつ。扱歲月移行まゝに、享和
 のはじめ、公のあげつろひ替りて、末限りなく子錢を下し給ふべきや
 うなしとて、其元金よりくださるといふ事に成る。終に文化拾壹年の
 年には、下され拂と仰せ言ありければ、人々俄にあわて驚き、神に祈
 り佛に誓ひ、様様にねぎ事奉れど、そのかひなくてやみぬ。爰に御地
 頭弘行君は、御仁心深くおはしましければ、町中の嘆きを痛思召折を
 得て、夫々の司々へ御事はかりましたしければ、再びねぎ事叶ひ、又
 しも元の如く、御合力下さる事とはなりぬ。今や志願せし人々も、黄泉
 の客となりて生残れるは稀に、其子孫の衰へたるもあれ共、世の盛衰
 は命なり。こはいかにすべき。乍去後の世にまで富栄んも知るべから
 ず。余も又其同志の中にてあれど、齡七旬に近ければ、老の行末長か
 らじと思ふにも、彼の人々の陰徳もて、町中長々御恵を蒙ることの始
 末をも書残し置、志願の人々の子孫はいふに及ばず、町中の今も忘れ

ざるべき爲にとて、國恩再興記とは名付たりぬ。黒川郡吉岡下町
 新四郎自序。

弘化二年十二月

國恩再興記

黒川郡吉岡驛え御合力被下候儀は、去る明和年中、菅原屋篤平治・
 穀田屋十三郎兩人之存付にて、志願調達も仕、御傳馬仕者え、永續之
 一助に相成候様、御合力金被下置候様奉願度企有之。時之大肝入千坂
 仲内方迄、内々申出候處、於仲内も其志甚感入、其身も加入致段々
 吟味に相成候處、追々同志之者六七輩相出、就中浅野屋甚内等深く懲
 漣し、義に勇み荷擔し候に付、志願人共大に力を得、種々手段を盡し
 候處、大金之賦り容易に相出兼、面々千辛萬苦を不厭、萬事不成就時
 に、其身命をも擲候て誓約致し、漸くの事で見詰も相立、金千兩調達

つかまつるべくせうろうあいだ みぎごりじゆんきん もつて よしおかえき えいえいおごうりきなしくだされたく しなおんうえ
 可仕候間、右御利潤金を以、吉岡驛え永々御合力被成下度、品御上
 さま ねがいたてまつりせうろうところ かる ものどもすえのぎ おほしめしより かくまであつ しがんとりおきせうろうぎ の
 様え奉願候處、軽き者共末之儀を思召寄、斯迄厚く志願取起候儀之
 しんせつ きとくのこと せうろうあいだ ねがいのごとくおとりうけなしくださるだん ごげちあいなり みぎせんりよう
 深切、奇特之事に候間、如願之御取請被成下段、御下知相成、右千兩
 しゆび よくちようたつかまつりせうろう つき ごりそくのためきんきゆうじゆうろくりよう つ おねんねんおごうりき
 首尾好調達仕候に付、爲御利足金九拾六兩づ、御年々御合力
 なしくだされ ありがたくちようだいつかまつり こまえいつとう それぞれはいぶんいた おんえきやくとどこおりなくあいつとめきた
 被成下、難有頂戴仕、小前一統へ夫々配分致し、御驛役無滞相勤来
 る由は、國恩記に委敷載候得ば爰には略候事。
よし こくおんき くわしくのせせうらえ ここ りやくしせうろうこと

ひとつかよう おごうりきなしくだされ おんえきやくとどこおりなくあいつとめきたりせうろうところ きようわがんねんしゆつにゆうつかさ
 一箇様に御合力被成下、御驛役無滞相勤来候處、享和元年出入司、
みやざわぶんざ えもんさまごぎんみ みぎせんりようの おりそく えいねんくだされせうろうぎ
 宮澤文左衛門様御吟味にて、右千兩之御利足、永年被下候儀にては、
おかみ おいた あいなりせうろうこと さいげんなくわたしくださるべきよう これなくせうろうあいだ みぎほんきんせんりよう
 上に御痛に相成候事にて、無際限可被渡下様、無之候間、右本金千兩
の うち これまであいわたされきせうろうふりあい もつ なしくずし かえしくだされせうろうあいだ おいおいちようない
 之内より、是迄被相渡来候振合を以て、済崩に被返下候間、追々町内
の せいすい じぎ したが ごぎんみなしくだされ こと おおせわたされせうろう つき
 之盛衰により、時宜に随ひ御吟味被成下との事に、被仰渡候に付、
しよやくし がんにんはじめ そう おひやくしようどもおおいにおどろき く く ひようぎぎんみ いたしせうらえども おかみにしたが
 諸役志願人始、惣御百姓共大驚、區々評議吟味に致候得共、従上

おおせわたされそうろうえ ちからおよばず このうえ、
 被仰渡候上は力不及、此上は、神力を奉願ねがいたてまつるほかこれあるまじく、
 鎮守八幡宮え参籠大願を起し、仰願くは如先例之御利足金、御合力おごうりき
なしくだされたくまことにしんたん、
 被成下度信神膽に銘じ、渴仰之首傾け奉祈念、夫より及數度に御上すうどにおよびおんうえ
さま 願え願申上候得共、御取請無之悲嘆之餘り、志願人共相寄吟味し、御ご
じようか おもて 城下表え罷登、穀田屋十兵衛伯父、船田立朔様御願致し、右立朔様は、
ちゆうせんざもと みうら やそうう えもん もうすごじん ごさそうろう ちゆうせんがたのこう
 鑄錢座元三浦屋惣右衛門と申御人に御座候。鑄錢方之功によつて、組くみ
し めしだされそうろうごじん やなぎまち みうら やちようはちかた たいりゆうしおり し がんになそうだいたちのかんまち
 士被召出候御仁。柳町三浦屋長八方に滞留仕居、志願人惣代立之上町
おときち いのすけ しもまちしんしろうさんにん みぎりゆうさくさまご どうどうくだされ おこおりがた
 音吉・亥之助、下町新四郎三人え、右立朔様御同道被下、御郡方へ
おやくやくさまし がんほったんのしじゆう きようわがんねんご ぎん みなお まかりなりそうろうしだい いちいち
 御役々様志願發端之始終、享和元年御吟味直しに罷成候次第、一々
ごえんぜつ なしくだされそうら えども ないじの ぎきゆうそくご ぎん み なさられがたく すうかねんのあいだ
 御演説被成下候得共、内事之儀急速御吟味にも難被爲成、數ヶ年之間
お やくやくさまおうつりかわり あいなり おだいかんひしぬまぐんじさま ごきんし まかりなりそうろうせつ みぎの
 御役々様御移代に相成、御代官菱沼軍治様、御勤仕に罷成候節、右之
ねがいしよさしあげそうろうところ とうじ のあるひとかしら はかり さんびやくはちじゆうよんきりのうち にひやくよんじゆうさんきり
 願書指上候處、當時之有人頭へ斗、三百八拾四切之内、貳百四拾三切
ひきくばり ざんきんひやくよんじゆういちきり ところ ねがいぬしならびにおおきもいりがた ばいごうつかまつるべく
 引配、殘金百四拾壹切の處は、願主並大肝入方にて、倍合可仕

おおせわたされそうろうところ そのごものかわ 被仰渡候處、其後物換り星移て、御代官様始御郡役付移代りに相成、
あいなり 被仰渡御趣意も年月相立候内に、自然と等閑に相成、年毎に御合力金
おごうりききん を以、文化拾壹年千兩之元金、殘六拾七切御渡拂に相成候段、被仰渡
おおせわたされ 一統俄に動轉致、種々吟味致候處、最初倍合等可仕被仰渡候壹卷、
おおせわたされ 遠藤周右衛門方より見出し候に付、肝入檢断等御一卷之趣を以、願
ねがい 申上大肝入高橋藤作殿より、御代官赤間正助様へ、及數度に願申上候
ねがい 得共、徒に往復のみにて、年月相立候事。

ひとつごじとうただきやましろさま 一御地頭但木山城様には、涌谷家より御螟蛉被爲成、御部屋住五ヶ年
おへやずまいごかねん 計にて、御當家之御格合も深く御得心無之内、御代替被爲成候に付、
つき ついたちごかるうちゅうめさせられ 一日御家老中被爲召、御家形之儀被申上候節、御當家は御所御拝領の
ごしよごはいりよう 儀御座候處、御下町年増困窮仕、已に驛役も難立續體。此儀甚恐入
このぎはなはだおそれいり 奉存候段被仰上候處、御地頭様一々被聞召届、夫は甚歎敷事に候
そうろう

ところ いかよう きゆうじよのしゆだんこれあるまじきや おりいりぎんみいたすべきむねおおせいでられそうろう
 處、何様にか救助之手段有之間敷哉。折入吟味可致旨被仰出候に付、
ごかろうちゆうもうしあげそうろう さめいわねんちゆう かんまちとくへいじ じゆうざぶろうりようにんのものども
 御家老中申上候には、去る明和年中、上町篤平治・十三郎兩人之者共、
しがんほったんつかまつり おおきもいりち さかちゆうない えんどうしゆううえもん そのほかつごうくにんせいやくつかまつり
 志願發端仕、大肝入千坂仲内・遠藤周右衛門、其他都合九人誓約仕、
しがんきんせんりようちゆうたつかまつり おかみ おあずかりなしくだされ みぎり そくきんねんねんおごうりきなしくだされ
 志願金千兩調達仕、上にて御預被成下、右利足金年々御合力被成下、
みぎ さんまちいつとうのひやくしゆう はいぶんつかまつりそうろう つき えきやくとどおりなくつとめきたりそうろうところ いかがの
 右を三町一統之百姓に配分仕候に付、驛役無滞勤来候處、如何之
ごぎんみ や きやうわくねん さいげんもなくおりそくわたしくださるようこれなきよし もつて がんきん
 御吟味に哉、享和九年に、無際限も御利足被渡下様無之由を以、元金
なしくずし おりそくわたしくだされそうろうふりあい もつて わたしくださること おおせわたされ ぶんかじゆういち
 より、済崩に御利足被渡下候振合を以、被渡下事に被仰渡、文化拾壹
ねんおわたしはらいまかりなりそうろうところ しがんにんどもせんしんばん くしんみよう なげうちこうせい のため ちゆうたつかまつりそうろう
 年御渡拂罷成候處、志願人共千辛萬苦身命を擲後世之爲、調達仕候
ごごんざ むなしくまかりなる ぎ なげ あま ある いまさらさんねんしごく ぞんじたてまつりそうろうあいだ
 志しも空數罷成儀は歎きに餘り有に、今更殘念至極に奉存候間、
おり みあいさいねがもうしあげたくぞんじふくめまかりありそうろうだん おおせあげられそうろうこと
 折を見合再願申上度存含罷在候段、被仰上候事。

ひとつそのごだんだんおやくやくさま おうつりかわり あいなり しゆつにゆうつかさおおまつざわたんこのみやさま おこおりぶぎよう
 一其後段々御役々様も、御移代に相成、出入司大松澤丹宮様、御郡奉行
はやしちんぺいさま ごぎんし まかりなりそうろうところ みぎ ごりようにんさま おおつきじゆうのしんさま ごもんじん
 林珍平様、御勤仕に罷成候處、右御兩人様は、大槻十之進様御門人に

に相聞得候間、爲寫取懸御目に可申、御挨拶被成置夜入御客様は御歸
あいきこえ そうろうあいだ うつしとらせおめにかけもうすべく ごあいさつなしおかれよるにはいりおきやくさま
 宅被成置、夫より右之品柄に付、國恩記急速爲寫取、爲相登可申、御
たくなしおかれ それ みぎのしながら つき こくおんききゆうそくうつしとらせ あいのぼらせもうすべく
 家老中え御直書被下置候に付、御合力願諸記寫方可仕、御家老山野川
かろうちゆう ごじきしよくだしおかれそうろう つき おごうりきねがいしよきうつかたつかまつるべく
 たいすけ 岱輔より、御同人様え招呼人數、上町和吉・中村林兵衛・同悴林右衛門・
ごどうにんさま めしよびにんずう かんまちわきち なかむらりんべえ どうせがれりんう えもん
 しもまちしんしろう 下町新四郎・同悴秀輔、都合五人にて寫取、早飛脚を以、仙府御屋敷
どうせがれしゆうすけ つごうごにん うつしとり はやびきやく もつて せんぶおやしき
 え被相登候に付、御地頭様御披見被遊、悉々御感悦被成置輕き者共行
あいのぼられそうろう つき ごぢとうさまごひけんあそばされ ことごとくごかんえつなしおかれかる ものどもゆく
 すえのこと 末之事を斯迄心頭に懸、志願仕候儀を聞し召し、神妙之事候と被仰、
かくまでしんとう かけ し がんつかまつりそうろうぎ きこ め しんみょうのことにそうろう おおせられ
 すぐさまはやしちんべいさま 直様林珍平様・大松澤丹宮様へ被指出候處、丹宮様には委敷御覽
おおまつざわたんごのみやさま さしだされそうろうところ たんごのみやさま くわしくごらん
 なしおかれ 被成置、賤き者共一驛末代之事を謀、斯迄厚く志願仕候儀は、深切
いやし ものどもひとえきまつたいのこと はかり かくまであつ し がんつかまつりそうろうぎ しんせつ
 きとくごりようない 奇特御領内にも稀成事と御感涙を催させられ、ケ様之志しの者共、上
まれなること ごかんるい もよお かようのころぎ ものども おかみ
 として無下に可被遊御棄様無之儀候得共、只今急に右千兩之高被相満、
むげ おすてあそばさるべきようこれなきぎにそうらえども ただいまきゆう みぎせんりようのたかあいみたされ
 如元之御合力被成下儀は此御時節難被爲及候間、當秋に至り候はゞ
もとのごとくおごうりきなくださるぎ このごじせつ およばせられがたくそうろうあいだ とうしゆう いた そうら
 いかよう 何様にも御金繰り候處、上よりも御足金可被成下候間、於吉岡町にも相
おきんぐりそうろうところ おかみ おたしきんなくださるべくそうろうあいだ よしおかまちにおいて そう

ぞくそうおうのものちようたつつかまつらせそうら 續相應之者より 調達爲仕候はば 如元御満可被成下との趣、林珍平様
おおせはなされそうらだん え被仰談候段、御移し有之。御地頭様被遊御大悦、其段大急を以御家
ろうちゆう 老中へ御直書被仰下候に付、三町肝入・檢斷・町老等、御家老鈴木源五
う 右衛門様御宅へ被召呼、山野川岱輔様・本田太郎左衛門様・小島左織
さま 様・伊東四郎介様、御列座之上御直書之趣、當秋に相成候はば、可奉願
むねおおせはなされそうらう 旨被仰談候に付、町内惣御百姓中、盲人之杖を得候如く喜悅仕、御地頭
さま 様被爲懸御深慮に、斯迄御取計被成下御仁心之程、何れの世にか
わすれたてまつるべき 可奉忘と一統感涙を催候處、此上は金子調達の儀と諸役付は勿論御
まちあつかい 町扱御家老中厚く御吟味被相盡候處、先年千兩之調達仕候節、寸
ぶん 分非常之指賦を以、漸く相調候儀に候處、歳推遷り町内も彌々困窮
さしせまりそうらえ 指逼候得ば容易之吟味には相調可申様も無之、種々様々に知略を廻ら
ようよう し漸々之事には金貳百五拾兩之高に相調、願書指上候處、願書御下知
などのぎ 等之儀は別冊に有り、早速御取請相成、従上も金貳百五拾兩御足金

なしくだされ 被成下、五百兩之高御満被成下候處、右之御利足計にては右驛之補
なしくだされ ござひやくりようのたかおみたしなしくだされそうろうところ みぎのござりそくばかり みぎえきの おぎない
 には相成間敷、御吟味を以此末五ケ年、於上倍金被成下、千兩之高に
あいなりまじく ござんみ もつてこのすえごかねん おかみにおいてばいきんなしくだされ せんりようのたか
 相満候に付、六ケ年目より如以前之年々御合力被成下事に相成、困窮
あいまたしそうろう つき ろつかねんめ いぜんのごとくねんねんおごうりきなしくださること あいなり こんきゆう
 驛場鰥寡孤獨體之者共迄、渴々も立續候様相成候儀は偏に御上様御
えきば かんかこどくていのもどもまで かつかつ たちつづきそうろうようあいなりそうろうぎ ひとえ おんうえさまご
 仁恵、御地頭様之御仁心より事成就致候譯にて先年志願發端仕候
じんけい ござとうさまの ござんしん ことじようじゆいたしそうろうわけ せんねんしがんほつたんつかまつりそうろう
 人々の誠心による所と一統感嘆安堵仕候事。
ひとびと せいしん ところ いつとうかんたんあんど つかまつりそうろうこと

ひとつかよう 一箇様に御合力金再興相成、吉岡三町蒙御仁恵事、誠に難有事に有之。
ひとつかよう おごうりききんさいこうあいなり よしおかさんまちござんけいをこうむること まこと ありがたきこと これあり
 仍て永世子孫御國恩を不致忘却様、國思記並國恩再興記共に一度宛
よつ えいせいしそんごこくおん ぼうきやくいたさぬよう こくおん きならびにこくおんさいこうきども いちどづつ
 春秋之内、小前一統爲讀聞可申、萬一右之趣意致忘却本心を失し私慾
しゅんじゆうのうち こまえいつとうよみきかせもうすべく まんいちみぎの しゆいぼうきやくいたしほんしん しつ しよく
 奸計を以、小前苦しめ候様取計者、於有之は蒙神明佛陀に冥罰、子孫
かんけい もつて こまえくる そうろうようとりはからうもの これあるにおいて しんめいぶつだにみようばつをこうむり しそん
 永々断絶せん。努努不可忘不可失。仍て御合力再興始末之趣書寫畢。
えいえいだんぜつ ゆめゆめわするべからずうしなうべからず よつ おごうりきさいこうしまつのおもむきかきうつしおわんぬ

志願連中七十翁
しがんれんちゆうしちじゆうおう

はやさかやしんしろうえいすい
早坂屋新四郎永綏

きん
謹書

おごうりききんととのえ
御合力金調

ひとつきんにひやくごじゅうりょうなり
一金貳百五拾兩也。

ただしおんうえさま ちようだいおたしもくきん
但御上様より頂戴御足目金。

ひとつきんひやくななじゅうごきりなり
一金百七拾五切也。

ただししがんにんかたおぎないのためすずきげんごう えもんさま
但志願人方爲補之鈴木元五右衛門様より、倍合預り金。其砌調達
たしあわせのため まずもつてそのせつまにあわさせそうろう つき へんさいあいなるはず もうしあわせそうろうこと
爲足合之、先以其節間に爲合候に付、返濟相成筈に申合候事。

ひとつきんにひやくにきりなり
一金貳百貳切也。

ただしなかまちさんでんしまつにん いちろうべいてまえ みぎさんでん
但中町散田始末人、市郎平手前にて、右散田より出金倍合之内相
くわえそうろう
加候。

ひとつきんひやくななじゅうごきりなり
一金百七拾五切也。

ただししもまちさんでんしまつにん しんしろうねんすうじゅういちかねん みぎさんでんかたばいごうきんのうち
但下町散田始末人、新四郎年數拾壹ヶ年。右散田方倍合金之内よ

り相加候。
あいくわえそうろう

一 金百四拾切也。
ひとつきんひやくよんじゅうきりなり

但三丁役前所荷口、并穀物問屋小駄賃錢。倍合金より相加候。
ただしさんちんちやうやくまえどころにぐち ならびにくくもつとんやおだちんせん ばいごうきん あいくわえそうろう

一 金六拾八切也。
ひとつきんろくじゅうはちきりなり

但御町扱伊東四郎介様にて、倍合金之内相加候。
ただしおんまちあつかいいとうしろうすけさま ばいごうきんのうちあいくわえそうろう

一 金貳百切也。
ひとつきんにひやくきりなり

但志田町門前吉左衛門より、品有之調達加候。
ただししだまちもんぜんきちざえもん しなこれありちようたつくわえそうろう

一 金四拾切也。
ひとつきんよんじゅうきりなり

但貳百五拾兩高に不足に付、足目金飢饉満金之内より、當座相加
ただしひやくごじゅうりようたか ふそく つき たしもくきんききんみたしきんのうち どうざあいくわえ

追て相戻候。
おつ あいもどしそうろう

七口金貳百五拾兩也。
ななくちきんにひやくごじゅうりようなり

惣合金五百兩也。
そうあわせきんごひやくりようなり

右金高、御上様にて五ヶ年倍合被成下元利合金千兩に被成下候。
みぎきんたか おんうえさま ごかねんばいごうなしくだされがなりあわせきんせんりよう なしくだされそうろう

みぎのとおりせんきのごとく、きんせんりよう
 右之通如先規、金千兩に年壹割之御利足付にて、
 金百兩宛年々吉岡驛、
 御轉馬仕人御合力爲永續之、年之暮頂戴被仰付、
 永々難有仕合奉存
 候。

其節御立入世話被成下御人數左に、
 御地頭様御家老

今野章七郎様

山野川岱輔様

本田太郎左衛門様

鈴木元五右衛門様

小崎左織様

伊東四郎介様

大肝入 助 市

檢斷 柳 七

齋兵衛

卯三郎

御町役

町老

太兵衛

新四郎

権吉

いまむらさんがまちおうせき
今村三ヶ町往昔より惣御百姓御傳馬仕者え、從御上様御合力一圓無之、
かつきんらいれんれんよがらしかりなく
且近來連々世柄無然、取譯吉岡町之儀者、年増不商賣御郡役御傳馬等
のしよごよう
之諸御用は、猶又相倍候て甚相衰、最早驛並御用も相勤兼候様、
あいなりそうろうものあまたあいみそうろう
相成候者數多相見候に付、九人之御連中*様、年來御志願にて、安永
がんねんのころ
元年之頃、金千兩御調達、御上様え被差上同所えの御合力被成下度次
だい
第、委細御願書を以數度被仰上、如御願之被仰付、右金御上様より、
だいもんじや
大文字屋え被相預、月八厘之御利足を以年之暮、永世被渡下候に付、
みぎそうおひやくしやう
右惣御百姓え御配分被成下候處、其後御當所之御年貢を以、直々御指
ひきわたしたるおんこと
引被渡下御事に相濟、誠御連中様各別御心慮被相盡、右之通御助情
なしくだされそうろうぎ
被成下候儀、惣御百姓舉て生々世々、難有仕合拜戴仕儀御座候。依之

えんりよ しごくとぞんじたてまつりそうらえども このたびうちよりぎんみつかまつりそうろう
 遠慮至極奉存候得共、此度打寄吟味仕候に者、如斯重き御恩得之御
 報志迎、何れの世に何を以可申上、心付も無之打過候も無據、漸に
ほうしとて いず よ なに もつてもうしあぐべき ころづけ これなくうちすぎそうろう よんどころなく ようやく
あいかんがえそうろう みぎごとくじようし せんえいせいもうしつたうること せうらえども としつきをへすうだい うつり
 相考候には、右御篤情子孫永々申傳事には候得共、経年月數代に移
そうろうすえ もしうとんじ ぞんずべきものひとり これありそうらい もつてのほかなるぎ まさにまたよ だいしよう
 候末、若疎に可存者一人も有之候ては、以之外成義。將亦世に大小
じようげ のごしんじよう かぎ とき せいすい しごくのごかんなん いたさせられそうろうぎま
 上下之御身上に限らず、時の盛衰にて至極之御艱難に、被爲至候儀間
まけんぶんまかりあるぎ ごごさそうろうところ くれんちゆう さまのうち まんいちふりよのおなんじ ごきゆうはく
 々見聞罷在儀に御座候處、御連中*様之内、萬一不慮之御難事御窮迫
のうえ すで ごそうぞく おたいせつのば いたさせられそうろうみぎり みぎちようだいおおせつけられそうろうおあわせ
 之上、既に御相續御大切之場に、被爲至候砌は、右頂戴被仰付候御合
きんだか ごじゆうりようおひきおとし ごしよむなしくだされごそうぞくの つき なしくだされそうらい
 金高より、五拾兩御引落、御所務被成下御相續之御■付に被成下候て、
くにんの ごれんちゆう さま ごいつか そういなく ごそうぞくなしおかれそうろうようつかまつりたくりようけんつかまつり
 九人之御連中*様、御一家も無相違、御相續被成置候様仕度料簡仕
そうろう しかしきんごじゆうりよう かぎ もうしあげそうろうをもつて ごきゆうなんの ぎ はしごくのうえ
 候。併金五拾兩に限り申上候以、御窮難之儀者至極之上にも、御輕
ちよう ごぎあるべくそうろうこと ぞんじたてまつりそうろうあいだ みぎきんだかそのせつの おま あわせもうすま じくそうろうをもつて
 重も可在御座候事に奉存候間、右金高其節之御間に合申間敷候以、
ななじゆう ごりようのたか かぎ ごしよむなしくだされたくぞんじたてまつりそうろう ひきのこりきんのところ さんけんだん
 七拾五兩高に限り、御所務被成下度奉存候。引殘金之所は、三檢断
くみがしらなど はもうすにおよばず まちなかのとしよりもあいくわえそうらい おりいりぎん みつかまつりめんめんこんにちの そうぞく
 與頭等者不及申、町中老者共相加候て折入吟味仕面々今日之相續、

そのぶんのものどもそのせつ かぎ 御合力一圓不申請候共、達て たつ 之儀にも在之 これある
 間敷候條、極貧之者共へばかり御引配被成下様 仕度候。此所餘り立 たち
 入候吟味之様、可思含哉も難計奉存候得共、如前文之萬代不易之御恵 お
 被成下候。御連家様永年御立揃、御豎勝に祝し上申度、乍慮外至極御 お
 百姓中連印を以、申上儀に御座候條、御取納被成下度奉捧一札候以上。

上町御百姓 かんまちおひやくしやう

惣十郎印 そうじゅうろういん

安永拾年五月朔日 あんえいじゅうねんごがつついたち

同 五兵衛印 どう ごへえいん

同 伊七印 どう いしちいん

上町 後家女印 かんまち ごけおんないん

上町御百姓 三太郎印 かんまちおひやくしやう さんたるういん

同 久太印 どう きゅうたいいん

神職人 星野運蔵印 しんしよくにん ほしのうんぞういん

同 助兵衛印 どう すけべえいん

同 市兵衛印 どう いちべえいん

同 彦助印 どう ひこすけいん

上町 利兵衛印 かんまち りへえいん

同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう
同 與 四 郎	同 喜 八 印	同 善 治 印	同 助 市 印	同 三 五 郎 印	同 勘 兵 衛 印	同 權 内 印	同 久 三 郎 印	同 專 之 助 印	同 彌 四 郎 印	同 長 作 印	同 覺 之 丞 印	同 五 左 右 衛 門 印
後 家 女 印	喜 八 印	善 治 印	助 市 印	三 五 郎 印	勘 兵 衛 印	權 内 印	久 三 郎 印	專 之 助 印	彌 四 郎 印	長 作 印	覺 之 丞 印	五 左 右 衛 門 印

同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう	同 どう
同	同	同 與 頭	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
文 吉 印	三 藏 印	伴 七 印	丹 三 郎 印	傳 次 印	大 四 郎 印	■ 兵 衛 印	太 左 衛 門 印	本 助 印	長 太 郎 印	傳 左 衛 門 印	所 平 印	善 太 郎 印

同 源四郎母後家女印 どうげんしろうはごけおんないん

同 甚太郎印 どう じんたろういん

同 與頭 どうくみがしら 四郎左衛門印 しろうざえもんいん

同 甚十郎印 どう じんじゅうろういん

同 伊左衛門印 どう いざえもんいん

同 善七印 どう ぜんしちいん

同 茂傳次印 どう もでんじいん

同 十五郎印 どう じゅうごろういん

同 與頭 どうくみがしら 甚三郎印 じんざぶろういん

同 平志印 どう へしじいん

同 長兵衛 後家女印 どうちようべえ ごけおんないん

同 十郎左衛門印 どう じゅうろうざえもんいん

同 五郎八印 どう ごろうはちいん

同 栄吉印 どう えいきちいん

同 萬吉印 どう まんきちいん

同 勇助印 どう ゆうすけいん

同 源太郎印 どう げんたろういん

同 甚左衛門印 どう じんざえもんいん

同 仁左衛門印 どう じんざえもんいん

同 文次印 どう ぶんじいん

同 源之助印 どう げんのすけいん

同 孫四郎印 どう まごしろういん

同 萬太郎印 どう まんたろういん

同 六左衛門印 どう ろくざえもんいん

同 幸之丞印 どう こうのじよういん

同 傳藏 後家女印 どうでんぞう ごけおんないん

同 どう 中町 なかまち

源 げんろく いん 門 もんたろう いん 勘 かんう えもん いん 六 むつごろう いん 彌 やたろう いん 長 ちようじ いん 源 げんぞう いん 幸 こうきち いん 卯 うはち いん 喜 きうえもん いん 亦 またさく いん 忠 ちゆうはち いん 伊 いざえもん いん 左 ざえもん いん 衛 ゑもん いん 門 もん いん 印 印

同 どう 中町 なかまち
同 同 頭 どうくみがしら

仁 じんう えもん いん 門 もんべ えいん 彦 ひこしち いん 圓 えんきち いん 吉 きち いん 歌 うたしろう いん 四 じろう いん 郎 郎 いん 藤 どうう えもん いん 右 ぎもん いん 衛 ゑもん いん 門 もん いん 印 印 傳 でんごろう いん 五 ごろう いん 郎 郎 いん 利 りすけ いん 助 助 いん 長 ちようじゆうろう いん 十 じゅうろう いん 郎 郎 いん 印 印 市 いちぎえもん いん 左 ざえもん いん 衛 ゑもん いん 門 もん いん 印 印 又 またしち いん 七 七 いん 印 印

同 どう 同 どう

長七印 ちようしちいん
茂右衛門印 しげうえもんいん
小七印 しょうしちいん
善太郎印 ぜんたろういん
新八印 しんぱちいん
次右衛門印 じうえもんいん
權三郎印 こんざぶろういん
十右衛門印 じゅううえもんいん
五郎兵衛印 ごろうべえいん
平次郎印 へいじろういん
善四郎印 ぜんしろういん
吉兵衛印 きちべえいん
與三郎印 よさぶろういん

同 どう 同 どう

市三郎印 いちざぶろういん
次兵衛印 じへえいん
勘七印 かんしちいん
新吉印 しんきちいん
吉右衛門印 きちうえもんいん
茂傳次印 もでんじいん
傳右衛門印 でんうえもんいん
善八印 ぜんぱちいん
松兵衛印 まつべえいん
久吉印 ひさきちいん
長右衛門印 ちよううえもんいん
長左衛門印 ちようざえもんいん
久四郎印 きゅうしろういん

同 どう 同 どう 同 どう 下町 しもまち
同 どう 同 どう

庄五郎印 しょうごろういん
伊八印 いはちいん
源七印 げんしちいん
太七印 たしちいん
庄五郎印 しょうごろういん
五郎助印 ごろうすけいん
長四郎印 ちようしろういん
七蔵印 しちぞういん
平太郎印 へいたろういん
市太郎印 いちたろういん
與兵衛印 よへえいん
八助印 やすけいん
庄太郎印 しょうたろういん

同 どう 同 どう 同 どう 同 どう 同 どう 下町 しもまち
同 どう 同 どう

利右衛門印 りうえもんいん
清五郎印 せいごろういん
伊助印 いすけいん
庄兵衛印 しょうべえいん
庄太郎印 しょうたろういん
市之丞印 いちのじょういん
十左衛門印 じゅうざえもんいん
源吉印 げんきちいん
源六印 げんろくいん
甚之助印 じんのすけいん
太兵衛印 たへえいん
小三郎印 しょうざぶろういん
十吉印 じゅうきちいん

同 どう
同 與頭 どうくみがしら

萬 太 郎 印 まんたろういん
小 兵 衛 印 こへえいん
彦 太 郎 印 ひこたろういん
直 之 丞 印 なおのじょういん
彦 三 郎 印 ひこさぶろういん
萬 太 郎 印 まんたろういん
八 十 郎 印 はちじゅうろういん
善 七 印 ぜんしちいん
栄 吉 印 えいきちいん
庄 藏 印 しょうぞういん
清 之 丞 印 せいのじょういん
萬 吉 印 まんきちいん
清 七 印 せいしちいん

同 どう 同 どう

喜 四 郎 印 きしろういん
丹 五 郎 印 たんごろういん
五 郎 助 印 ごろうすけいん
門 之 助 印 もんのすけいん
喜 七 印 きしちいん
源 十 郎 印 げんじゅうろういん
甚 之 丞 印 じんのじょういん
長 之 丞 印 ちやうのじょういん
清 七 印 せいしちいん
庄 五 郎 印 しょうごろういん
伊 八 印 いはちいん
源 七 印 げんしちいん
太 七 印 たしちいん

國恩記

卷之六

終

下町	同	同	同	同	同	同	上町	肝煎	大肝煎
新四郎様	善八様	小兵衛様	十兵衛様	十三郎様	篤平治様	遠藤周右衛門様	遠藤幾右衛門様	千坂仲内様	

こくおんきかんいせつめいしょ
國恩記簡易説明書

1 概要
がいよう

2 國恩とは
こくおん

3 地理的・歴史的背景
ちりてき れきしてきはいけい

4 時代的取り扱われ方
じだいてきと あつか かた

5 詳細展開
しょうさいてんかい

註・本資料の内容の殆どは、「國恩記覚」（平成十三年（2001）七月一日、編著者吉田勝吉、
ひばいひん いんよう ちゆう きじゆつ
非売品）より引用しました。また、説明は「である。」調で記述しております。

1 概要

江戸時代の、仙台藩黒川郡吉岡町（現宮城県黒川郡大和町吉岡）の篤志家、菅原屋篤平治と穀田屋じゅうざぶろう、傳馬使役で疲弊した吉岡の町を何とか再生したいと願い、二人の茶飲み話から話が展開し、藩に千両の金を差上げ、その利子にて町民を救済した実話である。

時は明和三年（1766）から安永二年（1773）までの七年間（実際に町民が利金配分の文書に最終署名したのは安永拾年（1781）で、この間、千両の金を工面する際に願心仲間（篤志家）を如何にして増やした最終的に九人にしたかや、その過程での篤志家達の苦勞を、龍泉院榮洲瑞芝和尚が後世にその美挙を残すべく記したものである。

その後、この遣り方は文化十一年（1814）に一度消滅するが、弘化二年（1845）に再度藩に千両の金を納付して、その利子にて町民を救済している（國恩再興）。

その内容が大正時代に、仙台叢書第十一巻の一部「國恩記」として取込まれ、活字出版された（仙台叢書刊行会、大正十五年（1926）出版）。

2 國恩とは こくおん

(1) 「その国くにに生まれうて生せいを全まうし、身みを安やすんじ得うる恩おん。国家こっかの恩おん」(広辞苑こうじえん)

(2) 「生まれ育そだった国くにから受うける恩おん。」(三省堂大辞林さんせいどうだいじりん)

現代げんだいの人ひとに取とって理り解かいが上う手まく出で来きないのは、「国こく」と言いう概がい念ねんが「日本国にっぽんこく」と捉とらえるからと思おもわれ
る。当とう時じは幕府ばくふが政權せいけんを掌し握うし行ぎ政ようを執しつ行こうしていたため、「日本国にっぽんこく」が一般庶民いっばんしよみんに福ふ祉く行し政ようを
行おこなったと言いう事じ例れいが極端きよくたんに少すくないため、「国くにから受うける恩おん」のイメいーまーじが湧わかないためと考かんえられる。
このため、大和町史たいわちし下卷げくわんから、対たい応おうする部ぶ分ぶんを抜粹ばつすいすると以い下かの様ようではないかと推察すいさつする。

「篤志家とくしかたちの義捐金ぎえんきん一いっ千せん両りょうを藩庫はんこ(仙台藩陸奥国せんだいはんむつのおくに)に納付のうふし、その(陸奥国むつのおくにからの)利金りきんを下付かふし
て貰もらって窮民救済きゆうみんきゆうさいにあてたことを以もつて、國恩こくおんに潤うるおって生せいを安やすんじたものであり、この國恩こくおんは後々のちのち
までも記録きろくに留とどめ伝つたえねばならぬという趣旨しゆしに出でたものであった。」

3 吉岡町の地理的・歴史的背景 (國恩記覚) よしおかまち ちりてき れきしてきはいけい こくおんきおぼえ

P52 より引用 いんよう

(1) 仙台藩を縦断している奥州街道は、五街道*1に対し脇街道といわれた。

(2) 脇街道でも街道の宿駅の制度が簡素で、宿場町の伝馬役*2や助郷役*3の負担が軽いというものではない。

(3) 参勤交代で仙台藩領内の奥州街道を通過する大名は、国元の伊達氏のほか盛岡の南部氏、八戸の南部氏、弘前の津軽氏、松前の松前氏などで、同じ奥州街道でも羽州街道が合流する今の福島県内の奥州街道の通行量に比較すれば少なかつたと言えるが、それでも宿場町の発達が不十分な所では使役負担は大変であつたと言える。

(4) 奥州街道の吉岡宿(現・黒川郡大和町吉岡)もそのひとつであつた。

(5) 吉岡町が黒川地方の中心になるのは、伊達政宗の三男宗清が吉岡入りをしてから。彼は慶長十六年(1611)に黒川郡三万石の知行地を与えられ宮城郡松森から黒川郡下草に入る。

下草には多賀城から北上する中世の奥大道(おきたいどう)／おくのたいどう)*4の道沿いに城館があつたようである。

*1 五街道…江戸時代、江戸を起点とする東海道、中山道、日光道中、奥州道中（白河迄）、

甲州道中（下諏訪迄）の五街道は道中奉行の管理下におかれた。

*2 伝馬役…宿場の居住者は、宿場を利用する人、物資のために馬と労役を負担していた。こ

れを伝馬役と言う。

*3 助郷役…通行が多く宿場の伝馬役だけで不足した場合、宿場付近の農村から補助人馬を出さ

せた。これを助郷役と言う。

*4 奥大道（おくのたいどう）おくのたいどう（おくのたいどう）…古代の陸奥国の幹線の官道は、下野国から

白河関をこえて陸奥国に入り、陸奥国を縦に貫く道である（東山道）。そのコースは、中世

にも〈奥大道〉などと呼ばれて、基本的に変わることなく受けつがれた。それはまず阿武隈川

の谷を北上し、宮城・福島県境の厚樫山（阿津賀志山）をこえて国府の多賀城に達し、そこ

からは奥羽山脈の東麓を北上して平泉に出、北上川沿いに北進して蝦夷地に達する。

（世界大百科事典、平凡社、1988年より引用）（図1参照）

(6) 仙台城下町せんたいじょうかまちが設けられ整備せいびされてくるにともなうて、藩はんは藩はんの幹道かんだうを南みなみの岩沼いわぬま(現げん宮城県みやぎけんいわぬまし)から真まつすぐに北ほくじよう上せんたいじょうかまちさせ仙台城下町せんたいじょうかまちに導入どうにゆうし、さらにこれを北ほくじよう上せんさせた。これが近世きんせいの奥州街道おうしゅうかいどうである。

(7) この街道かいどうに慶長後期けいちょうこうきから元和期げんなき(1615～1624)にかけて新あたしく宿駅しゆくえきが設けられた。南みなみから、増田宿ますだじゆく(現げん宮城県名取市みやぎけんなとりし)、中田宿なかだじゆく(仙台市太白区せんたいしたいはくく)、長町宿ながまちじゆく(仙台市太白区せんたいしたいはくく)、七北田宿ななきたじゆく(仙台市泉区せんたいしずみく)、富谷新町宿とみやしんまちじゆく(富谷市とみやし)、吉岡宿よしおかじゆく、三本木宿さんほんぎじゆく(志田郡三本木町しだぐんさんほんぎちよう)と設けられ整備せいびされた。

(図2 参照)

(8) 伊達宗清だてむねきよが下草しもくさから吉岡よしおかの地ちに移うつつたのは元和二年げんなにねん(1616)のこと。宗清むねきよは居館きよかん・侍屋敷さむらいやしき・足軽屋敷あしがるやしきなどを設け、また寺社じしゃの移転いてんもおこなった。小城下町しょうじょうかまちの建設けんせつといってよいが、この小城下町しょうじょうかまちは行政的ぎようせいには、「今村いまむら」という名なの村むらのなかに設けられたものである。村むらのなかの町まちというのは現在の行政制度ぎようせいせいどからみるとおかしいと思われるが、仙台藩せんたいはんでは城下町じょうかまち以外いがいは町まちがあつても行政的ぎようせいには村むらのなかの町まちであつた。黒川郡今村くろかわぐんいまむらの小城下町しょうじょうかまち吉岡よしおかには、はじめ上町かみまち・

なかまち しもまち さんまち もう
 中町・下町の三町が設けられ、伝馬町となったようである。

(9) 江戸時代街道筋の宿場町の町は、町役として伝馬役を負担していた。

(10) 江戸時代初期から三町で構成される宿場町は、仙台藩では大きい方の宿場町。それが江戸

時代中期の安永三年(1774)の『今村風土記御用書出』によると、この三町に新田町と志田町が加

わり、吉岡町(宿)五町となっている。三町から五町への拡大は吉岡町の発展を考えるうえで

重要である。(図3参照)

(11) 重要なもう一点。吉岡宿は奥州街道の宿駅だけでなく、当時出羽街道とよばれた吉岡宿

を起点とし、中新田(現：宮城県加美郡加美町)、岩出山(現：宮城県大崎市岩出山)を経て出羽

の国(秋田県・山形県)に至る街道の宿駅でもあった。

(12) 両街道が合流するため、吉岡宿はそれだけ宿駅の負担が大きくなった。江戸時代後期に

入ると一般の商品輸送が盛んになり、宿民の駄賃稼ぎの機会も増えたが、御定賃銭といっ

て幕府が定めた駄賃で輸送する幕府や藩の官物輸送も増えた。

(13) 一般商品や農村の商品が幹道の街道を通らず、脇道を通って輸送されることもしばしばで、
 幹道の宿駅の宿民は駄賃稼ぎの機会を相対的に失って行った。このようなことで次第に
 吉岡の宿駅も宿財政が窮乏し、宿民の生活も困窮して行った。その時期は五町体制がで
 きた頃ころからのようである。

(14) 他の宿と違い、吉岡町は仙台藩の宿老但木氏が采邑(知行)する土地であったため藩はんからの
 伝馬補助が出なかった。



栖屋(せいや)郷
(古代)

「宮城県地名考」
では官道は宮城
本郷, 岩切, 利府
【りふ】町菅谷【す
げや】を経て黒川
郡に入ったので,
多賀国府の駅家
は菅谷(栖屋)の
地であると述べて
いる。

玉前(たまさき)郷
(古代)、現在の岩
沼市玉崎

篤借(あつかし)
郷(古代)、現
在の白石市越
河(こすごう)

図1 古代の官道(奥大道)

(図、文共に渡辺信夫編『東北の交流史』無明舎出
版、1999年より引用)

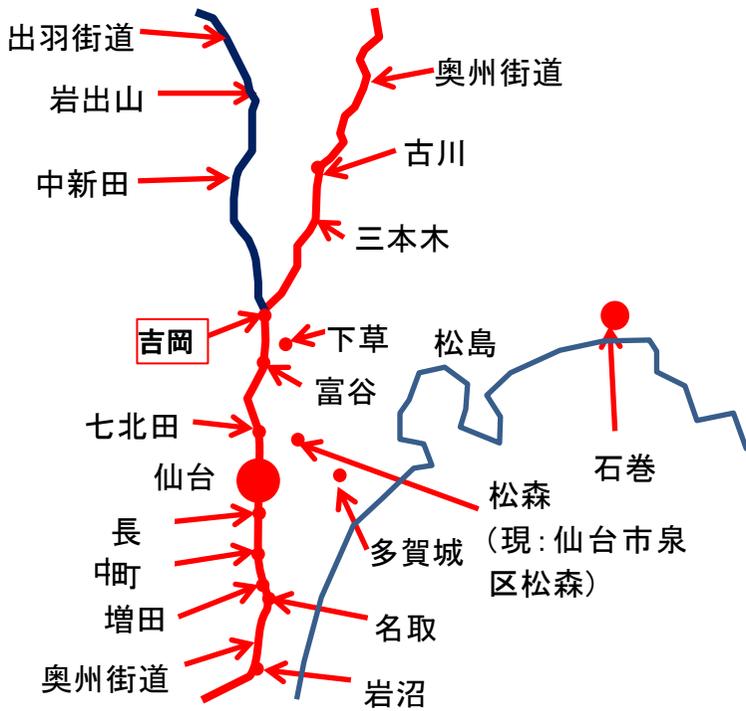


図2 奥州街道、出羽街道及び周辺 (菅原作成)

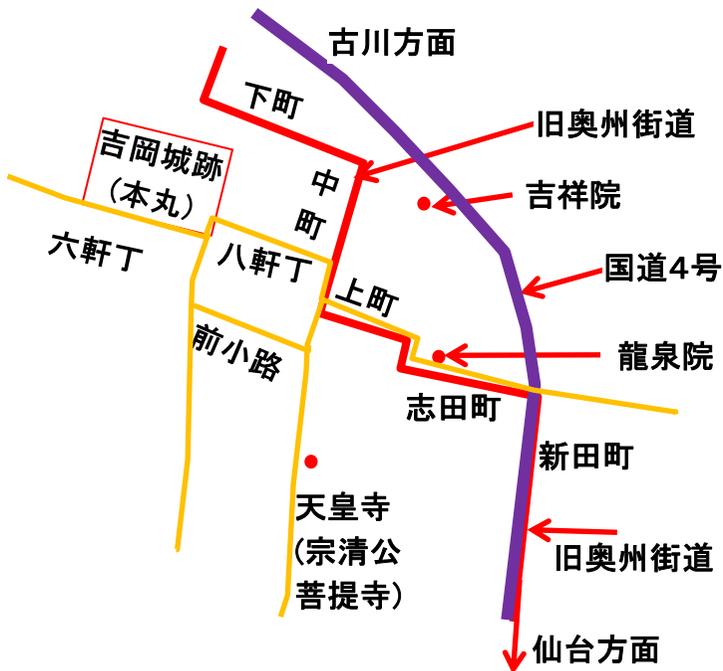


図3 吉岡町概略図 (菅原作成)

4 時代的取り扱われ方

(國恩記覚)

P14 より引用)

(1) (曹洞宗)宝珠山龍泉院八世栄洲瑞之和尚が、八年掛りで関連資料を収集し、安永二年(1773)三月より「吉駒國恩記序」、「國恩記自序」を書き始め、「國恩記五卷」、「題國恩記後」とを記録した。栄洲瑞之和尚の記録終了は安永三年(1774)一月である。

(2) これ等は上下二重の文庫に納められた。上の重には國恩記正編五卷、帙入の袱紗包。下の重には軸物三卷、それに起請文加代証文と願主九人への賞与のものなどで、これも袱紗包。藩からの賞与は別袱紗とした。

(3) これらを上下の重に組重ねて、掛け蓋をする。真糸袋真田紐でこれを結ぶ。その上に錦の袱紗をかけ、さらにその上に鍛子の袱紗で包み、木綿さなで結ぶ。これを溜塗の箱に入れ、木綿風呂敷

に包み、さらに黒漆の箱に包む。こうして箱袱紗共に七重にして保管することにした。(図4
 参照)

(4) これらの軸物・巻物は一応用済みのもので、また使うというものではない。けれども九人の願主
 たちの浅からぬ志に感じて、これを粗末に扱っては申しわけないと思つて、老いの徒然のす
 さびに、この様に営んで後世に残すことにした。

(5) 願うところは、この文庫を預る人は、盗難に合わない様くれぐれも注意し、年々夏の土用には
 風入れをし、防虫のための葉なども盛り替えるようにすべきである。小破にも手入れをし、大破
 した時には、願主九人の子孫は、大金を投じてもこれを修補し、この老僧の願いを永く千載に伝
 えて欲しい。そうして頂ければ、この老僧も草葉の陰で喜んでいられるだろう。

(6) *5 (最大の出資者：遠藤甚内・周右衛門親子(浅野屋)の子孫か)の下に門外不出で、嚴重に保存
さいだい しゅつししや えんどうじんない しゅううえもんおやこ あさのや しそん もと もんがいふしゅつ げんじゅう ほぞん
 されていた。(目が潰れると言われ、一般には公開されて来なかった。) *5 現在の保管者は、
め つぶ せいばん こうかい こ
ちようちよう よう すいさつ ちゅう あさのや えんどうしゅううえもん いとな しゅぞうぎよう やごう
 町長の様に推察される。(註：「浅野屋」とは遠藤周右衛門が営んでいた酒造業の屋号である)

(7) 明治時代になり、当時の吉岡町長(吉田潤吉氏)が明治二十六年(1893)十二月二十八日、浅野
めいじじだい とうじ よしおかちようちよう よしだじゆんきちし めいじにじゅうろくねん じゅうにがつにじゅうはちにち あさの
や とうしゅえんどうやひようえどの げんぼん かりうけ しやほん さざわこうせつし へんしゅうきさい
 屋の当主遠藤弥兵衛殿より原本を借受、写本したものを佐澤香雪氏が編集記載したものが、仙台
そうしよだいじゅういつかん いちぶ ことおんき
 叢書第十一巻の一部の「國恩記」である。

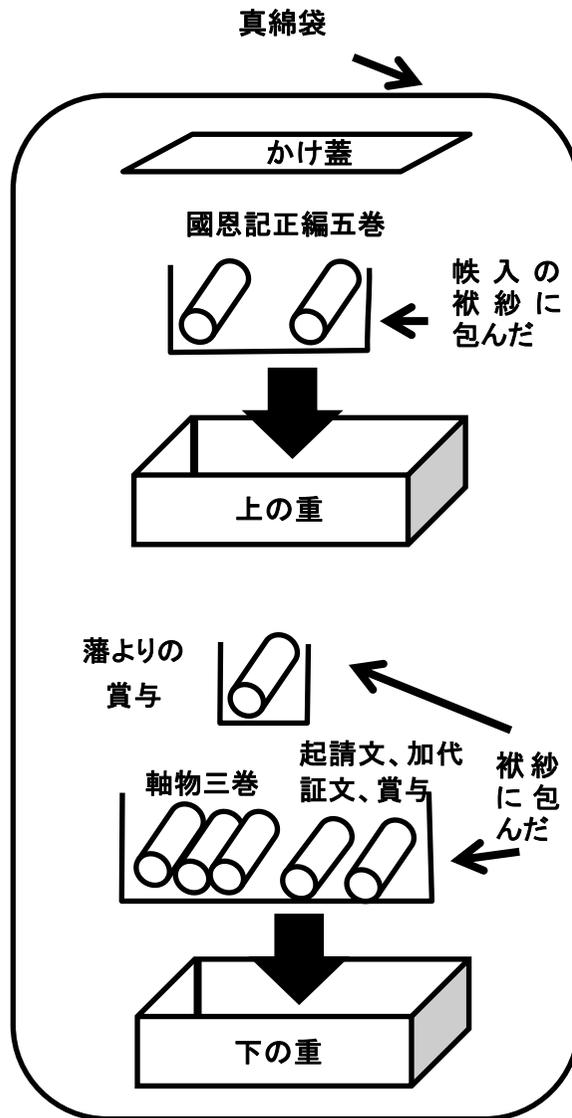


図4 國恩記関連資料の保存（菅原作成）

5 詳細展開

（國恩記覚 P15 より引用）

5.1 事の起り

（1）明和三年（1766）三月五日の夜、町内穀田屋（高平）十三郎（47歳）が菅原屋篤平治（35歳）宅に出かけて、茶呑み話のついでに、「世上浮沈、世の盛衰」など、あれこれ話し合い、町内再興の方策を知恵者篤平治に聞いた。

（2）菅原屋篤平治の考えは、以下のもの。

千四五百両の金子を藩庁に差上げ、思召の利息を下賜されたいと願上げる。先年より他の宿駅（中新田、三本木宿等）には伝馬合力も下されている例もあり、利息のほかに多少の加恩の可能性も有る。そうなれば、右の利息に取り合わせて、町内の伝馬勤仕の屋敷に平均して配分することによつて、永年宿場御用も滞りなく勤めることができる。（合力…共同労働の一形態。大きな荷物、道具の積出しや狩猟の場合に多くの労働者が同種の労働をすること。金銭や物品を恵み与えるこ

と。出典、ブリタニカ国際大百科事典小項目版 2008)

(3) 明和三年(1766)八月、江戸幕府から関東地方の河川改修工事の命を受けた仙台藩は、その費用を賄うために、領内の百姓まで借上(貸し上げ)を命じるに到った。(貸し上げ…大名などに貸すという名目で金品を献上すること。)

(4) 篤平治と十三郎の兩名は、計画に基く上納金の時期到来と考えたが、それに必要な大金を工面する手立てが無かった。

(5) 篤平治は大肝入(大庄屋)千坂仲内に願心を打明け、仲内はこれに全面的に賛意を表した。

(6) 明和五年(1768)五月、十三郎は養家督の音右衛門をつれて穀田屋十兵衛宅に赴き、この願心を打明けて、これにも賛同を得た。

(7) 十三郎・篤平治・肝入幾右衛門の三人が、浅野屋(遠藤)周右衛門方の振舞に行った帰途、肝入宅で、篤平治が願心を幾右衛門に打ち明けた。幾右衛門は「これは希有の大願心である。自分の家財衣類を売り払い、その上夫婦で年季奉公に出ても、それに加わることにはしたい」と申し出た。

(この時点で、賛同(篤志)者は十三郎・篤平治・大肝入千坂仲内・肝入幾右衛門・穀田屋十兵衛、
 寿内の6人。)

(8) 明和五年(1768)七月末、石巻鑄銭御用を拝命した城下柳町の三浦屋惣右衛門は、知り合いの
 穀田屋十兵衛と同十三郎に協力方を依頼した。特に十三郎に対しては、家督の音右衛門を
 「座方締めり」のために派遣してくれるように懇請した。

(9) 三浦屋の要請に応じて、十一月三日、鑄銭場に到着した音右衛門は、同年十二月一日付の
 書状で、諸普請その他で出費が増大し、とくに当月の職人や材木等の諸支払いに五百両余の
 不足が見込まれ、その上、当年中に銭の吹きはじめが命令されるとさらに二百両も不足するの
 で、何とか五百五十両を工面して欲しいと、十三郎と篤平治に頼み込んだ。

(10) 音右衛門は、利息はいくら高利でも結構だし、また希望とあれば、大願のための基金を出資し
 ても良いと申し出た。

(11) 書状を受け取った十三郎と篤平治は、千坂仲内・幾右衛門・十兵衛・寿内に何とか金子を工面

して、大願成就の糸口としたいと説得した。その結果、千八百切(450両)を用意した。(四切でいちりよう 一両)

(12)金の貸借に関して、鑄銭大目付鈴木伝兵衛との間で悶着が起きたが、伝兵衛は「加金請取」の仮証文を出し、鑄銭座元はこの金子を借用した。(加金…或る事業の運用資金に対して、有志が出資すること)

(13)明和六年(1769)一月下旬、篤平治と十三郎は、鑄銭大目付鈴木伝兵衛の仮証文を座元のねてがたひきかえ直手形に引替えるために石巻に出張した。

(14)鑄銭座方の面々が惣列座の席で、伝兵衛から列座の衆中に仮証文の引替の件が伝えられた。一同から「加金の儀」は座方の御法度であり、何故仮証文で「加金の始末」にしたのかの詰問が發せられた。

(15)伝兵衛は、「この時節に借入金が遅滞しては、鑄銭場の諸普請に支障が生じるし、又、吉岡の金主方は加金外の始末では一向承知しないので、加金にした」と弁明した。

(16) 篤平治と十三郎は、「座方御法度は当方の存ぜぬ事。加金の始末、早速相出ださるべきの由」と厳しく申し立て、一先ず石巻の旅館へ戻った。

(17) 三浦屋手代と音右衛門が篤平治と十三郎の説得に遣つて来たが、逆に座元の三浦屋惣右衛門に「加金證文」を出させる確約を取つて吉岡へ帰つた。

(18) 二人は石巻の事情を篤志仲間に説明し、「加金證文」を受け取り、各々方へお金をお渡しするので安心する様に説得した。又、「鑄銭事業が盛んになれば規定の利付けで元利を手前に受取る。その上で改めて三浦屋惣右衛門に借金を申し入れる。その金を藩府に上納、下賜される利息をもつて、年々無利息で惣右衛門に返済する。そうすれば、惣右衛門の方も余計な苦勞をせず、また、仲間の志願の方もうまくいくと思うが、このような考えは如何であろうか」と説明した。一同、賛同。

(19) 明和六年(1769)春、鑄銭事業が日増しに盛んになっていることを聞き付け、篤平治と十三郎は石巻へ下向し、三浦屋惣右衛門と対面。かねて念願していた吉岡三町の救済計画について話を

した。これに必要な大金は、吉岡だけでは調達不可能なので、惣右衛門から借金し、その返済に
まいねはん かし かね は毎年藩から下賜される金をあて、かいさい のち まちなか はいぶん 皆済した後に町中に配分したい、と申し出た。申し入れを
そううえもん りょうしよう 惣右衛門は了承して、きんす ようだ 金子を用立てることにした。

(20) 明和六年(1769)四月、十三郎は、仙台城下柳町の三浦屋惣右衛門方へ出かけ、近日中に「吉岡
めいわりくねん しがつ じゅうざぶろう 町御伝馬御合力願」を差し出す、ついではその準備のために金子を借用したいと申し入れた。
まちおてんま おごりきねがい

(21) 明和六年(1769)四月十三日、十三郎と篤平治は、浅野屋周右衛門の父甚内方へ出向き、合力
めいわりくねん しがつ じゅうざんにち じゅうざぶろう とくへいじ あさのやしゅううえもん ちちじんないかた でむ ごうりき 願の進展の様子を話し、かつ、三浦屋惣右衛門の受合証状を見せて、甚内にも出資を呼びかけ
ねがい してん ようす はな みうらやそううえもん うけあいしようじよう み じんない しゅつし よ た。甚内は殊の外喜び、「このことは亡父も生前心がけていたことであつた」と言つて加代
じんない こと ほかよろこ ぼうふ せいぜんころ 五百貫文の受合証状を認めて兩人に手渡した。(この時点で、賛同(篤志)者は十三郎・篤平治・
ごひやくかんもん うけあいしようじよう したた りょうにん てわた じてん さんどう とくし しや じゅうざぶろう とくへいじ 大肝入千坂仲内・肝入幾右衛門・穀田屋十兵衛、寿内、浅野屋甚内の七人。)

(22) 翌四月十四日、仲間が話し合い、三浦屋惣右衛門と浅野屋甚内の出資だけでは藩への上納額に
よくしがつ じゅうよつか なかま はな あ みうらやそううえもん あさのやじんない しゅつし はん じょうのうがく 不足することが分り、甚内に更なる出資を依頼した。甚内は更に500貫文を加えて、都合加代千貫文
ふそく わか じんない さら しゅつし いらい じんない さら かんもん くわ つごうくわえだいせんかんもん

(250 両)の受合証状を認めた。(寛永二年(1625)の金相場、金一両 〓 錢四貫文)

5.2 藩庁への出願準備

(23)藩庁への御合力の出願について、吉岡の采主「但木山城」の家中の大夫軍次に頼んで、首尾を内々調べて貰った。その結果、まちまちであった。(・古今無双の願なので正式に願出れば採納される)とみる役所もあり、・余りにも立派な願なのでかえって心配だとみる役所、・永年「御上の御不益」になるので取り上げられないとみる役所)

(24)明和七年(1770)十月八日、篤平治は富谷町の穀田屋八郎平に御合力願について城下の出入御屋敷方(侍)にそれとなく聞いて貰う事を依頼した。

(25)同日、千坂仲内宅で寄合ひ相談したところ、願通りに採納された場合に、下賜される金を如何に処分するかという問題が出てきた。(・下賜された金はすぐ町内に配分するのが最良である。・しかし、それでは、債権者の三浦屋惣右衛門に約束通り借金を返済できなくなる。・町内に配分

しないとなると、三浦屋への返済条件を知らない者は、合力金が一銭も届かないなどと言いだ
かねない)

(26) 台所で話を聞いていた中町の伝五郎と下町の平八が口を挟み、「町内の事は自分達で了簡す
る。心配なく相談するように。近日中に惣百姓から連判の証状を受取つて、篤平治達に見せ
る」と約束してくれた。(室町時代、農村で自衛上自治団体を形成したが、惣中掟、地下掟な
ど惣(郷村制)の制定した規定に服属する一般農民を惣百姓といった。江戸時代は、本百姓の
こと。)

(27) 後日、吉祥院(智積院派寿福寺)に下町の平八・卯兵衛、中町の喜右衛門・伝五郎・幸右衛門・
利助、上町の利兵衛・忠右衛門の八人と篤平治が寄合つた。三浦屋惣右衛門への返済が終つた後に、
御合力の配分にあずかることに決定。

(28) 篤平治が寄合の結果を浅野屋甚内に話し、加代證文に不備があつたので書直しをお願いし
たところ、更に五百貫文を出すと言つた。篤平治が一人の加代としては多すぎると断ると、「亡父

が年来志願していたこと」として、都合千五百貫文の受合証状を認めた。(375 両) (この時点で九百三十七両準備)

(29) 明和七年(1770) 十一月一日、穀田屋八郎平より篤平治へ回答有り。

(・早速願書を提出した方が良い。六千貫文を上納すること(1500 両)。そのうち四千貫文は即座に差上げる(千両)。残りの二千貫文は冥加として、来春の参勤前に上納する手はずで願出るよ
うに(500 両)。(冥加…冥加金の事。江戸時代、商工業者に課せられた営業税。本来、営業に對して特別の恩典を与えられた報恩として、業者から幕府、藩に献納するものであったが、金納で永続的であったため、税の一種とみなされ、一定の率を定めて毎年課せられることも多くなり、運上と混同されるようになった。)

(30) 篤志者を募る中で、新たに穀田屋善八が二百貫文の出資で願主仲間に入れてくれるように十三郎方へ依頼して来た。その他に、早坂屋新四郎を三百貫文の出資で願主仲間に入れることにした。この時点で、千六十二両準備(賛同(篤志)者は十三郎・篤平治・大肝入千坂仲内・肝入

いくうえもん こくたやじゅうべえ じゆない あさのやじんない こくたやぜんばち はやさかやしんしろう くにん
 幾右衛門・穀田屋十兵衛、寿内、浅野屋甚内、穀田屋善八、早坂屋新四郎の九人。)

めいわしちねん じゅうがつじゅういちにち こくたやぜんばち はやさかやしんしろう くわえだいしようじよう ていしゆつ
 (31) 明和七年(1770)十月十一日、穀田屋善八と早坂屋新四郎から「加代証状」が提出され
 た。

もうしあわせしようじよう こと
 申合証状の事 (例)

ひとつだいきんびやくかんもん
 一代三百貫文

このたびおのおのかたごたいがんな よしおかまちさんかまちおひやくしやうちゅううるお ため ながくおごうりきだいおんうえさま けんうな
 此度各方御大願成され、吉岡町三力町御百姓中潤いの為、永御合力代御上様へ献納成され
 そうろう つき せつしやごと くわえだいつかまつるはずもうしあわせそうろう みぎねがいあいすみそうら さつそくけんのうつかまつ そうろう
 候に付、拙者事も加代仕筈申合候。右願相済候わば、早速献納仕るべく候。末々
 さんかまち ごへんさいもうしうけそうろうぎ ござ そうろう みぎだいてつだいつかまつりそうろう よつ くだん ごと
 三力町より御返済申受候儀御座なく候。右代御手伝仕候。仍て件の如し。

めいわしちねんとらどしじゆうがつ はやさかやしんしろう
 明和七年寅歳十月 早坂屋新四郎

きんじつちゆう ねがいしよ さくせい はん ていしゆつ はい ちさかちゆうない どうし じたく よ あつ
 (32) 近日中に願書を作成して、藩に提出する運びとなり、千坂仲内は、同志を自宅に呼び集め、
 げんしゆく いか よう もう つた
 厳肅に以下の様に申し伝えた。

ねがいしよ ていしゆつ あと まん いち きんせんじよう まちが しやう せつ かざいいいりい もつ
 願書を提出した後に、万が一にも金銭上に間違いが生じた節は、それぞれ「家財衣類は申す

に及およばず、家屋敷妻子いえやしきさいしまでに相別あいわかれ候事そうろうごと」もある。その際さい、妻子さいしに二心ふたごころが生しょうじないようまえに前まへもつて納得なつとくさせた上うえで、願書ねがいしょを提出ていしゆつしなければいけない。私わたくしの場合ばあいは妻子さいしにもよく言い聞きかせて、たとえ年季奉公人ねんきぼうこうにんになつても異存いぞんのないことを確認かくにんしてある。各人かくじんもその点てんをよく考慮こうりよして、それぞれ間違まちがいなく協力きょうりよくするように。これを受けう、同志どうしはそれぞれ家内かないの覚悟かくごのほどを口上書こうじょうがきにして仲内ちゆうないに提出ていしゆつすることになつた。

十兵衛口上書の例

「如何いかなる成難儀なんぎの上うえ、本家末家ほんけまつけまで相禿あいつぶれ候そうろうともすこし共少うれも愁うれえず、如何様いかようの貧苦ひんくつかまつり仕候そうろうとも共、少すこしも後悔こうかい御座ござなく候そうろう。急度覚悟きつとかくごつかまつり仕候そうろう」

(33) 千坂仲内ちさかちゆうないは、町内ちゆうないから異心いしんの者ものが出てくることを恐おそれ、藩はんから金かねが下賜かされても、それはまかんず三浦屋みうらやへの借金しやつきんの返済へんさいにあてられ、町内ちゆうないに配分はいぶんされるまでには年数ねんすうもかかるので、その間かんに、町内ちゆうないから異心いしんの者ものが出てくることを恐おそれた。そこで、このような心配しんぱいをなくすために、町中まちなかから連判れんぱんの証状しやうじやうを出ださせることにした。

このたびのおのおのさまおねがいごころ
 「此度各様御願心にて、三町潤のため御上へ差上金成置かれ、御利足頂戴配分成し下さる
 べく御吟味、惣御百姓何も忝き次第に存じ奉り候。右指上金足目通に、三浦屋惣右衛門
 殿より金二千切、各様御借用成され、返済の儀は、毎年上より下され候御利足を以て無利足
 なし崩しに成置かれ、皆済の後、三町内へ配分の御吟味、委曲承知仕候。右品々疾と相心得居、
 返済相成らざる内、万一往還の御役人様方など、御合力金の儀御尋も御座候わば、相違なく下置
 かれ、町内潤に罷成、諸人快く御伝馬御用相務め、有りがたき仕合に存じ奉り候趣、
 申上ぐべく候。右相違なき為、三町内御百姓連判を以て、此の如くに御座候。以上

明和七年十月二十三日
 三町惣御百姓連中

千坂仲内殿

幾右衛門殿

周右衛門殿

寿内殿

とくへいじ どの
篤平治 殿

じゅうびごろう どの
十三郎 殿

じゅうべえ どの
十兵衛 殿

5.3 藩庁への出願 その1

(34) 千坂仲内・幾右衛門・篤平治の三人は、願書に代官の末書を受け取るべく、中新田村の代官屋敷に出向いた。ここで代官橋本権右衛門の末書を付けて、同役の八島伝之助へ願書を提出した。この願書は、明和七年(1770)十二月、代官、郡奉行から出入司の順で上達された。

(末書：基の本を祖述した本。また、それを注釈した書。出入司：仙台藩の職名で、領内の財政・民政を司った)

(35) この願書は、明和八年(1771)一月七日、特別の理由もなく、吟味なりがたしとして、郡奉行今泉七三郎の付書をもって返却されてきた。

(36) 翌日 一月八日、千坂仲内は、急ぎ篤平治を呼び相談。その結果、「大願の儀一度二度申上候とて」すぐ採納されるはずもなく、また願主仲間(他の篤志者達)に知らせて直訴などされては、今後願書を提出する際の支障ともなるので、仲間にはもちろん町内へもこのことは伝えないこととし、仲内と篤平治の二人だけで善後策を講じる。

(37) 四月に仲間が聞きつけ、又六月には町内にも知れ渡ったが、町の老人たちの説諭によって事無きを得た。

5.4 藩庁への出願 その2

(38) 明和八年(1771)六月三日、千坂仲内は代官橋本権右衛門の役所に出かけ、前記のような「吉岡町御合力願」の内情を訴えた。代官もこれを了承し、再び郡奉行の今泉七三郎と内談する運びとなった。(橋本権右衛門は、本願心については非常に好意的・協力的であった)

(39) 橋本権右衛門は出府して、城下逗留中に入出入司の萱場奎と会見。

(40) 萱場は「此の御時節柄を見込み、徳取勝手その様に相聞え候に付き、御吟味成させられがたく、願書を相返」したと却下の事情を説明。

(41) これに対し、代官の橋本はそのようなことはないと明確にこれを否定し、かつ、これは願主仲間が数年来心掛けていたことであるとして、特に、浅野屋周右衛門の亡祖父の存命中の願心とその準備の様子などを詳しく話し、萱場は感動した。

(42) 萱場の対応は「年来心願致し候儀、願主共の親切、申すべき様之なく候。早速願相調べ差し申し候」とのこと、事態は大きく動いた。

5.5 藩庁への出願 その3

(43) 明和八年(1771)十一月、代官橋本の内示に従って、願主仲間は吟味し、その結果、「五千貫文の高に献納代仕り、右代御貸付成共成下され、何程にても御利足通を以て、永々吉岡町御用捨に下置かれ候様、成下され度、願上奉り候」と、再び願書を提出した。

(44)とところが、「ぜに錢にては御上にて、御取扱も御難しく思召され候間、金子にて千兩の高に差上申候様は罷成るまじきや、右候わば、御吟味も成下さるやと、出入司衆、仰談れ候間、吟味仕り申すべし」という内意が代官から伝えられた。

(45)明和九年(1772)一月十二日、「ぜに錢にて指上候ては、御取扱御難しく候間、金に直し千兩の高に差上候様」にと、付札をもって願書が返却された。

(錢で千兩の額にするには、当時の錢相場が一切につき千四百五十文であることから、なお八百貫文不足であった。その不足分のうち、五百貫文は又々甚内が負担することを申し出た。そこで残りの三百貫文は願主仲間が何とか工面することになった。こうして、浅野屋周右衛門と父甚内は、前後通計して実に二千貫文の出資(500兩)を約束したことになる。)

(46)しかし、金での上納は不可能であったので、当時の錢相場を勘案して、錢で五千八百貫文(金千兩分)納めることにした。そのうちの二千五百貫文は下知次第に上納し、残りの三千三百貫文は、四月初めまでに皆済する旨の願書を作成して、明和九年(1772)一月に提出した。

(47) 二月になり、代官橋本権右衛門から大肝入千坂仲内宛てに願主のうち一人を至急仙台屋敷へ

出頭させるようにとのことで、早速幾右衛門・十三郎・篤平治の三人が派遣された。

(48) 二月十八日朝、幾右衛門・十三郎・篤平治の三人が代官橋本に面会すると、「願書中の「献納

代」を「指上代」と訂正することと、時相場をもって上納すること」、「の二点が命ぜられた。

(49) 書面を訂正し、金千両分の銭のうち、千六百二十切分は下知次第、二千二百二十切分は四月初

まで、残りの二百六十切分は七月末から八月中旬までの間に、分割して上納することにした。

(合計四千切)

5.6 藩庁への出願 その4

(50) 明和九年 (1772) 二月二十二日、四度目の願書を代官に提出。

「右千両分の代上納仕候わば、御貸方倍金の利分を以、当暮より永々御町中へ御用捨下置かれ、御百姓相続仕り永く御町役も相勤申様成下され度願上奉り候。いよいよ以て願の

ごと なしくだ そうら
 如く成下され候わば、今村吉岡町御年貢金の内を以て、御用捨に下置かれ候様成下され、若し
 どうむらおねんぐどおり ふそく ぎ ござそうら きんそんおねんぐきん うち くだしお そうろうようなくだ
 同村御年貢通にて不足の儀も御座候わば、近村御年貢金の内にて下置かれ候様成下され度願
 たてまつ そうろう
 い奉り候」

(51) 願書は代官から仮郡奉行へ上申され、さらに郡奉行から出入司へ、出入司から奉行へ
 ねがいしよ だいかん かりこおりぶぎよう じようしん こおりぶぎよう しゅつにゆうつかさ しゅつにゆうつかさ ぶぎよう
 と伝達された。

(52) 待望の、大町将監ら五奉行連名の下知が届いた。

たいぼう おおまちしようげん ぶぶぎようれんめい げち とど
 おいおいもうしきくおもむき いぎ そうろうじよう ねがい だいいいおさ おくらもと あいあず ばいじう お
 「追々申聞趣に異儀なく候条、願のごとく代相納めさせ、御蔵元へ相預けられ、倍合の御
 しまつなくだ おくらもと りじゆん とし くれじきおだいかん ひきわたし むらかたごようしやなくだ そうろうしゅび
 始末成下され、御蔵元より利潤、年の暮直々御代官に引渡、村方御用捨成下され候首尾之ある
 べく候」
 そうろう

この下知はまず出入司に伝えられ、勘定奉行、郡奉行、代官、仮大肝入の順で地元へ順達さ
 げち しゅつにゆうつかさ つた かんじようぶぎよう こおりぶぎよう だいかん かりおおきもいり じゆん じもと じゆんたつ
 れてきた。この下知によって、藩に上納する千両分の銭は、月八厘の利息付きで蔵元に預けられ、
 げち はん じようのう せんりようぶん ぜに つきはちりん りそくつ くらもと あず
 毎年、その利息が年の暮に蔵元から村方へ下賜されることになった。(毎年、約九十六両払い下
 まいねん りそく とし くれ くらもと むらかた か し まいねん やくきゆうじゆうろくりようはら さ

げの計算(= 1000×0.008×12)。下知が病氣中の大肝入千坂仲内に伝達されたのは、明和九年

(1772)七月一日。願主仲間の六年間に亘る努力が報われた瞬間であった。()

5.7 上納金の調達

(53) 上納金千両の調達が当面の問題となる。

① 願主仲間の内、貯えを以て上納出来るのは浅野屋周右衛門・新四郎・善八の三人だけ。

② 残りの六人は「兼て困窮、貯も之れなき者共」であった。彼等は鑄錢座元の三浦屋惣右衛門から借金して上納する手はずになっていた。

(54) 明和九年(1772)七月三日、千坂仲内は篤平治と十三郎を呼び、三浦屋惣右衛門から借用する金の件について話し合った。

① 若し三浦屋が無利足二千切貸与の件を違約した場合には、石巻の旅宿で三人ともに自害する覚悟を決めた。

②三人連署の肝入宛遺書を石巻へ持参することになった。但し、仲内は病気のため、肝入幾右衛門に替わった。

③明和九年七月八日、召使二人を連れて、都合五人決死の覚悟で、三浦屋惣右衛門の旅宿へ行つた。

(55) 去る明和七年(1770)十一月に約束した金子の恩情を願ひ出た。三浦屋惣右衛門は「何時にても御用次第、御城下にて二千切御手渡仕るべく候」と即答。

(56) 三人は、二千切借用の件については安堵した。しかし、銭相場の下落によつて、なお百二十五両不足であつた。

(57) 更に三浦屋へ無心を申し出た。ところが、当時、鑄銭座方の遣り繰りも甚だ困難であつて、約諾した二千切もやつと都合つけるような状態であつたから、三浦屋とてもその申し出は受け入れかねた。このため仙台の音右衛門を紹介。

(58) 音右衛門に面会して石巻での様子を話し、金子用立てをお願いしたが期待空しく断られた。

三人は必死になって申し込み、漸く借り受けることとなった。

5.8 上納金の納入

(59) 明和九年 (1772) 八月二十七日、仙台の三浦屋惣右衛門から借入金の一部を受取って上納。九月に入ると、残り少ない上納金の皆済を厳命された。

(60) 明和九年九月十七日、篤平治の依頼を受け、十三郎が音右衛門に無理矢理に無心した百二十五両の金と、その残り全額は三浦屋から借用するため上仙した。

① 百二十五両 (500 切) のうち、その半分は願主仲間が吉岡で何とか調達することに方針変更した。

② 二百二十五切の工面を三浦屋に申し入れた。

(61) 鑄銭座大目付の鈴木伝兵衛の話では、「鑄銭の方は出来次第藩が買上げることになっているのに、その代金は一向に渡されないので、三浦屋の仙台と石巻での遣り繰りは大変難しい」とのことであった。しかし惣右衛門は、そのような内情については少しも口にしないで、十三郎の

申し出を了承した。このような三浦屋惣右衛門の好意ある協力の下に、願主仲間は九月二十二日には、願い出た通りに、金千両分の銭を藩に上納することが出来た。

5.9 三浦屋惣右衛門への返金方法

(62) 明和九年(1772)九月二十九日、願主仲間は、これまでの三浦屋惣右衛門の厚恩に報いるため

石巻へ出向くことを話し合った。これとは別に、仲内と篤平治は以下を密談した。

① 今年の暮からの下賜金を以て、直接三浦屋へ返済するには十か年も掛かるので、それを更に二十か年賦に引伸ばすことによつて、下賜金の半分を毎年町内へ配分出来ないかというものであった。

② この旨、甚内が同道して三浦屋へ申し出ることにした。

(63) 十月十八日、他出不可能な幾右衛門と病中の善人を除き、願主仲間は石巻へ出向いた。

惣右衛門に対面して、これまでの厚恩を心から感謝し、その際、返済を二十か年にして貰う事を

申し入れ、了承された。

5.10

町内への下賜金配分方法の検討

(64) 大肝入千坂仲内は、篤平治と相談して、三町の検断に申し付け、各町の一軒屋敷・半軒屋敷・無伝馬屋敷・歩夫屋敷などを書き出させた。

(検断…中世の日本においては警察・治安維持・刑事裁判に関わる行為・権限・職務を総称した語。一軒前…社会・村落の一員に相応しいと認められるだけの家屋敷や田畑を所有し、年貢や村落内で定めた義務、その他の負担が可能な家)

(65) 明和九年(1772)十一月一日、大肝入千坂仲内は、三町の検断・村役人・願主仲間を残らず寄り合せ、配分について慎重に検討を加え、次の如く申し定めた。

配分仕法
 当所御伝馬勤仕人の御配分仕法

①、一軒屋敷へ一割

②、半軒屋敷へ五分 はんけんやしき ごぶ

③、小半軒屋敷へ二分五厘 こはんけんやしき にぶごりん

④、沽却明(空)屋敷へも同断但し、右下さる金溜置、利付を以、貸方致し、代御百姓相立次第、

諸役人立合、家作料に相渡申すべき事 しよやくにんたちあい かさくりよう あいわたしもう こと

⑤、御外人屋守、御札屋等、百姓山伏南明院屋敷、御蔵守了密小路、御百姓座頭屋敷。右五人

へは、一軒前に人が一割(1/8の意)にて一分二厘五毛 いっけんまえ はち いちわり 1/8の意 いちぶにりんごもう

この他、全体で⑩の項目が有る。 ほか ぜんたい こうもく あ

5.11 借入金かりいれきんの返済へんさい

(66) 当時、願主仲間のうちの六人は、三浦屋から合計二千二百五十切を借用していたが、十三郎 とうじ ねがいぬしなま るくにん みうらや とうけいにせんにひやくごじゆうきり しゃくよう じゆうざぶろう

が親類であったので、借用証文の提出は来春まで引きのばしていた。 しんるい が親類であったので、借用証文の提出は来春まで引きのばしていた。

一、金二千二百五十切 ひとつ きんにせんにひやくごじゆうきり

右の通、無利足と年譜を以て、借用を致し候。吉岡町窠がんだめの金千両の高に上へ
 相納置き申すべく候間、御預け貸付成下され、右利分を以て、年々同町へ御用捨成下され度
 き次第願申上ぐ。願の如く此度御下知相濟候に付、右の納金行当無心申達候。御影を以
 て大願成就致し候。返済の儀は、御用捨下置かれ候利足金相渡り次第、明後年の午暮よ
 り、前書の通無利足を以、年々滞りなく返済を致すべく候。仍て証文件の如し。

明和九年九月

黒川郡吉岡町借用人

十三郎 印

同

篤平治 印

同

十兵衛 印

同

寿内 印

同所

肝入

幾右衛門 印

大肝入

千坂仲内 印

御城下柳町
（一）じょうかやなぎまち

三浦屋惣右衛門殿
みうらやそううえもんの

（以前の借用証文では「本年暮より返済することになっていた」）
いぜん しゃくようしようもん ほんねんくれ へんさい

（67）安永元年（1772）一月十二日、十三郎が上仙し、借用証文を三浦屋惣右衛門へ提出。
あんえいがんねん いちがつじゅうにち じゅうざぶろう じょうせん しゃくようしようもん みうらやそううえもん ていしゅつ

（68）これに対し惣右衛門より、「明和九年暮から年賦返済の約束であったが、証文には『明後年の
たい そううえもん めいわくねんくれ ねんぶへんさい やくそく しょうもん みょうごねん

午暮より』となつていのはおかしい」と疑義が出された。
うまくれ じゅうざぶろう いか よう べんめい ねがいしよ ていしゅつ かん ひよう しゃつきん まかな き

（69）十三郎は以下の様に弁明。「願書の提出に関する費用などもすべて借金で賄つて来た。そ
じゅうざぶろう いか よう べんめい ねがいしよ ていしゅつ かん ひよう しゃつきん まかな き

こで、去年と今年の両年分の利息で、まずその返済に充てたい。については惣右衛門殿への返済は
きよねん ことし りょうねんぶん りそく へんさい あ そううえもんの へんさい

安永三年（1774）からにして頂きたい」
あんえいさんねん いただ

（70）惣右衛門はしぶしぶ了承した。
そううえもん りょうしょう

5.12

下賜金の行方 その1
かしきん ゆくえ

(71) 安永二年 (1773) の一月を過ぎ、二月中旬になっても去年の暮れに下賜される利息金について、未だに何の連絡もなかった。吉岡では、願主仲間を始め町中が心配だったが、藩の遣る事なので、下から催促する訳にも行かなかった。

(72) 同二月十日、浅野屋 (遠藤) 甚内と篤平治が千坂仲内宅に出かけて相談。その際、仲内からは、「先頃代官の八島伝之助に会ったところ、『窺にても相立然るべし』とのことだったので、自分ひとりで窺書を出すつもりである」と言われた。

(73) 同二月二十九日、仲内は仲間の同意を得て、「去年分御利息は、当年分御利息御一同、当暮に至り渡下さる御事に御座あるべき哉、御取合御吟味成下され度」旨、代官宛の窺書を提出した。

(74) これに対して、出入司木村久馬から「去年分利足金高について、四十両余になると勘定所では聞いており、今回下賜される運びになった。しかし、去年は途中で利金も少ないため、当年分の利金と合わせて、当暮に渡しても宜しいか」と、問い合せが来た。

(75) 願主仲間は仲内宅に会合し、「当暮一度に受取り候や、又去年分斗此節受取申すべき哉」

を相談した。これに対して「初年度のことなので、取りあえず、去年分の利息を下賜されたい」と一決した。

(76) これを受けて、安永二年(1773)三月、大肝入千坂仲内は代官に、「去年分は年中途中で利金も町全体に配分するには少ないけれども、初年度なので、差し支えなければ、去年分の御利息を下賜下さる様、御吟味下さい」と申し出た。

(77) 出入司の但木主膳から「去年分利金両替所に取合、同所より村方へ相渡候様、首尾之あるべく候」と下知された。

(78) 代官八島伝之助から仲内宛てに「両替所へ行って、蔵元の大文字屋手代中西弥七に対談したところ、明和九年(1772)分の利息として、小判40両余を勘定所から受取って渡すとのことであるから、四月九日に受取人を上仙させるように」との連絡が有った。

5.13 下賜金の行方 その2

(79) 安永二年(1773)四月九日、御金使庄右衛門に「御蔵元より受取通牒」と題する通帳と代官の

なかにしやしちあてきんすうけとりてがたも
中西弥七宛金子受取手形を持たせて、上仙させた。

(80) 安永二年四月十日、庄右衛門は小判四十二両二歩と代九百十二文を受取った。

(81) この金は、今年の一月に、甚内が宮床村への返金を立替えて置いたので、それへの返済にあてられた。

(82) 同年五月三日の夕方、九人の願主仲間を上仙させよとの命令が代官から大肝入に伝えられた。

(83) 極老の寿内と病身の十兵衛の二人は、嫡子を名代に出し、打ち揃って五月六日に出府した。

御用宿の國分町吉田屋清作方に逗留し、九日の朝、出入司萱場奎宅に参上した。

(84) 吉岡宿救済事業の褒美として、萱場からそれぞれに賞状と賞金が下賜された。

― 浅野屋周右衛門は亡祖父代から多年心掛け、自ら先立って残り八人の者たちにも申合せ、多額の錢を上納した事を賞され、金三両三分を下賜された。

― その他、大肝入千坂仲内・肝入幾右衛門・寿内・十兵衛・十三郎・篤平治・善八・新四郎の八人にも、それぞれ二両二分ずつが下賜された。

5.14 下賜金の配分 かしきん はいぶん その1(賞金の使途) しょうきん しと

(85) 安永二年 (1773) 五月十二日、仲間一同は、帰村。翌十三日、甚内と篤平治は、下賜された賞金あんえいにねん ごがつじゅうににち なかま どう きそん よくじゅうさんにち じんない とくへいじ かし しょうきんの使途しとについて相談そうだん。

— 甚内は「町中の小益」にもしたので、まず、町中の極貧の百姓中にだけでも少しづつじんない まちなか しょうえき まちなか ごくひん ひやくしやうちゅう すく配分し、若干は子孫に残して「永世家宝」として貯えおきたいと申し出た。はいぶん じゃつかん こまご のこ えいせいかほう たくわ もう で

— 大肝入千坂仲内にも相談。仲内からは「町内一同に配分候わば、貧者は今日當に相用い、おおきもいりちさかちゆうない そうだん ちゆうない ちようない どう はいぶんそうら ひんじや きようのいとなみ あいもち又相応に相続の者は人の遣い様も之あるべく候間、三町一体の配分尤に候」と、町中またそうおう そうぞく もの ひと つか よう これ そうろうあいだ さんまちいったい はいぶんもつとも そうろう まちなか全部への配分を提案した。ぜんぶ はいぶん ていあん

— この大肝入の提案に、他の仲間もすべて同意した。おおきもいり ていあん ほか なかま どうい

(86) 同年五月十五日、吉岡上・中・下町の町民へ、各戸約五百文づつ配布した。どうねんごがつじゅうごにち よしおかかん なか しもまち ちようみん かつこやくごひやくもん はいふ

(87) 同年五月十七日、借家一人につき二百文づつを手渡し配布。願主(篤志者)達は、賞金を私用どうねんごがつじゅうしちにち しゃくやひとり にひやくもん てわた はいふ ねがいぬし とくししゃ たち しょうきん しようすることなく、町民へ全て配分した。ちようみん すべ はいぶん

5.15 かしきん はいぶん
 下賜金の配分 その2 (はいぶんほうほう へんこうけんとう)
 配分方法の変更検討

(88) 安永二年 (1773) 四月から安永五年 (1776) まで、きんせんりよう たい りそく くらもと だいもんじや 金千両に對する利息を、くらもと 蔵元の大文字屋から
うけと 受取り、「配分仕法」(65に説明)に従つて町内の各戸に配分。
はいぶんつかまつるほう 配分仕法 (65に説明) に従つて町内の各戸に配分。

(89) 安永六年 (1777) から配分方法の変更を検討
あんえいろくねん はいぶんほうほう へんこう けんとう

(従来の方法) 毎年十二月二十九日、三十日に蔵元から利金が渡され、各戸には一月七日以降に
じゅうらい ほうほう まいねんじゅうにがつにじゅうくにち みそか くらもと りきん わた かっこ いちがつなのかいこう
はいぶん 配分、このため年内の年貢上納や越年の足しにもならなかつた。

(新方法の案) 「今村吉岡 並に近村御年貢金の内」より直接利息分を下賜されるように、追つ
しんほうほう あん いまむらよしおかならびに きんそんおねんぐきん うち ちよくせつりそくぶん かし お
ねがいしよ ていしゆつ て願書を提出することになつた。

(90) 篤平治は城下勘定所で老役櫻田五郎左衛門と内談。そこで先ず、願書の下書きを作つて提出
とくへいじ じょうかかんじようしよ ろうやくさくらだごろうざえもん ないだん ま ねがいしよ したが つく ていしゆつ
すす することを勧められた。

(91) 安永七年 (1778) 一月二十日、下書きを櫻田五郎左衛門に見せ、了承を得た。
あんえいしちねん いちがつはつか したが さくらだごろうざえもん み りようしやう え

(92) 三月八日、合力願の際に協力を得た当時の郡奉行で、現在は出入司の今泉七三郎の内意
さんがつようか ごうりきねがい さい きやうりよく え とうじ こおりぶぎよう げんざい しゆつにゆうつかさ いまいずみしちざぶろう ないい

を窺い、篤平治が彼と会見し、同意を得て提出した。

(93) 提出された願書に対して、安永七年(1778)三月十三日には、代官菊田五郎大夫から十二日付けの出入司萱場空ら四名連署の下知が伝達された。

「此末同郡年貢金取立の内より、直々右御利息渡下さるべく候間、右の分御蔵上納扣置、直々面々へ相渡候。御郡方に於て納渡の首尾之あるべし」

これにより、従来蔵元の大文字屋から渡されていた利息に代わって

① 黒川郡の年貢金取立の内から直接渡されることになった。

② 吉岡から金の受取人を上仙させる費用が節約された。

③ 町民に対しても年内に配分可能となった。

(94) この後、約三十年間、この配分が続けられた。

5.16

下賜金の配分終了

(95) 享和期(1801-1803年)の出入司の更迭にともなうて下付法が大きく改められた。従来の利息金かふ 下付から、元金かんきん 崩しなしくずの法ほうに一変いつぺんしてしまった。

(元金崩し) についての筆者菅原の私的解釈..(3)で記述した通り、明和三年(1766)八月、仙台藩は領内の百姓まで借上(貸し上げ)を命じた。実質的には町民が藩へお金を献上したのであるが、名目上は藩が「借りた」ので、その元金を藩が篤志家達に徐々に返済(済崩)し、借金を返済したと解釈した。恐らく藩も財政が悪化し、利息金下付の継続が難しくなったものと思われる。

(96) 文化十一年(1814)、元金も払渡し済みとなつて、この大事業も終息を告げることになった。このため、救済事業の廃絶は、住民をして大いに悲嘆させた。吉岡三町はまさに「暗夜に燈を失なつた」様な状態となつた。

5.17

こくおんさいこう
國恩再興

(97) 救済事業の廃絶を憂いた吉岡の領主但木山城弘行は、家老や村役人らに命じて、この事業の再興方法を検討させた。

(98) 天保十年（1839）になってようやく二百五十両を調達し、明和の先例に準じて再び藩に
出願したところ、藩ではその願を採納したばかりでなく、かえって藩主斉邦公から二百五十両
の足し金が増えられて、救済基金は五百両となった。しかし、この額に対する利息だけでは、
吉岡宿の救済には不十分であった。そこで藩では、この末五か年間、五百両を基金として倍金
を加え、元利合わせて千両の高とした。

(99) 弘化二年（1845）からは、明和・安永の旧に復し、年一割の利息金百両づつが毎年の暮に再び
下賜されることになった。

了

謝辞しやじ

① ルビ振り作業においては、大和町郷土史家の吉田清孝様の多大なる御援助を得ました。吉田様は平成三十一年（2019）三月二十五日に逝去されました。ここに厚くお礼を申し上げますと共に、謹んで御冥福をお祈り致します。

② 本資料の校正及び出版の手続きに多大なる努力を割いて頂いた高校時代からの畏友佐藤芳博氏に厚くお礼を申し上げます。

③ ルビ振り作業において、校正、ページ振り、ヘッダー割り付け等で多大なる努力を割いて頂いた物部理氏に厚くお礼を申し上げます。

【著者紹介】

菅原 政治郎 (すがわら まさじろう)

1948年仙台市出身、東北大学工学部原子核工学科卒、日本原子力事業株式会社入社 NAIG 総合研究所配属(1989年東芝と合併)、高速増殖炉の熱流動解析及び沸騰水型原子力発電所の信頼性解析に従事、その後、原子力発電技術機構(NUPEC)及び原子力安全基盤機構(JNES)にて沸騰水型原子力発電所の信頼性解析に従事、2012年3月原子力安全基盤機構退職

ホームページアドレス <http://www7b.biglobe.ne.jp/~ryori-nocty/>

る び ふ こくおんき
ルビ振り國恩記

発行日	2020(令和2)年8月31日
著者	菅原 政治郎
発行者	S・I 科学情報研究所 〒226-0027 横浜市緑区長津田 1-22-13-34 電話/FAX 045-983-5673
E-mail	mktnsugawara55@kna.biglobe.ne.jp
印刷・製本	法務省 横浜刑務所
ISBN	978-4-9911573-0-1 C1095

(非売品)